

# 防府市国民保護計画

## 【資料編】

令和 3 年 7 月  
防 府 市

## 目 次（資料編）

## 1 関係機関連絡先一覧

1-1	指定行政機関・指定地方行政機関	1
1-2	自衛隊・米海兵隊岩国航空基地関係	2
1-3	海上保安本部・警察関係	3
1-4	都道府県	4
1-5	市町・消防本部	6
1-6	指定公共機関・指定地方公共機関	8

## 2 避難に関する資料

2-1	警報・緊急通報の通知先	10
2-2	県の避難の指示の通知先	11
2-3	県内避難施設一覧	13
2-4	山口県緊急輸送道路ネットワーク図	29
2-5	県内の鉄道網	39
2-6	県内港湾の状況	41
2-7	避難港及び避泊地としての適性、収容能力	43
2-8	大型船バースの標準寸法・漁船の諸元	45
2-9	災害時におけるヘリコプター離着陸場の予定地	46
2-10	離島におけるヘリコプター離着陸場の予定地	59
2-11	第六、第七管区海上保安本部所属船艇の状況	60
2-12	運送力の状況（離島航路船舶）	61
2-13	輸送力の状況（指定公共機関）	62

## 3 救援等に関する資料

3-1	救援の程度及び方法の基準	63
3-2	災害拠点病院等一覧表	69
3-3	災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院一覧表	70
3-4	救急病院及び救急診療所	72
3-5	健康福祉センターの管轄区域及び国・公立医療機関の状況	76
3-6	医薬品、防疫薬剤主要調達先	77

3-7	安否情報省令及び関係様式	78
3-8	防府市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱	86
<b>4 武力攻撃災害の最小化</b>		
4-1	火災・災害等即報要領	97
4-2	生物化学テロ対応資機材の保有状況	113
<b>5 避難実施要領</b>		
5-1	避難実施要領	114
5-2	避難実施要領のパターン	118
5-3	避難誘導における留意点	159
5-4	住民の行動要領	165
<b>6 その他（関係条例、要綱等）</b>		
6-1	防府市国民保護協議会条例	173
6-2	防府市国民保護協議会運営要綱	174
6-3	防府市災害派遣手当に関する条例	175
6-4	防府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例	177

# 1 關係機關連絡先一覽

## 1-1 指定行政機関・指定地方行政機関

## 指定行政機関

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電 話	F A X
内閣府	大臣官房総務課	千代田区永田町1-6-1	03-6257-1268	03-5510-0658
国家公安委員会	連絡先は警察庁と同様	千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141	03-3581-0744
警察庁	警備局警備運用部警備第二課	千代田区霞が関2-1-2	03-3581-0141	03-3581-0744
金融庁	総合政策局総務課	千代田区霞が関3-2-1	03-3506-6021	03-3506-6267
消費者庁	総務課	千代田区永田町3-1-1	03-3507-9151	03-3507-9275
総務省	大臣官房総務課	千代田区霞が関2-1-2	03-5253-5090	03-5253-5093
消防庁	国民保護・防災部 防災課国民保護室	千代田区霞が関2-1-2	03-5253-7550	03-5253-7543
法務省	大臣官房秘書課広報室	千代田区霞が関1-1-1	03-3592-5396	03-3592-7728
公安調査庁	総務部総務課	千代田区霞が関1-1-1	03-3592-2638	03-3592-6605
外務省	大臣官房総務課危機管理調整室	千代田区霞が関2-2-1	03-5501-8059	03-5501-8057
	総合外交政策局人権人道課	千代田区霞が関2-2-1	03-5501-8240	03-5501-8239
財務省	大臣官房総合政策課政策推進室	千代田区霞が関3-1-1	03-3581-7934	03-5251-2163
国税庁	長官官房総務課	千代田区霞が関3-1-1	03-3581-4161	03-3593-0401
文部科学省	大臣官房総務課法令審議室	千代田区霞が関3-2-2	03-6734-2156	03-6734-3590
スポーツ庁	政策課	千代田区霞が関3-2-2	03-6734-3019	03-6734-3790
文化庁	政策課	千代田区霞が関3-2-2	03-6734-2806	03-6734-3811
厚生労働省	大臣官房厚生科学課 健康危機管理・災害対策室	千代田区霞が関1-2-2	03-3595-2172	03-3503-0183
農林水産省	大臣官房文書課災害総合対策室	千代田区霞が関1-2-1	03-6744-0578	03-6744-7158
林野庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1	03-6744-0578	03-6744-7158
水産庁	連絡先は農林水産省と同様	千代田区霞が関1-2-1	03-6744-0578	03-6744-7158
経済産業省	大臣官房総務課	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1327	03-3501-1704
資源エネルギー庁	長官官房総務課	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-2669	03-3501-2305
中小企業庁	事業環境部経営安定対策室	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-0459	03-3501-6805
国土交通省	大臣官房危機管理室	千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8974	03-5253-8891
国土地理院	総務部総務課	茨城県つくば市北郷1	029-864-6900	029-864-1807
観光庁	総務課	千代田区霞が関2-1-3	03-5253-8321	03-5253-1632
気象庁	総務部企画課	千代田区大手町1-3-4	03-3214-7902	03-3211-2032
海上保安庁	総務部国際・危機管理官	千代田区霞が関2-1-3	03-3591-9822	03-3507-7435
環境省	大臣官房総務課危機管理室	千代田区霞が関1-2-2	03-5512-5010	03-3591-5939
原子力規制庁	長官官房緊急事案対策室	港区六本木1-9-9	03-5114-2121	03-5114-2183
防衛省	防衛政策局運用政策課 統合幕僚監部参事官付	新宿区区市谷本村町5-1	03-3268-3111 (代表)	03-5225-3022 03-5229-2136
防衛装備庁	長官官房総務官付	新宿区区市谷本村町5-1	03-3268-3111 (代表)	03-3268-3111

## 指定地方行政機関

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電 話	F A X
中国四国管区警察局	総務監察・広域調整部 広域調整第二課	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-6411	082-228-3920
中国総合通信局	防災対策推進室	広島市中区東白島町19-36	082-222-3371	082-221-0075
中国財務局	総務部総務課	広島市中区上八丁堀6-30	082-221-9221	082-502-3688
門司税関	総務部総務課総務第一係	北九州市門司区西海岸1-3-10	050-3530-8306	093-332-5336
中国四国厚生局	総務課	広島市中区上八丁堀6-30	082-223-8181	082-223-8155
山口労働局	総務課	山口市中河原町6-16	083-995-0360	083-995-0378
中国四国農政局	企画調整室	岡山市北区下石井1-4-1	086-224-4511	086-235-8115
近畿中国森林管理局	企画調整課	大阪市北区天満橋1-8-75	06-6881-3402	06-6881-3415
中国経済産業局	総務企画部総務課	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5615	082-224-5640
中国四国産業保安監督部	管理課	広島市中区上八丁堀6-30	082-224-5753	082-224-5650
中国地方整備局	防災室	広島市中区上八丁堀6-30	082-511-6164	082-227-2651
九州地方整備局	防災室	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331	092-476-3467
中国運輸局	総務部安全防災・危機管理調整官	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-3434	082-227-9797
大阪航空局	総務部安全企画・保安対策課	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6212	06-6945-8460
福岡航空交通管制部	総務課	福岡市東区奈多字小瀬抜1302-17	092-607-7111	092-607-0474
福岡管区气象台	総務部業務課	福岡市中央区大濠1-2-36	092-725-3603	092-714-7681
第六管区海上保安本部	総務部総務課	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	082-251-5224
第七管区海上保安本部	総務部総務課	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931	093-321-6038
中国四国地方環境事務所	総務課	岡山市北区下石井1-4-1	086-223-1577	086-224-2081
中国四国防衛局	企画部地方調整課	広島市中区上八丁堀6-30	082-223-8324	082-223-0336

## 1-2 自衛隊・米海兵隊岩国航空基地関係

## 自衛隊（山口県の連絡調整担当窓口）

調整窓口		担当部署	所在地	電話番号
陸上	中部方面總監	防衛部	兵庫県伊丹市緑ヶ丘7-1-1	072-782-0001 内線2862（運用室2259）
海上	呉地方總監	防衛部	広島県呉市幸町8-1	0823-22-5511 内線2225（当直2222）
	佐世保地方總監	防衛部	長崎県佐世保市平瀬町18	0956-23-7111 内線3225（当直3222）
航空	西部航空方面隊司令官	防衛部	福岡県春日市原町3-1-1	092-581-4031 内線2348（当直2203）

## 自衛隊（県内基地・担当部署）

区分	基地名	部隊名	担当部署	所在地	電話番号
陸上	山口駐屯地	第17普通科連隊	第3科運用訓練幹部	山口市上宇野令784	083-922-2281 内線232（当702）
	防府分屯地	第13飛行隊	運用・訓練	防府市大字田島無番地	0835-22-1950内線584（当直387）
海上	岩国航空基地	第31航空群	司令部作戦幕僚	岩国市三角町2	0827-22-3181内線6213 (運用6223、当直6220)
		第111航空隊			
	小月航空基地	小月教育航空群	司令部運用幕僚	下関市松屋本町3-2-1	083-282-1180内線213（当直223）
	下関基地	下関基地隊	警備科警備科長	下関市永田本町4-8-1	083-286-2323内線230（当直280）
航空	防府北基地	第12飛行教育団	教育部計画班長	防府市大字田島無番地	0835-22-1950内線231（当直225）
	防府南基地	航空教育隊	教育部計画班長	防府市大字田島無番地	0835-22-1950内線431（当直425）
	見島分屯基地	第17警戒隊	総括班総括班長	萩市見島1518-1	0838-23-2011内線201（当直210）

## 米海兵隊岩国航空基地関係

機関名	担当部署	電話番号	夜間、休日	電話番号
米海兵隊岩国航空基地	報道部、憲兵隊	0827-79-5551	憲兵隊司令部 緊急連絡センター	0827-21-7700
中国四国防衛局	企画部業務課	082-223-7142	当直員	082-223-8105
岩国防衛事務所	業務課	0827-21-6195		
岩国市	危機管理課	0827-29-5119	守衛室	0827-29-5000
〃	基地政策課	0827-29-5024		
岩国警察署	警備課	0827-24-0110（内線460）	当直主任	0827-24-0110（内線225）
山口県	岩国県民局	0827-29-1506		

## 1-3 海上保安本部・警察関係

## 海上保安本部

機 関 名	担当部署	郵便番号	所 在 地	電 話	夜 間	F A X
第六管区海上保安本部	総務課	734-8560	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-251-5111	082-251-5115	082-251-5224
広島海上保安部	警備救難課	734-8560	広島市南区宇品海岸3-10-17	082-253-3111、253-4999		082-253-0027
岩国海上保安署		740-0002	岩国市新港町3-9-57	0827-21-6118、24-4999		0827-21-6118
柳井海上保安署		742-0021	柳井市大字柳井134-126	0820-23-2250		0820-23-2263
徳山海上保安部	警備救難課	745-0023	周南市那智町3-1	0834-31-0110		0834-31-0114
第七管区海上保安本部	総務課	801-8507	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-2931		093-321-8611
門司海上保安部	警備救難課	801-0841	北九州市門司区西海岸1-3-10	093-321-3215、321-4999		093-321-0373
下関海上保安署		750-0066	下関市東大和町1-7-1	083-267-1711	083-266-4999	083-267-1794
宇部海上保安署		755-0044	宇部市新町10-33	0836-21-2410	0836-22-4999	0832-34-2357
仙崎海上保安部	警備救難課	759-4106	長門市仙崎1026-2	0837-26-0240、26-4999		0837-26-0240
萩海上保安署		758-0011	萩市大字椿東5607-7	0838-22-4999		0838-25-0241

## 警察関係

所 属	担 当 部 署	郵便番号	所 在 地	電 話
中国管区警察局	広域調整部災害対策官	730-0012	広島市中区上八丁堀6-30	082-228-6411 (FAX) 082-228-3920
山口県警察本部	警備部警備課	753-8504	山口市滝町1-1	083-933-0110 (FAX) 083-932-3573
〃	警備部機動隊	753-0302	山口市仁保中郷47	083-929-0777
山口県警察	岩国警察署	740-0018	岩国市麻里布町6-15-20	0827-24-0110
〃	柳井警察署	742-0031	柳井市南町2-4-18	0820-23-0110
〃	光警察署	743-0013	光市中央2-1-14	0833-72-0110
〃	下松警察署	744-0015	下松市大手町3-2-1	0833-44-0110
〃	周南警察署	745-0851	周南市大字徳山5632-4	0834-21-0110
〃	防府警察署	747-0801	防府市駅南町7-22	0835-25-0110
〃	山口警察署	753-0814	山口市吉敷下東4-17-10	083-924-0110
〃	山口南警察署	754-0002	山口市小郡下郷3848-1	083-972-0110
〃	宇部警察署	755-0021	宇部市常藤町3-1	0836-22-0110
〃	山陽小野田警察署	756-0091	山陽小野田市日の出1-6-10	0836-84-0110
〃	小串警察署	759-6302	下関市豊浦町大字小串191-1	083-772-0110
〃	美祢警察署	759-2212	美祢市大嶺町東分312	0837-52-0110
〃	長門警察署	759-4101	長門市東深川777	0837-22-0110
〃	萩警察署	758-0025	萩市大字土原476-1	0838-26-0110
〃	下関警察署	750-0016	下関市細江町2-3-8	083-231-0110
〃	長府警察署	752-0928	下関市長府才川1-44-45	083-248-0110

## 1-4 都道府県

県名	担当部署	所在地	電話	FAX
北海道	総務部危機対策局危機対策課	札幌市中央区北3条西6	011-204-5007	011-232-4314
青森	危機管理局防災危機管理課	青森市長島1-1-1	017-734-9088	017-722-4867
岩手	総務部総合防災室	盛岡市内丸10-1	019-629-5156	019-629-5174
宮城	総務部危機対策課	仙台市青葉区本町3-8-1	022-211-2382	022-211-2398
秋田	総務部総合防災課	秋田市山王4-1-1	018-860-4562	018-824-1190
山形	防災くらし安心部防災危機管理課	山形市松波2-8-1	023-630-2231	023-633-4711
福島	危機管理部危機管理課	福島市杉妻町2-16	024-521-8651	024-521-7993
茨城	防災・危機管理課	水戸市笠原町978-6	029-301-2879	029-301-2898
栃木	県民生活部危機管理課	宇都宮市塙田1-1-20	028-623-2695	028-623-2146
群馬	総務部危機管理室	前橋市大手町1-1-1	027-226-2258	027-221-0158
埼玉	危機管理防災部危機管理課	さいたま市浦和区高砂3-15-1	048-830-8131	048-830-8129
千葉	防災危機管理部防災危機管理課危機管理室	千葉市中央区市場町1-1	043-223-2168	043-222-1127
東京	総務局総合防災部防災管理課	新宿区西新宿2-8-1	03-5320-7891	03-5388-1260
神奈川	くらし安全防災部危機管理対策課	横浜市中区日本大通1	045-210-3465	045-210-8829
新潟	防災局危機対策課	新潟市中央区新光町4-1	025-282-1636	025-282-1640
富山	総合政策局防災・危機管理課	富山市新総曲輪1-7	076-444-9671	076-432-0657
石川	危機管理室危機対策課	金沢市鞍月1-1	076-225-1482	076-225-1484
福井	安全環境部危機対策・防災課	福井市大手3-17-1	0776-20-0308	0776-22-7617
山梨	防災局防災危機管理課	甲府市丸の内1-6-1	055-223-1432	055-223-1429
長野	危機管理部危機管理防災課	長野市南長野幅下692-2	026-235-7184	026-233-4332
岐阜	危機管理部危機管理政策課	岐阜市藪田南2-1-1	058-272-1121	058-278-2524
静岡	危機管理部危機政策課	静岡市葵区追手町9-6	054-221-2072	054-221-3252
愛知	防災安全局防災部防災危機管理課 し	名古屋市中区三の丸3-1-2	052-954-6143	052-954-6911
三重	防災対策部危機管理課	津市広明町13	059-224-2734	059-224-2203
滋賀	知事公室防災危機管理局	大津市京町4-1-1	077-528-3435	077-528-6037
京都	危機管理部災害対策課	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	075-414-4475	075-414-4477
大阪	危機管理室災害対策課	大阪市中央区大手前3-1-43	06-6944-8150	06-6944-6654
兵庫	企画県民部災害対策局災害対策課	神戸市中央区下山手通5-10-1	078-362-9988	078-362-9911

奈良	総務部知事公室防災統括室	奈良市登大路町30	0742-27-8425	0742-23-9244
和歌山	総務部危機管理局危機管理・消防課	和歌山市小松原通1-1	073-441-2273	073-422-7652
鳥取	危機管理局危機対策・情報課	鳥取市東町1-271	0857-26-7878	0857-26-8137
島根	防災部防災危機管理課	松江市殿町1	0852-22-5885	0852-22-5930
岡山	危機管理課危機管理・国民保護班	岡山市北区内山下2-4-6	086-226-7385	086-225-4659
広島	危機管理監危機管理課	広島市中区基町10-52	082-513-2786	082-227-2122
山口	防災危機管理課危機対策班	山口市滝町1-1	083-933-2370	083-933-2408
徳島	危機管理部危機管理政策課	徳島市万代町1-1	088-621-2708	088-621-2987
香川	危機管理総局危機管理課	高松市番町4-1-10	087-832-3183	087-831-8811
愛媛	県民環境部防災危機管理課	松山市一番町4-4-2	089-912-2335	089-941-2160
高知	危機管理部危機管理・防災課	高知市丸ノ内1-2-20	088-823-9311	088-823-9253
福岡	総務部防災危機管理局防災企画課	福岡市博多区東公園7-7	092-643-3123	092-643-3117
佐賀	政策部危機管理防災課	佐賀市城内1-1-59	0952-25-7362	0952-25-7262
長崎	危機管理監危機管理課	長崎市尾上町3-1	095-895-2143	095-821-9202
熊本	知事公室危機管理防災課	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-333-2112	096-383-1503
大分	生活環境部危機管理室	大分市大手町3-1-1	097-506-3152	097-533-0930
宮崎	総務部危機管理局危機管理課	宮崎市橘通東2-10-1	0985-26-7618	0985-26-7304
鹿児島	危機管理防災局危機管理課	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2268	099-286-5519
沖縄	知事公室防災危機管理課	那覇市泉崎1-2-2	098-866-2143	098-866-3204

## 1-5 市町・消防本部

## 市 町

市 町 名	担当部署	郵便番号	所 在 地	電 話	電話(夜間)	F A X
下 関 市	防災危機管理課	750-8521	下関市南部町1-1	083-231-9333	083-231-1111	083-231-9966
宇 部 市	防災危機管理課	755-8601	宇部市常盤町1-7-1	0836-34-8139	090-3177-4904	0836-29-4266
山 口 市	防災危機管理課	753-8650	山口市亀山町2-1	083-934-2723	083-922-4111	083-934-2958
萩 市	防災危機管理課	758-8555	萩市江向510	0838-25-3808	0838-25-3131	0838-21-3501
防 府 市	防災危機管理課	747-8501	防府市寿町7-1	0835-25-2115	0835-23-2111	0835-23-2136
下 松 市	防災危機管理課	744-8585	下松市大手町3-3-3	0833-45-1832	0833-45-1700	0833-44-2459
岩 国 市	危機管理課	740-8585	岩国市今津町1-14-51	0827-29-5119	0827-29-5000	0827-24-4213
光 市	防災危機管理課	743-8501	光市中央6-1-1	0833-72-1403	0833-72-1403	0833-72-1731
長 門 市	防災危機管理課	759-4192	長門市東深川1339-2	0837-23-1111	0837-22-2111	0837-23-1233
柳 井 市	危機管理課	742-8714	柳井市南町1-10-2	0820-22-2111	0820-22-2116	0820-23-4595
美 祢 市	総 務 課	759-2292	美祢市大嶺町東分326-1	0837-52-1110	0837-52-1110	0837-53-1959
周 南 市	防災危機管理課	745-8655	周南市岐山通1-1	0834-22-8208	0834-22-8332	0834-22-8806
山陽小野田市	総 務 課	756-8601	山陽小野田市日の出1-1-1	0836-82-1122	0836-82-1111	0836-83-2604
周防大島町	総 務 課	742-2192	周防大島町小松126-2	0820-74-1000	0820-74-1000	0820-74-1016
和 木 町	企画総務課	740-8501	和木町和木1-1-1	0827-52-2136	0827-52-2135	0827-52-5313
上 関 町	総 務 課	742-1402	上関町大字長島503	0820-62-0311	0820-62-0311	0820-62-1600
田 布 施 町	総務課	742-1592	田布施町下田布施3440-1	0820-52-5802	0820-52-5802	0820-53-0140
平 生 町	総 務 課	742-1195	平生町大字平生町210-1	0820-56-7111	0820-56-7111	0820-56-3864
阿 武 町	総 務 課	759-3622	阿武町大字奈古2636	08388-2-3110	08388-2-3110	08388-2-2090

## 消防本部

消 防 本 部	担当部署	郵便番号	所 在 地	電 話	電話(夜間)	F A X
下関市消防局	警 防 課	750-0014	下関市岬之町17-1	083-233-9112	083-233-9119	083-235-3415
宇部・山陽小野田消防局	警 防 課	755-0027	宇部市港町2-3-30	0836-21-6113	0836-21-2866	0836-31-0119
山口市消防本部	警 防 課	753-0089	山口市亀山町2-1	083-932-2602	083-932-2603	083-932-2003
萩市消防本部	警 防 課	758-0041	萩市大字江向428-2	0838-25-2784	0838-25-2772	0838-26-3951
防府市消防本部	警 防 課	747-0044	防府市佐波2-11-25	0835-23-9918	0835-24-0119	0835-23-9910
下松市消防本部	警 防 課	744-0061	下松市大字河内1950	0833-45-1781	0833-45-3119	0833-41-7678
岩国地区消防組合消防本部	警 防 課	740-0037	岩国市愛宕町1-4-1	0827-31-0199	0827-31-0119	0827-32-1119
光地区消防組合消防本部	警 防 課	743-0011	光市光井6-16-1	0833-74-5603	0833-74-5604	0833-74-5611
長門市消防本部	警 防 課	759-4101	長門市東深川1902-1	0837-22-5295	0837-22-9111	0837-22-0428
柳井地区広域消防組合消防本部	警防救急課	742-0031	柳井市南町5-4-1	0820-23-7773	0820-22-0040	0820-22-7847
美祢市消防本部	警 防 課	759-2212	美祢市大嶺町東分358-1	0837-52-2192	0837-52-2176	0837-52-0540
周南市消防本部	消防警防課	745-0056	周南市新宿通5-1-3	0834-22-8762	0834-22-8765	0834-31-8533

## 1-6 指定公共機関・指定地方公共機関

## ○指定公共機関

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電 話	F A X
日本放送協会	報道局災害・気象センター	東京都渋谷区神南2-2-1	03-3465-1906	03-3465-1936
山口放送局	企画編成部	山口市中園町2-1	083-921-3730	083-921-3731
日本航空株式会社	経営企画本部経営戦略部	品川区東品川2-4-11	03-5460-3160	03-5460-3164
全日本空輸株式会社	ANA山口支店	宇部市中央町1-7-23	0836-34-3211	0836-34-3212
日本貨物鉄道株式会社	総務部	東京都渋谷区千駄ヶ谷5-33-8	03-5367-7377	03-5367-7382
西日本旅客鉄道株式会社	企業倫理・リスク統括部	大阪市北区芝田2-4-24	06-6376-2119	06-6375-8931
広島支社	総務課	広島市東区二葉の里3-8-21	082-261-0380	082-264-3548
中国ジェイアールバス株式会社	総務部総務課	広島市南区松原町1-6	082-261-0512	082-264-2546
佐川急便株式会社	CSR推進部	京都市南区上鳥羽角田町68 (東京事務所)江東区新砂2-2-8	03-3699-3340	03-3646-3977
西濃運輸株式会社	総務部	岐阜県大垣市市口町1	0584-82-5000	0584-82-5040
日本通運株式会社	業務部	港区東新橋1-9-3	03-6251-1430	03-6251-6671
福山通運株式会社	CSR推進室（東京）	江東区越中島3-6-15	03-3643-0292	03-3643-3730
ヤマト運輸株式会社	安全・CSR推進部	中央区銀座2-16-10	03-3248-5870	03-3543-3361
西日本電信電話株式会社	災害対策室	大阪市中央区馬場町3-8	06-4793-7741	06-6949-4630
山口支店	災害対策担当	山口市熊野町4-5	083-923-4281	083-934-3599
エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	危機管理室	東京都千代田区大手町2-3-5	0570-03-9909	0570-03-9910
KDDI株式会社	運用本部サービスコントロールセンター	東京都新宿区西新宿2-3-2	03-3347-5538	03-3347-5423
ソフトバンク株式会社	コーポレートセキュリティ部	東京都港区東新橋1-9-1	03-6889-6601	03-6889-6603
株式会社NTTドコモ	災害対策室	東京都千代田区永田町2-11-1	03-5156-1729	03-5511-0314
山口支店	企画総務担当	山口市熊野町1-15	083-901-2111	083-901-2136
中国電力株式会社	地域共創本部 総括・防災グループ	広島市中区小町4-33	082-544-2764	082-247-0159
山口支社	総務担当	山口市中央2-3-1	083-922-0690	083-921-3151
西日本高速道路株式会社	危機管理防災課	大阪市北区堂島1-6-20	06-6344-9298	06-6344-7186
中国支社	保全サービス統括課	広島市安佐南区緑井2-26-1	082-831-4453	082-831-4576
独立行政法人国立病院機構	本部総務部総務課	東京都目黒区東が丘2-5-21	03-5712-5050	03-5712-5081
日本赤十字社	救護・福祉部救護課	港区芝大門1-1-3	03-3437-7084	03-3435-8509
山口県支部	事務局	山口市野田172-5	083-922-0102	083-932-3615
日本銀行	業務継続企画課	東京都中央区日本橋本石町2-1-1	03-3277-2148	03-3548-2317

下関支店	総務課	下関市岬之町7-1	083-233-3111	083-228-1021
日本郵便事業株式会社	リスク管理統括・危機管理・震災復興対策室	東京都千代田区大手町2-3-1	03-3477-0572	-
山口中央郵便局	総務部	山口市中央1-1-1	083-922-0150	083-921-1480

## ○指定地方公共機関

機 関 名	担 当 部 署	所 在 地	電 話	F A X
山口放送株式会社	報道制作局	周南市公園区	0834-22-2727	0834-32-1121
テレビ山口株式会社	報道制作局	山口市大内千坊6-7-1	083-923-6113	083-925-7667
山口朝日放送株式会社	報道制作局	山口市中央3-5-25	050-3085-5152	083-933-1188
株式会社エフエム山口	放送部	山口市緑町3-31	083-923-2100	083-924-8673
防長交通株式会社	総務課	周南市松保町7-9	0834-22-7801	0834-32-3179
サンデン交通株式会社	総務部	下関市羽山町3-3	083-231-1000	083-233-2366
一般社団法人山口県トラック協会	業務部	山口市宝町2-84	083-922-0978	083-925-8070
山口合同ガス株式会社	保安供給本部	下関市本町3-1-1	083-233-3802	083-233-3940
一般社団法人山口県LPガス協会	事務局	山口市中央4-5-16	083-925-6361	083-923-8366
一般社団法人山口県医師会	総務課	山口市吉敷下東3-1-1	083-922-2510	083-922-2527

## 2 避難に関する資料

## 2-1 警報・緊急通報の通知先

## 警報の通知先

区 分	通 知 先	通知担当課	連絡調整課
関係団体		防災危機管理課	
		消防団	消防本部
		自治会	市民活動推進課
		社会福祉協議会	社会福祉課
		農業協同組合	農林水産振興課
		漁業協同組合	農林水産振興課
		森林組合	農林水産振興課
		商工会議所	商工振興課
		青年会議所	商工振興課
		病院	健康増進課
		学校	教育委員会
	その他	各関係部局	
市の他の執行機関 教育委員会 選挙管理委員会 監査委員	教育委員会学校教育課	防災危機管理課	通知先
	選挙管理委員会事務局	〃	〃
	監査委員事務局	〃	〃
その他の機関	上記を除く市の関係機関	各関係部局	各関係部局

## 【警報の内容】法第44条第2項

- ・ 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ・ 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域
- ・ その他住民及び公私の団体に対し周知させるべき事項

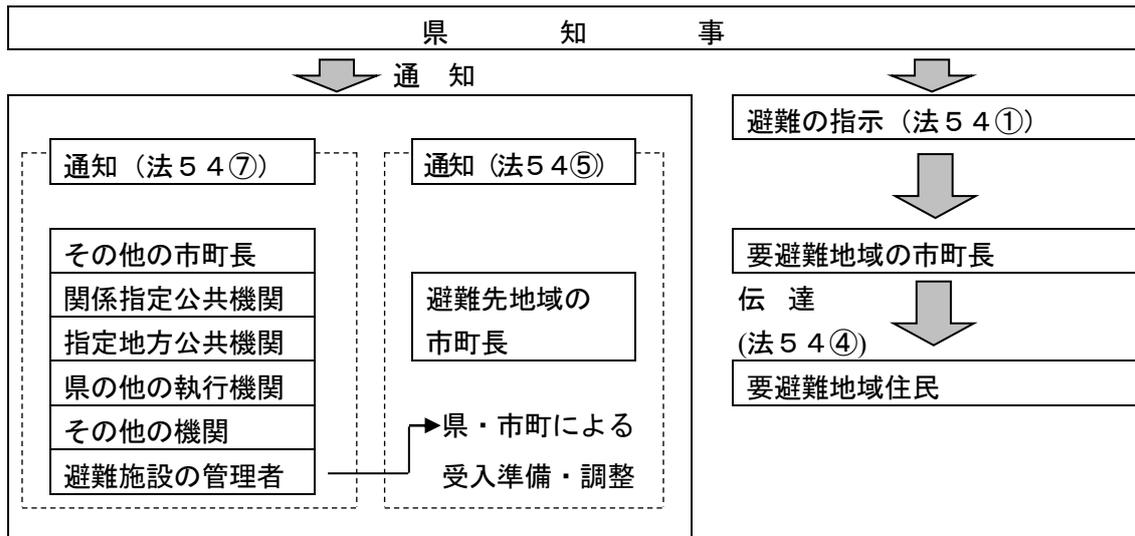
## 【緊急通報の一例】

- ・ ○○海岸付近にて銃撃と思われる音が聞こえたとの情報
- ・ 現在、警察・自衛隊等関係機関による調査が行われている。
- ・ ○○海岸付近に居住する住民は、テレビ・ラジオのスイッチをつけて情報収集を行い、今後の行政の指示を待つこと。
- ・ その他不審者に関する情報等があれば、防災危機管理課まで電話すること。

2-2 県の避難の指示の通知先

○県の一部が要避難地域、避難先地域となった場合の通知先

県知事は、要避難地域となった市町長を経由して当該地域の住民へ避難を指示するとともに、避難先地域となる市町長と調整の上、避難所の設営、救援実施に当たっての準備・調整を行う。



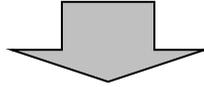
○避難の指示に関し調整を要する事項

調整内容	県所管課等
要避難地域に該当する市町毎の避難住民数の把握 ・ 関係市町からの情報収集	防災危機管理課
避難のための輸送手段の調整 ・ 運送事業者との対応可能な輸送力や輸送方法の調整 ・ 県警察と緊急通行車両に係る調整	観光スポーツ文化部・警察本部 "
主要な避難経路や交通規制の調整 ・ 県警察、自衛隊との調整に基づく避難経路の選定・通行規制等 ・ 道路の状況に係る道路管理者との調整	土木建築部・警察本部 "
避難施設の状況の確認、避難所設営の調整・準備 ・ 避難施設のリストに基づく避難先施設の候補選定 ・ 避難所設営に係る市町長との調整（市町との役割分担確認）	防災危機管理課 健康福祉部
国に対する支援要請、施設利用の調整 ・ 国（消防庁）に対する支援要請（確認・調整） ・ 防衛省（自衛隊）に対する支援要請（国民保護等派遣） ・ 県対策本部の自衛隊の連絡員を通じた現場レベルにおける調整 ・ 国の対策本部長による特定公共施設利用方針を踏まえた対応	防災危機管理課 " " 土木建築部

○国の対策本部長による避難措置の指示

【避難措置の指示の内容】法第52条第2項

- ・住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ・住民の避難先となる地域（避難先地域。住民の避難の経路となる地域を含む。）
- ・関係機関が講ずべき措置の概要



○県の対策本部長による避難の指示

避難の指示（一例）

山口県知事

○月○日○時現在

○ 本県においては、○日○時に国の対策本部長から警報の通知を受けるとともに、○時に避難措置の指示がありました。

要避難地域の住民は、次に掲げる避難の方法に従って、避難してください。

○ 本県における住民の避難は、次の方法により行うこと。

（1）A市AA地区の住民は、B市BB地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること。（○○時間を目途に避難を完了）

・輸送手段及び避難経路

国道○○号によりバス（○○会社、○○台確保の予定）

○○駅より○○鉄道（○○行 ○○両編成、○便予定）

※ ○時から○時まで、国道○号及び県道○号は交通規制（一般車両の通行禁止）

※ 細部は、A市の避難実施要領による。

※ A市職員の誘導によって避難する。

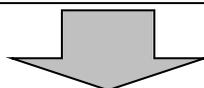
（2）A市BB地区の住民は、B市CC地区を避難先として、○日○時目途に住民の避難を開始すること。（○○時間を目途に避難を完了）

・輸送手段及び避難経路

徒歩により、緊急にDD地区に移動後、追って指示を待つこと。

・・・以下略・・・

（注）避難の方法に大幅な変更が生じた場合には、この内容について修正を行い、改めて避難の指示を行う。



○市の対策本部長による避難実施要領策定、避難住民の誘導

## 2-3 県内避難施設一覧

番号	名称	施設				施設管理者				
		所在地		連絡先電話番号	避難施設面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁目番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
1	下関市立双葉保育園	下関市	豊浦町大字宇賀字川嶋2984番地1	0837760202	200		100	0	下関市長	0837724020
2	下関市立宇賀児童館	下関市	豊浦町大字宇賀字中園7925番地1	0837760001	100		50	0	下関市長	0837724020
3	下関市立養治小学校	下関市	本町2丁目6番1号	0832232358	486	3,625	243	1,813	下関市教育委員会	0832311235
4	下関市立名池小学校	下関市	名池町10番1号	0832231335	585	6,451	293	3,226	下関市教育委員会	0832311235
5	下関市立王江小学校	下関市	入江町9番1号	0832220008	432	4,528	216	2,264	下関市教育委員会	0832311235
6	下関市立文関小学校	下関市	上田中町1丁目14番1号	0832221433	675	5,916	338	2,958	下関市教育委員会	0832311235
7	下関市立桜山小学校	下関市	上新地町2丁目5番10号	0832222649	486	4,462	243	2,231	下関市教育委員会	0832311235
8	旧神田小学校	下関市	西神田町5番1号		482	5,261	241	2,631	下関市教育委員会	0832311235
9	下関市立関西小学校	下関市	関西町12番1号	0832223166	567	7,021	284	3,511	下関市教育委員会	0832311235
10	下関市立生野小学校	下関市	幡生本町7番14号	0832522044	486	3,715	243	1,858	下関市教育委員会	0832311235
11	下関市立向山小学校	下関市	向山町14番1号	0832238366	607	6,008	304	3,004	下関市教育委員会	0832311235
12	下関市立山の田小学校	下関市	山の田中央町13番1号	0832523735	583	8,028	292	4,014	下関市教育委員会	0832311235
13	下関市立江浦小学校	下関市	彦島江の浦町3丁目4番1号	0832660067	607	6,997	304	3,499	下関市教育委員会	0832311235
14	下関市立角倉小学校	下関市	彦島角倉町3丁目5番5号	0832660718	779	7,633	390	3,817	下関市教育委員会	0832311235
15	下関市立本村小学校	下関市	彦島本村町3丁目16番1号	0832663288	489	4,548	245	2,274	下関市教育委員会	0832311235
16	下関市立西山小学校	下関市	彦島迫町5丁目13番21号	0832660159	486	9,257	243	4,629	下関市教育委員会	0832311235
17	下関市立向井小学校	下関市	彦島向井町2丁目20番1号	0832676700	486	13,613	243	6,807	下関市教育委員会	0832311235
18	下関市立豊浦小学校	下関市	長府亀の甲2丁目2番1号	0832461681	828	7,654	414	3,827	下関市教育委員会	0832311235
19	下関市立長府小学校	下関市	長府松小田北町14番1号	0832460920	783	9,840	392	4,200	下関市教育委員会	0832311235
20	下関市立王司小学校	下関市	王司神田6丁目9番1号	0832481130	571	8,700	286	4,350	下関市教育委員会	0832311235
21	下関市立清末小学校	下関市	清末西町1丁目6番1号	0832820114	496	7,929	248	3,965	下関市教育委員会	0832311235
22	下関市立小月小学校	下関市	小月西の台6番1号	0832820152	743	7,989	372	3,995	下関市教育委員会	0832311235
23	下関市立安岡小学校	下関市	安岡町3丁目5番5号	0832580057	783	8,996	392	4,428	下関市教育委員会	0832311235
24	下関市立吉見小学校	下関市	吉見里町1丁目8番1号	0832862014	480	11,444	240	5,722	下関市教育委員会	0832311235
25	下関市立吉母小学校	下関市	大字吉母字塩谷287番地	0832862518	486	5,016	243	2,508	下関市教育委員会	0832311235
26	下関市立蓋井小学校	下関市	大字蓋井島字田町126番地2	0832866279	486	4,522	243	2,261	下関市教育委員会	0832311235
27	下関市立勝山小学校	下関市	秋根上町2丁目2番1号	0832562251	783	12,056	392	6,028	下関市教育委員会	0832311235
28	下関市立一の宮小学校	下関市	一の宮住吉1丁目8番1号	0832564055	602	10,300	301	5,150	下関市教育委員会	0832311235
29	下関市立川中西小学校	下関市	伊倉本町19番1号	0832520833	793	11,306	397	5,653	下関市教育委員会	0832311235
30	下関市立川中西小学校	下関市	古屋町2丁目9番1号	0832521949	480	9,048	240	4,524	下関市教育委員会	0832311235
31	下関市立垢田小学校	下関市	新垢田西町1丁目1番1号	0832535433	607	12,728	304	6,364	下関市教育委員会	0832311235
32	下関市立熊野小学校	下関市	熊野西町10番1号	0832542901	827	13,048	414	6,524	下関市教育委員会	0832311235
33	下関市立吉田小学校	下関市	大字吉田字高田1044番地2	0832840136	486	10,632	243	5,316	下関市教育委員会	0832311235
34	下関市立王喜小学校	下関市	王喜本町2丁目12番30号	0832820332	514	6,393	257	3,197	下関市教育委員会	0832311235
35	下関市立内日小学校	下関市	大字内日下字坂本1031番地	0832892131	486	5,410	243	2,705	下関市教育委員会	0832311235
36	下関市立岡枝小学校	下関市	菊川町大字吉賀字金蔵寺2494番地	0832870007	544	5,370	272	2,685	下関市教育委員会	0832874025
37	下関市立檜崎小学校	下関市	菊川町大字檜崎字殿屋敷215番地	0832870164	525	6,294	262	3,147	下関市教育委員会	0832874025
38	下関市立豊東小学校	下関市	菊川町大字上大野字上ノ原10020番地1	0832870050	648	6,463	324	3,232	下関市教育委員会	0832874025
39	旧殿居小学校維新分校	下関市	豊田町大字奈路子1441番地2	0837662824	198		99	0	下関市長	0837662824
40	下関市立西市小学校	下関市	豊田町大字矢田132番地	0837660064	706	2,614	212	1,307	下関市教育委員会	0837662802
41	旧殿居小学校	下関市	豊田町大字殿居竹の下1040番地1		680	2,049	209	1,425	下関市教育委員会	0837662802
42	下関市立豊田中小学校	下関市	豊田町大字浮石685番地2	0837661079	697	4,966	210	2,483	下関市教育委員会	0837662802
43	旧三豊小学校	下関市	豊田町大字地吉122番地		680	4,620	204	2,310	下関市教育委員会	0837662802
44	下関市立豊田下小学校	下関市	豊田町大字手洗303番地	0837660167	696	4,407	204	2,204	下関市教育委員会	0837662802
45	下関市立宇賀小学校	下関市	豊浦町大字宇賀4961	0837760020	860	200	430	100	下関市教育委員会	0837722117
46	下関市立小串小学校	下関市	豊浦町大字小串617	0837740814	800	200	400	100	下関市教育委員会	0837722117
47	下関市立川棚小学校	下関市	豊浦町大字川棚3650-1	0837720190	1,160	200	580	100	下関市教育委員会	0837722117
48	下関市立誠意小学校	下関市	豊浦町大字黒井2200	0837720290	1,740	200	870	100	下関市教育委員会	0837722117
49	下関市立室津小学校	下関市	豊浦町大字室津下152-1	0837720390	720		360	0	下関市教育委員会	0837722117
50	旧神玉小学校	下関市	豊北町大字神田上2704番地1		659	7,500	330	3,750	下関市教育委員会	0837821943
51	旧角島小学校	下関市	豊北町大字角島1768番地	0837862006	463	8,799	232	4,400	下関市教育委員会	0837821943
52	旧神田小学校	下関市	豊北町大字神田2519番地1		646	9,666	323	4,833	下関市教育委員会	0837821943
53	旧阿川小学校	下関市	豊北町大字阿川3755番地1	0837861014	659	9,802	330	4,901	下関市教育委員会	0837821943
54	旧栗野小学校	下関市	豊北町大字栗野3349番地	0837850038	566	12,648	283	6,324	下関市教育委員会	0837821943
55	下関市立豊北小学校	下関市	豊北町大字滝部1200番地	0837820030	794	10,683	397	5,342	下関市教育委員会	0837821943
56	旧田耕小学校	下関市	豊北町大字田耕4351番地		646	12,115	323	6,058	下関市教育委員会	0837821943
57	旧二見小学校	下関市	豊北町大字北宇賀3087番地3		265	2,413	133	1,207	下関市教育委員会	0837821943
58	下関市立日新中学校	下関市	上田中町1丁目15番1号	0832237259	494	1,630	247	815	下関市教育委員会	0832311235
59	下関市立向洋中学校	下関市	向洋町1丁目14番1号	0832238208	494	6,630	247	3,315	下関市教育委員会	0832311235
60	下関市立名陵中学校	下関市	丸山町1丁目13番3号	0832221435	531	12,340	266	6,170	下関市教育委員会	0832311235
61	下関市立文洋中学校	下関市	上新地町5丁目6番1号	0832238176	503	6,962	252	3,481	下関市教育委員会	0832311235
62	下関市立山の田中学校	下関市	山の田本町8番1号	0832520488	750	10,254	375	5,127	下関市教育委員会	0832311235
63	下関市立彦島中学校	下関市	彦島江の浦町2丁目25番1号	0832665266	512	15,523	256	7,762	下関市教育委員会	0832311235
64	下関市立玄洋中学校	下関市	彦島本村町2丁目8番1号	0832663269	782	14,598	391	7,299	下関市教育委員会	0832311235
65	下関市立長府中学校	下関市	長府逢坂町3番1号	0832462157	1,502	12,385	751	6,193	下関市教育委員会	0832311235
66	下関市立長成中学校	下関市	長府日の出町4番1号	0832456490	822	15,910	411	7,955	下関市教育委員会	0832311235
67	下関市立東部中学校	下関市	清末陣屋5番10号	0832820032	509	12,218	255	6,109	下関市教育委員会	0832311235
68	下関市立安岡中学校	下関市	安岡町4丁目2番1号	0832580309	775	15,467	388	7,734	下関市教育委員会	0832311235
69	下関市立吉見中学校	下関市	永田本町1丁目3番10号	0832862032	607	13,820	304	6,910	下関市教育委員会	0832311235
70	下関市立勝山中学校	下関市	秋根上町2丁目5番1号	0832562827	742	9,312	371	4,656	下関市教育委員会	0832311235
71	下関市立川中中学校	下関市	伊倉新町4丁目6番1号	0832520900	783	8,514	392	4,257	下関市教育委員会	0832311235
72	下関市立垢田中学校	下関市	大字垢田字笹原1127番地6	0832531113	773	15,000	387	7,500	下関市教育委員会	0832311235
73	下関市立木屋川中学校	下関市	木屋川南町2丁目660番地	0832820354	442	9,475	221	4,738	下関市教育委員会	0832311235
74	下関市立内日中学校	下関市	大字内日下字福寿庵1196番地2	0832892431	522	5,793	261	2,897	下関市教育委員会	0832311235

番号	施設					施設管理者				
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁目番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
75	下関市立菊川中学校	下関市	菊川町大字下岡枝字上室屋1番地2	0832870042	1,394	12,870	697	6,435	下関市教育委員会	0832874025
76	旧豊田西中学校	下関市	豊田町大字浮石2593番地		684	5,096	206	2,542	下関市教育委員会	0837662802
77	下関市立豊田中学校	下関市	豊田町大字矢田434番地	0837660105	1,172	5,883	337	2,948	下関市教育委員会	0837662802
78	下関市宇賀ふれあいセンター	下関市	豊浦町大字宇賀字4940番地1	0837760021	540	200	270	100	下関市教育委員会	0837722117
79	下関市立豊洋中学校	下関市	豊浦町大字黒井字馬神10724番地1	0837720291	1,580	200	790	100	下関市教育委員会	0837722117
80	下関市立夢が丘中学校	下関市	豊浦町大字小串10145番地	0837753300	200	100	100	50	下関市教育委員会	0837722117
81	下関商業高等学校	下関市	後田町4丁目11番1号	0832234278	5,000	20,000	2,500	10,000	下関市教育委員会	0832234278
82	山口県立豊浦高等学校	下関市	長府宮崎町1番1号	0832452161	1,530	41,391	765	20,696	山口県教育庁	0839334523
83	下関市立大学	下関市	大学町2丁目1番1号	0832520288	3,522		1,761	0	公立大学法人下関市立大学理事長	0832520288
84	下関市立西部公民館	下関市	伊崎町1丁目4番30号	0832316587	1,740	382	870	191	下関市教育委員会	0832312054
85	下関市立北部公民館	下関市	山の田東町4番13号	0832533371	1,268	1,554	634	777	下関市教育委員会	0832312054
86	下関市立彦島公民館	下関市	彦島江の浦町1丁目3番1号	0832671344	3,691	2,288	1,846	1,144	下関市教育委員会	0832312054
87	下関市立玄洋公民館	下関市	彦島西山町4丁目1番28号	0832665455	1,887	16,752	944	8,376	下関市教育委員会	0832312054
88	下関市立長府公民館	下関市	長府土居の内町1番6号	0832463413	2,044	1,828	1,022	914	下関市教育委員会	0832312054
89	下関市立長府東公民館	下関市	長府松小田本町4番15号	0832461266	2,105	2,564	1,053	1,282	下関市教育委員会	0832312054
90	下関市立王司公民館	下関市	王司神田1丁目9番1号	0832483176	2,019	6,774	1,010	3,387	下関市教育委員会	0832312054
91	下関市立清末公民館	下関市	清末陣屋5番20号	0832821056	1,145	3,246	573	1,623	下関市教育委員会	0832312054
92	下関市立小月公民館	下関市	小月本町1丁目7番7号	0832820661	2,167	1,760	1,084	880	下関市教育委員会	0832312054
93	下関市立安岡公民館	下関市	安岡駅前2丁目7番1号	0832584792	2,145	1,420	1,073	710	下関市教育委員会	0832312054
94	下関市立吉見公民館	下関市	大字吉見下1533番地	0832862121	1,676	3,250	838	1,625	下関市教育委員会	0832312054
95	下関市立吉母公民館	下関市	大字吉母401番地24	0832866226	482	2,173	241	1,257	下関市教育委員会	0832312054
96	下関市立勝山公民館	下関市	秋根南町2丁目4番33号	0832562779	3,693	4,595	1,847	2,298	下関市教育委員会	0832312054
97	下関市立川中公民館	下関市	伊倉町2丁目1番1号	0832553501	2,904	7,132	1,452	3,566	下関市教育委員会	0832312054
98	下関市立川中公民館分館	下関市	綾羅木本町3丁目1番20号	0832536169	1,015	895	508	448	下関市教育委員会	0832312054
99	下関市立吉田公民館	下関市	大字吉田地方2499番地	0832840205	1,102	2,822	551	1,411	下関市教育委員会	0832312054
100	下関市立王喜公民館	下関市	王喜本町2丁目15番10号	0832820219	1,191	2,246	596	1,123	下関市教育委員会	0832312054
101	下関市立内日公民館	下関市	大字内日下1146番地5	0832892036	1,092	2,257	546	1,129	下関市教育委員会	0832312054
102	下関市立三豊公民館	下関市	豊田町大字地吉122番地	0837663551	96		47	0	下関市教育委員会	0837662100
103	下関市立殿居公民館	下関市	豊田町大字殿居1039番地2	0837680556	95		40	0	下関市教育委員会	0837662100
104	下関市立豊田中公民館	下関市	豊田町大字八道2544番地1	0837662361	166		52	0	下関市教育委員会	0837662100
105	下関市立豊田下公民館	下関市	豊田町大字手洗285番地1	0837662556	107		56	0	下関市教育委員会	0837662100
106	下関市立小串公民館	下関市	豊浦町大字小串2207-1	0837722001	480		240	0	下関市教育委員会	0837662100
107	下関市立川棚公民館	下関市	豊浦町大字川棚6167-2	0837722120	400		200	0	下関市教育委員会	0837662100
108	下関市立室津公民館	下関市	豊浦町大字室津下681番地3	0837720055	100		50	0	下関市教育委員会	0837722117
109	下関市立神玉公民館	下関市	豊北町大字神田上2709番地	0837881043	408		204	0	下関市教育委員会	0837821943
110	下関市立阿川公民館	下関市	豊北町大字阿川3752番地	0837861010	452		226	0	下関市教育委員会	0837821943
111	下関市立粟野公民館	下関市	豊北町大字粟野3333番地2	0837850001	435		218	0	下関市教育委員会	0837821943
112	下関市民センター	下関市	東神田町9番1号	0832319616	1,840	5,010	920	2,505	下関市長	0832311830
113	下関市勤労婦人センター	下関市	山の田東町4番13号	0832532518	796	2,721	398	1,361	下関市長	0832311310
114	西市公民館	下関市	豊田町大字矢田153番地1	0837663511	196		65	0	下関市教育委員会	0837662100
115	とのい夢夢ハウス	下関市	豊田町大字殿居1094番地1	0837662824	113		57	0	下関市長	0837662824
116	下関市豊田農村労働福祉センター	下関市	豊田町大字浮石2528番地1	0837661429	622		311	0	下関市長	0837661056
117	下関市豊田生涯学習センター	下関市	豊田町大字矢田149番地1	0837662100	1,250		628	0	下関市教育委員会	0837662100
118	下関市豊北生涯学習センター	下関市	豊北町大字神田1199番地1	0837860780	3,292		1,646	0	下関市教育委員会	0837821943
119	下関市田耕農林漁家婦人活動促進センター	下関市	豊北町大字田耕4332番地2	0837830001	281		141	0	下関市長	0837821926
120	下関市豊浦多世代交流センター	下関市	豊浦町豊洋台1丁目447番290号	0837720800	200		100	0	下関市長	0837724020
121	下関市豊浦夢が丘スポーツセンター	下関市	豊浦町大字小串10140番地	0837754113	500		250	0	下関市長	0837724001
122	下関市豊北体育センター	下関市	豊北町大字滝部3158番地1	0837821789	1,416		708	0	下関市長	0837820061
123	下関市角島開発総合センター	下関市	豊北町大字角島1413番地1	0837860734	526		263	0	下関市教育委員会	0837821943
124	下関市滝部活動拠点施設	下関市	豊北町大字滝部3397番地12	0837821296	549		275	0	下関市教育委員会	0837821943
125	下関市豊田武道館	下関市	豊田町大字矢田208番地3	0837662100	472		236	0	下関市長	0837661056
126	下関市豊浦勤労青少年ホーム	下関市	豊浦町大字黒井字平田2351番地	0837722678	1,060	3,641	530	1,821	下関市長	0832311310
127	関見台公園	下関市	長府外浦町		0	29,020	0	14,510	下関市長	0832311933
128	乃木浜総合公園	下関市	乃木浜2丁目	0832483081	780	226,600	390	113,300	下関市長	0832311933
129	火の山公園	下関市	みもすそ川町		0	1,225,310	0	612,655	下関市長	0832311933
130	老の山公園	下関市	彦島老の山公園		0	203,300	0	101,650	下関市長	0832311933
131	下関運動公園	下関市	向洋町1丁目8番		0	123,890	0	61,945	下関市長	0832311933
132	金比羅公園	下関市	金比羅町33番		315	110,000	158	55,000	下関市長	0832311933
133	戦場ヶ原公園	下関市	後田町5丁目34番		0	58,290	0	29,145	下関市長	0832311933
134	一里山公園	下関市	椋野町1丁目17番		0	54,000	0	27,000	下関市長	0832311933
135	日和山公園	下関市	丸山町5丁目5番		0	11,740	0	5,870	下関市長	0832311933
136	桜山近隣公園	下関市	上新地町2丁目10番		0	10,000	0	5,000	下関市長	0832311933
137	幡生宮の下近隣公園	下関市	幡生宮の下町13番		0	13,800	0	6,900	下関市長	0832311933
138	権現山公園	下関市	大学町3丁目11番		0	27,670	0	13,835	下関市長	0832311933
139	幸町公園	下関市	幸町21番		0	3,860	0	1,680	下関市長	0832311933
140	三河公園	下関市	三河町15番		0	5,540	0	2,770	下関市長	0832311933
141	武久永命寺公園	下関市	武久町1丁目64番		0	1,640	0	820	下関市長	0832311933
142	真船公園	下関市	真船町3丁目1番		0	590	0	295	下関市長	0832311933
143	彦島地区公園	下関市	彦島迫町4丁目16番		0	60,000	0	30,000	下関市長	0832311933
144	彦島南公園	下関市	彦島弟子待町3丁目8番		0	96,900	0	48,450	下関市長	0832311933
145	京野第2公園	下関市	彦島塩浜町3丁目10番		0	1,160	0	580	下関市長	0832311933
146	福浦第2公園	下関市	彦島福浦町1丁目1番		0	300	0	150	下関市長	0832311933
147	長府運動場	下関市	長府江下町3番		0	10,430	0	5,215	下関市長	0832311933
148	扇町運動広場	下関市	長府扇町4番		0	10,940	0	5,470	下関市長	0832311933
149	掛州公園	下関市	長府才川2丁目4番		0	790	0	395	下関市長	0832311933

番号	施設						施設管理者			
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
150	さつきヶ丘児童公園	下関市	長府満珠町3 7番		0	1,110	0	555	下関市長	0832311933
151	陽向台公園	下関市	長府才川2 丁目2 6番		0	470	0	235	下関市長	0832311933
152	千鳥ヶ丘2号公園	下関市	千鳥ヶ丘町1 0番		0	1,580	0	790	下関市長	0832311933
153	王司観音第2公園	下関市	東観音町2 1番		0	1,050	0	525	下関市長	0832311933
154	王司湯田1号公園	下関市	眞光町2 丁目1 1番		0	2,010	0	1,005	下関市長	0832311933
155	小月公園	下関市	小月公園町7番		0	13,790	0	6,895	下関市長	0832311933
156	木屋川近隣公園	下関市	木屋川1 丁目		0	15,300	0	7,650	下関市長	0832311933
157	安岡地区公園	下関市	安岡町4 丁目4番		0	36,000	0	18,000	下関市長	0832311933
158	吉見近隣公園	下関市	吉見里町1 丁目9番		0	18,000	0	9,000	下関市長	0832311933
159	住吉公園	下関市	一の宮住吉1 丁目1 1番		0	20,000	0	10,000	下関市長	0832311933
160	秋根記念公園	下関市	秋根西町1 丁目4番		0	14,110	0	7,055	下関市長	0832311933
161	勝谷北公園	下関市	勝谷新町3 丁目7番		0	1,820	0	910	下関市長	0832311933
162	秋根こども公園	下関市	秋根本町2 丁目3番		0	5,390	0	2,695	下関市長	0832311933
163	綾羅木郷遺跡公園	下関市	大字綾羅木		0	25,480	0	12,740	下関市長	0832311933
164	川中東部公園	下関市	川中豊町4 丁目1番		0	10,100	0	5,050	下関市長	0832311933
165	えのき公園	下関市	稗田中町5番		0	4,450	0	2,225	下関市長	0832311933
166	新坂田南公園	下関市	新坂田南町3 丁目1番		0	4,520	0	2,260	下関市長	0832311933
167	綾羅木1号公園	下関市	綾羅木本町7 丁目1 1番		0	9,750	0	4,875	下関市長	0832311933
168	豊田湖畔公園	下関市	豊田町大字地吉3 4 8番地	0837663488	766	5,000	383	2,500	下関市長	0837661055
169	下関市豊北総合運動公園	下関市	豊北町大字滝部2 9 1 4番地	0837821789	428	22,359	214	11,180	下関市長	0837820061
170	旧響井分校校舎	下関市	菊川町大字響井2 5 0番地1		188	612	94	306	下関市長	0083287111
171	下関市菊川ふれあい会館	下関市	菊川町大字下岡枝1 1 7番地	0832870302	4,094	4,683	2,047	2,342	下関市教育委員会	0832874025
172	下関市立檜崎公民館	下関市	菊川町大字檜崎7 9 0番地1		228		114	0	下関市教育委員会	0832874025
173	菊川ベルちゃん体育館	下関市	菊川町大字下岡枝1 4 7 7番地1	0832422722	1,394		697	0	下関市長	0832871111
174	菊川老人憩の家	下関市	菊川町大字下岡枝5 0 8番地1	0832870126	208		104	0	下関市長	0832874006
175	山口県立西部高等産業技術学校体育館	下関市	千鳥ヶ丘町2 1-3	0832483505	894		447	0	山口県商工労働部	0839333234
176	木屋川ラブリバーパーク	下関市	王喜本町4 丁目		0	75,400	0	37,700	山口県土木建築部	0839333770
177	阿川ほうせんぐり海浜公園	下関市	豊北町阿川	0837861010	122	6,325	61	3,163	山口県土木建築部	0839333810
178	山口県立下関西高等学校	下関市	後田町4 丁目1 0-1	0832220892	1,553	25,766	777	12,883	山口県教育庁	0839334523
179	山口県立下関南高等学校	下関市	後田町1 丁目8-1	0832224039	1,655	10,057	828	5,029	山口県教育庁	0839334523
180	山口県立下関南総合支援学校	下関市	幡生町1 丁目1-2 2	0832321431	792	5,965	396	2,983	山口県教育庁	0839334523
181	山口県立下関中等教育学校	下関市	彦島老町2 丁目2 1-1	0832664100	2,083	19,950	1,042	9,975	山口県教育庁	0839334523
182	山口県立下関工科高等学校	下関市	富任町4 丁目1-1	0832580065	1,423	31,312	712	15,656	山口県教育庁	0839334523
183	山口県立田部高等学校	下関市	菊川町田部1 0 7 4	0832871212	1,296	19,946	648	9,973	山口県教育庁	0839334523
184	山口県立西市高等学校	下関市	豊田町殿敷8 3 4-5	0837660002	1,083	26,535	542	13,268	山口県教育庁	0839334523
185	山口県立豊浦総合支援学校	下関市	豊浦町大字小串字石堂7-1 3 6	0837721331	672	651	336	326	山口県教育庁	0839334523
186	山口県立下関北高等学校	下関市	豊北町大字滝部字中久森1 0 0 3	0837820023	1,204	18,800	602	9,400	山口県教育庁	0839334523
187	山口県立西高等学校	下関市	永田本町2 丁目7番1号	0832865111	2,023		1,011	0	理事(水産大学校代表)	0832865112
188	下関市民会館	下関市	竹崎町4 丁目5-1	0832316401	11,315	6,390	5,657	3,195	下関市長	0832314691
189	蓋井島保健福祉館	下関市	蓋井島7 1		218		109	0	下関市長	0832311723
190	下関市勤労福祉会館	下関市	幸町8-1 6	0832232171	2,923	1,746	1,462	873	下関市長	0832311310
191	彦島体育館	下関市	彦島迫町4 丁目1 6-1	0832662226	1,500		750	0	下関市長	0832312789
192	長府扇町第1運動場	下関市	長府扇町4番	0832455010	0	47,936	0	23,968	下関市長	0832312789
193	下関北運動公園	下関市	大字富任		0	143,000	0	71,500	下関市長	0832311933
194	菊川運動公園	下関市	菊川町大字下岡枝5 6-1	0832872820	402	33,179	201	16,589	下関市長	0832871111
195	下関市川棚温泉交流センター	下関市	豊浦町大字川棚5 1 8 0	0837743855	1,243	2,186	621	1,093	下関市長	0837724001
196	下関市豊浦老人福祉センター	下関市	豊浦町大字川棚4 8 9 2-1	0837742900	200		100	0	下関市長	0837724020
197	とんがりぼうし豊浦(自然活用総合管理センター)	下関市	豊浦町大字川棚字前坪5 2 6 2-1		324	884	162	442	下関市長	0837724030
198	大河内交流センター	下関市	豊浦町大字宇賀字下ノ屋敷5 3 6 7-1		79	205	38	102	下関市長	0837724030
199	リフレッシュパーク豊浦	下関市	豊浦町大字川棚2 0 3 5-9	0837724000	133	135,361	66	67,681	下関市長	0837724025
200	夢ヶ丘公園	下関市	豊浦町大字小串字外無田		0	88,000	0	44,000	下関市長	0837724025
201	豊洋運動公園	下関市	豊浦町大字黒井2 8 2 6-2		0	49,104	0	24,552	下関市長	0837724025
202	豊北総合支所	下関市	豊北町大字滝部3 1 4 0番地1	0837820061	2,298	2,750	1,149	1,375	下関市長	0837820061
203	生涯学習プラザ	下関市	細江町3 丁目1-1	0832311234	18,408	601	9,204	301	下関市教育委員会	0832312054
204	下関市小野ふれあいセンター	下関市	豊浦町大字川棚1 4 8 6-1		299		150	0	下関市教育委員会	0837722117
205	下関市立考古博物館	下関市	大字綾羅木字岡4 5 4	0832543061	2,664	12,942	1,332	6,471	下関市教育委員会	0832544697
206	下関市立豊北中学校	下関市	豊北町大字滝部1 2 4 4-3 6	0837821943	1,765	16,245	883	8,123	下関市教育委員会	0837821943
207	下関市社会福祉センター	下関市	貴船町3 丁目4-1	0832322001	934	570	467	285	下関市社会福祉協議会	0832322001
208	豊田総合支所	下関市	豊田町大字殿敷1 9 1 8-1	0837661050	105		35	0	豊田総合支所地域政策課	0837661050
209	菊川総合支所	下関市	菊川町大字下岡枝1 4 8 0番地1	0832871111	2,148	5,437	91	2,719	下関市長	0832871111
210	卸町地下道	下関市	下関市大字楠野		0	407	0	204	国土交通省	832821016
211	下関駅前地下道	下関市	下関市竹崎町2 丁目		0	781	0	391	国土交通省	832821016
212	下関駅西口地下道	下関市	下関市竹崎町3 丁目		0	356	0	178	国土交通省	832821016
213	貴船1号地下道	下関市	下関市貴船町3 丁目		0	378	0	189	下関土木建築事務所	832237101
214	貴船2号地下道	下関市	下関市貴船町3 丁目		0	225	0	112	下関土木建築事務所	832237101
215	藤ヶ谷地下道	下関市	下関市藤ヶ谷町		0	399	0	199	下関土木建築事務所	832237101
216	東駅地下道	下関市	下関市羽山町		0	1,077	0	539	下関土木建築事務所	832237101
217	彦島本町地下道	下関市	下関市彦島本村町7 丁目		0	462	0	231	下関土木建築事務所	832237101
218	2号地下道	下関市	下関市秋根南町1 丁目		0	281	0	141	下関土木建築事務所	832237101
219	3号地下道	下関市	下関市秋根本町1 丁目		0	238	0	119	下関土木建築事務所	832237101
220	4号地下道	下関市	下関市秋根西町4 丁目		0	239	0	120	下関土木建築事務所	832237101
221	山の田地下道	下関市	下関市山の田本町		0	410	0	205	下関土木建築事務所	832237101
222	下関駅前地下道	下関市	下関市竹崎町4 丁目		340		170		下関市長	832314034
223	新下関第1地下道	下関市	下関市秋根南町1 丁目		124		62		下関市長	832314034
224	東岐波ふれあいセンター	宇部市	大字東岐波3 8 2 9番地	0836582098	385		193	0	宇部市長	0836348233

番号	施設						施設管理者			
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
225	宇部市立東岐波小学校	宇部市	大字東岐波3853番地	0836582018	2,694	7,870	1,103	3,935	宇部市長	0836348606
226	西岐波ふれあいセンター	宇部市	床波六丁目5番23号	0836519249	446		223	0	宇部市長	0836348233
227	宇部市立西岐波小学校	宇部市	床波三丁目4番10号	0836519247	2,527	7,223	1,020	3,612	宇部市長	0836348606
228	常盤ふれあいセンター	宇部市	亀浦一丁目1番50号	0836221455	372		186	0	宇部市長	0836348233
229	宇部市立常盤小学校	宇部市	大字西岐波1337番地12	0836514775	2,116	11,480	787	5,740	宇部市長	0836348606
230	恩田ふれあいセンター	宇部市	草江一丁目6番7号	0836210349	362		181	0	宇部市長	0836348233
231	岬ふれあいセンター	宇部市	明神町一丁目3番16号	0836211625	527		264	0	宇部市長	0836348233
232	宇部市立岬小学校	宇部市	松山町五丁目8番10号	0836311260	1,494	2,550	895	2,298	宇部市長	0836348606
233	見初ふれあいセンター	宇部市	昭和町一丁目3番6号	0836210348	319		160	0	宇部市長	0836348233
234	宇部市立見初小学校	宇部市	松山町二丁目4番42号	0836312430	1,627	10,690	567	8,045	宇部市長	0836348606
235	神原ふれあいセンター	宇部市	松山町一丁目5番16号	0836326280	300		150	0	宇部市長	0836348233
236	宇部市立神原小学校	宇部市	神原町一丁目1番1号	0836310175	2,216	8,828	816	4,414	宇部市長	0836348606
237	宇部市立神原中学校	宇部市	東梶返四丁目8番1号	0836311784	1,720	11,879	502	5,940	宇部市長	0836348606
238	勤労青少年会館	宇部市	松山町一丁目12番1号	0836315515	2,095		1,048	0	宇部市長	0836348447
239	琴芝ふれあいセンター	宇部市	西梶返二丁目10番1号	0836211534	327		164	0	宇部市長	0836348233
240	宇部市立琴芝小学校	宇部市	東琴芝二丁目3番48号	0836219145	1,942	8,277	704	4,139	宇部市長	0836348606
241	隣保館上宇部会館	宇部市	中村二丁目6番15号	0836342535	573		287	0	宇部市長	0836342535
242	宇部市立上宇部小学校	宇部市	大小路三丁目2番17号	0836213159	2,902	14,693	1,166	7,347	宇部市長	0836348606
243	宇部市立上宇部中学校	宇部市	沼二丁目4番8号	0836311369	2,414	12,340	904	6,170	宇部市長	0836348606
244	川上ふれあいセンター	宇部市	大字川上81番地1	0836351150	266		133	0	宇部市長	0836348233
245	小羽山ふれあいセンター	宇部市	北小羽山町二丁目6番50号	0836313677	348		174	0	宇部市長	0836348233
246	宇部市立小羽山小学校	宇部市	東小羽山町一丁目4番13号	0836321800	2,487	9,600	951	4,800	宇部市長	0836348606
247	新川ふれあいセンター	宇部市	朝日町8番20号	0836212258	375		188	0	宇部市長	0836348233
248	宇部市立新川小学校	宇部市	西小串一丁目4番25号	0836311600	2,181	13,064	798	6,532	宇部市長	0836348606
249	宇部市立桃山中学校	宇部市	大字小串字671番地	0836219141	2,165	15,223	785	7,612	宇部市長	0836348606
250	鶴の島ふれあいセンター	宇部市	鶴の島町7番6号	0836311862	229		115	0	宇部市長	0836348233
251	宇部市立鶴ノ島小学校	宇部市	小松原町二丁目10番25号	0836310808	1,815	12,281	629	6,141	宇部市長	0836348606
252	藤山ふれあいセンター	宇部市	文京町11番13号	0836211608	297		149	0	宇部市長	0836348233
253	宇部市立藤山小学校	宇部市	上条四丁目4番1号	0836219158	2,522	7,624	989	3,812	宇部市長	0836348606
254	厚南市民センター	宇部市	厚南中央三丁目1番2号	0836418320	316		158	0	宇部市長	0836418320
255	宇部市立厚南小学校	宇部市	大字東須恵234番地	0836418019	2,652	10,194	926	5,097	宇部市長	0836348606
256	西宇部ふれあいセンター	宇部市	西宇部北三丁目9番15号	0836440878	290		145	0	宇部市長	0836348233
257	宇部市立西宇部小学校	宇部市	大字際波字北迫527番地1	0836410100	2,271	10,534	843	5,267	宇部市長	0836348606
258	黒石ふれあいセンター	宇部市	黒石北三丁目2番37-12号	0836440881	296		148	0	宇部市長	0836348233
259	宇部市立黒石小学校	宇部市	黒石北三丁目2番35号	0836442477	2,164	13,400	690	6,700	宇部市長	0836348606
260	宇部市立黒石中学校	宇部市	大字東須恵476番地2	0836441690	2,291	18,121	696	9,061	宇部市長	0836348606
261	原ふれあいセンター	宇部市	大字妻崎崎作1990番地	0836431050	435		218	0	宇部市長	0836348233
262	宇部市立原小学校	宇部市	大字東須恵4267番地	0836418240	1,766	10,372	631	5,186	宇部市長	0836348606
263	厚東ふれあいセンター	宇部市	大字棚井68番地2	0836620049	415		208	0	宇部市長	0836348233
264	宇部市立厚東小学校	宇部市	大字棚井7番地1	0836620008	943	13,219	270	6,610	宇部市長	0836348606
265	宇部市立厚東川中学校	宇部市	大字吉見1184番地	0836620036	982	8,543	212	4,272	宇部市長	0836348606
266	二俣瀬ふれあいセンター	宇部市	大字車地173番地	0836620068	463		232	0	宇部市長	0836348233
267	宇部市立二俣瀬小学校	宇部市	大字車地36番地	0836620035	926	5,639	242	2,820	宇部市長	0836348606
268	小野ふれあいセンター	宇部市	大字小野8294番地4	0836642024	465		233	0	宇部市長	0836348233
269	宇部市立小野小学校	宇部市	大字小野8317番地2	0836642008	1,090	2,832	266	1,416	宇部市長	0836348606
270	船木ふれあいセンター	宇部市	大字船木179番地1	0836671183	435		218	0	宇部市長	0836348233
271	宇部市立船木小学校	宇部市	大字船木4483番地	0836670017	1,582	7,478	431	3,739	宇部市長	0836348606
272	万倉ふれあいセンター	宇部市	大字西万倉1672番地	0836670201	331		166	0	宇部市長	0836348233
273	宇部市立万倉小学校	宇部市	大字西万倉1761番地1	0836670206	1,201	4,691	241	2,346	宇部市長	0836348606
274	吉部ふれあいセンター	宇部市	大字東吉部3330番地7	0836680001	302		151	0	宇部市長	0836348233
275	宇部市立吉部小学校	宇部市	大字東吉部3425番地1	0836680101	1,157	11,320	204	5,660	宇部市長	0836348606
276	宇部市立恩田小学校	宇部市	笹山町一丁目4番1号	0836217291	2,175	8,047	1,088	4,024	宇部市長	0836348606
277	宇部市文化会館	宇部市	朝日町8番1号	0836317373	1,214		607	0	宇部市長	0836348616
278	宇部市立常盤中学校	宇部市	上野中町3番40号	0836311313	3,093	13,131	1,094	6,566	宇部市長	0836348606
279	宇部市立川上中学校	宇部市	大字西岐波6531番地	0836516575	1,823	16,677	467	8,339	宇部市長	0836348606
280	宇部市立西岐波中学校	宇部市	宇部市床波四丁目1番40号	0836519052	2,758		1,379	0	宇部市長	0836348606
281	宇部市総合福祉会館	宇部市	山口県宇部市琴芝町二丁目4番20号	0836333156	3,111		1,556	0	宇部市長	0836348325
282	宇部市武道館	宇部市	宇部市島三丁目9番30号	0836354080	2,143		1,072	0	宇部市長	0836348628
283	宇部市立藤山中学校	宇部市	宇部市文京町10番50号	0836310075	2,531		1,266	0	宇部市長	0836348606
284	隣保館厚南会館	宇部市	宇部市厚南北一丁目2番24号	0836418155	678		339	0	宇部市長	0836348308
285	宇部市立厚南中学校	宇部市	宇部市大字東須恵字上岡の上222番地	0836418041	2,519		1,260	0	宇部市長	0836348606
286	宇部市楠総合センター	宇部市	宇部市大字船木442番地11	0836671200	607		304	0	宇部市長	0836348302
287	宇部市楠若者センター	宇部市	宇部市大字西万倉1518番地5	0836672150	1,413		707	0	宇部市長	0836348628
288	俵田翁記念体育館	宇部市	宇部市恩田町4丁目1番1号	836311506	1,600		0	0	宇部市長	836348628
289	山口市仁保地域交流センター	山口市	仁保中郷1041番地	0839290105	1,117	1,992	559	1,083	山口市長	0839342966
290	山口市小鯖地域交流センター	山口市	下小鯖2519番地	0839270021	648	1,166	282	1,710	山口市長	0839342966
291	山口市大内地域交流センター	山口市	大内矢田北1丁目10番11号	0839270473	889	3,690	446	1,548	山口市長	0839342966
292	山口市宮野地域交流センター	山口市	宮野下3054番地	0839280250	1,375	1,743	328	850	山口市長	0839342966
293	山口市大殿地域交流センター	山口市	大殿大路120番地4	0839245592	786	2,515	325	1,699	山口市長	0839342966
294	山口市白石地域交流センター	山口市	本町1丁目1番25号	0839220381	1,054	220	471	791	山口市長	0839342966
295	山口市湯田地域交流センター	山口市	湯田温泉5丁目5番50号	0839228218	831	1,157	416	994	山口市長	0839342966
296	山口市吉敷地域交流センター	山口市	吉敷佐畑1丁目4番1号	0839223915	999	2,383	479	1,301	山口市長	0839342966
297	山口市平川地域交流センター	山口市	平井1665番地	0839224235	742	2,775	358	979	山口市長	0839342966
298	山口市大蔵地域交流センター	山口市	矢原1407番地5	0839224035	768	2,787	382	1,042	山口市長	0839342966
299	山口市陶地域交流センター	山口市	陶2595番地	0839721318	998	3,286	230	909	山口市長	0839342966

番号	施設							施設管理者		
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
300	山口市鑄銭司地域交流センター	山口市	鑄銭司5435番地1	0839862360	417	6,009	209	718	山口市長	0839342966
301	山口市名田島地域交流センター	山口市	名田島1218番地1	0839726720	768	38,482	384	19,625	山口市長	0839342966
302	山口市二島地域交流センター	山口市	秋穂二島5990番地	0839872059	1,703	2,040	0	0	山口市長	0839342966
303	山口市嘉川地域交流センター	山口市	嘉川4651番地1	0839892018	1,271	2,704	636	1,608	山口市長	0839342966
304	山口市佐山地域交流センター	山口市	佐山2726番地1	0839893525	1,039	3,226	0	0	山口市長	0839342966
305	山口市立仁保小学校体育館	山口市	仁保中郷81番地	0839290311	898	21,429	449	10,715	山口市教育委員会	0839342862
306	山口市立小鯖小学校体育館	山口市	下小鯖2519番地	0839270051	946	19,470	473	9,735	山口市教育委員会	0839342862
307	山口市立大内小学校体育館	山口市	大内矢田北1丁目16番1号	0839270011	1,238	21,830	619	10,915	山口市教育委員会	0839342862
308	山口市立大内南小学校体育館	山口市	大内矢田南2丁目4番1号	0839277373	1,058	25,802	529	12,901	山口市教育委員会	0839342862
309	山口市立宮野小学校体育館	山口市	宮野下3017番地	0839280244	1,203	19,171	602	9,586	山口市教育委員会	0839342862
310	山口市立大殿小学校体育館	山口市	大殿大路213番地	0839220343	1,245	18,350	623	9,175	山口市教育委員会	0839342862
311	山口市立白石小学校体育館	山口市	白石1丁目10番1号	0839220063	881	21,248	441	10,624	山口市教育委員会	0839342862
312	山口市立湯田小学校体育館	山口市	元町2番26号	0839220092	1,058	25,570	529	12,785	山口市教育委員会	0839342862
313	山口市立良城小学校体育館	山口市	吉敷佐畑3丁目3番3号	0839220003	1,135	24,336	568	12,168	山口市教育委員会	0839342862
314	山口市立平川小学校体育館	山口市	平井1675番地2	0839221789	1,052	14,875	526	7,438	山口市教育委員会	0839342862
315	山口市立大蔵小学校体育館	山口市	矢原1486番地	0839222466	1,295	17,253	648	8,627	山口市教育委員会	0839342862
316	山口市立陶小学校体育館	山口市	陶3544番地	0839270703	917	14,790	459	7,395	山口市教育委員会	0839342862
317	山口市立鑄銭司小学校体育館	山口市	鑄銭司4010番地	0839862609	558	20,176	279	10,088	山口市教育委員会	0839342862
318	山口市立名田島小学校体育館	山口市	名田島1538番地2	0839720711	558	12,135	279	6,068	山口市教育委員会	0839342862
319	山口市立二島小学校体育館	山口市	秋穂二島552番地1	0839872009	680	16,899	340	8,450	山口市教育委員会	0839342862
320	山口市立嘉川小学校体育館	山口市	嘉川4986番地	0839892206	844	15,234	422	7,617	山口市教育委員会	0839342862
321	山口市立興進小学校体育館	山口市	江崎2284番地	0839892513	842	14,862	421	7,431	山口市教育委員会	0839342862
322	山口市立佐山小学校体育館	山口市	佐山2731番地	0839893020	554	14,007	277	7,004	山口市教育委員会	0839342862
323	山口市立仁保中学校体育館	山口市	仁保中郷84番地	0839290028	594	18,686	297	9,343	山口市教育委員会	0839342862
324	山口市立大内中学校体育館	山口市	大内長野555番地	0839270024	1,586	43,263	793	21,632	山口市教育委員会	0839342862
325	山口市立宮野中学校体育館	山口市	桜島4丁目9番1号	0839280144	1,186	23,887	593	11,944	山口市教育委員会	0839342862
326	山口市立大殿中学校体育館	山口市	古熊1丁目4番1号	0839220688	1,274	25,837	637	12,919	山口市教育委員会	0839342862
327	山口市立白石中学校体育館	山口市	白石2丁目7番1号	0839220387	1,332	19,607	666	9,804	山口市教育委員会	0839342862
328	山口市立湯田中学校体育館	山口市	楠木町7番1号	0839221189	1,181	20,868	591	10,434	山口市教育委員会	0839342862
329	山口市立鴻南中学校体育館	山口市	維新公園4丁目7番1号	0839222475	1,491	23,563	746	11,782	山口市教育委員会	0839342862
330	山口市立平川中学校体育館	山口市	黒川1231番地1	0839247700	981	21,472	491	10,736	山口市教育委員会	0839342862
331	山口市立湯上中学校体育館	山口市	陶1912番地	0839862011	1,217	25,621	609	12,811	山口市教育委員会	0839342862
332	山口市立二島中学校体育館	山口市	秋穂二島561番地	0839872007	765	29,938	383	14,969	山口市教育委員会	0839342862
333	山口市立川西中学校体育館	山口市	嘉川4352番地2	0839892209	661	19,284	331	9,642	山口市教育委員会	0839342862
334	山口市立仁保幼稚園	山口市	仁保中郷82番地	0839290043	321	3,090	161	1,545	山口市教育委員会	0839344139
335	山口市立小鯖幼稚園	山口市	下小鯖2519番地	0839270054	321	2,912	161	1,456	山口市教育委員会	0839344139
336	山口市立大内幼稚園	山口市	大内矢田北1丁目1番24号	0839272497	476	3,532	238	1,766	山口市教育委員会	0839344139
337	山口市立宮野幼稚園	山口市	宮野下3000番地1	0839280105	726	2,795	363	1,398	山口市教育委員会	0839344139
338	山口市立吉敷幼稚園	山口市	吉敷佐畑4丁目6番1号	0839252279	600	2,889	300	1,445	山口市教育委員会	0839344139
339	山口市立平川幼稚園	山口市	黒川1210番地1	0839241661	688	3,512	344	1,756	山口市教育委員会	0839344139
340	山口市立名田島幼稚園	山口市	名田島1536番地1	0839722600	326	1,351	163	676	山口市教育委員会	0839344139
341	山口市立二島幼稚園	山口市	秋穂二島6174番地	0839872062	326	2,023	163	1,012	山口市教育委員会	0839344139
342	山口市立三の宮保育園	山口市	芝崎町9番73号	0839240327	539	1,624	270	812	山口市長	0839342798
343	山口市立山口保育園	山口市	旭通り1丁目6番19号	0839220354	1,953	2,877	977	1,439	山口市長	0839342798
344	山口市立山口第二保育園	山口市	三和町9番2号	0839252181	331	1,104	166	552	山口市長	0839342798
345	山口市立楠木保育園	山口市	楠木町1番44号	0839231722	470	1,194	235	597	山口市長	0839342798
346	山口隣保館	山口市	三和町3番1号	0839227055	550	743	275	372	山口市長	0839342767
347	陶隣保館	山口市	陶4713番地1	0839726170	549	564	275	272	山口市長	0839342767
348	山口市立上郷小学校	山口市	小郡みらい町2丁目14番1号	0839733120	888	27,000	444	13,500	山口市教育委員会	0839342862
349	山口市立小郡小学校	山口市	小郡下郷254番地3	0839730408	1,219	24,925	610	12,463	山口市教育委員会	0839342862
350	山口市立小郡中学校体育館	山口市	小郡下郷879番地1	0839730508	1,392	34,490	696	17,245	山口市教育委員会	0839342862
351	山口市小郡ふれあいセンター	山口市	小郡下郷1440番地1	0839730003	3,021	2,799	1,511	1,400	山口市長	0839342873
352	山口市小郡保健福祉センター	山口市	小郡下郷609番地5	0839738147	1,497		749	0	山口市長	0839738143
353	山口市立小郡南小学校	山口市	小郡緑町1番1号	0839732521	1,044	19,750	522	9,875	山口市教育委員会	0839342862
354	山口市大海総合センター	山口市	秋穂東1130番地5	0839842053	1,390	25,360	695	12,680	山口市長	0839848027
355	山口市立大海小学校	山口市	秋穂東2299番地	0839842253	810	12,721	405	6,361	山口市教育委員会	0839342862
356	山口市立秋穂小学校	山口市	秋穂東6771番地	0839842250	1,094	19,827	547	9,914	山口市教育委員会	0839342862
357	山口市立秋穂中学校	山口市	秋穂東615番地1	0839842114	1,107	21,948	554	10,974	山口市教育委員会	0839342862
358	山口市阿知須地域交流センター	山口市	阿知須2743番地	0836652022	2,552	8,373	1,277	2,519	山口市長	0839342757
359	山口市阿知須体育センター	山口市	阿知須2751番地	0836652022	800		400	0	山口市長	0839342873
360	山口市立阿知須小学校	山口市	阿知須4251番地	0836652014	1,115	18,267	558	9,134	山口市教育委員会	0839342862
361	山口市立井関小学校	山口市	阿知須1639番地	0836652053	365	19,484	183	9,742	山口市教育委員会	0839342862
362	山口市立阿知須中学校	山口市	阿知須5094番地3	0836652074	944	23,503	472	11,752	山口市教育委員会	0839342862
363	山口市徳地地域交流センター（徳地山形開発センター）	山口市	徳地堀1533番地	0835520217	1,498	6,360	749	4,129	山口市長	0839342757
364	山口市徳地体育館	山口市	徳地堀1537番地	0835520217	1,769		885	0	山口市長	0839342873
365	山口市徳地文化ホール	山口市	徳地堀1527番地3	0835520217	2,246	4,137	1,123	2,069	山口市長	0839342873
366	山口市立徳地中学校	山口市	徳地堀1606番地1	0835520039	807	16,295	404	8,148	山口市教育委員会	0839342862
367	山口市立中央小学校	山口市	徳地堀1551番地	0835520198	435	15,975	218	7,988	山口市教育委員会	0839342862
368	山口市徳地地域交流センター八坂分館	山口市	徳地八坂975番地	0835560301	497	2,363	248	890	山口市長	0839342966
369	山口市立八坂小学校	山口市	徳地八坂1226番地	0835560324	377	9,802	189	4,901	山口市教育委員会	0839342862
370	やまぐちサッカー交流広場引谷体育館	山口市	徳地引谷1199番地		658		329	0	山口市長	0839342873
371	山口市徳地地域交流センター島地分館	山口市	徳地島地96番地2	0835540001	513	812	248	572	山口市長	0839342966
372	山口市立島地小学校	山口市	徳地島地16番地	0835540101	838	10,128	419	5,064	山口市教育委員会	0839342862
373	山口市徳地地域交流センター串分館	山口市	徳地鯖河内1629番地1	0835540222	430	4,527	197	2,203	山口市長	0839342966
374	山口市立串小学校	山口市	徳地鯖河内1421番地	0835540311	577	6,945	289	3,473	山口市教育委員会	0839342862

番号	施設							施設管理者		
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
375	山口市徳地地域交流センター-柚野分館	山口市	徳地野谷349番地2	0835580001	335	326	118	447	山口市長	0839342966
376	山口市立阿東東中学校(体育館)	山口市	阿東徳佐中3288番地1	0839560039	1,400	16,735	700	8,368	山口市教育委員会	0839342862
377	山口市立阿東中学校	山口市	阿東地福上1874番地	0839520318	2,479	10,072	1,240	5,036	山口市教育委員会	0839342862
378	山口市立阿東中学校(体育館)	山口市	阿東地福上1881番地2	0839520318	605		303	0	山口市教育委員会	0839560116
379	山口市立生雲小学校	山口市	阿東生雲中319番地	0839540109	1,077	5,651	539	2,826	山口市教育委員会	0839342862
380	山口市立さくら小学校	山口市	阿東地福下1234番地1	0839520304	778	6,201	389	3,101	山口市教育委員会	0839342862
381	山口市嘉年体育館	山口市	阿東嘉年上3430番地1	0839580004	364	4,529	182	2,265	山口市長	0839342873
382	篠目体育館	山口市	阿東篠目379番地	0839550011	650	8,617	325	4,309	山口市長	0839342873
383	亀山体育館	山口市	阿東徳佐上1485番地1	0839560996	683	4,763	342	2,382	山口市長	0839342873
384	山口市阿東地域交流センター	山口市	阿東徳佐中3425番地1	0839560116	2,120	9,682	745	2,798	山口市長	0839342757
385	山口市阿東地域交流センター-生雲分館(県庁前自然体習習センター)	山口市	阿東生雲東分74番地7	0839550111	988	3,430	439	1,089	山口市長	0839342757
386	山口市阿東地域交流センター-生雲分館	山口市	阿東生雲中188番地2	0839540044	849	489	404	984	山口市長	0839342757
387	山口市蔵目喜ふれあいセンター	山口市	阿東蔵目喜1880番地		433		217	0	山口市長	0839560985
388	山口市阿東地域交流センター-嘉年分館(嘉年嘉年センター)	山口市	阿東嘉年下28番地1	0839580111	618	7,408	296	4,013	山口市長	0839342757
389	山口市阿東地域交流センター-地福分館(阿東老人福祉センター)	山口市	阿東地福上1697番地	0839520301	1,497	5,753	744	3,625	山口市長	0839342757
390	山口市阿東保健センター	山口市	阿東徳佐中3382番地	0839560993			736	0	山口市長	0839738143
391	山口市三谷ふれあいセンター	山口市	阿東生雲東分1221番	0839560116	1,957	3,998	979	1,999	山口市長	0839342873
392	山口市秋穂地域交流センター	山口市	秋穂東6823番地1	0839842132	3,550	11,450	1,279	7,500	山口市長	0839342757
393	小郡地域交流センター	山口市	山口市小郡下郷609番地1	0839730638	2,023	2,219	0	0	山口市長	0839342757
394	県庁前地下道	山口市	山口市春日山町地内		1,287		0	0	国土交通省	839280031
395	朝倉中央地下道	山口市	山口市楠木町		808		0	0	国土交通省	839280031
396	木崎地下道	山口市	山口市大字吉数字小田		840		0	0	国土交通省	839280031
397	朝田地下横断歩道	山口市	山口市大字朝田字梅古曾		502		0	0	国土交通省	839280031
398	平野地下道	山口市	山口市大字宮野下字下滑		646		0	0	国土交通省	839280031
399	柳井田地下道	山口市	山口市小郡下郷大字柳井田		932		0	0	国土交通省	839280031
400	山手地下道	山口市	山口市小郡下郷		855		0	0	国土交通省	839280031
401	早間田地下道	山口市	山口市市中河原町		1,022		0	0	防府土木建築事務所山口支所	835223485
402	中央地下道	山口市	山口市中央4丁目		959		0	0	防府土木建築事務所山口支所	835223485
403	美術館前地下道	山口市	山口市亀山町		752		0	0	防府土木建築事務所山口支所	835223485
404	三軒屋地下道	山口市	山口市小郡下郷		558		0	0	防府土木建築事務所山口支所	835223485
405	萩市立明倫小学校体育館	萩市	大字江向475	0838252166	2,893	13,960	1,447	6,980	萩市教育委員会	0838253141
406	山口県立萩商工高等学校体育館	萩市	大字平安古544	0838220034	1,421	19,180	711	9,590	山口県教育庁	0839334523
407	萩市立萩西中学校体育館	萩市	大字堀内261	0838262424	1,854	10,233	927	5,117	萩市教育委員会	0838253141
408	山口県立萩高等学校体育館	萩市	大字堀内132	0838220076	1,329	11,059	665	5,530	山口県教育庁	0839334523
409	萩市堀内体育館	萩市	大字堀内127-6	0838259385	453	0	227	0	萩市長	0838257311
410	萩市立萩東中学校体育館	萩市	大字土原556-1	0838252721	2,160	17,366	1,080	8,683	萩市教育委員会	0838253141
411	萩市立樺東小学校体育館	萩市	大字樺東2710-1	0838252135	1,400	8,075	700	4,038	萩市教育委員会	0838253141
412	萩市立越ヶ浜小学校体育館	萩市	大字樺東6088	0838250243	1,273	8,065	637	4,033	萩市教育委員会	0838253141
413	萩市立越ヶ浜中学校体育館	萩市	大字樺東6089-4	0838250310	650	969	325	485	萩市教育委員会	0838253141
414	萩市民体育館	萩市	大字樺3395-1	0838257311	1,530	7,085	765	3,543	萩市教育委員会	0838257311
415	萩市立樺西小学校体育館	萩市	大字樺3332-1	0838252686	1,316	7,040	658	3,520	萩市教育委員会	0838253141
416	萩市木間体育館	萩市	大字山田680-2	0838270715	713	1,504	357	752	萩市教育委員会	0838253141
417	萩市立白水小学校体育館	萩市	大字山田4522	0838252393	818	7,286	409	3,643	萩市教育委員会	0838253141
418	萩市白水会館	萩市	大字山田4663-12	0838253584	150		75	0	萩市長	0838253634
419	萩市三見公民館(萩市三見出張所)	萩市	三見2393	0838270001	622		311	0	萩市長	0838270001
420	萩市立三見小学校・萩市立三見中学校体育館	萩市	三見3523-1	0838270012	800	8,486	400	4,243	萩市教育委員会	0838253141
421	萩市大井公民館(萩市大井出張所)	萩市	大井1447-2	0838280211	586		293	0	萩市長	0838280211
422	萩市立大井小学校・萩市立大井中学校体育館	萩市	大井1126	0838280017	626	8,562	313	4,281	萩市教育委員会	0838253141
423	萩市大島公民館(萩市大島出張所)	萩市	大島105	0838280584	555		278	0	萩市長	0838280584
424	萩市立大島小学校・萩市立大島中学校体育館	萩市	大島211	0838280586	696	3,000	348	1,500	萩市教育委員会	0838253141
425	萩市立相島小学校・萩市立相島中学校体育館	萩市	相島9	0838258600	813	3,210	407	1,605	萩市教育委員会	0838253141
426	萩市立見島小学校・萩市立見島中学校体育館	萩市	見島951-1	0838232007	458		229	0	萩市教育委員会	0838253141
427	萩市見島ふれあい交流センター(萩市見島公民館)	萩市	見島326-12	0838233311	1,066		533	0	萩市長	0838233311
428	萩市見島体育館	萩市	見島2002-14	0838233035	450	1,583	225	792	萩市教育委員会	0838257311
429	萩市川上公民館	萩市	川上4527	0838542214	1,398		699	0	萩市長	0838542214
430	萩市川上体育館	萩市	川上4462-8	0838542250	1,343		672	0	萩市長	0838542214
431	萩市田万川農村婦人の家	萩市	大字上小川東分155	0838740245	240		120	0	萩市長	0838720300
432	萩市下小川ふれあいセンター	萩市	大字下小川1731-1	0838720485	185		93	0	萩市長	0838720300
433	萩市上田万生活改善センター	萩市	大字上田万2210-5		151		76	0	萩市長	0838720300
434	萩市田万川コミュニティセンター(萩市江崎公民館)	萩市	大字江崎338	0838720211	2,303		1,152	0	萩市長	0838720211
435	萩市片俣集会所	萩市	大字片俣1265番地1	0838880822	265		133	0	萩市長	0838860211
436	萩市高佐下ふれあいセンター	萩市	大字高佐下2572番地98		266		133	0	萩市長	0838860211
437	萩市むつみコミュニティセンター(萩市高佐公民館)	萩市	大字高佐下744番地	0838880211	1,349		675	0	萩市長	0838880211
438	萩市むつみB&G海洋センター	萩市	大字吉部上853番地13	0838860976	1,103	11,930	552	5,965	萩市長	0838860211
439	萩市立むつみ小学校体育館	萩市	大字吉部上3192番地	0838860016	2,909	2,570	1,455	1,285	萩市教育委員会	0838860211
440	萩市むつみ農村環境改善センター(萩市吉部公民館)	萩市	大字吉部上3191番地1	0838860311	1,259		630	0	萩市長	0838860211
441	萩市立須佐中学校体育館	萩市	大字須佐5200-1	0838762240	800	18,024	400	9,012	萩市教育委員会	0838762211
442	萩市立育英小学校体育館	萩市	大字須佐4373	0838762352	800	7,496	400	3,748	萩市教育委員会	0838762211
443	萩市須佐文化センター(萩市須佐公民館)	萩市	大字須佐4570-5	0838762310	1,000		500	0	萩市長	0838762310
444	萩市弥富交流促進センター(萩市弥富公民館)	萩市	大字弥富下4043	0838782211	800		400	0	萩市長	0838782211
445	萩市鈴野川農林業者等健康増進施設	萩市	大字鈴野川1960-5	0838782545	600	150	300	75	萩市長	0838782219
446	萩市旭マルメディアセンター(萩市明木公民館)	萩市	大字明木2959-1	0838550001	1,308	2,512	654	1,256	萩市長	0838550001
447	萩市旭農林漁業者等健康増進センター	萩市	大字明木2904	0838550820	947	3,029	474	1,515	萩市長	0838550001
448	萩市旭活性化センター(萩市佐々並公民館)	萩市	大字佐々並2662-6	0838560008	969	8,238	485	4,119	萩市長	0838560008
449	萩市立福栄中学校体育館	萩市	大字福井下4360-1	0838520004	1,291	12,015	646	6,008	萩市教育委員会	0838520121

番号	施設							施設管理者		
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
450	萩市福栄農業担い手育成センター（萩市栄福公民館）	萩市	大字紫福3446-1	0838530013	455		228	0	萩市長	0838530211
451	萩市立旧紫福小学校体育館	萩市	大字紫福3327	0838530011	1,322	4,920	661	2,460	萩市教育委員会	0838520121
452	萩市福栄老人福祉センター（萩市紫福支所）	萩市	大字紫福3446-1	0838530211	155		78	0	萩市長	0838530211
453	萩市半田公民館	萩市	大字福井上1936-2	0838520016	216		108	0	萩市長	0838520029
454	萩市平蔵台活性化交流施設	萩市	大字福井上3439-9	0838520230	251	150	126	75	萩市長	0838520121
455	萩市立明木小学校・旭中学校体育館	萩市	大字明木3039	0838550012	610		305	0	萩市教育委員会	0838550211
456	萩市立佐々並小学校体育館	萩市	大字佐々並2499	0838560009	632	1,264	183	976	萩市教育委員会	0838550211
457	萩市田万川体育館	萩市	大字江崎338	0838720211	1,321		587	0	萩市長	0838720300
458	萩市須佐総合事務所	萩市	大字須佐4570-5	0838762211	0		81	0	萩市長	0838762211
459	萩市高齢者保健福祉支援センターやまびこ	萩市	大字弥富下4083-1	0838782000	0		207	0	萩市長	0838253368
460	萩市立福栄小中学校校舎	萩市	大字福井下4360-1	0838520004	2,599	12,014	720	6,007	萩市教育委員会	0838520121
461	萩市総合福祉センター	萩市	大字江向510	0838253550	560	540	277	540	萩市長	0838253550
462	萩市木間地域活性化センター	萩市	大字山田636-1		0		20	0	萩市長	0838254192
463	萩市相島文化センター	萩市	相島13-1	0838254965	0		39	0	萩市長	0838253585
464	萩市立野集会所	萩市	大字川上1425		0		49	0	萩市長	0838253373
465	萩市萩往還交流施設「乳母の茶屋」	萩市	大字明木3198-3		0		11	0	萩市長	0838520123
466	萩市本町集会所	萩市	大字江崎1087		0		37	0	萩市長	0838720300
467	萩市小川交流センター	萩市	大字中小川595-1	0838740211	0		87	0	萩市教育委員会	0838253511
468	萩市須佐緑地等管理中央センター	萩市	大字須佐4981-15	0838763628	230		42	0	萩市長	0838762211
469	萩市須佐三原農事集会所	萩市	大字須佐2727-23	0838762838	250		68	0	萩市長	0838762211
470	ふくえ〜る	萩市	大字福井下3999-6	0838520121	0		173	0	萩市教育委員会	0838253511
471	防府市立富海小学校	防府市	大字富海1248番地	0835340014	3,856	6,839	1,928	3,420	防府市教育委員会	0835252143
472	防府市立富海中学校	防府市	大字富海1246番地の1	0835340023	2,941	7,841	1,471	3,921	防府市教育委員会	0835252143
473	防府市立牟礼小学校	防府市	大字牟礼106番地	0835380015	6,937	13,228	3,469	6,614	防府市教育委員会	0835252143
474	防府市立牟礼南小学校	防府市	大字江泊1361番地	0835235004	5,392	14,277	2,696	7,139	防府市教育委員会	0835252143
475	防府市立牟礼中学校	防府市	敷山町1番1号	0835234830	5,358	15,772	2,679	7,886	防府市教育委員会	0835252143
476	防府市立松崎小学校	防府市	東松崎町1番1号	0835223500	4,005	12,753	2,003	6,377	防府市教育委員会	0835252143
477	防府市立国府中学校	防府市	国衙五丁目1番19号	0835221369	7,370	21,217	3,685	10,609	防府市教育委員会	0835252143
478	防府市立華浦小学校	防府市	華浦二丁目2番2号	0835220114	6,731	12,641	3,366	6,321	防府市教育委員会	0835252143
479	防府市立桑山中学校	防府市	桑山二丁目7番26号	0835222182	8,316	24,949	4,158	12,475	防府市教育委員会	0835252143
480	防府市立勝間小学校	防府市	警固町二丁目3番1号	0835220314	5,356	7,568	2,678	3,784	防府市教育委員会	0835252143
481	防府市立新田小学校	防府市	大字新田1014番地の1	0835220539	4,868	10,299	2,434	5,150	防府市教育委員会	0835252143
482	防府市立佐波小学校	防府市	八王子二丁目6番10号	0835220728	5,780	10,949	2,890	5,475	防府市教育委員会	0835252143
483	防府市立佐波中学校	防府市	迫戸町16番37号	0835220233	11,809	22,013	5,905	11,007	防府市教育委員会	0835252143
484	防府市立向島小学校	防府市	大字向島775番地	0835221796	3,425	9,583	1,713	4,792	防府市教育委員会	0835252143
485	防府市立野島小・中学校	防府市	大字野島158番地の1	0835341400	952	1,346	476	673	防府市教育委員会	0835252143
486	防府市立中関小学校	防府市	大字浜方746番地	0835220566	8,244	16,875	4,122	8,438	防府市教育委員会	0835252143
487	防府市立華陽中学校	防府市	大字田島719番地の2	0835221049	7,019	18,515	3,510	9,258	防府市教育委員会	0835252143
488	防府市立西浦小学校	防府市	大字西浦1944番地の1	0835290101	4,005	12,753	2,003	6,377	防府市教育委員会	0835252143
489	防府市立華西中学校	防府市	大字西浦545番地の2	0835290121	4,752	23,202	2,376	11,601	防府市教育委員会	0835252143
490	防府市立華城小学校	防府市	華城中央二丁目2番1号	0835220329	6,059	8,873	3,030	4,437	防府市教育委員会	0835252143
491	防府市立小野小学校	防府市	大字奈美633番地の1	0835360004	4,721	11,523	2,361	5,762	防府市教育委員会	0835252143
492	防府市立小野中学校	防府市	大字奈美25番地	0835360130	3,524	11,350	1,762	5,675	防府市教育委員会	0835252143
493	防府市立右田小学校	防府市	大字下右田86番地の2	0835221382	4,706	10,445	2,353	5,223	防府市教育委員会	0835252143
494	防府市立玉祖小学校	防府市	大字大崎1802番地	0835221613	4,792	8,399	2,396	4,200	防府市教育委員会	0835252143
495	防府市立右田中学校	防府市	大字高井565番地	0835220984	5,847	16,953	2,924	8,477	防府市教育委員会	0835252143
496	防府市立大道小学校	防府市	大字台道400番地の1	0835320007	4,135	11,673	2,068	5,837	防府市教育委員会	0835252143
497	防府市立大道中学校	防府市	大字台道1124番地	0835320024	3,858	12,161	1,929	6,081	防府市教育委員会	0835252143
498	防府市富海公民館	防府市	大字富海1203番地の1	0835340034	550	310	275	155	防府市教育委員会	0835231500
499	防府市牟礼公民館	防府市	大字江泊1802番地の1	0835229927	795	567	397	284	防府市教育委員会	0835231500
500	防府市勝間公民館	防府市	警固町一丁目7番42号	0835241929	591	750	296	375	防府市教育委員会	0835231500
501	防府市松崎公民館	防府市	柴町二丁目6番7号	0835234500	686	2,000	343	1,000	防府市教育委員会	0835231500
502	防府市華浦公民館	防府市	お茶屋町4番10号	0835380477	524	1,142	262	571	防府市教育委員会	0835231500
503	防府市新田公民館	防府市	大字浜方182番地の6	0835382501	537	90	269	45	防府市教育委員会	0835231500
504	防府市野島漁村センター	防府市	大字野島679番地の11	0835341500	421	21	210	11	防府市教育委員会	0835231500
505	防府市向島公民館	防府市	大字向島636番地の7	0835229835	937	2,632	469	1,316	防府市教育委員会	0835231500
506	防府市中関公民館	防府市	大字田島1434番地の2	0835229840	734	400	367	200	防府市教育委員会	0835231500
507	防府市西浦公民館	防府市	大字西浦1457番地の3	0835290241	537	200	269	100	防府市教育委員会	0835231500
508	防府市華城公民館	防府市	西仁井令二丁目2番1号	0835229867	538	2,800	269	1,400	防府市教育委員会	0835231500
509	防府市佐波公民館	防府市	佐波二丁目12番3号	0835224464	597	30	299	15	防府市教育委員会	0835231500
510	防府市小野公民館	防府市	大字奈美126番地	0835360110	582	750	291	375	防府市教育委員会	0835231500
511	防府市右田公民館	防府市	大字高井614番地	0835229819	534	216	267	108	防府市教育委員会	0835231500
512	防府市大道公民館	防府市	大字台道413番地の1	0835322078	639	20	320	10	防府市教育委員会	0835231500
513	防府市文化福祉会館	防府市	緑町一丁目9番2号	0835231500	10,008	720	5,004	360	防府市教育委員会	0835231500
514	防府市保健センター	防府市	鞠生町12番1号	0835242161	747		374	0	防府市	0835242161
515	防府市公設青果物地方卸売市場	防府市	大字植松1143番地	0835293452	137	680	69	340	防府市	0835252301
516	防府市宮中福祉センター	防府市	本橋町16番3号	0835223801	789	500	395	250	防府市	0835252207
517	防府市右田福祉センター	防府市	大字下右田1233番地	0835232092	1,186	800	593	400	防府市	0835252207
518	防府市牟礼福祉センター	防府市	大字江泊1051番地の3	0835227735	883	400	442	200	防府市	0835252207
519	防府市玉祖福祉センター	防府市	大字佐野513番地	0835240775	729	220	365	110	防府市	0835252207
520	牟礼児童遊園	防府市	大字江泊1054-2	0835252159	0	1,158	0	579	防府市	0835252159
521	岩島公園	防府市	岩島一丁目3930	0835252159	0	3,304	0	1,652	防府市	0835252159
522	大光寺原霊園	防府市	大字牟礼176	0835252159	0	8,673	0	4,337	防府市	0835252159
523	天神山公園	防府市	松崎町	0835252159	0	12,727	0	6,364	防府市	0835252159
524	三田尻御茶屋公園	防府市	お茶屋町1307-1	0835252159	0	2,444	0	1,222	防府市	0835252159

番号	施設						施設管理者			
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁目番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
525	桑山公園	防府市	桑山一丁目	0835252159	0	10,127	0	5,064	防府市	0835252159
526	防府市記念モデル児童遊園	防府市	三田尻三丁目55-1	0835252159	0	2,390	0	1,195	防府市	0835252159
527	西佐波緑地	防府市	佐波二丁目1641-16	0835252159	0	700	0	350	防府市	0835252159
528	日の出広場児童遊園	防府市	本橋町543	0835252159	0	3,620	0	1,810	防府市	0835252159
529	向島児童遊園	防府市	大字向島379-24	0835252159	0	714	0	357	防府市	0835252159
530	華城公園	防府市	伊佐江町437-1	0835252159	0	1,144	0	572	防府市	0835252159
531	上右田児童遊園	防府市	大字上右田2698-7	0835252159	0	801	0	401	防府市	0835252159
532	誠和児童遊園	防府市	大字下右田468-2	0835252159	0	1,249	0	625	防府市	0835252159
533	自由ヶ丘中央広場	防府市	自由ヶ丘二丁目102-18	0835252159	0	2,695	0	1,348	防府市	0835252159
534	大道児童遊園	防府市	大字台道1346-13	0835252159	0	1,865	0	933	防府市	0835252159
535	山口県立防府高等学校体育館	防府市	岡村町2-1	0835220136	1,833	20,217	917	10,109	山口県教育庁	0839334523
536	山口県立防府西高等学校体育館	防府市	台道36-1	0835321905	1,941	33,087	971	16,544	山口県教育庁	0839334523
537	山口県立防府商工高等学校体育館	防府市	中央町3-1	0835223790	1,696	18,884	848	9,442	山口県教育庁	0839334523
538	防府市スポーツセンター（ソルトアリーナ）	防府市	大字浜方174-1	0835272000	2,242	0	1,121	0	防府市	0835252274
539	観音口地下道	防府市	防府市大字台道字内土手		0	526	0	263	国土交通省	835223093
540	小俣地下道	防府市	防府市大字台道字後田		0	1,200	0	600	国土交通省	835223093
541	冲高井地下道	防府市	防府市大字冲高井字寺六反田		0	969	0	484	国土交通省	835223093
542	佐波地下道	防府市	防府市佐波2丁目		0	1,504	0	752	防府土木建築事務所	835223485
543	下松市立豊井小学校	下松市	大字東豊井1134	0833410531	680	6,776	340	3,388	下松市教育委員会	0833451866
544	豊井公民館	下松市	琴平町2-8-7	0833439107	1,145		573	0	下松市教育委員会	0833451870
545	下松市立下松中学校	下松市	古川町2-1-1	0833410761	900	15,060	450	7,530	下松市教育委員会	0833451866
546	下松市立下松小学校	下松市	大字西豊井698	0833410062	1,148	12,050	574	6,025	下松市教育委員会	0833451866
547	下松中央公民館	下松市	大手町2-3-1	0833410906	1,217		609	0	下松市教育委員会	0833451870
548	下松市立東陽小学校	下松市	東陽4-17-1	0833463110	732	9,176	366	4,588	下松市教育委員会	0833451866
549	久保公民館	下松市	大字河内583-1	0833460700	997		499	0	下松市教育委員会	0833451870
550	末武公民館	下松市	潮音町1-1-2	0833412965	890		445	0	下松市教育委員会	0833451870
551	中村総合福祉センター	下松市	瑞穂町4-3-12	0833412383	912		456	0	下松市長	0833412383
552	下松市立中村小学校	下松市	清瀬町2-6-1	0833410081	592	4,605	296	2,303	下松市教育委員会	0833451866
553	下松市立末武中学校	下松市	美里町1-8-1	0833448021	1,379	21,257	690	10,629	下松市教育委員会	0833451866
554	花岡公民館	下松市	大字末武上1280-1	0833437513	1,017		509	0	下松市教育委員会	0833451870
555	下松市立花岡小学校	下松市	大字末武上255-1	0833448607	978	8,408	489	4,204	下松市教育委員会	0833451866
556	セミナーハウス	下松市	大字笠戸島1534-14	0833520136	689		345	0	下松市教育委員会	0833451866
557	笠戸島公民館	下松市	大字笠戸島698	0833520015	368	759	184	380	下松市教育委員会	0833451870
558	深浦公民館	下松市	大字笠戸島1117-1	0833520948	217	2,838	109	1,419	下松市教育委員会	0833451870
559	米川公民館	下松市	大字下谷167-1	0833530001	768		384	0	下松市教育委員会	0833451870
560	山口県立華陵高等学校	下松市	末武上217-2	0833441285	1,539	26,786	770	13,393	山口県教育庁	0839334523
561	山口県立下松工業高等学校	下松市	美里町4-13-1	0833411430	1,602	19,448	801	9,724	山口県教育庁	0839334523
562	岩国小学校	岩国市	岩国3丁目1-18	0827410447	1,308	9,788	654	4,894	岩国市教育委員会	0827295200
563	岩国中学校	岩国市	錦見2-5-8	0827434400	1,248	15,313	624	7,657	岩国市教育委員会	0827295200
564	山口県立岩国高等学校	岩国市	川西4-6-1	0827431141	2,280	49,236	1,140	24,618	山口県教育庁	0839334523
565	山口県立岩国工業高等学校	岩国市	錦見2-4-85	0827411105	1,631	29,003	816	14,502	山口県教育庁	0839334523
566	山口県立岩国総合支援学校	岩国市	錦見3-7-11	0827434331	496	7,050	248	3,525	山口県教育庁	0839334523
567	中央公民館	岩国市	岩国4-4-15	0827430174	354		177	0	岩国市教育委員会	0827430174
568	教育センター	岩国市	横山3-1-11	0827430901	120		60	0	岩国市教育委員会	0827295200
569	サンライフ岩国	岩国市	横山2-7-28	0827433505	38	600	19	300	岩国市	0827295110
570	吉香公園	岩国市	横山	0827411477	0	141,000	0	70,500	岩国市	0827411477
571	総合体育館	岩国市	平田1-40-1	0827325000	3,564		1,782	0	岩国市教育委員会	0827325000
572	岩国運動公園	岩国市	平田1-40-1	0827327411	0	159,500	0	79,750	岩国市教育委員会	0827325000
573	平田小学校	岩国市	平田3-5-1	0827317312	3,011	23,668	1,506	11,834	岩国市教育委員会	0827295200
574	平田中学校	岩国市	平田6-10-33	0827321111	2,117	20,712	1,059	10,356	岩国市教育委員会	0827295200
575	平田供用会館	岩国市	平田3-2-2-18	0827312514	264		132	0	岩国市	0827312514
576	麻里布小学校	岩国市	山手町1-7-41	0827217111	3,263	10,876	1,632	5,438	岩国市教育委員会	0827295200
577	麻里布中学校	岩国市	室の木町2-7-11	0827222234	2,289	1,639	1,145	820	岩国市教育委員会	0827295200
578	福祉会館	岩国市	麻里布町7-1-2	0827225877	1,321		661	0	岩国市	0827225877
579	保健センター	岩国市	室の木町3丁目1-11	0827243751	45		23	0	岩国市	0827243751
580	東小学校	岩国市	元町1-9-32	0827212611	1,771	7,308	886	3,654	岩国市教育委員会	0827295200
581	東中学校	岩国市	三笠町2-1-9	0827220108	1,461	11,528	731	5,764	岩国市教育委員会	0827295200
582	こども館にっこり	岩国市	桂町2-6-1	0827240888	56		28	0	岩国市	0827295077
583	装港小学校	岩国市	新港町4丁目16-30	0827215052	902	4,393	451	2,197	岩国市教育委員会	0827295200
584	装港供用会館	岩国市	装束町1-1-43	0827236032	302		151	0	岩国市	0827236032
585	川下小学校	岩国市	車町1-1-43	0827221533	2,190	7,582	1,095	3,791	岩国市教育委員会	0827295200
586	川下中学校	岩国市	中津町2-2-2-5	0827215168	2,141	12,034	1,071	6,017	岩国市教育委員会	0827295200
587	川下供用会館	岩国市	中津町2-1-3	0827230641	334		167	0	岩国市	0827230641
588	愛宕小学校	岩国市	尾津町1-1-11	0827317020	1,818	7,748	909	3,874	岩国市教育委員会	0827295200
589	愛宕供用会館	岩国市	門前町2-3-52	0827326130	315		158	0	岩国市	0827326130
590	灘小学校	岩国市	南岩国町5-60-1	0827317233	1,794	3,295	897	1,648	岩国市教育委員会	0827295200
591	灘中学校	岩国市	藤生町2-2-5-1	0827320211	1,696	17,453	848	8,727	岩国市教育委員会	0827295200
592	中洋小学校	岩国市	青木町2-33-1	0827380338	2,688	7,047	1,344	3,524	岩国市教育委員会	0827295200
593	灘供用会館	岩国市	藤生町1-10-14	0827318707	789		395	0	岩国市	0827318707
594	小瀬小学校	岩国市	小瀬288-1	0827522813	723	7,047	362	3,524	岩国市教育委員会	0827295200
595	小瀬供用会館	岩国市	小瀬285-2	0827523312	171		86	0	岩国市	0827523312
596	藤河小学校	岩国市	多田1365-2	0827410774	840	3,155	420	1,578	岩国市教育委員会	0827295200
597	藤河公民館	岩国市	多田2-117-1	0827410037	142		71	0	岩国市	0827410037
598	御庄小学校	岩国市	御庄1362	0827460016	906	2,041	453	1,021	岩国市教育委員会	0827295200
599	御庄公民館	岩国市	御庄1735	0827460001	223		112	0	岩国市教育委員会	0827460001

番号	施設							施設管理者		
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁目番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
600	天尾小学校校舎	岩国市	天尾262	0827473215	945	3,437	473	1,719	岩国市教育委員会	0827295200
601	杭名小学校校舎	岩国市	杭名18-2	0827473044	336	3,761	168	1,881	岩国市教育委員会	0827295200
602	北河内公民館	岩国市	下446-2	0827473001	184		92	0	岩国市	0827473001
603	河内小学校	岩国市	土生82	0827472005	235	3,450	118	1,725	岩国市教育委員会	0827295200
604	岩国西中学校	岩国市	角77-1	0827472009	1,127	11,554	564	5,777	岩国市教育委員会	0827295200
605	南河内公民館	岩国市	土生39-3	0827472001	159		80	0	岩国市	0827472001
606	柱野小学校	岩国市	柱野1092-3	0827461006	709	6,331	355	3,166	岩国市教育委員会	0827295200
607	通津小学校	岩国市	通津2720	0827381011	1,424	7,086	712	3,543	岩国市教育委員会	0827295200
608	通津公民館	岩国市	通津2571-5	0827381001	300		150	0	岩国市	0827381001
609	柱島供用会館	岩国市	柱島132-7	0827482001	81		41	0	岩国市	0827482001
610	由宇文化会館	岩国市	由宇町中央1丁目1-15	0827630121	384		192	0	岩国市教育委員会由宇支所	0827630121
611	由宇中学校	岩国市	由宇町北5丁目2-1	0827630950	2,006	12,896	1,003	6,448	岩国市教育委員会由宇支所	0827630121
612	由宇小学校	岩国市	由宇町中央2丁目10-1	0827630410	924		462	0	岩国市教育委員会由宇支所	0827630121
613	由西小学校	岩国市	由宇町3300番地	0827630920	624		312	0	岩国市教育委員会由宇支所	0827630121
614	神東小学校	岩国市	由宇町大字神東448番地1	0827632269	592		296	0	岩国市教育委員会由宇支所	0827630121
615	玖珂総合公園	岩国市	玖珂町3800番地1	0827810350	0	25,200	0	12,600	岩国市	0827295160
616	玖珂小学校	岩国市	玖珂町527番地2	0827822039	1,785		893	0	岩国市教育委員会玖珂支所	0827825445
617	玖珂こどもの館	岩国市	玖珂町5330番地	0827825446	211		106	0	岩国市教育委員会玖珂支所	0827825445
618	玖珂中学校	岩国市	玖珂町6345番地	0827822054	1,610	19,007	805	9,504	岩国市教育委員会玖珂支所	0827825445
619	山口県立高森高等学校	岩国市	玖珂町1253番地	0827823234	1,190	29,248	595	14,624	山口県教育庁	0839334523
620	玖珂東部コミュニティセンター	岩国市	玖珂町1610番地		50		25	0	玖珂総合支所	0827822511
621	玖珂北部コミュニティセンター	岩国市	玖珂町627番地2		79		40	0	玖珂総合支所	0827822511
622	玖珂総合センター	岩国市	玖珂町4961番地	0827825445	57		29	0	岩国市教育委員会玖珂支所	0827825445
623	本郷保健センター	岩国市	本郷町本郷2100番地1	0827752056	134		67	0	本郷支所	0827752582
624	高森小学校	岩国市	周東町下久原1176番地	0827840014	2,161	8,899	1,081	4,450	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
625	川上小学校	岩国市	周東町下久原3032番地	0827840507	776	4,485	388	2,243	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
626	周東中央公民館	岩国市	周東町下久原1208番地1	0827847709	321		161	0	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
627	周東南総合センター	岩国市	周東町上久原1075番地2	0827840213	300		150	0	周東総合支所	0827841112
628	周東体育センター・周東勤労青少年ホーム	岩国市	周東町用田137番地8	0827841400	1,179	20,554	590	10,277	周東総合支所	0827847703
629	修成小学校	岩国市	周東町西長野1141番地	0827840614	762	4,485	381	2,243	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
630	周東米川公民館	岩国市	周東町下須通378番地	0827840002	63		32	0	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
631	祖生東小学校体育館	岩国市	周東町祖生1480番地	0827850210	793	5,575	397	2,788	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
632	そお小学校	岩国市	周東町祖生5856番地	0827850207	751	3,168	376	1,584	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
633	周東相生公民館	岩国市	周東町祖生4541番地1	0827850001	228		114	0	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
634	周東中田公民館	岩国市	周東町中山2番地	0827842622	126		63	0	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
635	周北小学校	岩国市	周東町瀬越2161番地	0827860212	562	2,012	281	1,006	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
636	周東川越公民館	岩国市	周東町瀬越1560番地5	0827860116	145		73	0	岩国市教育委員会周東支所	0827847707
637	錦ふるさとセンター	岩国市	錦町広瀬1125	0827722215	86		43	0	岩国市教育委員会錦支所	0827722215
638	広東小学校	岩国市	錦町府谷47-1	0827722303	542		271	0	岩国市教育委員会錦支所	0827722215
639	府谷集会所	岩国市	錦町府谷2496-1	0827722111	85		43	0	錦総合支所	0827722111
640	錦大野集会所	岩国市	錦町大野247-1	0827722111	74		37	0	錦総合支所	0827722111
641	深須小学校体育館	岩国市	錦町須川3319	0827730115	446		223	0	岩国市教育委員会錦支所	0827722215
642	高根21世紀センター	岩国市	錦町宇佐郷1050-1	0827740001	87		44	0	錦総合支所	0827722111
643	宇佐小学校	岩国市	錦町宇佐1243	0827740525	52		26	0	岩国市教育委員会錦支所	0827722215
644	美川コミュニティセンター	岩国市	美川町四馬神1057	0827760211	246		123	0	岩国市教育委員会錦支所	0827722215
645	美川小学校	岩国市	美川町南桑2365	0827770202	994	3,302	497	1,651	岩国市教育委員会錦支所	0827722215
646	美川基幹集落センター	岩国市	美川町南桑2420	0827770001	130		65	0	美川支所	0827770001
647	美川林業センター	岩国市	美川町根笠598	0827770211	140		70	0	美川支所	0827770211
648	美和町農林業者トレーニングセンター	岩国市	美和町生見559		139		70	0	岩国市教育委員会美和支所	0827950006
649	ハーモニーみわ	岩国市	美和町洪前1751	0827950005	66		33	0	岩国市教育委員会美和支所	0827950006
650	美和西部ふれあいセンター	岩国市	美和町洪前449	0827961910	25		13	0	美和総合支所	0827961111
651	美和東小学校	岩国市	美和町佐坂241	0827950100	504		252	0	岩国市教育委員会美和支所	0827950006
652	美和東部コミュニティセンター	岩国市	美和町黒沢122-4	0827960911	29		15	0	美和総合支所	0827961111
653	美和西小学校	岩国市	美和町生見739-1	0827950111	1,262	6,690	631	3,345	岩国市教育委員会美和支所	0827950006
654	美和阿賀ふれあいセンター	岩国市	美和町阿賀1039	0827970010	33		17	0	管理組合長	0827961112
655	北門ふるさと交流館	岩国市	美和町釜ヶ原378-3		57		29	0	美和総合支所	0827961111
656	立石地下道	岩国市	岩国市立石1丁目		0	356	0	0	国土交通省	827411144
657	新港地下道	岩国市	岩国市新港町		0	156	0	0	国土交通省	827411144
658	阿山地下道	岩国市	岩国市玖珂町河原		0	341	0	0	国土交通省	827411144
659	谷津地下道	岩国市	岩国市玖珂町上市地内		0	545	0	0	国土交通省	827411144
660	周防多目的集会所	光市	小周防2297-1		234		117	0	光市長	0833721494
661	周防小学校体育館	光市	小周防1587	0833772076	750	14,198	375	7,099	光市教育委員会	0833743601
662	周防コミュニティセンター	光市	小周防1522-1	0833772022	605		264	0	光市長	0833728880
663	周防の森ロッジ	光市	立野1705-1	0833775789	829		415	0	光市教育委員会	0833743604
664	三島コミュニティセンター	光市	三井6-3-1	0833770411	727		364	0	光市長	0833728880
665	三井小学校体育館	光市	三井5-9-1	0833770042	747	5,973	376	2,987	光市教育委員会	0833743601
666	やよい幼稚園	光市	三井5-9-2	0833772690	331		166	0	光市教育委員会	0833743601
667	上島田小学校体育館	光市	上島田3-9-1	0833770006	749	6,492	375	3,246	光市教育委員会	0833743601
668	島田中学校武道場・体育館	光市	中島田2-7-1	0833770255	1,326	16,327	663	8,164	光市教育委員会	0833743601
669	島田コミュニティセンター	光市	島田4-13-15	0833721443	985		493	0	光市長	0833728880
670	光市地域づくり支援センター	光市	島田4-14-3	0833728880	1,455		728	0	光市長	0833728880
671	中島田コミュニティセンター	光市	中島田2-8-16	0833774066	162		106	0	光市長	0833728880
672	光市農村婦人の家	光市	上島田4-8-6	0833774301	272		136	0	光市長	0833721494
673	島田小学校体育館	光市	島田5-15-1	0833720038	775	6,786	388	3,393	光市教育委員会	0833743601
674	浅江東保育園	光市	浅江302-1	0833721448	653		327	0	光市長	0833743005

番号	施設					施設管理者					
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号	
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外			
675	浅江小学校体育館	光市	光ヶ丘 2-1-0	0833720039	1,112	15,771	561	7,886	光市教育委員会	0833743601	
676	浅江中学校武道場・体育館	光市	花園 2-1-1	0833720027	1,870	20,898	935	10,449	光市教育委員会	0833743601	
677	浅江コミュニティセンター	光市	浅江 3-1-8-1-1	0833721431		975	488	0	光市長	0833728880	
678	あさえふれあいセンター	光市	浅江 7-4-2-3	0833721445		731	186	0	光市長	0833721459	
679	わかば児童館	光市	浅江 7-4-1-7	0833721433		423	212	0	光市長	0833743092	
680	浅江南保育園	光市	浅江 7-4-2-3	0833721449		580	290	0	光市長	0833743005	
681	光井中学校武道場・体育館	光市	光井 7-1-8-1	0833720160	1,355	13,453	677	6,727	光市教育委員会	0833743601	
682	光井小学校体育館	光市	光井 4-2-3-1	0833720001		869	9,265	435	4,633	光市教育委員会	0833743601
683	光井コミュニティセンター	光市	光井 4-2-8-1	0833721446		1,205	784	0	光市長	0833728880	
684	光市総合福祉センター	光市	光井 2-2-1	0833743000		4,750	2,375	0	光市長	0833743000	
685	光市スポーツ館	光市	光井 9-1-8-4	0833743605		1,199	600	0	光市教育委員会	0833743605	
686	室積中学校武道場・体育館	光市	室積新開 2-4-1	0833780133	1,312	14,724	656	7,362	光市教育委員会	0833743601	
687	室積コミュニティセンター	光市	室積 1-6-1	0833780013		1,161	581	0	光市長	0833728880	
688	室積小学校体育館	光市	室積 6-4-1	0833780010		887	11,435	444	5,718	光市教育委員会	0833743601
689	伊保木コミュニティセンター	光市	室積村 8 5 8	0833790934		197	110	0	光市長	0833728880	
690	牛島コミュニティセンター	光市	牛島 7 6 3-9	0833793198		401	201	0	光市長	0833728880	
691	大和コミュニティセンター	光市	岩田 2 4 8 3-1	0820482411	1,788		894	0	光市長	0833728880	
692	岩田小学校体育館	光市	岩田 1 9 3-2	0820482404		602	10,315	301	5,158	光市教育委員会	0833743601
693	三輪小学校体育館	光市	三輪 2 6 4-1	0820482402		602	11,445	301	5,723	光市教育委員会	0833743601
694	大和中学校武道場・体育館	光市	塩田 3 3 3-1	0820482803	1,085	13,759	542	6,880	光市教育委員会	0833743601	
695	塩田小学校体育館	光市	塩田 1 9 2 7-6	0820482657		670	3,386	335	1,693	光市教育委員会	0833743601
696	東荷小学校体育館	光市	東荷 1 3 0 1	0820482158		602	4,557	301	2,279	光市教育委員会	0833743601
697	山口県立光高等学校	光市	光井 6-1-0-1	0833720340	1,650	22,300	825	11,150	山口県教育庁	0839334523	
698	山口県立光丘高等学校	光市	光ヶ丘 1-1	0833712261	1,398	32,403	699	16,202	山口県教育庁	0839334523	
699	通公民館	長門市	通 6 7 1 番地 2	0837280008		253	100	126	50	長門市教育委員会	0837280008
700	長門市立通小学校	長門市	通 1 2 1 1 番地 1	0837280234		564	5,930	282	2,965	長門市教育委員会	0837231257
701	通体育館	長門市	通 3 1 3 番地 1	0837231257		915	7,485	457	3,743	長門市教育委員会	0837231259
702	長門市仙崎公民館	長門市	仙崎 1 3 7 4 番地	0837260904		233	150	116	75	長門市教育委員会	0837231259
703	長門市立仙崎小学校(屋内運動場)	長門市	仙崎 1 2 3 0 番地	0837260414	1,109	12,800	554	6,400	長門市教育委員会	0837231257	
704	長門市立仙崎中学校(屋内運動場)	長門市	仙崎 1 1 1 8 1 番地 1	0837260814		880	13,784	440	6,892	長門市教育委員会	0837231257
705	長門市中央公民館	長門市	東深川 1 3 2 6 番地 6	0837231181		203		100	0	長門市教育委員会	0837231181
706	長門市立深川小学校(屋内運動場)	長門市	東深川 2 6 8 8 番地 1	0837222426		959	10,923	479	5,462	長門市教育委員会	0837231257
707	長門市立深川中学校(屋内運動場)	長門市	東深川 2 7 1 4 番地 1	0837222428	1,625	21,500	812	10,750	長門市教育委員会	0837231257	
708	長門農業者トレーニングセンター	長門市	深川湯本 1 0 5 8 4 番地 2	0837224435	1,008	12,350	500	6,175	長門市	083723139	
709	長門市立向陽小学校(屋内運動場)	長門市	深川湯本 7 3 8 番地 1	0837222425		518	4,400	250	2,200	長門市教育委員会	0837231257
710	長門市俵山公民館	長門市	俵山 2 3 0 2 番地 1	0837290063		169	300	84	150	長門市教育委員会	0837231259
711	長門市立俵山小学校(屋内運動場)	長門市	俵山 2 3 1 0 番地 1	0837290833		558	7,432	270	3,716	長門市教育委員会	0837231257
712	旧俵山中学校	長門市	俵山 2 3 0 5 番地		1,009	4,541	504	2,271	長門市教育委員会	0837231259	
713	長門市宗頭文化センター	長門市	三隅上 3 2 2 8 番地 1	0837430617		201	9,598	100	4,799	長門市教育委員会	0837430811
714	長門市立三隅中学校(屋内運動場)	長門市	三隅中 1 5 0 4 番地	0837430911	1,629	14,191	814	7,096	長門市教育委員会	0837231257	
715	長門市立明倫小学校(屋内運動場)	長門市	三隅中 1 5 1 2 番地 3	0837430011		736	10,581	368	5,291	長門市教育委員会	0837231257
716	長門市三隅保健センター	長門市	三隅中 1 4 7 3 番地	0837432444		288	2,856	144	1,428	長門市	0837432444
717	長門市立浅田小学校(屋内運動場)	長門市	三隅下 2 0 0 2 番地 2	0837430759		510	7,050	255	3,525	長門市教育委員会	0837231257
718	三隅勤労者スポーツセンター	長門市	三隅下 2 3 7 8 番地 2 8	0837432120		804	4,041	402	2,021	長門市教育委員会	0837430811
719	三隅公民館・三隅農業者トレーニングセンター	長門市	三隅下 5 1 8 番地	0837430811		722	6,191	385	3,096	長門市教育委員会	0837430811
720	長門市立日置小学校(屋内運動場)	長門市	日置上 6 1 5 0 番地 1	0837372069		785	5,859	392	2,930	長門市教育委員会	0837231257
721	長門市立日置中学校(屋内運動場)・日置健康センター(夜間)	長門市	日置上 6 2 1 5 番地	0837372036		918	13,333	459	6,667	長門市教育委員会	0837231257
722	日置農村環境改善センター	長門市	日置上 5 8 8 0 番地 1	0837372340		739	7,576	369	3,788	長門市教育委員会	0837372340
723	長門市立神田小学校(屋内運動場)	長門市	日置上 2 1 2 3 番地	0837373012		591	4,782	290	2,391	長門市教育委員会	0837231257
724	わいわい子どもセンター	長門市	油谷新別名 1 0 6 7 2 番地 1	0837321506		142	3,240	51	1,620	長門市	0837231156
725	長門市ラポールゆや	長門市	油谷新別名 1 0 8 3 3 番地	0837330051		859	9,650	429	4,825	長門市教育委員会	0837330051
726	長門市立油谷小学校(屋内運動場)	長門市	油谷新別名 1 0 6 6 6 番地	0837321102		600	27,705	300	13,853	長門市教育委員会	0837231257
727	長門市立菱海中学校(屋内運動場)	長門市	油谷河原 1 0 1 6 番地	0837321104	1,653	17,300	826	8,650	長門市教育委員会	0837231257	
728	油谷勤労者体育センター	長門市	油谷河原 2 0 1 6 番地		1,033	3,000	516	1,500	長門市教育委員会	0837330051	
729	宇津賀集落センター	長門市	油谷後畑 1 8 9 4 番地 1	0837321140		141	100	70	50	長門市教育委員会	0837321140
730	長門市向津具公民館	長門市	油谷向津具下 3 2 6 5 番地 2	0837341111		176	300	88	150	長門市教育委員会	0837341111
731	旧向津具小学校	長門市	油谷向津具下 2 8 7 1 番地	0837231257		828	5,495	414	2,748	長門市教育委員会	0837231257
732	長門市立向津具小学校(屋内運動場)	長門市	油谷向津具下 4 1 0 2 番地 1	0837340002		450	7,259	225	3,630	長門市教育委員会	0837231257
733	旧伊上小学校 校舎	長門市	油谷伊上 2 3 9 1 番地			532	5,952	263	2,976	長門市教育委員会	0837231257
734	山口県立大津線洋高等学校大津校舎(屋内運動場)	長門市	東深川 4 2 7-2	0837260500	1,685		842		山口県教育庁	0839334523	
735	山口県立大津線洋高等学校日置校舎(屋内運動場)	長門市	日置上 1 0 4 0 1-2	0837372511	1,024		512		山口県教育庁	0839334523	
736	山口県立大津線洋高等学校水産校舎(屋内運動場)	長門市	仙崎 1 0 0 2	0837260911	1,685		842		山口県教育庁	0839334523	
737	正明市地下道	長門市	長門市東深川			391		0		国土交通省	838222530
738	藤中地下道	長門市	長門市東深川字室木			393		0		国土交通省	838222530
739	柳井市立柳東小学校 体育館	柳井市	柳井 9 6 4 番地 1	0820220625		725	3,500	363	1,750	柳井市教育委員会	0820222111
740	柳井市柳東文化会館	柳井市	柳井 1 0 2 9 番地	0820234685		503	897	252	449	柳井市長	9820222111
741	柳井市中開作ふれあい文化センター	柳井市	新市南 2 番 3 号			204		102	0	柳井市長	0820222111
742	柳井市立柳井小学校 体育館	柳井市	柳井 3 6 8 0 番地 4	0820220620	1,242	7,400	621	3,700	柳井市教育委員会	0820222111	
743	柳井市体育館	柳井市	柳井 3 7 1 4 番地 3	0820230830	4,738	2,800	2,369	1,400	柳井市教育委員会	0820222111	
744	柳井市文化福祉会館	柳井市	柳井 3 7 1 8 番地	0820220680		1,080		540	0	柳井市教育委員会	0820222111
745	柳井市立柳井中学校 体育館	柳井市	柳井 4 1 5 5 番地	0820220405	1,353	15,100	677	7,550	柳井市教育委員会	0820222111	
746	柳井市保健センター	柳井市	南町 6 丁目 1 番 1 号	0820231190		800		400	0	柳井市長	0820222111
747	柳井市西福祉センター	柳井市	柳井 4 8 2 3 番地 2	0820232611		368		184	0	柳井市長	0820222111
748	柳井市立柳北小学校 体育館	柳井市	柳井 5 0 2 5	0820220619		798	3,200	399	1,600	柳井市教育委員会	0820222111
749	柳井市日積公民館	柳井市	日積 4 1 4 2 番地 5	0820280001		176		50	0	柳井市教育委員会	0820222111

番号	施設							施設管理者		
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
750	柳井市立日積小学校 体育館	柳井市	日積6951番地	0820280012	581	4,100	291	2,050	柳井市教育委員会	0820222111
751	柳井市伊陸公民館	柳井市	伊陸5874-1	0820260001	180		90	0	柳井市教育委員会	0820222111
752	柳井市立伊陸小学校 体育館	柳井市	伊陸5856番地1	0820260007	465	3,200	233	1,600	柳井市教育委員会	0820222111
753	伊陸地区体育館	柳井市	伊陸12442番地		830	6,300	415	3,150	柳井市教育委員会	0820222111
754	柳井市立新庄小学校 体育館	柳井市	新庄2614番地	0820220597	750	4,200	375	2,100	柳井市教育委員会	0820222111
755	柳井市立柳井西中学校 体育館	柳井市	余田2111番地	0820221531	830	8,400	415	4,200	柳井市教育委員会	0820222111
756	柳井市立余田小学校体育館・柳井市余田公民館	柳井市	余田1419番地	0820221530	940	3,100	470	1,550	柳井市教育委員会	0820222111
757	柳井市伊保庄公民館	柳井市	伊保庄2564番地	0820270002	404		202	0	柳井市教育委員会	0820222111
758	柳井市伊保庄北文化会館	柳井市	伊保庄4864番地18	0820234792	190		95	0	柳井市長	0820222111
759	柳井市立小田小学校 体育館	柳井市	伊保庄4853番地1	0820220835	792	5,000	396	2,500	柳井市教育委員会	0820222111
760	旧柳井南中学校 体育館	柳井市	伊保庄3485番地1		576	8,100	288	4,050	柳井市教育委員会	0820222111
761	柳井市立柳井南小学校 体育館	柳井市	伊保庄1429番地	0820270602	826	4,600	413	2,300	柳井市教育委員会	0820222111
762	柳井市阿月公民館	柳井市	阿月1748番地2	0820270001	104		52	0	柳井市教育委員会	0820222111
763	阿月地区体育館	柳井市	阿月1729番地1		362	2,000	181	1,000	柳井市教育委員会	0820222111
764	柳井市立平郡東小学校 体育館	柳井市	平郡1834	0820472020	310		155	0	柳井市長	0820222111
765	平郡西へき地集会所	柳井市	平郡西4836-2		405		203	0	柳井市長	0820222111
766	柳井市神代学習等供用会館	柳井市	神代2966番地25		263		132	0	柳井市長	0820222111
767	神代地区グラウンド	柳井市	神代4110番地		472	2,300	236	1,150	柳井市教育委員会	0820222111
768	柳井市立大島中学校 体育館	柳井市	神代4273番地	0820452202	640	2,900	320	1,450	柳井市教育委員会	0820222111
769	柳井市立大島小学校 体育館	柳井市	大島757番地2	0820452203	378	2,800	189	1,400	柳井市教育委員会	0820222111
770	柳井市遠崎学習等供用会館	柳井市	遠崎318番地1		335		168	0	柳井市長	0820222111
771	遠崎地区体育館	柳井市	遠崎340番地		424	2,000	212	1,000	柳井市教育委員会	0820222111
772	サンビームやない市立図書館駐車場	柳井市	柳井3070-1		0	2,700	0	1,350	柳井市教育委員会	0820220111
773	柳井市小田浜グラウンド	柳井市	伊保庄4853番地2、4864番地26		0	13,200	0	6,600	柳井市教育委員会	0820220111
774	平郡東野積場	柳井市	平郡東1938-4		0	9,700	0	4,850	柳井市長	0820222111
775	平郡西埋立地	柳井市	平郡西4698-15		0	3,500	0	1,750	柳井市長	0820222111
776	柳井市大島グラウンド	柳井市	神代1675番1		0	12,000	0	6,000	柳井市教育委員会	0820222111
777	山口県立柳井商工高等学校 体育館	柳井市	伊保庄2658番地	0820225533	1,294	27,758	647	13,879	山口県教育庁	0839334523
778	柳井市新庄公民館	柳井市	新庄327番地1	0820220069	392		196	0	柳井市教育委員会	0820222111
779	柳井駅南北地下道	柳井市	中央二丁目及び駅南		0	1,279	0	640	柳井市長	0820222111
780	柳井市大島公民館	柳井市	大島1500	0820452226	362		181	0	柳井市教育委員会	0820222111
781	星の見える丘工房	柳井市	伊保庄1484-45		87		43	0	柳井市教育委員会	0820222111
782	駅南公園	柳井市	柳井市南町1丁目2-3		0	900	0	450	柳井市長	82022211
783	古開作西公園	柳井市	柳井市南町6丁目13		0	3,300	0	1,650	柳井市長	82022211
784	広瀬児童公園	柳井市	柳井市柳井4751-3		0	600	0	300	柳井市長	82022211
785	ふたば児童公園	柳井市	柳井市柳井2290-19		0	1,600	0	800	柳井市長	82022211
786	旭ヶ丘児童公園	柳井市	柳井市旭ヶ丘7020-20		0	2,100	0	1,050	柳井市長	82022211
787	柳井ウェエルネスパーク	柳井市	柳井市新庄1326-1	820240025	0	10,800	0	5,400	柳井市教育委員会	82022211
788	茶臼山古墳歴史の広場	柳井市	柳井市柳井305		0	600	0	300	柳井市長	82022211
789	古開作中央緑地	柳井市	柳井市南町1丁目10-1		0	4,300	0	2,150	柳井市長	82022211
790	駅南中央広場	柳井市	柳井市駅南80-30		0	1,000	0	500	柳井市長	82022211
791	伊保庄八幡公園	柳井市	柳井市伊保庄1484-46		0	700	0	350	柳井市長	82022211
792	余田宝積公園	柳井市	柳井市余田1485-90		0	700	0	350	柳井市長	82022211
793	苗代公園	柳井市	柳井市古開作3-2		0	900	0	450	柳井市長	82022211
794	和田山公園	柳井市	柳井市柳井4169-12		0	500	0	250	柳井市長	82022211
795	新庄丸山公園	柳井市	柳井市新庄3032-1		0	1,200	0	600	柳井市長	82022211
796	レトロ市民交流広場	柳井市	柳井市中央2丁目219-11		0	320	0	160	柳井市長	82022211
797	柳井川河川公園	柳井市	柳井市柳井津540		0	1,500	0	750	柳井市長	82022211
798	さくら土手	柳井市	柳井市南浜2丁目2		0	4,300	0	2,150	柳井市長	82022211
799	岡ノ上公園	柳井市	柳井市姫田2		0	4,000	0	2,000	柳井市長	82022211
800	旧柳井商業高校グラウンド	柳井市	柳井市柳井3776-2		0	10,100	0	5,050	柳井市長	82022211
801	南浜グラウンド	柳井市	柳井市南浜3-2-1		0	17,600	0	8,800	柳井市教育委員会	0820222111
802	美祿市立大嶺小学校	美祿市	大嶺町東分1721	0837520247	920	7,920	460	3,960	美祿市教育委員会	0837521118
803	美祿市立大嶺中学校	美祿市	大嶺町東分3020	0837521166	1,046	28,790	523	14,395	美祿市教育委員会	0837521118
804	美祿市立重安小学校	美祿市	大嶺町北分976	0837520133	460	5,191	230	2,596	美祿市教育委員会	0837521118
805	城原コミュニティセンター	美祿市	大嶺町西分1474	0837520405	460	5,195	230	2,598	美祿市教育委員会	0837525261
806	美祿市立麦川小学校	美祿市	大嶺町東分1960	0837520138	735	5,227	368	2,614	美祿市教育委員会	0837521118
807	旧桃木体育館	美祿市	大嶺町東分2950-1		706	9,871	353	4,936	美祿市長	0837521119
808	美祿市民会館	美祿市	大嶺町東分326-1	0837521123	3,728		1,864	0	美祿市教育委員会	0837525261
809	美祿来福センター	美祿市	大嶺町東分来福台4-16	0837525338	1,265		633	0	美祿市教育委員会	0837525261
810	美祿農村勤労福祉センター	美祿市	大嶺町北分650-2	0837522343	497		249	0	美祿市長	0837525224
811	美祿産業技術センター	美祿市	大嶺町東分331-6	0837523339	497		249	0	美祿市長	0837525224
812	美祿中央公園	美祿市	大嶺町東分1313		0	26,000	0	13,000	美祿市長	0837525221
813	美祿市立伊佐小学校	美祿市	伊佐町伊佐4454	0837520028	787	8,500	394	4,250	美祿市教育委員会	0837521118
814	美祿市立伊佐中学校	美祿市	伊佐町伊佐4616	0837520307	944	9,201	472	4,601	美祿市教育委員会	0837521118
815	美祿市伊佐公民館	美祿市	伊佐町伊佐4830	0837520150	1,105		553	0	美祿市教育委員会	0837525261
816	美祿スポーツセンター	美祿市	伊佐町伊佐4885	0837523310	1,483	10,000	742	5,000	美祿市教育委員会	0837525261
817	美祿市多目的広場	美祿市	伊佐町伊佐3813		0	10,600	0	5,300	美祿市教育委員会	0837525261
818	美祿市立厚保小学校	美祿市	西厚保町本郷610	0837580006	635	6,078	318	3,039	美祿市教育委員会	0837521118
819	美祿市立厚保中学校	美祿市	西厚保町本郷189-3	0837580007	726	7,589	363	3,795	美祿市教育委員会	0837521118
820	川東コミュニティセンター	美祿市	東厚保町川東2596	0837531010	509	5,188	255	2,594	美祿市教育委員会	0837521118
821	東厚コミュニティセンター	美祿市	東厚保町山中659-6	0837580013	708	2,636	354	1,318	美祿市教育委員会	0837521118
822	美祿市厚保公民館	美祿市	西厚保町本郷185	0837580001	808		404	0	美祿市教育委員会	0837525261
823	美祿市厚保老人憩いの家	美祿市	西厚保町本郷1034-3	0837580144	96		48	0	美祿市長	0837521132
824	美祿市立於福小学校	美祿市	於福町4206	0837560021	336	4,926	168	2,463	美祿市教育委員会	0837521118

番号	施設						施設管理者			
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁目番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
825	美祿市立於福中学校	美祿市	於福町上4319	0837560018	635	5,796	318	2,898	美祿市教育委員会	0837521118
826	田代コミュニティセンター	美祿市	於福町上916	0837560241	2,018	2,964	1,009	1,482	美祿市教育委員会	0837525261
827	美祿市於福公民館	美祿市	於福町下2848-1	0837560001	751		376	0	美祿市教育委員会	0837525261
828	美祿市立豊田前小学校	美祿市	豊田前町麻生下809	0837570014	798	9,609	399	4,805	美祿市教育委員会	0837521118
829	美祿市豊田前体育館	美祿市	豊田前町麻生下262-1	0837570112	697	11,898	349	5,949	美祿市教育委員会	0837525261
830	美祿市豊田前公民館	美祿市	豊田前町麻生下572	0837570001	794		397	0	美祿市教育委員会	0837525261
831	赤郷交流センター	美祿市	美東町赤452	0839620304	603		302	0	美祿市教育委員会	0837525261
832	美祿市赤郷体育館	美祿市	美東町赤359	0839620325	681	3,695	341	1,848	美祿市教育委員会	0837525261
833	美祿市美東センター	美祿市	美東町大田6170-1	0839625555	1,706		853	0	美祿市教育委員会	0837525261
834	美祿市立美東中学校	美祿市	美東町大田6258	0839620521	1,064	9,360	532	4,680	美祿市教育委員会	0837521118
835	綾木ふるさとセンター	美祿市	美東町綾木2437	0839620211	556		278	0	美祿市教育委員会	0837525261
836	美祿市立綾木小学校	美祿市	美東町綾木2125	0839620113	816	5,971	408	2,986	美祿市教育委員会	0837521118
837	美祿市鳳鳴体育館	美祿市	美東町綾木4443-2		463	1,890	232	945	美祿市教育委員会	0837525261
838	真長田定住センター	美祿市	美東町真名529	0839650001	540		270	0	美祿市教育委員会	0837525261
839	美祿市立淳美小学校	美祿市	美東町真名472-3	0839650004	837	3,109	419	1,555	美祿市教育委員会	0837521118
840	美祿市立大田小学校	美祿市	美東町大田6215	0839620019	828	5,910	414	2,955	美祿市教育委員会	0837521118
841	美祿市嘉万公民館	美祿市	秋芳町嘉万第4608-3	0837640001	1,213		607	0	美祿市教育委員会	0837525261
842	美祿市秋吉公民館	美祿市	秋芳町秋吉5353-1	0837621921	1,097		549	0	美祿市教育委員会	0837525261
843	美祿市岩永公民館	美祿市	秋芳町岩永下郷3203-4	0837620525	784		392	0	美祿市教育委員会	0837525261
844	美祿市立秋吉小学校	美祿市	秋芳町秋吉2388	0837620012	684	5,000	342	2,500	美祿市教育委員会	0837521118
845	美祿市立本郷体育館	美祿市	秋芳町岩永本郷897		276	2,114	138	1,057	美祿市教育委員会	0837525261
846	美祿市下郷体育館	美祿市	秋芳町岩永下郷663		525	2,826	263	1,413	美祿市教育委員会	0837525261
847	美祿市立秋芳桂花小学校	美祿市	秋芳町嘉万2970	0837640020	683	9,724	342	4,862	美祿市教育委員会	0837521118
848	美祿市立秋芳中学校	美祿市	秋芳町秋吉5100	0837620025	894	7,210	447	3,605	美祿市教育委員会	0837521118
849	美祿市別府公民館	美祿市	秋芳町別府1911	0837640040	378	5,743	325	2,872	美祿市教育委員会	0837525261
850	秋芳北部総合運動公園	美祿市	秋芳町嘉万2233	0837523310	502	21,000	251	10,500	美祿市教育委員会	0837525261
851	上野コミュニティセンター	美祿市	伊佐町伊佐750		299		150	0	美祿市教育委員会	0837525261
852	河原コミュニティセンター	美祿市	伊佐町河原608		276		138	0	美祿市教育委員会	0837525261
853	堀越コミュニティセンター	美祿市	伊佐町奥万倉2495-2		286		143	0	美祿市教育委員会	0837521118
854	美祿市秋芳消防センター	美祿市	秋芳町別府2952-7		182		91	0	美祿市長	0837522177
855	山口県立美祿青嶺高等学校	美祿市	大嶺町東分299-1	0837520735	1,336	24,117	668	12,059	山口県教育庁	0839334523
856	周南市立徳山小学校	周南市	毛利町1丁目1	0834228800	990	6,055	495	3,028	周南市教育委員会	0834228533
857	周南市立岐陽中学校	周南市	大字徳山4915	0834228840	915	11,748	458	5,874	周南市教育委員会	0834228533
858	周南市徳山保健センター	周南市	児玉町1丁目1	0834228550	454		227	0	周南市	0834228550
859	周南市中央地区市民センター	周南市	飯島町1丁目13	0834228875	339		170	0	周南市	0834228296
860	周南市立遠石小学校	周南市	遠石1丁目3-48	0834210246	755	4,698	378	2,349	周南市教育委員会	0834228533
861	周南市遠石市民センター	周南市	大字徳山591-3	0834220442	145		73	0	周南市	0834228296
862	徳山社会福祉センター	周南市	速玉町3-17	0834228710	783		392	0	周南市社会福祉協議会	0834228465
863	周南市立秋月小学校	周南市	秋月1丁目1-50	0834282151	645	5,482	323	2,741	周南市教育委員会	0834228533
864	周南市立秋月中学校	周南市	秋月1丁目1-53	0834285830	648	8,642	324	4,321	周南市教育委員会	0834228533
865	周南市秋月市民センター	周南市	楠木2丁目1-25	0834285317	182		91	0	周南市	0834228296
866	周南市立周陽小学校	周南市	周陽1丁目15-1	0834280555	642	6,471	321	3,371	周南市教育委員会	0834228533
867	周南市立周陽中学校	周南市	周陽3丁目3-1	0834281348	640	7,773	320	3,886	周南市教育委員会	0834228533
868	周南市周陽市民センター	周南市	周陽2丁目8-2	0834286515	199		100	0	周南市	0834228296
869	山口県立徳山商工高等学校	周南市	周陽3丁目1-1	0834280026	1,558	24,448	779	12,224	山口県教育庁	0839334523
870	山口県立東部高等産業技術学校体育館	周南市	瀬戸見町15-1	0834282233	480		240	0	山口県商工労働部	0839333234
871	総合スポーツセンター	周南市	大字徳山427	0834288311	6,527		3,264	0	周南市	0834228624
872	周南市立桜木小学校	周南市	桜木1丁目11-1	0834286310	644	6,332	322	3,166	周南市教育委員会	0834228533
873	周南市桜木市民センター	周南市	城ヶ丘2丁目4-21	0834285973	171		86	0	周南市	0834228296
874	徳山大学	周南市	久米843-4-2	0834280411	1,419		710	0	徳山大学	0834280411
875	周南市立今宿小学校	周南市	今住町1-40	0834228830	622	5,225	311	2,612	周南市教育委員会	0834228533
876	周南市立住吉中学校	周南市	住吉町1-80	0834228850	739	10,601	370	5,300	周南市教育委員会	0834228533
877	周南市今宿市民センター	周南市	原宿町6-12	0834228877	179		90	0	周南市	0834228296
878	周南市今宿市民センター西松原分館	周南市	西松原4丁目4-40	0834322842	76		38	0	周南市	0834228296
879	周南市尚白園	周南市	新宿通6丁目1-25	0834228863	200		100	0	周南市	0834228456
880	御山集会所	周南市	大字徳山7873-4		78		39	0	周南市	0834228620
881	周南市岐山市民センター	周南市	大字徳山5649	0834228876	150		75	0	周南市	0834228296
882	周南市立岐山小学校	周南市	大字徳山5673	0834228820	711	7,069	356	3,534	周南市教育委員会	0834228533
883	山口県立徳山高等学校	周南市	鐘楼町2-50	0834210099	1,821		911	0	山口県教育庁	0839334523
884	文化会館	周南市	大字徳山5854-41	0834228787	555		278	0	周南市	0834228624
885	桜ヶ丘高等学校	周南市	大字徳山5626-1	0834210331	863		432	0	桜ヶ丘高等学校	0834228533
886	周南市立榎浜小学校	周南市	大字栗屋860	0834250042	520	7,991	260	3,996	周南市教育委員会	0834228533
887	周南市榎浜市民センター	周南市	大字榎ヶ浜458	0834250525	138		69	0	周南市	0834228296
888	徳山総合支援学校	周南市	栗屋267-1	0834255378	409		205	0	山口県教育庁	0839334523
889	周南市立久米小学校	周南市	大字久米3417	0834290204	644	4,810	322	2,405	周南市教育委員会	0834228533
890	周南市立久米小学校譲羽分校	周南市	大字譲羽559-1	0834290448	30	998	15	499	周南市教育委員会	0834228533
891	平井集会所	周南市	大字久米1260-4	0834255155	84		42	0	周南市	0834228620
892	周南市久米市民センター	周南市	大字久米2812-1	0834290451	191		96	0	周南市	0834228296
893	周南市東福祉館	周南市	大字久米1316-1	0834251513	224		112	0	周南市	0834228456
894	周南市立太華中学校	周南市	大字久米4117-4	0834250228	433	8,548	217	4,274	周南市教育委員会	0834228533
895	鼓ヶ浦整肢学園	周南市	大字久米752-4	0834291430	236		118	0	鼓ヶ浦整肢学園	0834291430
896	旧周南市立給島小学校	周南市	大字給島314-1	0834840301	30		15		周南市教育委員会	0834228533
897	周南市立鼓南中学校	周南市	大字大島880	0834840231	465	4,804	233	2,402	周南市教育委員会	0834228533
898	周南市大島市民センター	周南市	大字大島1601	0834840310	106		53	0	周南市	0834228296
899	周南市給島市民センター	周南市	大字給島227	0834840312	114		57	0	周南市	0834228296

番号	施設						施設管理者			
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
900	周南市立四熊小学校	周南市	大字四熊 1 5 4 7		445		223	0	周南市教育委員会	0834228533
901	周南市立小畑小学校	周南市	大字小畑 1 9 0		201	634	101	317	周南市教育委員会	0834228533
902	周南市立菊川中学校	周南市	大字上村 6 8 5	0834622805	406	4,445	203	2,223	周南市教育委員会	0834228533
903	周南市菊川市民センター加見分館	周南市	大字上村 7 0 3 - 1	0834637096	51	1,367	26	684	周南市	0834228296
904	周南市菊川市民センター	周南市	大字下上 2 1 4 6	0834622801	159		80	0	周南市	0834228296
905	周南市小畑市民センター	周南市	大字小畑 1 9 0	0834639280	105		53	0	周南市	0834228296
906	周南市四熊市民センター	周南市	大字四熊 1 4 1 7	0834630108	101		51	0	周南市	0834228296
907	周南市立菊川小学校	周南市	大字下上 8 8	0834622813	676	8,597	338	4,298	周南市教育委員会	0834228533
908	周南市菊川市民センター富岡分館	周南市	大字下上 1 5 6 0	0834637819	51	2,792	26	1,396	周南市	0834228296
909	周南市立大向小学校	周南市	大字大向 1 6 5 2 - 1		442	3,816	221	1,908	周南市教育委員会	0834228533
910	大道理地区体育館	周南市	大字大道理 1 3 3 2		453	1,664	227	832	周南市	0834228624
911	向道湖ふれあいの家	周南市	大字大向 8 2 6 - 1	0834882722	94		47	0	周南市	0834343572
912	周南市大向市民センター	周南市	大字大向 1 6 5 3 - 1	0834880312	115		58	0	周南市	0834228296
913	周南市大道理市民センター	周南市	大字大道理 1 3 3 2	0834881830	236		118	0	周南市	0834228296
914	周南市立夜市小学校	周南市	大字夜市 7 3 0	0834622711	566	5,199	283	2,599	周南市教育委員会	0834228533
915	周南市夜市市民センター	周南市	大字夜市 6 6 0 - 1	0834622707	168		84	0	周南市	0834228296
916	周南市立戸田小学校	周南市	大字戸田 2 5 2 7 - 2	0834832016	520	5,389	260	2,695	周南市教育委員会	0834228533
917	周南市戸田市民センター	周南市	大字戸田 2 8 4 5 - 2	0834832001	139		70	0	周南市	0834228296
918	周南市立桜田中学校	周南市	大字戸田 2 9 6 0	0834832007	393	5,530	197	2,765	周南市教育委員会	0834228533
919	周南市湯野市民センター	周南市	大字湯野 4 2 3 0 - 1	0834832002	184		92	0	周南市	0834228296
920	周南市立湯野小学校	周南市	大字湯野 3 8 4 3	0834832025	469	3,150	235	1,575	周南市教育委員会	0834228533
921	周南市立大津島小学校	周南市	大字大津島 1 9 6 4 - 1	0835852004	392	3,685	196	1,842	周南市教育委員会	0834228533
922	大津島の郷	周南市	大字大津島 2 1 7 - 1	0834852560	301		151	0	周南市	0834343572
923	周南市大津島支所	周南市	大字大津島 1 3 6 1 - 4	0834852001	20		10	0	周南市	0834343572
924	旧周南市馬島公民館	周南市	大字大津島 2 0 4 2	0834852230	99		50	0	周南市	0834343572
925	周南市長穂地区体育館	周南市	大字長穂 1 6 9 2 - 2		520	5,160	260	2,580	周南市	0834228624
926	周南市長穂市民センター	周南市	大字長穂 8 8 5	0834880401	284		142	0	周南市	0834228296
927	周南市立沼城小学校	周南市	大字須々万本郷 5 1 4	0834880008	568	9,493	284	4,747	周南市教育委員会	0834228533
928	周南市立須々万中学校	周南市	大字須々万本郷 3 6 2 - 5	0834880021	578	8,399	289	4,200	周南市教育委員会	0834228533
929	山口県立徳山高等学校徳山北分校	周南市	大字須々万奥 4 3 0 - 1	0834881010	1,439		720	0	山口県教育庁	0839334523
930	周南市須々万市民センター別館	周南市	大字須々万本郷 4 8 0 - 1 1	0834882248	278		139	0	周南市	0834228296
931	周南市須々万市民センター	周南市	大字須々万本郷 4 7 8 - 2	0834880001	107		54	0	周南市	0834228296
932	周南市立中須小学校	周南市	大字中須南 2 5 8 3	0834890070	225	1,831	113	915	周南市教育委員会	0834228533
933	周南市中須市民センター	周南市	大字中須南 2 5 5 7 - 1	0834890301	169		85	0	周南市	0834228296
934	大田原自然の家	周南市	大字中須北 3 1 9 4	0834890461	623		312	0	周南市教育委員会	0834228690
935	周南市立中須中学校	周南市	大字中須南 2 2 8 1	0834890312	466	2,996	233	1,498	周南市教育委員会	0834228533
936	周南市立須磨小学校	周南市	大字須万 2 5 8 1	0834862210	209		105	0	周南市教育委員会	0834228533
937	周南市須金市民センター	周南市	大字須万 2 4 2 7 - 2	0834862201	209		105	0	周南市	0834228296
938	明石集会所	周南市	川崎三丁目 1 1 - 3 4	0834621963	65		33	0	周南市	0834228620
939	周南市川崎会館	周南市	川崎二丁目 1 4 - 3	0834632501	132		66	0	周南市	0834228456
940	周南市立富田東小学校	周南市	桶川町 2 - 1	0834622335	1,349	8,965	675	4,482	周南市教育委員会	0834228533
941	とんとん会館	周南市	古泉三丁目 1 2 - 2 0	0834634927	181		91	0	周南市	0834614215
942	山口県立新南陽高等学校	周南市	土井一丁目 8 - 1	0834635555	1,496		748	0	山口県教育庁	0839334523
943	周南市立富田中学校	周南市	大字富田 2 7 0 3 - 1	0834622501	879	9,426	440	4,713	周南市教育委員会	0834228533
944	ほのぼの会館	周南市	大神二丁目 7 - 2 4	0834644400	670		335	0	周南市	0834343572
945	周南市立富田西小学校	周南市	富田二丁目 1 4 - 1	0834622075	1,276	6,517	638	3,259	周南市教育委員会	0834228533
946	光万寺住宅集会所	周南市	河内町 1 0 - 4		32		16	0	周南市	0834228282
947	山口県立南陽工業高等学校	周南市	温田一丁目 1 - 1	0834624168	2,470		1,235	0	山口県教育庁	0839334523
948	学び・交流プラザ	周南市	中央町 4 - 1 0	0834631188	1,364		682	0	周南市教育委員会	0834228690
949	周南市立福川小学校	周南市	福川三丁目 2 - 1	0834622676	1,097	4,851	549	2,426	周南市教育委員会	0834228533
950	周南市新南陽ふれあいセンター	周南市	福川南町 2 - 1	0834635000	1,905		953	0	周南市	0834614215
951	周南市立福川中学校	周南市	若山一丁目 7 - 1	0834622703	876	9,076	438	4,538	周南市教育委員会	0834228533
952	周南市立福川小学校	周南市	中巖町 6 - 1	0834638230	456	8,460	228	4,230	周南市教育委員会	0834228533
953	矢地峠集会所	周南市	馬神 1 4 0 9 - 1		30		60	0	周南市	0834672111
954	馬神集会所	周南市	大字馬神 8 3 3 - 1 2		100		50	0	周南市	0834228369
955	新南陽斎場	周南市	米光 2 1 8 5	0834672950	322		161	0	周南市	0834228322
956	平木集会所	周南市	米光平木		100		50	0	周南市	0834672111
957	和田老人憩の家・老人作業所	周南市	米光 8 3 6 - 5	0834672789	61		31	0	周南市	0834228465
958	周南市立和田中学校	周南市	大字埜 2 1 5 - 1	0834672102	427	2,211	214	1,106	周南市教育委員会	0834228533
959	夏切集会所	周南市	夏切 1 1 4 0 - 1		40		20	0	周南市	0834672111
960	中村区公会堂	周南市	夏切 2 2 1 - 2		40		20	0	周南市	0834672111
961	林集会所	周南市	夏切 6 2 7		60		30	0	周南市	0834672111
962	大原公会堂	周南市	夏切 6 2 7 - 1		60		30	0	周南市	0834672111
963	高瀬集会所	周南市	大字高瀬 6 9 0 - 3		97		49	0	周南市	0834228369
964	西迫下集会所	周南市	高瀬 1 0 2 6		60		30	0	周南市	0834672111
965	打木野集会所	周南市	馬神 7 8 8 - 1		60		30	0	周南市	0834672111
966	周南市和田市民センター	周南市	埜 1 6 6	0834672069	158		79	0	周南市	0834228296
967	周南市大河内市民センター	周南市	大字大河内 1 6 3 8 - 2 3	0833920175	169		85	0	周南市	0834228296
968	周南市立大河内小学校	周南市	大字大河内 1 1 1 5 - 1	0833920097	456	8,893	228	4,446	周南市教育委員会	0834228533
969	周南市ゆめプラザ熊毛	周南市	熊毛中央町 1 - 1	0833920025	316		158	0	周南市	0833920008
970	周南市勝間市民センター	周南市	大字呼坂 1 1 9 3 - 1	0833920043	318		159	0	周南市	0834228296
971	熊毛体育センター	周南市	大字呼坂 9 - 7 1	0833920026	1,649		825	0	周南市	0834228624
972	周南市立勝間小学校	周南市	勝間ヶ丘 1 - 1 - 1	0833920094	548	7,716	274	3,858	周南市教育委員会	0834228533
973	周南市立熊毛中学校	周南市	大字安田 1 8 2 7 - 1	0833910651	480	12,230	240	6,115	周南市教育委員会	0834228533
974	熊毛武道館	周南市	大字安田 1 8 3 7 - 2	0833912511	543		272	0	周南市	0834228624

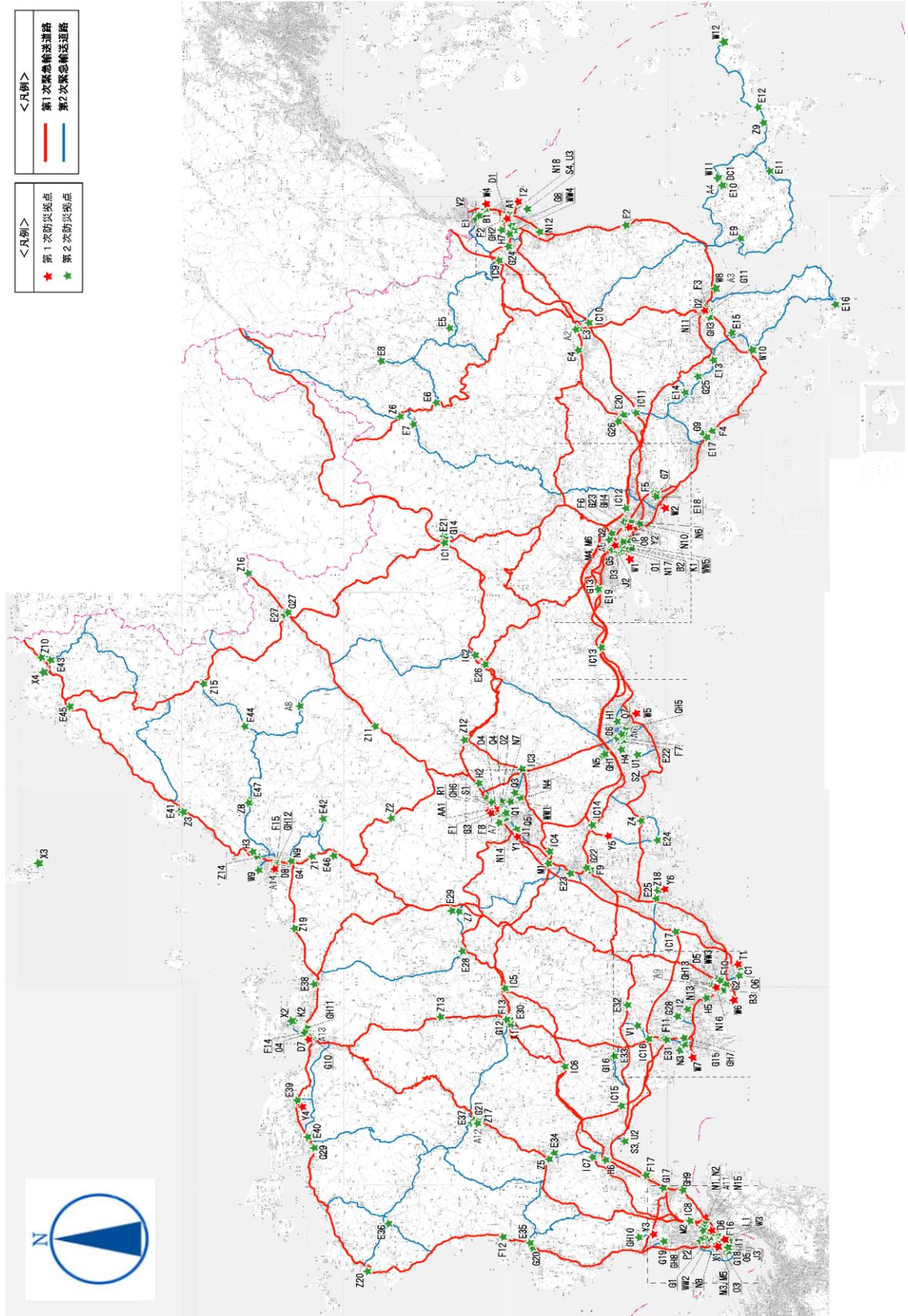
番号	名称	施設							施設管理者	
		所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁目番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
975	サンウイング熊毛	周南市	大字中村 803-2	0833920200	637		319	0	周南市	0834228373
976	周南市高水市民センター	周南市	大字樋口 491	0833920173	206		103	0	周南市	0834228296
977	周南市高水会館	周南市	大字原 1-5	0833920170	98		49	0	周南市	0834228456
978	周南市立高水小学校	周南市	大字樋口 288-1	0833920091	471	7,540	236	3,770	周南市教育委員会	0834228533
979	周南市三丘市民センター	周南市	大字安田 562-2	0833920177	218		109	0	周南市	0834228296
980	周南市立三丘小学校	周南市	大字小松原 1242	0833910327	345	3,091	173	1,545	周南市教育委員会	0834228533
981	山口県立熊毛北高等学校	周南市	大字安田 1-2	0833910658	1,438		719	0	山口県教育庁	0839334523
982	周南市東善寺やすらぎの里	周南市	大字小松原 1706-1	0833920058	41		21	0	周南市	0834228372
983	周南市鶴いこいの里交流センター	周南市	大字八代 826-8	0833920003	611		306	0	周南市教育委員会	0834228690
984	周南市鹿野総合支所	周南市	大字鹿野上 3277	0834682331	60		30	0	周南市	0834682331
985	周南市コアプラザかの	周南市	大字鹿野上字アオノ原 910	0834680030	905		453	0	周南市	0834682331
986	周南市立鹿野小学校	周南市	大字鹿野上 3054	0834682288	526	10,583	263	5,292	周南市教育委員会	0834228533
987	旧周南市立洪川小学校	周南市	大字鹿野下 1228	0836880169	100	315	50	157	周南市教育委員会	0834228533
988	山口県立徳山高等学校鹿野分校	周南市	大字鹿野下 1228	0834682054	1,146		573	0	山口県教育庁	0839334523
989	大潮田舎の店	周南市	大潮 1386-6	0834684010	30		15	0	周南市	0834228369
990	仁保津公民館	周南市	巢山 1410		29	31	14	15	周南市	0834682331
991	金峰社の里交流館	周南市	大字金峰 3964		92		46	0	周南市	0834228369
992	鹿野総合体育館	周南市	鹿野上 3028-1	0834683424	1,924		962	0	周南市	0834228624
993	本山小学校	山陽小野田市	大字小野田 482	0836880169	506	22,723	253	11,362	山陽小野田市教育委員会	0836821200
994	本山公民館(福祉会館併設)	山陽小野田市	大字小野田 275-2	0836882001	280	2,324	140	1,162	山陽小野田市教育委員会	0836821203
995	本山コミュニティ体育館	山陽小野田市	大字小野田 275-3	0836882001	522	2,792	261	1,396	山陽小野田市教育委員会	0836821203
996	竜王山	山陽小野田市	竜王山		0	500,000	0	250,000	山陽小野田市市長	0836821162
997	赤崎小学校	山陽小野田市	大字小野田 4402	0836880139	548	8,324	274	4,162	山陽小野田市教育委員会	0836821200
998	赤崎公民館(福祉会館併設)	山陽小野田市	赤崎一丁目 1番 1号	0836880162	576	2,119	288	1,060	山陽小野田市教育委員会	0836821203
999	竜王中学校	山陽小野田市	大字小野田 3923	0836880198	1,620	8,388	810	4,194	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1000	商工センター会議室	山陽小野田市	中央二丁目 3-1	0836844111	688	1,201	344	601	山陽小野田市市長	0836821150
1001	須恵小学校	山陽小野田市	大字小野田 5258	0836845208	734	13,459	367	6,730	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1002	小野田中学校	山陽小野田市	大字丸河内 1018	0836832576	1,588	7,443	794	3,722	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1003	須恵公民館(福祉会館併設)	山陽小野田市	中央四丁目 4番 1号	0836833360	260	2,439	130	1,220	山陽小野田市教育委員会	0836821203
1004	須恵コミュニティ体育館	山陽小野田市	須恵一丁目 1-1	0836845156	566		283	0	山陽小野田市市長	0836821162
1005	須恵健康公園	山陽小野田市	須恵		0	38,000	0	19,000	山陽小野田市市長	0836821162
1006	高千帆小学校	山陽小野田市	掃山一丁目 25番 1号	0836832642	496	6,324	248	3,162	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1007	小野田小学校	山陽小野田市	中川三丁目 2番 1号	0836832066	602	7,008	301	3,504	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1008	市民館(公民館併設)	山陽小野田市	栄町 9-25	0836835700	1,610	11,497	805	5,749	山陽小野田市市長	0836835700
1009	市民体育館	山陽小野田市	中川五丁目 2番 1号	0836842430	1,656	9,242	828	4,621	山陽小野田市市長	0836813100
1010	高泊小学校	山陽小野田市	大字西高泊 923	0836832118	510	6,637	255	3,319	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1011	高泊公民館(福祉会館併設)	山陽小野田市	大字西高泊 2274-1	0836841500	174	2,018	87	1,009	山陽小野田市教育委員会	0836821203
1012	高泊コミュニティ体育館	山陽小野田市	高浜 2274-1	0836841500	522	1,956	261	978	山陽小野田市教育委員会	0836821203
1013	高千帆公民館	山陽小野田市	日の出三丁目 1番 11号	0836833113	564	1,872	282	936	山陽小野田市教育委員会	0836821203
1014	高千帆福祉会館	山陽小野田市	日の出三丁目 14番 1号	0836846200	230	3,127	115	1,564	山陽小野田市市長	0836821174
1015	山口県立小野田高等学校	山陽小野田市	掃山一丁目 26-1	0836832373	1,673	18,436	837	9,218	山口県教育庁	0839334523
1016	高千帆中学校	山陽小野田市	掃山二丁目 8番 1号	0836845611	1,586	11,837	793	5,919	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1017	有帆小学校	山陽小野田市	新有帆町 4番 1号	0836832822	530	14,821	265	7,411	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1018	有帆公民館(福祉会館併設)	山陽小野田市	新有帆町 1番 1号	0836844090	176	1,111	88	556	山陽小野田市教育委員会	0836821203
1019	有帆コミュニティ体育館	山陽小野田市	新有帆町 1番 1号	0836844090	522	1,100	261	550	山陽小野田市教育委員会	0836821203
1020	江汐公園管理棟	山陽小野田市	高畑	0836835378	300		150	0	山陽小野田市市長	0836821162
1021	江汐公園	山陽小野田市	高畑		0	600,900	0	300,450	山陽小野田市市長	0836821162
1022	森広会館	山陽小野田市	森広		80	989	40	495	山陽小野田市市長	0836821128
1023	川上会館	山陽小野田市	松ヶ瀬	0836732752	80	897	40	449	山陽小野田市市長	0836821128
1024	厚狭小学校	山陽小野田市	大字厚狭 897	0836720049	794	12,221	397	6,111	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1025	厚狭中学校	山陽小野田市	大字山川 829	0836720660	774	17,769	387	8,885	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1026	石丸総合館	山陽小野田市	大字山川 345-2	0836720335	278	430	139	215	山陽小野田市市長	0836821137
1027	厚陽中学校体育館	山陽小野田市	大字郡 3250	0836748318	512	11,057	256	5,259	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1028	厚陽小・中学校	山陽小野田市	大字郡 3492	0836748101	504	9,449	252	4,725	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1029	津布田小学校	山陽小野田市	大字津布田 1028-1	0836760109	496	4,777	248	2,389	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1030	殖生中学校	山陽小野田市	大字殖生 283	0836760033	744	13,104	372	6,552	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1031	殖生公民館	山陽小野田市	大字殖生 525-1	0836760066	250	1,227	125	614	山陽小野田市教育委員会	0836821203
1032	殖生小学校	山陽小野田市	大字殖生 1996	0836760014	588	9,917	294	4,959	山陽小野田市教育委員会	0836821200
1033	厚狭地区複合施設	山陽小野田市	大字鴨庄 94番地	0836721111	942	9,466	471	4,733	山陽小野田市市長	0836711602
1034	出合公民館	山陽小野田市	大字山野井 1601-20	0836732069	688	10,726	344	5,363	山陽小野田市市長	0836821203
1035	山口県立小野田工業高等学校	山陽小野田市	中央 2丁目 6-1	0836832153	1,486	47,755	743	23,878	山口県教育庁	0839334523
1036	山口県立厚狭高等学校南校舎(体育館)	山陽小野田市	大字郡宇岡崎 475	0836720017	1,297	9,660	649	4,830	山口県教育庁	0839334523
1037	高泊地下道	山陽小野田市	山陽小野田市大字西高泊		0	102	0	0	国土交通省	836345432
1038	千崎横断歩道地下道	山陽小野田市	山陽小野田市千崎		0	572	0	0	宇都土木建築事務所	836217125
1039	掃山地下道	山陽小野田市	山陽小野田市大字東高泊		0	123	0	0	山陽小野田市市長	836821161
1040	旧椋野小学校グラウンド	周防大島町	大字椋野 1328-1		0	3,749	0	1,875	教育委員会	0820780700
1041	長浦スポーツ海浜スクエアグラウンド	周防大島町	大字椋野 150		0	15,675	0	7,838	商工観光課	0820791003
1042	旧屋代小学校グラウンド	周防大島町	大字西屋代 1619		0	4,553	0	2,277	教育委員会	0820780700
1043	大島中学校グラウンド	周防大島町	大字西屋代 2598		0	10,000	0	5,000	教育委員会	0820742074
1044	沖浦小学校グラウンド	周防大島町	大字横見 346-1		0	4,225	0	2,113	教育委員会	0820760007
1045	旧和田小学校グラウンド	周防大島町	大字和田 1403-1		0	2,550	0	1,275	教育委員会	0820780700
1046	内入農村公園	周防大島町	大字内入 505		0	1,000	0	500	農林課	0820791002
1047	小泊農村公園	周防大島町	大字小泊 122		0	1,220	0	610	農林課	0820791002
1048	サン・スポーツランドグラウンド	周防大島町	大字平野 1212-1		0	4,736	0	2,368	商工観光課	0820791003
1049	安下庄中学校グラウンド	周防大島町	大字西安下庄 562		0	12,600	0	6,300	教育委員会	0820770044

番号	施設						施設管理者			
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
1050	安下庄小学校グラウンド	周防大島町	大字西安下庄418		0	7,020	0	3,510	教育委員会	0820770061
1051	周防大島町農業者健康管理センター	周防大島町	大字久賀5137-1		2,405		1,203	0	教育委員会	0820782205
1052	久賀中学校体育館	周防大島町	大字久賀4823	0820720089	1,145		573	0	教育委員会	0820720089
1053	旧棕野小学校	周防大島町	大字棕野1328-1	0820720581	1,399		700	0	教育委員会	0820780700
1054	三浦小学校	周防大島町	大字東三浦1106-1	0820742319	1,504		752	0	教育委員会	0820742319
1055	蒲野農村環境改善センター	周防大島町	大字東三浦1704-1	0820742324	846		423	0	周防大島町	0820742324
1056	大島文化センター	周防大島町	大字小松138-1	0820743800	2,883		1,441	0	周防大島町	0820782205
1057	しまとびあスカイセンター	周防大島町	大字小松125-2	0820741011	797		398	0	周防大島町	0820741011
1058	大島中学校	周防大島町	大字西屋代2598	0820742074	2,795		1,398	0	教育委員会	0820742074
1059	沖浦小学校	周防大島町	大字横見346-1	0820760007	1,672		836	0	教育委員会	0820760007
1060	油田小学校	周防大島町	大字伊保田1195	0820750006	1,842		921	0	教育委員会	0820750006
1061	安下庄中学校	周防大島町	大字西安下庄562	0820770044	3,398		1,699	0	教育委員会	0820770044
1062	安下庄中学校体育館	周防大島町	大字西安下庄562	0820770044	1,287		644	0	教育委員会	0820770044
1063	安下庄小学校	周防大島町	大字西安下庄418	0820770061	3,082		1,541	0	教育委員会	0820770061
1064	橋総合センター	周防大島町	大字西安下庄445-2	0820770100	5,280		2,640	0	教育委員会	0820782205
1065	日良居体育館	周防大島町	大字土居1325-1	0820730518	682		341	0	教育委員会	0820782205
1066	瀬戸地下道	周防大島町	周防大島町大字小松		0	425	0		柳井土木事務所	820220396
1067	和木町立和木小学校	和木町	和木1-13-1	0827532655	3,086	4,315	685	2,514	和木町教育委員会	0827532655
1068	和木町立和木中学校	和木町	和木2-5-2	0827524328	2,710	9,932	1,320	5,677	和木町教育委員会	0827524328
1069	和木町体育センター	和木町	和木1-3-13	0827522811	1,050	1,564	525	525	和木町教育委員会	0827522811
1070	和木町総合コミュニティセンター	和木町	和木2-15-1	0827522191	2,083	483	280	280	和木町教育委員会	0827522191
1071	和木町公民館関ヶ浜分館	和木町	関ヶ浜1-6-34	0827522931	214	795	77	375	和木町教育委員会	0827522191
1072	和木町公民館瀬田分館	和木町	瀬田2-9-30	0827522783	233	833	116	416	和木町教育委員会	0827522191
1073	和木町立和木こども園	和木町	和木2-4-1	0827522707	1,189	3,997	594	1,998	和木町教育委員会	0827522707
1074	和木地下道(国道2号)	和木町	和木町		0	83	41	0	和木町	827522135
1075	和木4丁目中道引込線地下道	和木町	和木4丁目		0	38	18	0	和木町	827522135
1076	和木4丁目9番地先引込線地下道	和木町	和木4丁目9		0	21	10	0	和木町	827522135
1077	上関中学校グラウンド	上関町	大字長島280	0820620321	0	19,697	0	9,849	上関町教育委員会	0820620245
1078	旧上関小学校グラウンド	上関町	大字長島448	0820620054	0	2,627	0	1,314	上関町	0820620311
1079	旧白井田小学校グラウンド	上関町	大字長島3780		0	1,852	0	926	上関町	0820620311
1080	旧八島小学校グラウンド	上関町	大字八島280		0	2,439	0	1,220	上関町	0820620311
1081	祝島小学校グラウンド	上関町	大字祝島3	0820662050	0	4,102	0	2,051	上関町教育委員会	0820620245
1082	上関中学校屋内運動場	上関町	大字長島280	0820620321	714		357	0	上関町教育委員会	0820620245
1083	上関地区館	上関町	大字長島4904	0820620245	694		347	0	上関町教育委員会	0820620245
1084	戸津つどい館	上関町	大字長島4723-1	0820620004	330		165	0	上関町	0820620311
1085	蒲井小規模老人憩の家	上関町	大字長島1490		170		85	0	上関町	0820620311
1086	白井田文化福祉センター	上関町	大字長島3926	0820650132	382		191	0	上関町	0820620311
1087	中央公民館四代分館	上関町	大字長島2092		195		98	0	上関町	0820620311
1088	旧四代診療所	上関町	大字長島2179-2	0820650142	73		37	0	上関町	0820620311
1089	福浦小規模老人憩の家	上関町	大字長島117		95		48	0	上関町	0820620311
1090	ほのぼの活性化センター	上関町	大字長島180-19	0820620107	242		121	0	上関町	0820620311
1091	中の浦小規模老人憩の家	上関町	大字長島1540-31		82		41	0	上関町	0820620311
1092	上関小規模老人憩の家(東集会所)	上関町	大字長島583-19	0820621237	143		72	0	上関町	0820620311
1093	天神老人作業所	上関町	大字長島413		112		56	0	上関町	0820620311
1094	上関町立中央公民館	上関町	大字室津847	0820621460	703		352	0	上関町教育委員会	0820620245
1095	練尾小規模老人憩の家	上関町	大字室津1458		81		41	0	上関町	0820620245
1096	白浜集会所	上関町	大字室津1187		174		87	0	上関町	0820620245
1097	いこいの家大津千葉館	上関町	大字室津1623-5		86		43	0	上関町	0820620311
1098	室津地区集会所	上関町	大字室津798-1		121		61	0	上関町	0820620311
1099	室津第3竹の浦住宅集会所	上関町	大字室津391-1		99		50	0	上関町	0820620311
1100	上関町民体育館	上関町	大字室津342-1	0820621752	1,510		755	0	上関町教育委員会	0820620245
1101	祝島小中学校屋内体育館	上関町	大字祝島3	0820662050	650		325	0	上関町教育委員会	0820620245
1102	祝島地区公民館	上関町	大字祝島184-4	0820662003	330		165	0	上関町教育委員会	0820620245
1103	祝島小規模老人憩の家	上関町	大字祝島215-1		75		38	0	上関町	0820620311
1104	中央公民館八島分館	上関町	大字八島688-3	0820621822	273		137	0	上関町教育委員会	0820620311
1105	上関統合小学校グラウンド	上関町	大字長島250		0	2,500	0	1,250	上関町教育委員会	0820620245
1106	上関統合小学校屋内運動場	上関町	大字長島250		1,256		628	0	上関町教育委員会	0820620245
1107	上関町高齢者保健福祉センター	上関町	大字長島1561-1	0820655113	184		92	0	上関町	0820655113
1108	上関城山歴史公園	上関町	大字長島287-3		0	3,500	0	1,750	上関町教育委員会	0820620245
1109	ひなの里よりあい館	上関町	大字長島2159-4		100		50	0	上関町	0820620245
1110	惣津ふれあい館	上関町	大字長島706-1		86		43	0	上関町	0820620311
1111	上関海峡温泉	上関町	大字室津924	0820621126	1,543		772	0	一般財団法人 なごみ	0820620245
1112	上関町総合文化センター	上関町	大字室津904-15	0820621460	2,450		1,225	0	上関町教育委員会	0820621460
1113	田布施町立東田布施小学校	田布施町	大波野152番地1	0820522050	3,799	3,931	1,900	1,966	田布施町教育委員会	0820525812
1114	田布施中央公民館	田布施町	下田布施3430番地1	0820525813	968		484	0	田布施町教育委員会	0820525813
1115	田布施町立田布施中学校	田布施町	下田布施1050番地4	0820522138	12,948	7,480	6,474	3,740	田布施町教育委員会	0820525812
1116	田布施町立田布施西小学校	田布施町	下田布施2150番地2	0820522051	3,011	9,938	1,506	4,969	田布施町教育委員会	0820525812
1117	公民館竹尾分館	田布施町	上田布施599番地		156		78	0	田布施町教育委員会	0820525813
1118	田布施町立城南小学校	田布施町	宿井1039番地1	0820522559	2,545	6,353	1,273	3,177	田布施町教育委員会	0820525812
1119	城南保育園	田布施町	宿井1039番地3	0820523419	539		270	0	田布施町教育委員会	0820525810
1120	城南公民館	田布施町	宿井1066番地1	0820522054	610		305	0	田布施町教育委員会	0820525813
1121	(旧)麻里府小学校体育館	田布施町	別府1408番地	0820555257	1,260	4,772	630	2,386	田布施町教育委員会	0820525812
1122	麻里府公民館	田布施町	別府1610番地	0820555237	360		180	0	田布施町教育委員会	0820525813
1123	麻里府保育園	田布施町	別府3615番地5	0820555228	552		276	0	田布施町教育委員会	0820525810
1124	田布施町立麻郷小学校	田布施町	麻郷2258番地	0820522210	2,415	7,824	1,208	3,912	田布施町教育委員会	0820525812

番号	施設							施設管理者		
	名称	所在地		連絡先電話番号	避難施設の面積(m <sup>2</sup> )		収容人員(人)		名称	連絡先電話番号
		市町名	町丁番地名		屋内	屋外	屋内	屋外		
1125	麻郷公民館	田布施町	麻郷1512番地1	0820555202	613		307	0	田布施町教育委員会	0820525813
1126	山口県立田布施農工高等学校	田布施町	波野10195	0820522157	1,304	4,935	652	2,468	山口県教育庁	0839334523
1127	公民館小行司分館	田布施町	大波野2021番地		199		100	0	田布施町教育委員会	0820525813
1128	東田布施公民館	田布施町	波野2208番地7	0820523786	613		307	0	田布施町教育委員会	0820525813
1129	西田布施公民館	田布施町	下田布施2210番地1	0820524448	1,079		540	0	田布施町教育委員会	0820525813
1130	田布施スポーツセンター	田布施町	麻郷1293番地11	0820523832	1,800		900	0	田布施町教育委員会	0820525813
1131	麻郷福祉会館	田布施町	麻郷奥504番地4	0820523579	300		150	0	田布施町	0820525810
1132	田布施近隣公園	田布施町	下田布施3400番地2他	0820522111	0	21,000	0	10,500	田布施町	0820525807
1133	田布施町図書館	田布施町	中央南11番地1	0820522288	855		428	0	田布施町教育委員会	0820525813
1134	田布施南地域防災センター	田布施町	麻郷3399番地5	0820550002	181		30	0	田布施町	0820525802
1135	平生小学校	平生町	大野南83	0820562015	961	11,000	481	5,500	平生町教育委員会	0820566083
1136	平生まち・むら地域交流センター	平生町	平生村178	0820565320	1,039	3,054	520	1,527	平生町	0820567120
1137	保健センター	平生町	平生村178	0820567141	280		140	0	平生町	0820567115
1138	旧勤労青少年ホーム	平生町	平生村178	0820564219	634		317	0	平生町	0820567120
1139	体育館、武道館	平生町	平生村241-2	0820566262	1,591		796	0	平生町教育委員会	0820566262
1140	平生幼稚園	平生町	大野南92-2	0820562291	150	2,400	75	1,200	平生町教育委員会	0820566083
1141	旧平生保育園	平生町	平生村824-3	0820562293	74	1,290	37	645	平生町	0820567111
1142	中央児童館	平生町	大野南94	0820561150	104	2,474	52	1,237	平生町	0820567113
1143	宇佐木地域交流センター	平生町	宇佐木485-2	0820562493	486	700	243	350	平生町	0820567120
1144	堅ヶ浜地域交流センター	平生町	堅ヶ浜358-26	0820566418	188		94	0	平生町	0820567120
1145	大野地域交流センター	平生町	大野南803-1	0820562504	549		275	0	平生町	0820567120
1146	平生中学校	平生町	曾根1844	0820562053	1,389	20,000	695	10,000	平生町教育委員会	0820566083
1147	佐賀地域交流センター田名分館	平生町	佐賀3740-2	0820566694	223		112	0	平生町	0820567120
1148	ひらおハートピアセンター	平生町	佐賀807-1	0820581725	131		66	0	平生町	0820567117
1149	佐賀小学校	平生町	佐賀2020	0820580024	840	7,900	420	3,950	平生町教育委員会	0820566083
1150	佐賀地域交流センター	平生町	佐賀1525	0820580211	1,057		529	0	平生町	0820567120
1151	佐賀保育園	平生町	佐賀1525-1	0820580125	100	2,950	50	1,475	平生町	0820567113
1152	佐賀地域交流センター佐合分館	平生町	佐合島240	0820581814	132		66	0	平生町	0820567120
1153	佐賀地域交流センター尾国分館	平生町	尾国463-2	0820581035	289		145	0	平生町	0820567120
1154	曾根地域交流センター	平生町	曾根1869-1	0820562217	494		247	0	平生町	0820567120
1155	平生町老人福祉センター	平生町	曾根126-2	0820567300	1,584		792	0	平生町	0820567113
1156	音楽道場	平生町	平生村241-2	0820566262	151		76	0	平生町教育委員会	0820566083
1157	山口県立熊毛南高等学校屋内運動場	平生町	堅ヶ浜666	0820563017	1,204		602	0	山口県教育庁	0839334523
1158	町民センター	阿武町	大字奈古3078-1	0838820501	3,516		1,758	0	阿武町教育委員会	0838820501
1159	のうそんセンター	阿武町	大字福田下1365	0838850211	1,030		515	0	阿武町役場	0838850211
1160	ふれあいセンター	阿武町	大字宇田2224	0838840211	1,035		518	0	阿武町役場	0838840211
1161	阿武町体育センター	阿武町	大字奈古3193-1	0838822160	1,635	1,702	818	851	阿武町教育委員会	0838820501
1162	阿武中学校屋内運動場	阿武町	大字奈古3050-3	0838822032	938		469	0	阿武町教育委員会	0838820501

2-4 山口県緊急輸送道路ネットワーク図

（平成27年8月18日改訂）



## 緊急輸送道路路線一覧

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
高速自動車国道	中国縦貫自動車道	西日本高速道路(株)	1次	広島県境－鹿野IC (R315号)－徳地IC (R489号)－山口IC (R262号)－山口JCT (山陽自動車道)－小郡IC (R9号)－美祢IC (R435号)－美祢西IC (下関美祢線)－小月IC (R491号)－下関IC (R2号、下関港線)－北九州市
高速自動車国道	山陽自動車道	西日本高速道路(株)	1次	広島県境－岩国IC (R2号)－玖珂IC (柳井玖珂線)－熊毛IC (徳山光線)－徳山東IC (R2号)－徳山西IC (R2号)－防府東IC (R2号)－防府西IC (R2号)－山口南IC (R2号)－山口JCT (中国縦貫自動車道)
高速自動車国道	山陽自動車道	西日本高速道路(株)	1次	宇部JCT (県道山口宇部線／山口宇部有料道路)－宇部IC (R490号)－小野田IC (県道小野田山陽線)－殖生IC (R2号／厚狭殖生バイパス)－下関JCT (中国縦貫自動車道)
高速自動車国道	関門自動車道	西日本高速道路(株)	1次	山口県下関市－福岡県北九州市
一般国道 (指定区間)	2号	国土交通省	1次	広島県境－岩国市 (山陽自動車道岩国IC)－岩国市杭名 (R187号)－岩国市玖珂町 (R437号、山陽自動車道玖珂IC)－岩国市周東町長野 (R376号)－周南市 (徳山光線、山陽自動車道熊毛IC)－下松市末武 (R188号)－周南市 (山陽自動車道德山東IC、R315号)－周南市大神 (R489号)－周南市戸田 (山陽自動車道德山西IC)－防府市 (R262号、山陽自動車道防府東、西IC)－防府市佐野 (防府環状線)－山口市小郡下郷 (R9号)－山口市江崎 (R190号、山口宇部線)－宇部市小野 (R490号)－宇部市 (小野田美東線、宇部船木線)－山陽小野田市厚狭 (小野田山陽線)－山陽小野田市上市 (R190号)－下関市山角 (下関美祢線)－下関市才川 (R491号)－下関市長府印内 (R9号)－下関市山ノ谷 (下関長門線)－北九州市
一般国道 (指定区間)	9号	国土交通省	1次	島根県境－山口市阿東徳佐下 (R315号)－山口市阿東三谷 (萩篠生線)－山口市宮野木戸山 (R262号)－山口市宮野上 (R376号)－山口市宮野桜島 (R262号)－山口市吉敷 (R435号)－山口市小郡上郷 (中国自動車道小郡IC、小郡三隅線)－〔R2号重用〕－下関市長府印内 (R2号)－下関市竹崎町 (R191号)
一般国道 (指定区間外)	187号	山口県	1次	岩国市 (R2号)－岩国市棕野 (岩国佐伯線)－岩国市美川町河山 (徳山本郷線)－岩国市錦町出合 (R434号)－広島県境 (至六日市IC)

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
一般国道 （指定区間）	188号	国土交通省	1次	岩国市立石（R2号）－柳井市瀬戸（R437号）－柳井市間作（柳井玖珂線）－平生町磯崎（光上関線）－光市浅江（徳山光線）－下松市末武（R2号）
一般国道 （指定区間外）	189号	山口県	2次	岩国空港－岩国市車町（R188号）
一般国道 （指定区間）	190号	国土交通省	1次	山口市嘉川（R2号、R9号）－山口市阿知須－宇部市西岐波大沢西（山口宇部線、宇部空港線）－宇部市松山町（R490号）－山陽小野田市新生町（小野田美東線）－山陽小野田市神帆町（小野田山陽線）－山陽小野田市埴生（R2号）
一般国道 （指定区間）	191号	国土交通省	1次	下関市竹崎町（R9号）－下関市安岡（安岡港長府線）－下関市豊北町境－〔下関市豊北町二見～長門市日置上椎の木峠（県管理）〕－長門市境－長門市正明市（R316号）－長門市三隅上宗頭（小郡三隅線）－萩市（R262号、萩篠生線）－萩市須佐（R315号）－島根県境
一般国道 （指定区間外）	191号	山口県	1次	下関市豊北町二見（旧豊北町境）－下関市豊北町特牛（R435号）－長門市日置上椎の木峠（旧長門市境）
一般国道 （指定区間外）	262号	山口県	1次	萩市（R191号）－萩市大屋（萩秋芳（萩有料）－〔2次道路経由〕－萩市明木（萩有料）－山口市木戸山（R9号）－R9号重用－山口市桜島（R9号）－山口市大内矢田（中国縦貫自動車道山口IC）－防府市高井（R2号）
一般国道 （指定区間外）	262号	山口県	2次	萩市大屋（萩秋芳（萩有料））－萩市明木（萩有料）
一般国道 （指定区間外）	315号	山口県	1次	周南市三田（R2号）－周南市須々万（R434号）－周南市鹿野中（中国自動車道鹿野IC）－山口市阿東徳佐下（R9号）－萩市高佐上（萩津和野線）－萩市須佐（R191号）

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
一般国道 (指定区間外)	316号	山口県	1次	長門市(R191号)－長門市湯本(下関長門線)－美祢市於福上(美東秋芳西寺線)－美祢市国行(R435号)－山陽小野田市厚狭(R2号)
一般国道 (指定区間外)	434号	山口県	1次	周南市須々万本郷(R315号)－周南市須々万本郷(R376号)－岩国市錦町広瀬(R187号)－〔R187号重用〕－岩国市錦町出合(R187号)－広島県境(R186号接続)
一般国道 (指定区間外)	376号	山口県	1次	山口市宮野上(R9号)－山口市徳地堀(R489号、中国縦貫自動車道徳地IC)－周南市米光(R489号)－周南市大道理(R315号)－〔R315号重用〕－岩国市周東町西長野(R2号)
一般国道 (指定区間外)	434号	山口県	2次	周南市須々万本郷(R376号)－岩国市錦町広瀬(R187号)－〔R187号重用〕－岩国市錦町出合(R187号)－広島県境(R186号接続)
一般国道 (指定区間外)	435号	山口県	1次	山口市吉敷(R9号)－美祢市美東町大田(R490号)－美祢市伊佐(中国縦貫自動車道美祢IC)－美祢市国行(R316号)－美祢市土別(下関美祢線)－下関市豊田町西市(下関長門線)－下関市豊北町滝部(栗野二見線)－下関市豊北町特牛(R191号)
一般国道 (指定区間外)	435号	山口県	2次	美祢市吉則(下関美祢線)－下関市豊田町西市(下関長門線)－下関市豊北町滝部(栗野二見線)－下関市豊北町特牛(R191号)
一般国道 (指定区間外)	437号	山口県	1次	岩国市玖珂町(柳井玖珂線、山陽自動車道玖珂IC)－岩国市玖珂町上市(R2号)
一般国道 (指定区間外)	437号	山口県	2次	周防大島町(伊保田港)－周防大島町久賀－周防大島町(大島環状)－柳井市瀬戸(R188号)－岩国市玖珂町(柳井玖珂線、山陽自動車道玖珂IC)
一般国道 (指定区間外)	489号	山口県	1次	周南市大神(R2号)－周南市米光(R376号)－〔R376号重用〕－山口市徳地堀(R376号)－山口市阿東町名草(R9号)

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
一般国道 (指定区間外)	490号	山口県	1次	宇部市松山町 (R190号) - 宇部市瓜生野 (R2号) - [R2号重用] - 宇部市草地 (R2号) - 美祢市美東町綾木 (小郡三隅線) - [R435号重用] - 美祢市美東町大田 (R435号) - 美祢市美東町絵堂 (小郡三隅線) - 美祢市美東町小野 (萩秋芳線)
一般国道 (指定区間外)	491号	山口県	1次	下関市長府 (R2号) - 下関市小月 (中国縦貫自動車道小月IC) - 下関市菊川町吉賀 (下関長府線) - 下関市豊田町浮石 (R435号) - [R435号重用] - 下関市豊田町荒木 (R435号) - 長門市油谷河原 (R191号)
主要地方道	岩国佐伯線(2)	山口県	2次	岩国市 (R188号) - 岩国市美和町役場
主要地方道	新南陽日原線(3)	山口県	2次	周南市古市 (下松新南陽線) - 周南市土井 (R2号)
主要地方道	大島環状線(4)	山口県	2次	周防大島町小松 (R437号) - 周防大島町安下庄 (橘東和線) - 周防大島町土居 (R437号)
主要地方道	山口宇部線(6)	山口県	1次	山口市江崎 (R2号) - 山口市阿知須 (阿知須IC) - 宇部市西岐波 (R190号)
主要地方道	柳井周東線(7)	山口県	1次	柳井市和田 (柳井玖珂線) - 柳井市中馬皿 (柳井玖珂線)
主要地方道	徳山光線(8)	山口県	2次	周南市呼坂 (R2号) - 光市立野 (光柳井線)
主要地方道	徳山徳地線(9)	山口県	2次	周南市田原 (R315号) - 周南市田原 (鹿野六日市、 周南市鹿野総合支所)
主要地方道	山口福栄須佐線(10)	山口県	2次	萩市福井上 (萩篠生線) - 萩市福井下 (萩篠生 線)、阿武町栃原 (益田阿武線) - 阿武町春木 (R 315号)
主要地方道	萩篠生線(11)	山口県	2次	萩市土原 (R191号) - 萩市福栄村 - 萩市むつみ村 - 山口市阿東町三谷 (R9号)
主要地方道	鹿野六日市線(12)	山口県	2次	周南市田原 (徳山徳地線) - 周南市鹿野総合支所
主要地方道	萩津和野線(13)	山口県	2次	萩市鍛冶屋 (萩篠生線) - 島根県境 (至R9号)

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
主要地方道	益田阿武線(14)	山口県	2次	島根県境－〔R315号、山口福栄須佐線重用〕－阿武町奈古（R191号）
主要地方道	岩国玖珂線(15)	山口県	1次	岩国市（R188号）－岩国市玖珂町（R2号）
主要地方道	津和野田万川線(17)	山口県	2次	萩市小川（益田阿武線）－萩市江崎本町（R191号）
主要地方道	山口防府線(21)	山口県	2次	山口市白石（R9号）－山口市終（R262号）
主要地方道	光柳井線(22)	山口県	1次	田布施町（光柳井線）－柳井市（柳井玖珂線）（R188）
主要地方道	光上関線(23)	山口県	2次	光市立野（徳山光線、光玖珂線）－光市（旧大和町）－田布施町－平生町－上関町（上関町役場）
主要地方道	防府徳地線(24)	山口県	1次	防府市（R262号）－山口市徳地堀（R376号）
主要地方道	宇部防府線(25)	山口県	2次	宇部市山中（R2号）－山口市－山口市秋穂（山口秋穂線、山口市秋穂総合支所）、秋穂線（大海秋穂二島線分岐）－防府市下津令
主要地方道	宇部防府線(25)	山口県	1次	防府市下津令（宇部防府線、2次道路接続）－防府市小俣（R2号）
主要地方道	小郡三隅線(28)	山口県	1次	山口市小郡上郷（R9号）－美祢市美東町湯ノ口（美東秋芳西寺線）、美祢市美東町絵堂（R490号）－長門市三隅上（R191号）
主要地方道	宇部船木線(29)	山口県	1次	山陽小野田市有帆（小野田美東線）－宇部市船木（R2号）
主要地方道	小野田美東線(30)	山口県	1次	山陽小野田市東高泊（R190号）－山陽小野田市有帆（宇部船木線）－宇部市船木（R2号）－宇部市瀬戸（R490号）
主要地方道	美東秋芳西寺線(31)	山口県	1次	美祢市美東町湯ノ口（小郡三隅線）－美祢市秋芳町（R435号）－2次道路接続
主要地方道	美東秋芳西寺線(31)	山口県	2次	美祢市秋芳町秋吉（R435号）－美祢市西寺（R316号）
主要地方道	萩秋芳線(32)	山口県	1次	美祢市美東町二反田（R490号）－萩市角力場（R262号）－〔262号重用〕－萩市明木（萩有料、R262号分岐）－萩市大屋（萩有料、R262号接続）
主要地方道	下関美祢線(33)	山口県	1次	下関市松屋（R2号）－美祢市吉則（R435号）

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
主要地方道	下関長門線(34)	山口県	2次	下関市山ノ谷 (R2号) - 下関市菊川町檜崎 (R491号) - [R491号重用] - 下関市菊川町吉賀 (R491号) - 下関市豊田町 (山陽豊田線、R435号) - 長門市湯本 (R316号)
主要地方道	豊浦菊川線(35)	山口県	2次	下関市菊川町檜崎 (R491号) - 下関市菊川町久野 (豊浦久野線)
主要地方道	秋芳三隅線(36)	山口県	2次	美祢市秋芳町青景 (美東秋芳西寺線) - 長門市三隅中 (R191号)
主要地方道	粟野二見線(39)	山口県	2次	下関市豊北町滝部 (R435号) - 下関市豊北町二見 (R191号)
主要地方道	豊浦清未線(40)	山口県	2次	下関市豊浦町川棚 (豊浦久野線) - 下関市豊浦総合支所 (R191号)
主要地方道	徳山港線(52)	山口県	1次	周南市晴海町 (徳山港線) - 周南市三田川 (R2号)
主要地方道	徳山停車場線(53)	山口県	2次	徳山駅 - 周南市桜馬場 (徳山港線)
主要地方道	防府停車場線(54)	山口県	2次	防府市高井 (R2号) - 防府市八王子 (防府停車場向島線)
主要地方道	宇部港線(55)	山口県	1次	宇部港 - 宇部市常盤町 (R190号)
主要地方道	仙崎港線(56)	山口県	1次	長門市正明市 (R191号) - 長門市役所
主要地方道	仙崎港線(56)	山口県	2次	長門市役所 - 仙崎港
主要地方道	下関港線(57)	山口県	1次	下関市椋野 (R2号) - 下関市田中町
主要地方道	防府環状線(58)	山口県	1次	防府市富海 (R2号) - 防府市佐野 (R2号)
主要地方道	岩国錦線(59)	山口県	2次	岩国市多田 (R2号) - 岩国市阿品 (岩国美和線)、岩国市美和町下畑 (本郷周東線) - 岩国市本郷総合支所
主要地方道	下松田布施線(63)	山口県	2次	下松市中市 (徳山下松線、R188号、R2号) - 周南市 - 光市 (徳山光線) - 光市 (光日積線) - 田布施町土井の内 (光柳井線)
主要地方道	萩三隅線(64)	山口県	1次	萩市椿 (R262号) - 萩市玉江 (R191号)

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
主要地方道	山陽豊田線(65)	山口県	2次	山陽小野田市山川(R2号)－美祢市本郷(下関美祢線、山陽自動車道美祢西IC)－下関市豊田町中村(R435号)
主要地方道	萩川上線(67)	山口県	2次	萩市川上京床(R262号)－萩市川上筏場(萩市川上総合事務所)
主要地方道	光日積線(68)	山口県	2次	光市岩田(光上関線)－光市源城(下松田布施)
主要地方道	徳山本郷線(69)	山口県	2次	岩国市本郷村波野(岩国錦線)－岩国市美川町河山(R187号)
主要地方道	柳井玖珂線(70)	山口県	1次	柳井市古間作(R188号)－〔柳井周東線重用〕－岩国市周東町－岩国市玖珂町上市(山陽自動車道玖珂IC、R2号)
主要地方道	小野田山陽線(71)	山口県	1次	山陽小野田市神帆町(R190号)－山陽小野田市厚狭(R2号、R316号)
主要地方道	柳井上関線(72)	山口県	2次	柳井市開作(R188号)－平生町室津(光上関線)
一般県道	大島橋線(103)	山口県	2次	周防大島町小松(大島環状線)－周防大島町大島総合支所
一般県道	岩国美和線(111)	山口県	2次	岩国市阿品(岩国錦線)－岩国市美和町鷹の巣(岩国佐伯線)
一般県道	藤生(停)錦帯橋線(112)	山口県	2次	岩国市海土路(R188号)－岩国市川西(岩国玖珂線)
一般県道	本郷周東線(130)	山口県	2次	岩国市美和町柿木原(岩国佐伯線)－岩国市美和町下畑(岩国錦線)
一般県道	北中山岩国線(135)	山口県	2次	和木町(R2号)－和木町役場
一般県道	光玖珂線(144)	山口県	2次	光市島田(R188号)－光立野(光上関線)
一般県道	伊保庄平生線(152)	山口県	2次	平生町(光上関線)－平生町役場
一般県道	裕島櫛ヶ浜(停)線(170)	山口県	1次	周南市櫛ヶ浜駅～周南市(徳山下松線分岐)
一般県道	徳山新南陽(172)	山口県	2次	周南市晴海町(徳山港線)－周南市晴海町
一般県道	中ノ開港新田線(183)	山口県	2次	防府市田島(防府環状線)－防府市田島(中ノ開港線)

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
一般県道	三田尻港徳地線(184)	山口県	2次	防府市協和町（防府環状線）－防府市天神（防府停車場線）
一般県道	防府(停)向島線(185)	山口県	2次	防府市八王子（防府停車場線）－防府市新田（防府環状線）
一般県道	高井大道(停)線(187)	山口県	2次	防府市八王子（防府停車場線）－防府市植松（防府環状線）
一般県道	中ノ関港線(190)	山口県	2次	防府市田島（中ノ関港新田線）－防府市植松（防府環状線）
一般県道	山口秋穂線(194)	山口県	2次	山口市四辻（R2号）－山口市秋穂下村（宇部防府線、山口市秋穂総合支所）
一般県道	巖島早間田線(203)	山口県	1次	山口市（R9号）－山口市（宮野大歳線）
一般県道	宮野大歳線(204)	山口県	2次	山口市宮野（R9号）－山口市宮野（R262号）
一般県道	宮野大歳線(204)	山口県	1次	山口市宮野（R262号）－山口市朝田（R9号）
一般県道	山口阿知須宇部線(212)	山口県	2次	山口市小郡昭和通（江崎陶線）－山口市阿知須－宇部市東岐波（R190号）
一般県道	小郡(停)線(214)	山口県	2次	山口市小郡下郷（R9号）－新山口駅
一般県道	宇部空港線(220)	山口県	1次	宇部市沖宇部（宇部空港）－宇部市西岐波（R190号、山口宇部線）
一般県道	小野田港線(223)	山口県	1次	小野田港－山陽小野田市東高泊（R190号）
一般県道	安岡港長府線(247)	山口県	1次	下関市安岡（R191号）－下関市長府（R2号）
一般県道	下関港垢田線(248)	山口県	1次	下関市田中町（下関港線）－下関市垢田（R191号）
一般県道	南風泊港線(250)	山口県	3次	下関市竹崎町（R191号）－下関市彦島（福浦港金比羅線）
一般県道	田ノ首下関線(251)	山口県	3次	下関市彦島（南風泊港線）－下関市西消防署
一般県道	福浦港金比羅線(252)	山口県・道路公社	3次	下関市彦島（南風泊港線）－下関市金比羅（R191号）
一般県道	豊浦久野線(261)	山口県	2次	下関市菊川町久野（豊浦菊川線）－下関市豊浦町川棚（豊浦清末線）
一般県道	長門三隅線(287)	山口県	2次	長門市三隅中市（R191号）－長門市三隅総合支所
一般県道	萩長門峡線(293)	山口県	2次	萩市川上佐古（R262号）－萩市川上京床（萩川上線）
一般県道	下関停車場線(323)	山口県	2次	下関市竹崎町（R9号）－下関駅
一般県道	江崎陶線(335)	山口県	2次	山口市小郡南本町（R9号）－山口市陶（2号）

道路種別	路線名	管理者	機能区分	経過地
一般県道	大海秋穂二島線(338)	山口県	2次	山口市秋穂東（山口防府線）－山口市秋穂秋穂二島（山口防府線）
一般県道	琴芝際波線(342)	山口県	2次	宇部市西梶返（R490号）－宇部土木建築事務所
一般県道	下松新南陽線(347)	山口県	1次	周南市櫛ヶ浜（徳山下松線）－周南市桜馬場（徳山港線）
一般県道	下松新南陽線(347)	山口県	2次	下松市末武（R2号、R188号）－〔1次道路経由〕 －周南市若山（R2号）
一般県道	妻崎開作小野田線(354)	山口県	2次	山陽小野田市（小野田港）－宇部市妻崎開作（R190号）
一般県道	徳山下松線(366)	山口県	1次	徳山市五月町（下松新南陽線）－下松市恋ヶ浜（R188号）

1次緊急輸送道路：県庁や地方生活圏の中心都市等を連絡する路線

2次緊急輸送道路：第1次路線と市町村役場、主要防災拠点を連絡する路線

3次緊急輸送道路：その他の防災や輸送のための拠点を連絡する路線

### 港湾・漁港一覧

港湾・漁港名	管理者	種別
徳山下松港	山口県	特定重要港湾
岩国港	〃	重要港湾
三田尻中開港	〃	〃
宇部港	〃	〃
小野田港	〃	〃
柳井港	〃	地方港湾
久賀港	〃	〃
萩港	〃	〃
下関漁港	〃	特定第3種
仙崎漁港	〃	第3種漁港
江崎漁港	〃	第4種漁港
見島漁港	〃	第4種漁港

## 2-5 県内の鉄道網

## 1 県内鉄道の概況

区 分	営業延長(km)	路 線 数	駅 数
J R 西 日 本	670.7	10	140
錦 川 鉄 道	32.7	1	12
計	703.4	11	152

## 2 JR西日本

(令和3年3月31日現在)

項 目 路線名	県内営業 延長(km)	県 内 営 業 区 間	駅 数
山 陽 新 幹 線	153.1	新岩国駅(岩国市)～新下関駅(下関市)	5
山 陽 本 線	185.8	和木駅(和木町)～下関駅(下関市)	33
山陰本線(本線)	140.0	江崎駅(萩市)～幡生駅(下関市)	34
〃 (支線)	2.2	長門市駅(長門市)～仙崎駅(長門市)	1
岩 徳 線	43.7	岩国駅(岩国市)～櫛ヶ浜駅(周南市)	13
山 口 線	52.8	船平山駅(山口市)～新山口駅(山口市)	19
宇 部 線	33.2	新山口駅(山口市)～宇部駅(宇部市)	16
小野田線(本線)	11.6	居能駅(宇部市)～小野田駅(山陽小野田市)	7
〃 (支線)	2.3	雀田駅(山陽小野田市)～長門本山駅(山陽小野田市)	2
美 祢 線	46.0	厚狭駅(山陽小野田市)～長門市駅(長門市)	10
計 10 線	670.7		140

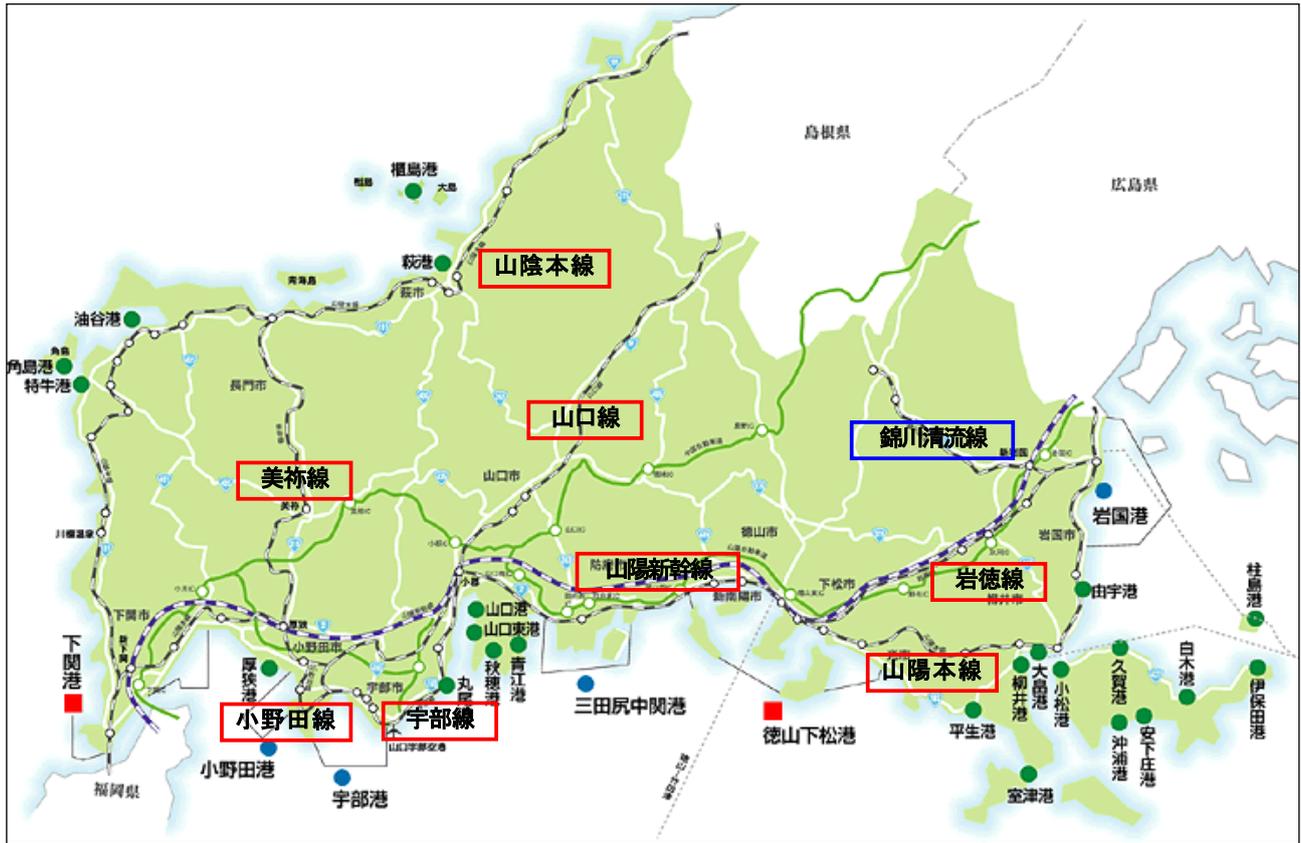
(注) 駅数のうち2線以上に使用される駅は上位線に算入。

## 3 錦川鉄道

(令和3年3月31日現在)

項 目 路線名	県内営業 延長(km)	県 内 営 業 区 間	駅 数
錦 川 清 流 線	32.7	川西駅(岩国市)～錦町駅(岩国市)	12

【県内の鉄道路線図】



## 2-6 県内港湾の状況

港湾の種類別	港名	所在地	管理者	泊地 m <sup>2</sup>		
				大型 - 4.5m以上	小型 - 4.5m未満	
国際拠点港湾	徳山下松港	光市、下松市	山口県	3,079,880	651,280	
	下関港	周南市 下関市				
重要港湾	岩国港	岩国市	山口県	269,334	288,364	
	三田尻中関港	防府市	〃	1,377,900	511,400	
	宇部港	宇部市	〃	2,562,000	346,060	
	小野田港	山陽小野田市	〃	253,000	113,484	
地方港湾	由宇港	岩国市	山口県	524,500	77,500	
	大島港	柳井市	〃		1,150	
	小松港	周防大島町	〃		25,970	
	久賀港	〃	〃		10,000	26,600
	伊保田港	〃	〃		16,540	
	安下庄港	〃	〃		30,515	
	柳井港	柳井市	〃		17,600	
	室津港	上関町	〃		5,240	
	山口港	山口市	〃		3,850	
	厚狭港	山陽小野田市	〃			
	特牛港	下関市	〃		32,200	
	角島港	〃	〃		5,400	111,675
	油谷港	〃	〃		25,000	15,895
	萩港	長門市 萩市	〃		45,220	18,110
	山口東港	山口市	山口市			
	○肥島港	萩市	山口県			
	柱島港	岩国市	岩国市		15,864	
	秋穂港	山口市	山口市		126,160	
	青江港	〃	〃		300,500	
	白木港	周防大島町	山口県		14,100	
	○油良港	〃	〃			
	○日良居港	〃	〃			
沖浦港	〃	〃	4,050			
○沖浦西港	〃	〃				
○笠佐港	〃	〃				
平生港	平生町 田布施町	〃	44,826			
丸尾港	宇部市	〃				

港湾の種別	港名	所在地	管理者	泊地 m <sup>3</sup>	
				大型 － 4.5m以上	小型 － 4.5m未満
地方港湾	○ 埴生港	山陽小野田市	山口県		2,800
	○ 小串港	下関市	〃		
	○ 深川港	長門市	〃		
	○ 飯井港	萩市	〃		
	櫃島港	長門市	萩市		
	○ 相島港	〃	山口県		
	○ 羽島港	〃	〃		
	○ 仙崎港	長門市	〃		
	○ 須佐港	萩市	〃		
	○ 尾島港	〃	〃		
	○ 田部港	阿武町	〃		

○印は56条港湾

## 2-7 避難港及び避泊地としての適性、収容能力

	港名	荒天時避泊の適否 (立地条件からみて)	避泊（可能船舶の限度）（隻数）			最寄りの避難港それまでの距離
			汽船		漁船	
			500トン以上	500トン以下		
第 六 管 区	柳井港	台風などの南寄りの強い風以外には適す。裸島の南南東方約1000m付近は底質泥砂水深18m内外あり、「錨かき」よく南～東風以外のときは、大型船の避泊に適す。	500～ 3,000 トン級 5	20～30		小松港 3 哩 久賀港 8 哩 室津上関港 10 哩
	久賀港	北寄りの強い風以外は適する。防波堤外は底質砂まじりの泥、水深10m内外で「錨かき」よく北寄りの強風以外は大小船舶避泊可能。久賀港天満沖防波堤の船溜りは入口も狭いので、30トン級以下の船舶の泊地として適す。			60	小松港 5 哩 安下庄港 15 哩 柳井港 8 哩
	小松港	大、小型船の避泊に適す。底質泥で「錨かき」よく水深4～7.5m各船溜り（水深2m前後）は50トン前後の船に適す。	500～ 1,000 トン級 10			柳井港 3 哩 安下庄港 9 哩 室津上関港 8 哩
	安下庄港	底質泥で「錨かき」よく水深20m内外。中小型船の避泊に適する。ただし竜崎の北側は底質が岩でまた安下庄の南方は南東の風が強い時は適さない。		20～30		小松港 12 哩 柳井港 12 哩 上関室津港 9 哩
	岩国港	底質泥又は泥土で「錨かき」よく南から東寄りの風が強いとき以外は大、小型船の避泊に適す。水深3～25m	南から東風の強い場合は避泊に適さない。上記以外の風では500～1,000トン級で40～50隻避泊可能		南から東風の強い場合船溜において漁船30隻が避泊可能 上記以外の風では相当数避泊可能	鹿川 9 哩
	徳山港 （徳山湾）	(1) 大小各種船舶の避泊に適す。 (2) 湾口附近黒髪山頂と漁人鼻を結ぶ以南の区域と湾奥南に開口した船溜、岸壁は小型船舶の避泊には不適	10,000 トン級 10 5,000 トン級 5	50		下松港 8 哩 三田尻港 10 哩
	同 （笠戸湾）	各種船舶の避泊に適す。特に笠戸島探浦泊地は台風避泊地として最適。笠戸島本浦は機帆船に適す。	10,000 トン級 5	20		徳山港 8 哩 室積港 9 哩
	秋穂港	水深2メートル以上の泊地は湾口付近および湾中央部に限られ、荒天時の避泊地として適当でない。				宇部港 15 哩 三田尻港 12 哩
	室積港	(1) 冬季季節風に対して適当 (2) 台風時は、象ヶ鼻内側海域が適当				下松港 9 哩 平生港 5 哩
	平生港	(1) 別府泊地、戎ヶ下泊地 小型船舶に適す (2) 佐台湾泊地 偏西風時馬島寄り海域が適当		50		室津上関港 6 哩 室積港 5 哩

	港名	荒天時避泊の適否 (立地条件からみて)	避泊（可能船舶の限度）（隻数）			最寄りの避難港 それまでの距離
			汽船		漁船	
			500トン以上	500トン以下		
第 七 管 区	室上津港	福浦泊地は台風時小型船の避泊に適す	500 トン級 2			平生港 6 哩
	三田尻港	台風時の避泊地には不適				徳山港 10 哩 中ノ関港 6 哩
	中関港	南西の強風時を除き避泊可能		5		徳山港 15 哩
	仙崎港	養殖施設のある海域を除き、5000トン級の船舶が錨泊できる。港内の東部は避泊に適するが、北東風のときは波浪が侵入するので、錨泊には注意が必要である。				油谷湾 26 哩
	深川湾	否				仙崎湾 12 哩 油谷湾 18 哩
	油谷湾	3000トン級の船舶は、泊埼と手長島との一線上に、1000トン以下の船舶は、泊埼との一線上以北の水域に錨泊できる。江島の南側は水深12m～25m、底質泥で錨かきは良く、特に西よりの風のときには好錨地となる。				仙崎湾 26 哩
	萩港	小畑浦・中小畑浦及び菊ヶ浜前面は底質が泥又は細砂であるが、北西の風が10m以上になると走錨のおそれがある。潟港の中央部は四方の風を防ぎ避地として適しているが、狭いため500トン程度が限度である。				仙崎湾 10 哩
	須佐湾	大型船は、弁天島の南方約200mで水深14m内外、底質泥のところは錨泊に適するが、港内北側の大櫛浦・福浦は100トン以下の船舶の錨泊に適するが、奥部に養殖施設があり、浦内は狭い。				江崎港 7 哩
	江崎港	港内は水深5～7m、底質泥で1000トン以下の船舶の錨泊に適するが、底質が軟らかすぎて走錨のおそれがある。浮島と卒塔婆ノ鼻を結ぶ線の東側で、水深7mの所は良い錨地である。				須佐湾 7 哩
	見島漁港	北風のときには本村港沖、西風のときには宇津港沖がそれぞれ良い錨地で、利用する漁船が多い。				仙崎湾 24 哩 萩港 22 哩
宇部港	適		35	160	関門港 20 哩 徳山港 34 哩	
小野田港	適			50	関門港 11 哩 宇部港 8 哩	
丸尾港	適				徳山港 23 哩 宇部港 11 哩	
下関港	(下関A区) 適 (西山区) 風向により適 (福浦湾) 風向により適 (下関漁港) 適 (細江船溜) 適	10,000 トン級 3			宇部港 20 哩	

## 2-8 大型船バースの標準寸法・漁船の諸元

## 1. 大型船バースの標準寸法

種類	バースの長さ	バースの水深	対象船舶	種類	バースの長さ	バースの水深	対象船舶
	m	m	総トン		m	m	載貨重量トン
旅客船	130	5.0	3,000	一般貨物船	80	4.5	1,000
	150	5.5	5,000		100	5.5	2,000
	180	7.0	10,000		130	7.0	5,000
	220	8.0	20,000		160	9.0	10,000
	260	8.0	30,000		170	9.0	12,000
	310	9.0	50,000		190	11.0	18,000
	340	9.0	70,000		240	12.0	30,000
	360	10.0	100,000		260	13.0	40,000
				280	15.0	55,000	

表において、バースの長さは、船の全長に船首索及び船尾索に必要な長さを、また、バースの水深は、最大喫水（満載喫水）に余裕水深（最大喫水の概ね10%）を加えた値である。

## 2. 漁船の諸元

船型（G・T）	船の長さ（L）	船の幅（B）	吃水	
			最大（dmax）	最小（dmin）
1	7.0 m	1.8 m	1.0 m	— m
2	8.0	2.2	1.2	—
3	9.0	2.4	1.4	—
4	10.0	2.6	1.6	—
5	11.0	2.8	1.8	—
10	13.0	3.5	2.0	1.9
20	17.0	4.3	2.2	2.1
30	20.0	4.7	2.5	2.3
40	22.0	5.2	2.7	2.5
50	24.0	5.5	2.9	2.6
100	30.0	6.5	3.7	3.2
150	35.0	7.2	4.2	3.5
200	40.0	7.6	4.6	3.8
300	46.0	8.4	5.2	4.2
400	52.0	8.9	5.6	4.5
500	55.0	9.4	5.9	4.8

（注1） 表は全漁業種類の漁船の平均値を示しているのので、利用に当たっては注意を要する。

（注2） 省エネルギー船は、同トン数でも吃水が大きいのので注意する必要がある。

## 2-9 災害時におけるヘリコプター離着陸場の予定地

山口県消防防災ヘリコプター・ドクターヘリの離着陸場の予定地一覧

市町	消防	名称	所在地	地積 (㎡)	長さ × 幅	連絡先	電話番号	避難場 所指定	離島
下 関 市	下 関	下関市立青年の家	棕野町1-17-1	4,712	76 × 62	市教育委員会 生涯学習課	083-223-0521	無	
		蓋井島スポーツ広場	蓋井島排水処理施設	1,260	60 × 21	市産業経済部 水産課	083-231-9333	無	○
		下関陸上競技場	向洋町1-10-1	6,750	90 × 75	市教育委員会 体育課	083-231-2721	無	
		下関市消防局	岬ノ町17-1	3,200	80 × 40	下関市消防局	083-233-9111	無	
		豊田湖畔公園	豊田町大字地吉348	4,400	80 × 55	市豊田湖畔公園 管理事務所	083-766-3488	無	
		豊洋運動公園	豊浦町大字黒井字新川	9,800	140 × 70	市教育委員会 豊浦教育支所	083-772-2117	有	
		舟郡ダム	豊浦町大字川棚字江良	25,000	200 × 125	市豊浦総合支所 地域政策課	083-772-0611	無	
		豊北総合運動公園	豊北町大字滝部字角石2914	13,600	160 × 85	市教育委員会 豊北教育支所 社会教育課	083-786-0780	有	
		関門医療センター	長府外浦町1-1	400	20 × 20	関門医療一 センター	083-241-1199	無	
		済生会下関総合病院	安岡町8丁目5-1	289	17 × 17	山口県済生会 業務担当理事	083-258-5682	無	
		下関北運動公園 多目的広場	富任字小迫	8,190	105 × 78	市都市整備部 公園緑地課	083-231-1933	有	
		長府扇町第1運動広場	長府扇町4-10	27,000	180 × 150	市教育委員会 体育課	083-231-2721	有	
		蓋井小学校	蓋井島宇田町126-2	2,100	60 × 35	学 校	083-286-6279	有	○
		六連島漁港	六連島字船着668-4	3,723	73 × 51	市産業経済部 水産課（漁港係）	083-231-1240	無	○
		菊川中学校	菊川町大字下岡枝1	13,000	130 × 100	学 校	083-287-0042	有	
		豊田中学校	豊田町大字矢田434	6,400	80 × 80	学 校	083-766-0105	有	
		西市高校	豊田町大字殿敷834-5	27,000	180 × 150	学 校	083-766-0002	有	
		[33] 誠意小学校	豊浦町大字黒井1832	10,800	120 × 90	学 校	083-772-0290	有	
		旧響高校	豊浦町大字小串新宮15	22,400	160 × 140	学 校	083-774-0131	有	
		旧角島小学校	豊北町大字角島1761	6,000	100 × 60	学 校	083-786-2006	有	
		木屋川ラブリバーパーク	王喜本町	6,000	150 × 40	市建設部河川課	083-231-1370	有	
		乃木浜総合公園 （サッカーグラウンド）	乃木浜2丁目	20,000	200 × 100	市都市整備部 公園緑地課	083-231-1934	有	
		吉田小学校	大字吉田字高田10044-2	3,200	80 × 40	市教育委員会 学校支援課	083-231-1235	有	
		豊東小学校	菊川町大字上大野字上ノ原20-1	1,750	50 × 35	市教育委員会 菊川教育支所	083-287-4025	有	
		檜崎小学校	菊川町檜崎字殿屋敷215	2,000	50 × 40	市教育委員会 菊川教育支所	083-287-4025	有	
		宇賀ふれあいセンター （旧宇賀中学校）	豊浦町大字宇賀字ふけ4940	6,400	80 × 80	市教育委員会 豊浦教育支所	083-772-2117	有	
旧神玉小学校	豊北町大字神田上字野中2704-1	2,800	80 × 35	市教育委員会 豊北教育支所	083-782-1943	有			
豊北神田市民グラウンド	豊北町大字神田字北東法永裕2410-1	4,800	80 × 60	市教育委員会 豊北教育支所	083-782-1943	無			
海上自衛隊下関基地隊	永田本町4-8-1	429	33 × 13	海上自衛隊 下関基地隊	083-286-2323	無			

市町	消防	名称	所在地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
下関市	下関市	巖流島憩いの広場	大字彦島宇船島	2,400	60 × 40	市港湾局課	083-231-4173	無	○
		栗野川河川公園	豊北町大字栗野小河内	20,000	200 × 100	下関土木建築事務所維持管理課	083-223-7101	無	
		豊田農業公園みのりの丘	豊田町大字八道601-3	4,900	70 × 70	豊田総合支所農林課	083-772-0611	無	
		彦島製錬グラウンド	彦島西山町2-1	6,400	80 × 80	彦島製錬	083-266-3131	無	
宇部市	宇部市	小野スポーツ広場	小野下小野	11,400	120 × 95	市小野市民センター	0836-64-2111	無	
		山口宇部空港（第2種）	沖宇部625	90,000	2000 × 45	山口宇部空港事務所	0836-21-5841	無	
		恩田運動公園陸上競技場	恩田町4-1-2	16,200	180 × 90	市体育協会	0836-31-1507	有	
		楠中学校	船木4481	8,840	130 × 68	学校	0836-67-0072	無	
		宇部市楠体育広場	西万倉1022-1	7,000	100 × 70	市体育協会	0836-31-1507	無	
		吉部小学校	東吉部3425-1	4,725	75 × 63	学校	0836-68-0101	有	
		真締川ダム南側広場	川上字大固屋714-10(11)	4,250	85 × 50	農林振興課	0836-67-2819	無	
		アクトビレッジおの多目的広場	大字小野7025	8,000	100 × 80	アクトビレッジおの	0836-64-5111	無	
		厚東川二俣瀬桜づつみ公園	大字木田	18,000	300 × 60	県宇部土木建築事務所	0836-21-7125	無	
		山口大学医学部附属病院	南小串1-1-1	324	18 × 18	山口大学医学部総務課	0836-22-2114	無	
旧吉部小学校	大字東吉部3397	7,000	100 × 70	宇部市教育委員会施設課	0836-34-8606	有			
山口市	山口市	維新百年記念公園	維新公園4丁目1-1	12,642	147 × 86	維新百年記念公園管理事務所	083-922-2707	有	
		山口県消防学校	鑄銭司6440-1	12,100	110 × 110	県消防学校	083-986-4001	無	
		一の坂ダム運動公園	上天花1-1	8,800	100 × 88	県河川課	083-933-3790	無	
		徳地山村広場	徳地堀1745-1	11,000	110 × 100	徳地地域交流センター	0835-52-0217	有	
		国立山口徳地青少年自然の家	徳地船路668	6,084	78 × 78	国立山口青少年自然の家	0835-56-0111	無	
		阿知須HP	阿知須509-11	900	30 × 30	市阿知須総合支所	0836-65-4111	無	
		山口市阿東運動広場	阿東地福下235-4	11,375	125 × 91	阿東地域交流センター	083-956-0116	無	
		リフレッシュパーク	大内長野1107	10,500	150 × 70	管理事務所	083-927-7211	有	
		山口市スポーツの森	宮野上253	11,000	100 × 110	管理事務所	083-928-1120	有	
		山口南総合センター	名田島1218-1	16,900	130 × 130	センター事務所	083-972-8333	有	
		小郡中学校	小郡下郷879-1	20,020	140 × 143	学校	083-973-0508	有	
		防府高校佐波分校グラウンド	徳地堀2449	12,000	120 × 100	学校	0835-52-1311	無	
		阿知須中学校	阿知須沖の原5094-3	10,200	120 × 85	学校	0836-65-2074	有	
		阿知須小学校	阿知須4251	11,400	114 × 100	学校	0836-65-2014	有	
		井関小学校	阿知須1639	6,600	100 × 66	学校	0836-65-2053	有	
		山口きらら博記念公園北駐車場	阿知須509-72	160,000	400 × 400	山口きらら博記念公園管理事務所	0836-65-6900	無	
秋徳中学校	秋徳東615-1	14,400	90 × 160	学校	083-984-2114	有			
大海小学校	秋徳東2248	6,300	70 × 90	学校	083-984-2253	有			
秋徳小学校	秋徳東6771	9,350	110 × 85	学校	083-984-2250	有			

市町	消防	名称	所在地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
山口市	山山	大海総合センター	秋穂東1130-5	11,050	130 × 85	秋穂総合支所	083-984-2053	有	
		阿東東中学校	阿東徳佐中768-1	8,400	140 × 60	学 校	083-956-0039	有	
		篠目体育館	阿東篠目379	3,290	70 × 47	生涯学習・スポーツ振興課	083-934-2873	有	
		嘉年体育館グラウンド	阿東嘉年上3436	2,400	60 × 40	学 校	083-958-0004	有	
		柚野木小学校グラウンド	徳地柚木2018	4,000	80 × 50	学 校	0835-58-0013	有	
		三田工業株式会社徳地工場 グラウンド	徳地船路838	3,375	75 × 45	三 田 工 業	0835-23-8855	無	
		地域づくり研究センター	徳地引谷1199	1,426	31 × 46	山 口 市 徳 地 総 合 支 所	0835-52-1112	無	
		山口市徳地伊賀地 新田 橋東詰佐波川河川敷	徳地伊賀地新田地内	1,740	60 × 29	国土交通省中国地方整備局 山口河川国道事務所 佐波川出張所	0835-22-0898	無	
		旧島地中学校グラウンド	徳地島地43	4,209	69 × 61	市教育委員会事務局 教育施設管理課	083-934-2860	無	
		串小学校グラウンド	徳地鯖河内1421	3,000	60 × 50	学 校	0835-54-0311	有	
		維新百年記念公園 スポーツ文化センター前 芝 広 場	維新公園4丁目1-1	2,000	50 × 40	維新百年記念 公園管理事務所	083-922-2707	無	
		維新百年記念公園球技場	維新公園4丁目1-1	12,000	120 × 100	維新百年記念 公園管理事務所	083-922-2707	無	
		山口市立生雲小学校 グラウンド	阿東生雲中319	3,306	58 × 57	山 口 市 立 生 雲 小 学 校	083-954-0109	無	
		旧亀山小学校グラウンド	阿東徳佐上1485-1	3,132	58 × 54	山口市教育委員会事務局 教育施設管理課	083-934-2860	無	
		旧柚野中学校グラウンド	徳地柚木180	3,685	67 × 55	山口市教育委員会事務局 教育施設管理課	083-934-2860	無	
		山口市立平川中学校 グラウンド	黒川1231-1	4,234	73 × 58	山 口 市 立 平 川 中 学 校	083-924-7700	有	
		山口市立白石中学校 グラウンド	白石2丁目7-1	3,763	71 × 53	山 口 市 立 白 石 中 学 校	083-922-0387	有	
		山口市立大殿小学校 グラウンド	大殿大路213	2,464	77 × 32	山 口 市 立 大 殿 小 学 校	083-922-0343	有	
		山口市立小鯖小学校 グラウンド	小鯖2519	3,450	69 × 50	山 口 市 立 小 鯖 小 学 校	083-927-0051	有	
		山口市鑄銭司小学校 グラウンド	鑄銭司4010	3,150	70 × 45	山 口 市 立 鑄 銭 司 小 学 校	083-986-2609	有	
		山口市立川西中学校 グラウンド	嘉川4353-2	3,000	60 × 50	山 口 市 立 川 西 中 学 校	083-989-2209	有	
		山口市立佐山小学校 グラウンド	佐山2731	1,960	56 × 35	山 口 市 立 佐 山 小 学 校	083-989-3020	有	
		山口市立二島小学校 グラウンド	秋穂二島552-1	4,860	90 × 54	山 口 市 立 二 島 小 学 校	083-987-2009	有	
		山口市東鯖地区 ヘリポート	下小鯖5079	540	27 × 20	小 鯖 16 区 会 自 治 会	083-927-2321	無	
		山 口 秋 穂 園	秋穂二島434-1	800	32 × 25	社会福祉法人新誠会山口秋穂園	083-984-5151	無	
		山口県山口南警察署敷地	小郡下郷経塚3848-1	5,440	80 × 68	山 口 県 南 警 察 署	083-972-0110	無	
山 口 市 中 央 公 園	中園町7-7	4,050	45 × 90	市都市整備課	083-922-4111	無			
萩市	萩市	見 島 H P	見島1518-1	1,610	35 × 46	航空自衛隊地 見島分屯基地	0838-23-2011	無	○
		橋本川玉江河川公園	大字山田字玉江浦4826-4地先	691	64 × 10.8	市消防本部 総務課	0838-25-2780	無	
		見島ダム多目的広場	見島ダム堰堤	1,845	45 × 41	市見島支所	0838-23-3311	無	○
		明神島運動公園	大字川上3341-1	9,000	100 × 90	市川上総合事務所 地域振興部門	0838-54-2121	無	
		萩市田万川グラウンド	大字江崎349-1	16,560	120 × 138	市江崎公民館	08387-2-0211	有	
		むつみグラウンド	大字吉部上853-13	7,200	120 × 60	市むつみ総合事務所 地域振興部門	08388-6-0211	有	

市町	消防	名 称	所 在 地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
萩市	萩	弥富グラウンド	大字弥富下4083	8,800	110 × 80	市弥富支所	08387-8-2211	有	
		萩市旭農林漁業者等 山村広場	大字佐々並2753	9,600	120 × 80	市佐々並支所	0838-53-0211	無	
		福栄グラウンド	大字福井下4100	10,800	120 × 90	市福栄総合事務 所地域振興部門	0838-52-0211	有	
		萩中央公園	大字江向553	10,829	119 × 91	市歴史まちづく り部都市計画課	0838-25-3131	有	
		萩東中学校	大字土原556-1	9,000	100 × 90	学 校	0838-25-2721	有	
		明倫小学校	大字江向602	10,000	100 × 100	学 校	0838-25-2166	有	
		相島小学校	大字相島9	5,120	64 × 80	学 校	0838-25-8600	有	○
		大島小中学校 ドグラウン	大字大島211	3,480	60 × 58	学 校	0838-28-0586	有	○
		見島小学校	大字見島657	4,050	45 × 90	学 校	0838-23-2009	有	○
		橋本川河添河川公園	河添河川敷	7,000	100 × 70	市土木建築部 土 木	0838-25-3140	無	
		萩ウエルネスパーク 多目的広場	椿73-7	10,974	118 × 93	市文化・スポーツ振 興部スポーツ振興課	0838-25-7311	無	
		川上中学校	大字川上4581	6,000	120 × 50	学 校	0838-54-2008	有	
		小川小学校	大字中小川977	7,200	120 × 60	学 校	08387-4-0334	有	
		高俣グラウンド	大字高佐下744	4,500	90 × 50	市高俣支所	08388-8-0211	有	
		須佐中学校	大字須佐5200-1	13,000	130 × 100	学 校	08387-6-2240	有	
		明木中学校	大字明木2636	4,950	99 × 50	学 校	0838-55-0013	有	
		明木小学校	大字明木3039	3,872	88 × 44	学 校	0838-55-0012	無	
		佐々並小学校	大字佐々並2684	5,170	110 × 47	学 校	0838-56-0009	有	
		紫福山村広場	大字紫福畑463	7,500	100 × 75	市紫福支所	0838-53-0211	有	
		福栄中学校	大字福井下4360-1	12,350	130 × 95	学 校	0838-52-0004	有	
		三見小中学校グラウンド	大字三見3523-1	6,000	100 × 60	学 校	0838-27-0011	有	
		大井中学校グラウンド	大字大井1126-1	2,000	40 × 50	学 校	0838-28-0017	有	
		大島西グラウンド ゴルフ場	大島	888	24 × 37	市大島出張所	0838-28-0584	無	○
		上小川東分上ノ原土地改 良区非農用地	大字上小川東分字町島2975-1	1,537	53 × 29	市上ノ原土地改 良区理事長	08387-4-0730	無	
		陸上自衛隊むつみ演習場	大字高佐上地内	256	16 × 16	陸上自衛隊山口 駐屯地業務隊管 理課営繕班	083-922-2281	無	
		萩港多目的広場 (萩潟港)	大字椿東6103-6	999	37 × 27	市総合政策部 企 画	0838-25-3102	有	
		江舟地区 グラウンドゴルフ場	川上字森ヶ沿3957-1	2,640	66 × 40	市川上総合事務 所地域振興部門	0838-54-2121	無	
		萩市須佐 グラウンド駐車場	大字須佐3165-1	4,182	82 × 51	市須佐総合事務 所地域振興部門	08387-6-2211	無	
		福栄夢るーらる雲海 駐 車	大字福井上3441-2	1,075	43 × 25	市福栄総合事務 所地域振興部門	0838-52-0121	無	
		山口県漁協萩支部駐車場	大字椿東5092-8	2,400	40 × 60	山口県萩水産 事 務 所	0838-25-3377	無	
川上身近な運動公園	川上4462-8	3,000	50 × 60	萩市川上 総 合 事 務 所	0838-54-2121	無			
見島中学校グラウンド	見島953	1,711	59 × 29	学 校	0838-23-2007	有	○		
道の駅ゆとりパーク たまがわ裏広場	大字下田万2849-1	2,332	53 × 44	株式会社たまがわ	08387-2-1150	無			

市町	消防	名 称	所在地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
萩市	萩	江崎漁港弁天公園	大字江崎171-17	1,430	26 × 55	山口県萩水産事務所	0838-25-3377	無	
		むつみ中学校グラウンド	大字高佐下1982-35	11,520	128 × 90	学 校	08388-8-0663	無	
		田万川キャンプ場駐車場	大字下田万1740-1	2,160	72 × 30	萩 市	0838-25-3131	無	
		久原園地広場	大字須佐788-1	3,000	50 × 60	萩市須佐総合事務所	08387-6-2211	無	
		萩アクティビティパーク駐車場	大字佐々並463-1	3,021	53 × 57	株式会社旭開発	0838-56-0390	無	
		指月公園（石彫公園西ノ浜）	大字堀内字西ノ浜7119	4,675	85 × 55	萩 市	0830-25-3131	無	
		陶芸の村公園交流広場	大字椿東1300	1,768	34 × 52	萩 市	0830-25-3131	無	
		相島多目的広場	相島山124	1,296	36 × 36	萩 市	0830-25-3131	無	○
見島漁港	見島2239-9	2,750	50 × 55	山口県萩水産事務所	0838-25-3377	無	○		
防府市	防府	上右田防災ステーションH	上右田地先	500	20 × 20	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所	0835-22-1785	無	
		佐波川河川敷	古祖原地先	2,500	20 × 20	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所	0835-22-1785	無	
		総合医療センター	大字大崎10077	324	18 × 18	総合医療センター総務課	0835-22-4411	無	
		防府高校	岡村町2-1	20,000	100 × 200	学 校	0835-22-0136	有	
		佐波小学校	八王子2丁目6-10	10,920	84 × 130	学 校	0835-22-0728	有	
		桑山中学校	桑山2丁目7-26	22,400	140 × 160	学 校	0835-22-2182	有	
		向島運動公園	大字向島1713-8	23,000	230 × 100	市都市計画課	0835-25-2159	無	
		野島HP	大字野島687-11	1,089	33 × 33	市農林漁港整備課	0835-25-2366	無	○
		大平山ロープウェイ山麓駐車場	大字牟礼山163-94	1,156	34 × 34	市おもてなし観光課	0835-25-4547	無	
		大平山山頂公園駐車場	大字富海山517-1他	2,420	55 × 44	市都市計画課	0835-25-2150	無	
		牟礼漁協南駐車場	大字江泊533-10	3,393	87 × 39	市農林漁港整備課	0835-25-2366	無	
		牟礼中学校グラウンド	敷山町1-1	9,090	101 × 90	学 校	0835-23-4803	有	
		大道小学校グラウンド	大字台道400-1	5,548	76 × 73	学 校	0835-32-0007	有	
		富海中学校グラウンド	大字富海1246-1	5,432	97 × 56	学 校	0835-34-0023	有	
		小野小学校グラウンド	大字奈美633-1	8,900	100 × 89	学 校	0835-36-0004	有	
西浦小学校グラウンド	大字西浦1944-1	7,440	93 × 80	学 校	0835-29-0101	有			
佐波川河川敷真尾HP	真尾地先	400	20 × 20	国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所	0835-22-1890	無			
下松市	下松	下松スポーツ公園総合グラウンド	河内字恋路140	22,800	190 × 120	下松スポーツ公園体育館	0833-45-3700	有	
		下松中学校	古川町2-1	15,836	148 × 107	学 校	0833-41-0761	有	
		下松小学校	西豊井698	12,040	140 × 86	学 校	0833-41-0062	有	
		米泉湖公園運動広場	瀬戸851	5,550	75 × 74	県周南土木建築事務所	0834-33-6471	無	
		笠戸島江の浦駐車場	大字笠戸島698	14,307	100 × 142.5	市 財 政 課	0833-45-1811	無	
		下松スポーツ公園球技場	河内字恋路140	9,200	115 × 80	下松市教育委員会生涯学習振興課	0833-45-1820	無	
		地域交流センターふれあい広場	生野屋南1丁目338-3	5,827	65.4 × 89.1	市福祉政策課	0833-45-1833	無	
		下松市消防本部	大字河内1950	1,444	38 × 38	下松市消防本部	0833-45-0119	無	
[11]	(株)日立製作所消防グラウンド	東豊井794	1,540	44 × 35	事業所長	0833-41-8640	無		

市町	消防	名称	所在地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
下松市	下松市	東洋鋼板(株)下松事業所内	東豊井1302-1	1,600	40 × 40	事業所長	0833-44-2515	無	
		中国電力(株)下松発電所構内サッカー場	平田484	6,441	113 × 57	中国電力(株)下松発電所	0833-41-2760	無	
岩国市	岩国地区	錦見河川敷運動公園	錦見7丁目地内	25,000	250 × 100	市教育委員会スポーツ振興課	0827-29-5103	無	
		玖珂グラウンド	玖珂町6262-1	13,589	127 × 107	市教育委員会玖珂支所	0827-82-5445	無	
		錦中学校	錦町広瀬942	12,502	133 × 94	学校	0827-72-2310	無	
		美和総合グラウンド	美和町生見2116	12,420	115 × 108	市教育委員会美和支所	0827-95-0005	無	
		川西河川敷	川西4丁目293地先	3,696	84 × 44	市教育委員会スポーツ振興課	0827-29-5103	無	
		横山河川敷運動公園	横山3丁目地内	29,900	130 × 230	市教育委員会スポーツ振興課	0827-29-5103	無	
		麻里布中学校	室の木町2-7-11	11,050	130 × 85	学校	0827-22-2234	有	
		岩国西中学校	角77-1	7,000	100 × 70	学校	0827-47-2009	有	
		柱島小学校	柱島50-2	2,000	50 × 40	学校	0827-48-2457	無	○
		端島小学校	柱島2245-1	2,750	50 × 55	市教育委員会教育政策課	0827-29-5200	無	○
		岩国市漁業施設用地	柱島(黒島地内)	3,025	55 × 55	市水産振興課	0827-29-5118	無	○
		灘小学校	南岩国町5-60-1	12,000	120 × 100	学校	0827-31-7233	有	
		岩国高等学校	川西4-6-1	36,000	200 × 180	学校	0827-43-1141	有	
		二鹿野外活動センター	二鹿742	17,500	125 × 140	市教育委員会スポーツ振興課	0827-29-5103	無	
		岩国市地方卸売市場	尾津町5-11-1	1,089	33 × 33	市生産流通課	0827-32-7355	無	
		総合体育館弓道場	平田1-40-1	4,000	100 × 40	市教育委員会スポーツ振興課	0827-29-5103	有	
		由宇小学校	由宇町2-10-1	5,600	80 × 70	学校	0827-63-0410	有	
		高森高校	玖珂町1253	18,000	180 × 100	学校	0827-82-3234	有	
		周東中学校グラウンド	周東町下久原483	32,000	200 × 160	学校	0827-84-1271	無	
		サンビレッジ周東	周東町用田169-1	15,000	150 × 100	周東町勤労者福祉財団	0827-84-1400	無	
		羅漢山スキー場	錦町大原	3,200	80 × 40	市錦総合支所地域振興課	0827-72-2111	無	
		上須川グラウンド	錦町上須川	12,000	150 × 80	市錦総合支所地域振興課	0827-72-2111	無	
		美川グラウンド	美川町小川403	5,200	65 × 80	市教育委員会美川支所	0827-76-0211	無	
		美川小・中学校	美川町南桑2365	11,200	160 × 70	学校	0827-77-0202	有	
		黒沢グラウンド	美和町黒沢地先	21,000	210 × 100	㈱やさか	0827-96-0569	無	
		本郷かんば芝公園	本郷町本郷1582-2	9,000	100 × 90	市本郷総合支所農林建設課	0827-75-2585	無	
柱野小学校グラウンド	柱野1092-3	5,060	92 × 55	学校	0827-46-1006	有			
御庄中学校グラウンド	御庄2027-2	2,442	66 × 37	学校	0827-46-0013	無			
御庄小学校グラウンド	御庄1362	2,475	55 × 45	学校	0827-46-0016	有			
新港運動公園	新港町3丁目4001-4	7,396	86 × 86	市教育委員会スポーツ振興課	0827-29-5103	無			
行波河川敷	行波	4,200	140 × 30	市教育委員会スポーツ振興課	0827-29-5103	無			

市町	消防	名称	所在地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
岩国市	岩国地区	神東小学校グラウンド	由宇町神東448-1	2,204	58 × 38	学 校	0827-63-2269	有	
		山口県ふれあいパーク多目的広場	由宇町神東2273-2	2,870	70 × 41	山 口 県 ふれあいパーク	0827-63-1513	無	
		由宇中学校グラウンド西側	由宇町4944	2,800	70 × 40	学 校	0827-63-0950	有	
		玖珂小学校グラウンド	玖珂町527-2	4,800	80 × 60	学 校	0827-82-2039	有	
		玖珂中央小学校グラウンド	玖珂町4930	5,600	80 × 70	学 校	0827-82-3504	有	
		玖珂総合公園人工芝多目的広場	玖珂町3800-1	10,578	123 × 86	市教育委員会 玖珂支所	0827-82-5445	有	
		本郷小・中学校グラウンド	本郷町本郷今市1510	961	31 × 31	学 校	0827-75-2003 0827-75-2014	無	
		本郷コミュニティグラウンド	本郷町本郷1668-1	10,000	100 × 100	市本郷総合支所 農林建設課	0827-75-2585	無	
		本郷グラウンド	本郷町本郷2103	2,494	58 × 43	市教育委員会 本郷支所	0827-75-2056	無	
		川越グラウンド	周東町瀬越1330	3,080	55 × 56	市教育委員会 周東支所	0827-84-7707	無	
		米川グラウンド	周東町下須通425-1	3,591	63 × 57	市教育委員会 周東支所	0827-84-7707	無	
		米川小学校グラウンド	周東町西長野574	3,870	86 × 45	学 校	0827-84-0607	無	
		川上小学校グラウンド	周東町下久原3032	3,268	76 × 43	学 校	0827-84-0507	有	
		用田グラウンド	周東町用田190-2	13,224	116 × 114	市教育委員会 周東支所	0827-84-7707	無	
		高森小学校グラウンド	周東町下久原1176	6,365	95 × 67	学 校	0827-84-0014	有	
		中山湖畔公園	周東町用田	5,000	100 × 50	岩国土木建築 事務所	0827-29-1540	無	
		中央グラウンド	周東町下久原1152-2	7,455	105 × 71	市教育委員会 周東支所	0827-84-7707	無	
		中田小学校グラウンド	周東町中山2	3,240	60 × 54	学 校	0827-84-1748	無	
		そお小学校グラウンド	周東町祖生5856	2,584	68 × 38	学 校	0827-84-0207	有	
		祖生グラウンド	周東町祖生4529-1	4,400	88 × 50	市教育委員会 周東支所	0827-84-7707	無	
		旧祖生東小学校グラウンド	周東町祖生1480	2,822	83 × 34	学 校	0827-85-0210	有	
		岩国高校広瀬分校第1グラウンド	錦町広瀬87	2,520	60 × 42	学 校	0827-72-2302	無	
		旧広東小学校グラウンド	錦町府谷47-1	2,068	47 × 44	市教育委員会 錦支所	0827-72-2215	有	
		旧深須小学校グラウンド	錦町須川3319	2,160	54 × 40	市教育委員会 錦支所	0827-72-2215	有	
		旧大原小学校グラウンド	錦町大原505	1,596	42 × 38	市教育委員会 錦支所	0827-72-2215	無	
		旧宇佐小学校グラウンド	錦町宇佐1243	2,072	56 × 37	市教育委員会 錦支所	0827-72-2215	有	
高根グラウンド	錦町宇佐郷1180-3	4,200	70 × 60	市錦総合支所 地域振興課	0827-72-2111	無			
旧河山小学校グラウンド	美川町四馬神1310-4	1,755	65 × 27	市美川総合支所 地域振興課	0827-76-0315	無			
秋中グラウンド	美和町秋掛36	3,596	62 × 58	市教育委員会 美和支所	0827-95-0005	無			

市町	消防	名称	所在地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
岩国市	岩国地区	美和西小学校グラウンド	美和町生見739-1	6,860	98 × 70	学 校	0827-95-0111	有	
		長野グラウンド	美和町生見24	6,693	97 × 69	市教育委員会 美和支所	0827-95-0005	無	
		美和東小学校グラウンド	美和町佐坂241	3,024	63 × 48	学 校	0827-95-0100	有	
		坂上高校グラウンド	美和町洪前1275	5,270	85 × 62	学 校	0827-95-0059	無	
		北門ふるさと交流館	美和町釜ヶ原378-3	2,160	48 × 45	市美和総合支所 地域振興課	0827-96-1111	有	
		独立行政法人国立病院機構 岩国医療センター（屋上）	愛宕町1丁目1-1	378	21 × 18	独立行政法人 国立病院機構 岩国医療センター	0827-34-1000	無	
		弥栄湖スポーツ公園テニスコート下駐車場	美和町黒沢10122-4	2,010	30 × 67	株式会社やさか	0827-96-0569	無	
光市 [11]	光地区	光スポーツ公園	光井110	19,840	155 × 128	財団法人光市スポーツ振興会	0833-72-9100	有	
		光地区消防組合消防本部	光井6-16-1	1,089	33 × 33	光地区消防組合 消防本部	0833-74-5600	無	
		光高 校	光井6-10-1	14,720	160 × 92	学 校	0833-72-0340	有	
		浅江小 学 校	浅江2275	10,212	138 × 74	学 校	0833-72-0039	有	
		聖光高 校	光井9-22-1	4,000	80 × 50	学 校	0833-72-1187	無	
		光丘高 校	浅江光ヶ丘1660	27,000	180 × 150	学 校	0833-71-2261	有	
		旧牛島小・中学校	牛島402-1	1,260	30 × 42	市教育委員会 教育総務課	0833-74-3600	無	○
		岩田小 学 校	岩田193-2	10,324	116 × 89	学 校	0820-48-2404	有	
		大和中 学 校	塩田3333-1	10,200	120 × 85	学 校	0820-48-2803	有	
		大和総合運動公園 多目的グラウンド	岩田849	23,716	154 × 154	財団法人光市スポーツ振興会	0820-48-5500	有	
光市立光総合病院	光ヶ丘6-1	1,225	35 × 35	光市立総合病院	0833-72-1000	無			
長門市 [28]	長門市	俵山多目的交流広場 （いきがい広場）	俵山1356	9,100	130 × 70	市教育委員会生涯学習 スポーツ振興課	0837-23-1295	有	
		三隅総合運動公園	三隅中1392	9,315	115 × 81	市教育委員会 三隅公民館	0837-43-0811	無	
		油谷コミュニティーパーク ふれあい広場	油谷新別名833	15,300	170 × 90	市教育委員会 油谷中央公民館	0837-33-0051	無	
		俵山多目的交流広場 （スポーツ広場）	俵山1356	14,200	142 × 100	市教育委員会生涯学習 スポーツ振興課	0837-23-1295	有	
		小河内公園グラウンド	深川湯本2719	14,520	132 × 110	市教育委員会生涯学習 スポーツ振興課	0837-23-1295	無	
		深川中 学 校	東深川2714	16,160	160 × 101	市教育委員会 教育総務課	0837-23-1257	有	
		通小 学 校	通1211	6,000	100 × 60	市教育委員会 教育総務課	0837-23-1257	有	
		通小浦埋立地	通378-10	4,000	100 × 40	市商工水産課	0837-23-1144	無	
		ルネッサながと 多目的広場	仙崎818-1	5,000	100 × 50	ながと文化 振興財団	0837-26-6001	無	
		三隅中 学 校	三隅中1504	14,497	133 × 109	市教育委員会 教育総務課	0837-23-1257	有	
		野波瀬運動広場	三隅下3812-2	5,610	85 × 66	市三隅支所 総合窓口課	0837-43-0221	無	
		日置中 学 校	日置上6115	10,800	120 × 90	市教育委員会 教育総務課	0837-23-1257	有	
		日置総合運動公園 健康広場	日置中701	18,200	140 × 130	日置農村環境 改善センター	0837-37-2340	無	
		大津緑洋高校 日置キャンパス	日置上4010-2	19,500	150 × 130	学 校	0837-37-2511	有	
		へき楽園駐車場	日置上3114	4,575	75 × 61	へき寿会理事長	0837-37-3240	無	
芝崎グラウンド	油谷河原1186-1	9,000	100 × 90	市油谷支所 総合窓口課	0837-32-1111	無			
旧油谷中 学 校	油谷後畑267	8,400	120 × 70	市油谷支所 総合窓口課	0837-32-1111	有			

市町	消防	名称	所在地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
長門市	長門市	向津具中学校	油谷向津具下4102-1	6,300	90 × 70	市教育委員会課 教育総務課	0837-23-1257	有	
		長門市総合公園	仙崎818-1	2,800	70 × 40	市都市建設課	0837-23-1147	無	
		大畑グラウンド	洪水501-1	2,400	60 × 40	市教育委員会生涯学習 スポーツ振興課	0837-23-1295	無	
		黄波戸埋立地	日置上2388-37	1,600	40 × 40	市商工水産課	0837-23-1145	無	
		千畳敷	日置中一山333	12,000	150 × 80	市日置支所 総合窓口課	0837-37-2111	無	
		伊上埋立地	油谷伊上2403-8	3,200	80 × 40	市商工水産課	0837-23-1145	無	
		大浦埋立地	油谷向津具下1791-71	1,600	40 × 40	市商工水産課	0837-23-1145	無	
		俵山中学校	俵山2306	10,320	120 × 86	市教育委員会課 教育総務課	0837-23-1257	有	
		油谷総合運動公園	油谷河原2016	13,104	144 × 91	ラポールゆや	0837-33-0051	無	
		文洋グラウンド	油谷後畑1763	1,295	37 × 35	ラポールゆや	0837-33-0051	無	
		湊漁協積み場	東深川1000-174	2,500	50 × 50	長門市 商工水産課	0837-23-1144	無	
柳井市	柳井地区	南浜工業用地	南浜3丁目670-22	900	30 × 30	市危機管理室	0820-22-2111	無	
		南浜グラウンド	南浜3丁目675-17	20,580	210 × 98	市教育委員会 生涯学習課	0820-22-2111	無	
		柳井中学校	柳井4155	8,624	112 × 77	学 校	0820-22-0405	有	
		柳井小学校	柳井3680-4	5,225	95 × 55	学 校	0820-22-0620	有	
		小田浜グラウンド	伊保庄上浜4853-2	14,400	120 × 120	市教育委員会 生涯学習課	0820-22-2111	有	
		柳井西中学校	余田2111	6,300	90 × 70	学 校	0820-22-1531	有	
		平郡島東野積場	平郡島	7,200	180 × 40	市危機管理室	0820-22-2111	有	○
		大島グラウンド	神代1676	14,400	160 × 90	市教育委員会 生涯学習課	0820-22-2111	有	
		柳井医療センター	伊保庄95	4,550	50 × 91	柳井医療一 センター	0820-27-0211	無	
		平郡島西野積場	平郡4698-15	2,304	64 × 36	市危機管理室	0820-22-2111	無	○
		大島中学校	神代4273	3,712	64 × 58	学 校	0820-45-2202	有	
		清掃センター公園	南浜4丁目675-3	1,225	35 × 35	市市民生活課	0820-22-2270	有	
		大島小学校	大島764-1	3,500	70 × 50	学 校	0820-45-2203	有	
		伊陸地区グラウンド	伊陸2442	6,600	100 × 66	市教育委員会 生涯学習課	0820-22-2111	有	
柳井ウェルネスパーク	新庄1313-1	3,400	85 × 40	市教育委員会 生涯学習課	0820-22-2111	有			
美祢市	美祢市	多目的広場	伊佐町3813	9,000	120 × 75	市温水プール	0837-52-3300	有	
		秋芳北部総合運動公園	秋芳町嘉万2233	5,600	80 × 70	市教育委員会事務 局秋芳事務所	0837-62-1921	有	
		青嶺高校グラウンド	大嶺町東分299-1	14,000	140 × 100	学 校	0837-52-0735	有	
		美祢自動車試験場	西厚保町上長尾	25,000	250 × 100	マツダ株式会社	0837-58-1010	無	
		綾木小学校グラウンド	美東町綾木2125	4,851	77 × 63	学 校	08396-2-0113	有	
		旧美祢高校グラウンド	秋芳町秋吉5236	7,000	100 × 70	学 校	0837-62-0144	無	
		秋芳北中学校グラウンド	秋芳町嘉万2970	9,600	120 × 80	学 校	0837-64-0020	有	
		厚保小学校グラウンド	西厚保町本郷610	2,990	65 × 46	学 校	0837-58-0006	有	
[36]		於福中学校 第2グラウンド	於福町上4319	9,200	80 × 115	学 校	0837-56-0018	有	

市町	消防	名 称	所在地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
美 美 市	美 美 市	赤 郷 運 動 場	美東町赤281-2	4,350	58 × 75	赤 郷 公 民 館	08396-2-0304	無	
		大嶺高校記念多目的広場	大嶺町東分1189-1	12,319	127 × 97	学 校 (青嶺高校)	0837-52-0735	無	
		上野コミュニティーセンター	伊佐町伊佐750	7,896	94 × 84	伊 佐 公 民 館	0837-52-0150	有	
		田代多目的広場	於福町上916	3,618	67 × 54	学 校	0837-56-0241	有	
		麦川小学校グラウンド	大嶺町奥分1960	6,399	81 × 79	学 校	0837-52-0138	有	
		桃木多目的広場	大嶺町奥分2950-1	9,108	138 × 66	学 校	0837-52-0514	有	
		厚保中学校グラウンド	西厚保町本郷189-3	5,920	80 × 74	学 校	0837-58-0007	有	
		川東小学校グラウンド	東厚保町川東2596	2,331	63 × 37	学 校	0837-53-1010	有	
		重安小学校グラウンド	大嶺町北分976	2,842	58 × 49	学 校	0837-52-0133	有	
		伊佐小学校グラウンド	伊佐町伊佐4454	7,020	117 × 60	学 校	0837-52-0028	有	
		豊田前小学校グラウンド	豊田前町麻生下809	13,200	120 × 110	学 校	0837-57-0014	有	
		豊田前中学校グラウンド	豊田前町麻生下262-1	7,910	113 × 70	学 校	0837-52-1112	有	
		伊佐公園グラウンド	伊佐町伊佐4541	11,766	111 × 106	美 祿 ス ポ ー ツ セ ン タ ー	0837-52-3310	有	
		東厚小学校グラウンド	東厚保町山中659-6	2,420	55 × 44	学 校	0837-58-0013	有	
		さくら公園多目的広場	大嶺町東分	990	33 × 30	市 建 設 経 済 部 建 設 課 都 市 計 画 係	0837-52-5221	無	
		真長田運動場	美東町真名529	13,843	127 × 109	真 長 田 公 民 館	08396-5-0001	有	
		淳美小学校グラウンド	美東町真名472-3	1,656	48 × 34.5	学 校	08396-5-0004	有	
		美東中学校グラウンド	美東町大田6258	16,000	160 × 100	学 校	08396-2-0521	有	
		秋吉台リフレッシュパーク 臨時駐車場	美東町赤3075-1(2)、3076、3077-1	4,984	89 × 56	市 総 合 観 光 部 観 光 総 務 課 業 務 2 係	08396-2-0343	無	
		十 文 字 原	美東町真名十文字原地内	2,912	64 × 45.5	市 総 合 政 策 部 企 画 政 策 課	0837-52-1112	無	
岩永公民館グラウンド	秋芳町岩永下郷3204-4	4,088	73 × 56	岩 永 公 民 館	0837-62-0525	有			
秋吉小学校グラウンド	秋芳町秋吉2388	6,600	110 × 60	学 校	0837-62-0012	有			
秋吉台第3駐車場	秋芳町秋吉	13,420	122 × 110	市 総 合 観 光 部 観 光 総 務 課 総 務 係	0837-62-0304	無			
嘉万公民館グラウンド	秋芳町嘉万4608-3	3,900	65 × 60	嘉 万 公 民 館	0837-64-0001	有			
八代グラウンド	秋芳町嘉万856-1	4,680	72 × 65	八代ぬくもりの里	0837-64-0053	有			
下嘉万グラウンド	秋芳町別府	3,876	68 × 57	秋 芳 梨 生 産 協 同 組 合	0837-65-2221	無			
別府小学校グラウンド	秋芳町別府1918	5,340	89 × 60	学 校	0837-64-0047	有			
周 南 市	周 南 市	周南緑地公園 (第4、5グラウンド)	大字徳山周南緑地運動公園	9,657	111 × 87	市 体 育 協 会	0834-22-8211	有	
		中須地区総合運動場	中須南2556-1	5,850	78 × 75	市 中 須 支 所	0834-89-0301	無	
		東ソー(株)グラウンド	小川屋町2	33,800	260 × 130	東 ソ ー ( 株 ) 総 合 サ ー ビ ス	0834-63-9822	無	
		周南市鹿野山村広場	鹿野下字山免610	11,000	110 × 100	鹿野総合体育館	0834-68-3424	無	
		周南緑地公園補助競技場	大字徳山周南緑地運動公園	20,000	200 × 100	市 体 育 協 会	0834-22-8211	有	
		徳山高等学校徳山北分校	須々万本郷439	10,500	105 × 100	学 校	0834-88-1010	有	
		桜田中学校	戸田2960	4,700	100 × 47	学 校	0834-83-2007	有	
		夜市小学校	夜市730	4,588	74 × 62	学 校	0834-62-2711	有	
		須金地区総合運動場	須万2440-1	7,650	90 × 85	市 須 金 支 所	0834-86-2201	無	

[32]

市町	消防	名 称	所 在 地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島	
周南市	周南市	大津島小学校	大津島1964-1	3,136	64 × 49	学 校	0834-85-2004	有	○	
		南陽工業高校	温田1-1-1	20,130	165 × 122	学 校	0834-62-4168	無		
		富田中学校	富田2703-1	7,200	90 × 80	学 校	0834-62-2501	有		
		新南陽高校	土井1-8-1	15,400	110 × 140	学 校	0834-63-5555	無		
		和田小・中学校	埴和田212-1	4,945	115 × 43	学 校	0834-67-2102	有		
		高瀬サンスポーツランド	高瀬692	7,350	105 × 70	スポーツランド事務所	0834-67-2202	無		
		福川中学校	若山1-7-1	10,165	107 × 95	学 校	0834-62-2703	有		
		富田東小学校	桶川町2-1	8,500	100 × 85	学 校	0834-62-2335	有		
		福川南小学校	中畷町6-1	8,000	100 × 80	学 校	0834-63-8230	有		
		鹿野小・中学校	鹿野上3054	9,900	110 × 90	学 校	0834-68-2288	有		
		湯野小学校	大字湯野3843	2,200	55 × 40	市教育委員会	0834-22-8532	有		
		大字徳山小野	大字徳山小野	10,000	100 × 100	市農林課	0834-22-8360	無		
		鼓南地区総合運動場	大字大島本庄浦	5,600	80 × 70	市鼓南支所	0834-84-0310	無		
		周南緑地公園東第2グラウンド	大字徳山周南緑地運動公園	8,100	90 × 90	市文化課 スポーツ課	0834-22-8622	有		
		周南緑地公園東第3グラウンド	大字徳山周南緑地運動公園	5,950	85 × 70	市文化課 スポーツ課	0834-22-8622	有		
		周南市陸上競技場	大字徳山周南緑地運動公園	20,000	200 × 100	市文化課 スポーツ課	0834-22-8622	有		
		旧大津島中学校	大字大津島217-1	3,600	60 × 60	市教育委員会課 教育政策課	0834-22-8532	有	○	
	徳山中央病院（屋上）	孝田町1-1	441	21 × 21	綜合病院社会保険 徳山中央病院	0834-28-4411	無			
	光地区	光地区	周南市鶴いこいの里交流センター	八代826-8	9,800	100 × 98	交流センター （市八代支所）	0833-92-0003	有	
			熊毛中学校	安田1827	16,512	129 × 128	学 校	0833-91-0651	有	
三丘徳修公園			安田547-3	5,950	85 × 70	熊毛総合支所 地域政策課	0833-92-0001	無		
大河内小学校			大河内1115-1	8,281	91 × 91	学 校	0833-92-0097	有		
		熊毛北高校	安田追迫1-2	20,400	150 × 136	学 校	0833-91-0658	有		
山陽小野田市	山陽小野田市	東沖ファクトリーパーク	末広	6,000	200 × 30	共英製鋼(株) 山口事業所	0836-83-6171	無		
		埴生漁港	埴生707-3	324	18 × 18	市総務部総務課 危機管理室	0836-82-1122	無		
		小野田運動広場	中川5-6	12,100	110 × 110	市教育委員会 生涯スポーツ課	0836-81-3100	無		
		高千帆運動公園	東高泊615-1	9,810	90 × 109	市教育委員会 生涯スポーツ課	0836-81-3100	無		
		厚狭球場	大字厚狭829	6,800	85 × 80	市教育委員会 生涯スポーツ課	0836-81-3100	無		
		山陽オート駐車場 （第5駐車場）	角野	14,400	160 × 90	山陽オート 管理事務所	0836-76-1115	無		
		厚狭中学校グラウンド	大字山川829	8,360	110 × 76	市教育委員会 教育総務課	0836-82-1208	無		
		厚陽小学校グラウンド	大字郡3492	4,505	85 × 53	市教育委員会 教育総務課	0836-82-1208	無		
		赤崎運動広場	赤崎2丁目21	9,801	99 × 99	市教育委員会 生涯スポーツ課	0836-81-3100	無		
		山陽小野田市民病院	大字東高泊1863-1	288	18 × 16	市危機管理室	0836-82-1122	無		
		周防大島町	柳井地区	久賀中学校	久賀4823	6,035	85 × 71	学 校	0820-72-0089	無
前島H P	久賀7894			2,100	50 × 42	町総務課	0820-74-1000	無	○	
大島グラウンド	西屋代			9,000	100 × 90	大島公民館	0820-74-3800	有		

市町	消防	名 称	所 在 地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場所指定	離島
周防大島町	柳井地区	大島中学校	西屋代2558	7,200	90 × 80	学 校	0820-74-2074	有	
		沖浦小学校	横見346-1	1,800	45 × 40	学 校	0820-76-0007	有	
		三蒲小学校 (旧蒲野中学校)	東三蒲1106	3,796	73 × 52	学 校	0820-74-2329	有	
		周防大島町 陸上競技場駐車場	西方1958-77	1,920	40 × 48	町教育委員会 社会教育課	0820-78-2205	無	
		東和グラウンド	大西方1575	10,000	100 × 100	町教育委員会 社会教育課	0820-78-2205	有	
		橘ウインドパーク	西安下庄3927-14	13,775	145 × 95	町商工観光課	0820-79-1003	有	
		日良居中学校	土井1326	3,960	90 × 44	町教育委員会 総務課	0820-78-0700	有	
		安下庄中学校	西安下庄562	9,776	104 × 94	学 校	0820-77-0044	有	
		浮島HP	浮島	2,500	50 × 50	町総務課	0820-74-1000	無	○
		山口県大島防災センター	久賀5066-10	7,360	115 × 64	町総務課	0820-74-1000	無	
		服部屋敷横空き地	西方1958-77	1,836	51 × 36	町商工観光課	0820-79-1003	無	
		片添ヶ浜グラウンド	平野1212-7	7,980	105 × 76	町商工観光課	0820-79-1003	有	
		和佐漁港	和佐55-6地先	1,512	56 × 27	町水産課	0820-79-1004	無	
		陸奥記念館駐車場	伊保田1344-2	2,028	78 × 26	町商工観光課	0820-79-1003	無	
		陸奥記念館	伊保田2211-10	2,064	48 × 43	町商工観光課	0820-79-1003	無	
		油宇漁港	由宇553-2地先	9,600	160 × 60	町水産課	0820-79-1004	無	
棕野漁港	棕野1851-27	3,150	70 × 45	町水産課	0820-79-1004	無			
大島商船高等専門学校 グラウンド	大字小松1281	17,776	176 × 101	学 校	0820-74-5451	有			
和木町 [3]	岩国地区	和木中学校	和木2-5-2	8,400	120 × 70	学 校	0827-52-4328	有	
		蜂ヶ峯総合公園 グラウンド	瀬田紺屋昨260-1	15,000	100 × 150	管 理 協 会	0827-52-3751	有	
		蜂ヶ峯防災広場	瀬田4-15	2,450	70 × 35	町企画総務課	0827-52-2136	無	
上関町 [5]	柳井地区	町民グラウンド	室津342-2	14,500	145 × 100	町総務課	0820-62-0311	無	
		上関中学校	長島280-1	5,760	96 × 60	学 校	0820-62-0321	有	
		八島HP	八島	2,500	50 × 50	町総務課	0820-62-0311	無	○
		白井田埋立地	白井田	4,725	105 × 45	町総務課	0820-62-0311	無	
		祝島小・中学校	祝島	1,925	35 × 55	学 校	0820-66-2013	有	○
田布施町 [4]	光地区	田布施町民グラウンド	麻郷1293	7,200	120 × 60	田布施体育協会	0820-52-3832	無	
		田布施中学校	下田布施1050-4	13,200	120 × 110	学 校	0820-52-2138	有	
		田布施農工高等学校	波野195	3,600	60 × 60	学 校	0820-52-2157	有	
		田布施町スポーツセンター 駐車場	大字麻郷1052-2	2,340	60 × 39	田布施体育協会	0820-52-3832	無	

市町	消防	名 称	所 在 地	地積 (㎡)	長さ×幅	連絡先	電話番号	避難場 所指定	離 島
平生町 [5]	柳井地区	平生町スポーツセンター	平生1934	10,000	100 × 100	町 総 務 課	0820-56-7111	無	
		平生中学校	曾根1844	10,125	135 × 75	学 校	0820-56-2053	有	
		平生小学校	大野南83	6,760	104 × 65	学 校	0820-56-2015	有	
		佐賀小学校	佐賀2020	3,220	70 × 46	学 校	0820-58-0024	有	
		ハートランドひらお運動公園	佐賀字下対地1553	7,500	100 × 75	町 総 務 課	0820-56-7111	無	
阿武町 [6]	萩市	阿武中学校	奈古3050-3	12,390	118 × 105	学 校	08388-2-2032	無	
		福賀小学校	福田下1544	6,864	88 × 78	学 校	08388-5-0014	無	
		宇田郷漁港	惣郷621-3	6,760	104 × 65	町 施 設 課	08388-2-3112	無	
		西台ラジコン飛行場	大字宇生賀11357-1	2,800	70 × 40	町 総 務 課	08388-2-3110	無	
		グリーンパークあぶ	大字奈古2896-1	2,352	56 × 42	町 総 務 課	08388-2-3110	無	
		宇田ふれあいグラウンド	大字宇田2251	4,004	91 × 44	町 総 務 課	08388-2-3110	無	

## 2-10 離島におけるヘリコプター離着陸場の予定地

市町名	島名	名称	地積 (㎡)	長さ × 幅	連絡先	電話番号
岩国市	端島	端島小学校	2,750	50 × 55	市教育委員会 教育政策課	0827-29-5200
	柱島	柱島小学校	2,000	50 × 40	学 校	0827-48-2457
	黒島	岩国市漁業施設用地	3,025	55 × 55	市水産振興課	0827-29-5118
周防大島町	浮島	浮島HP	2,500	50 × 50	町総務課	0820-74-1000
	前島	前島HP	2,100	50 × 42	町総務課	0820-74-1000
柳井市	平郡島	平郡島東野積場	7,200	180 × 40	市危機管理室	0820-22-2111
		平郡島西野積場	2,304	64 × 36	市危機管理室	0820-22-2111
上関町	祝島	祝島小・中学校	1,925	35 × 55	学 校	0820-66-2013
	八島	八島HP	2,500	50 × 50	町総務課	0820-62-0311
光市	牛島	旧牛島小・中学校	1,260	30 × 42	市教育委員会 教育総務課	0833-74-3600
周南市	大津島	大津島小学校	3,136	64 × 49	学 校	0834-85-2004
		旧大津島中学校	3,600	60 × 60	市教育委員会 教育政策課	0834-22-8532
防府市	野島	野島HP	1,089	33 × 33	市農林漁港整備課	0835-25-2366
下関市	蓋井島	蓋井島スポーツ広場	1,260	60 × 21	市農林水産振興部 水産課	083-231-9333
		蓋井小学校	2,100	60 × 35	学 校	083-286-6279
	六連島	六連島漁港	3,723	73 × 51	市農林水産振興部 水産課（漁港係）	083-231-1240
	巖流島	巖流島憩いの広場	2,400	60 × 40	市港湾局 施設課	083-231-4173
萩市	見島	見島HP	1,610	35 × 46	航空自衛隊 見島分屯基地	0838-23-2011
		見島ダム多目的広場	1,845	45 × 41	市見島支所	0838-23-3311
		見島小学校	4,050	45 × 90	学 校	0838-23-2009
		見島漁港	2,750	50 × 55	山口県萩水産事務所	0838-25-3377
		見島中学校 グラウンド	1,711	59 × 29	学 校	0838-23-2007
	大島	大島小中学校 グラウンド	3,480	60 × 58	学 校	0838-28-0586
		大島西グラウンド ゴルフ場	888	24 × 37	市大島出張所	0838-28-0584
	相島	相島小学校	5,120	64 × 80	学 校	0838-25-8600
相島多目的広場		1,296	36 × 36	萩 市	0830-25-3131	

## 2-11 第六、第七管区海上保安本部所属船艇の状況

所属基地		船種	船名	総屯数
部	基地			
第六管区海上保安本部	徳山	巡視船	くろかみ	249.00 トン
		巡視艇	なち	126.00
		〃	にじかぜ	24.00
		〃	なちかぜ	24.00
	柳井	〃	くがかぜ	24.00
岩国	〃	ことびき	127.00	
	〃	くにかぜ	26.00	
第七管区海上保安本部	仙崎	巡視船	おおみ	358.00
		巡視艇	さざんか	26.00
	萩	巡視艇	はぎなみ	101.00
	宇部	巡視艇	ときなみ	110.00
		〃	やまぎく	24.00
	下関	〃	ひこかぜ	26.00
		〃	おさかぜ	26.00
	門司	巡視船	くにさき	1,500.00
		〃	きくち	335.00
		巡視艇	ともなみ	110.00
		〃	はやなみ	110.00
		〃	もじかぜ	23.00
		〃	はたかぜ	23.00
〃		きよかぜ	26.00	
〃		はやぎく	26.00	
荏田	〃	さとぎくら	26.00	
	〃	みやぎく	23.00	
若松	〃	さたかぜ	23.00	
	〃	もくれん	26.00	
	〃	わかかぜ	26.00	
	〃	やまぎくら	26.00	

## 2-12 輸送力の状況（離島航路船舶）

市町名	離島名	事業者名	船名（種類）	定員	連絡先
岩国市	端島 柱島 黒島	岩国柱島海運（株）	すいせい（高速船）	70	（事業者） 0827-22-8786 （市地域交通課） 0827-29-5106
周防 大島町	情島 浮島 前島 笠佐島	周防大島町	せと丸（純客船） ひらい丸（〃） くか（〃） かささ（交通船）	25 62 28 12	（町政策企画課） 0820-74-1007
柳井市	平郡島	平郡航路（有）	へぐり （フェリー）	258	（事業者） 0820-22-7944 （市商工観光課）0820-22-2111 （内線361）
田布施町	馬島	熊南 総合事務組合	ましま丸（純客船）	48	（事業者） 0820-57-0530 （町経済課） 0820-52-5805
平生町	佐合島		ひらお丸（純客船）	26	（事業者） 0820-57-0530 （町地域振興課） 0820-56-7120
上関町	祝島	上関航運（有）	いわい （純客船）	75	（事業者） 0820-62-0102
	八島	上関町	かみのせき丸 （純客船）	58	（町産業観光課） 0820-62-0360
光市	牛島	牛島海運（有）	うしま丸（純客船）	61	（事業者、市商工観光課） 0833-72-1519
周南市	大津島	大津島巡航（株）	フェリー新大津島 （フェリー）	200	（事業者） 0834-21-7749 （市都市政策課） 0834-22-8426
			鼓海Ⅱ（純客線）	150	
防府市	野島	（有）野島海運	レインボーあかね （高速船）	95	（事業者） 0835-34-1313 （市地域振興課） 0835-25-2120
			のしま（純客船）	140	
下関市	蓋井島	下関市	蓋井丸（純客船）	80	（市港湾局渡船事務所） 083-261-1010
	六連島		六連丸（純客船）	80	
萩市	見島	萩海運（有）	ゆりや（高速船）	200	（事業者） 0838-25-2040 （市商工振興課） 0838-25-3583
	大島 相島		はぎおおしま （フェリー） つばき2（貨客船）	150 150	
	ひつしま 櫃島	（個人）	漁船	5~10	※個人所有船舶を借上借用

## 2-13 輸送力の状況（指定公共機関）

【令和元年度】

## 1 バス事業者

事業者名	所在地	電話番号	保有車両数
中国ジェイアールバス株式会社 山口支店	山口市惣太夫町3-8	083-922-2519	35台
〃 周防営業所	光市虹ヶ浜1-7-26	0833-71-0302	8台

## 2 トラック事業者

事業者名	所在地	電話番号	保有車両数
佐川急便株式会社 東京本社	東京都江東区新砂2-2-8	03-3699-3340	137台
西濃運輸株式会社 山口支店	山口市大字下小鯖字瀬戸山2458-1	083-927-5551	235台
日本通運株式会社 下関支店	下関市東大和町2-6-2	083-268-1689	163台
福山通運株式会社 山口支店	山口市鑄銭司字鑄銭司団地北447-29	083-989-2410	278台
ヤマト運輸株式会社 山口支店	山口市鑄銭司字鑄銭司団地北447-45	083-986-3838	435台

## 3 鉄道事業者

(旅客)

事業者名	路線名	区間	編成・本数	輸送力	所要時間
西日本旅客鉄道株式会社	山陰本線	益田 ~ 東萩	1両 × 1本	96人	71分
		東萩 ~ 長門市	1両 × 1本	112人	37分
		長門市 ~ 小串	1両 × 1本	96人	73分
		小串 ~ 幡生	2両 × 2本	496人	36~37分
		長門市 ~ 仙崎	1両 × 1本	96人	4分
	岩徳線	大野浦 ~ 岩国	5両 × 1本 3両 × 2本	1,483人	17~19分
		岩国 ~ 櫛ヶ浜	4両 × 2本	980人	63~82分
		櫛ヶ浜 ~ 徳山	4両 × 2本 1両 × 1本	1,076人	4~5分
		徳山 ~ 新山口	4両 × 1本 2両 × 1本	736人	42分
		新山口 ~ 幡生	4両 × 1本 2両 × 1本	736人	61~62分
		幡生 ~ 下関	4両 × 1本 2両 × 3本	1232人	5~7分
		山口線	新山口 ~ 山口	2両 × 3本	744人
	宇部線	山口 ~ 宮野	2両 × 1本	248人	5分
		宮野 ~ 益田	2両 × 1本	248人	114分
		新山口 ~ 宇部新川	1両 × 1本	114人	48分
	小野田線	宇部新川 ~ 居能	1両 × 1本 2両 × 1本	386人	3~4分
		居能 ~ 宇部	2両 × 1本	272人	8分
	美祿線	居能 ~ 小野田	1両 × 1本	114人	25分
		雀田 ~ 長門本山	1両 × 1本	114人	5分
	山陽新幹線	厚狭 ~ 長門市	1両 × 1本	112人	66分
広島 ~ 博多		16両 × 2本 8両 × 2本	4,334人	のぞみ61分 さくら66分 こだま104分	
九州旅客鉄道株式会社	山陽本線	下関 ~ 門司	4両 × 2本	880人	6分

(貨物)

事業者名	関係駅	輸送力	備 考
日本貨物鉄道株式会社	岩国	140個	※輸送力数値は、12ftタイプのJRコンテナの輸送可能個数であり、標準的な12ftタイプコンテナの積載可能重量は5トンである。
	新南陽	200個	
	宇部	90個	
	下関	85個	

## 4 内航海運事業者

事業者名	寄港隻数	船種	船舶名	就航航路	総トン数 (トン)	全長 (m)	型幅 (m)	満載喫水 (m)	積載可能量 (TEU)	航海速度 (ノット)	必要喫水 (m)
井本商運株式会社	9隻	コンテナ船	たかとり	神戸~松山~徳山	499	76.7	13.0	3.76	-	-	-
		コンテナ船	てんま	神戸~三田尻中関	499	80.0	13.2	3.68	146	14.0	4.05
		コンテナ船	ときわ	神戸~三田尻中関	499	77.5	12.5	3.84	118	12.0	4.22
		セミコンテナ船	翔洋丸	神戸~三田尻中関	498	73.5	13.0	3.76	-	-	6.62
		コンテナ船	ポテト丸	神戸~三田尻中関	749	95.5	13.5	3.86	-	-	-
		コンテナ船	みかげ	神戸~三田尻中関	749	95.5	13.5	3.82	194	13.4	4.2
		コンテナ船	神若	神戸~三田尻中関	749	94.5	14.0	3.67	239	14.5	4.04
		コンテナ船	ながら	神戸~三田尻中関	7,432	136.2	21.0	6.00	670	16.0	6.6
		コンテナ船	ひょうご	神戸~三田尻中関	749	94.5	14.0	3.57	249	14.5	3.93

## 5 航空事業者

事業者名	1日便数	就航路線	所在地	電話番号
日本航空 株式会社	4便	山口宇部~羽田	日本航空経営企画本部経営戦略部：品川区東品川2-4-1	03-5460-3160
株式会社 スターフライヤー	3便	山口宇部~羽田	スターフライヤー経営企画本部経営戦略部：北九州市小倉南区空港北町6	093-555-4500
全日本空輸株式会社	3便 5便	山口宇部~羽田 岩国錦帯橋~羽田	ANA山口支店：宇部市中央町11-7-23宇部センタービル2F	0836-34-3211

### 3 救援等に関する資料

## 3-1 救援の程度及び方法の基準

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置  
に関する法律による救援の程度及び方法の基準  
(令和元年9月30日 内閣府告示第90号)

## (救援の程度及び方法)

- 第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第10条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）の規定による救援の程度及び方法の基準は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第75条第1項各号及び令第9条各号に掲げる救援の種類ごとに、次条から第13条までに定めるところによる。
- 2 前条の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣が特別の基準（次項において「特別基準」という。）を定める。
- 3 救援を実施する都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市においては、その長）は、第1項の基準によっては救援の適切な実施が困難な場合には、内閣総理大臣に対し、特別基準の設定について意見を申し出ることができる。

## (収容施設の供与)

第2条 法第75条第1項第一号の収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

## 一 避難所

イ 避難住民（法第52条第3項に規定する避難住民をいう。）又は武力攻撃災害（法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。以下同じ。）により現に被害を受け、若しくは受けるおそれのある者（以下「避難住民等」という。）を収容するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合には、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の設営により実施すること。

ハ 避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費は、1人1日当たり330円（冬季（10月から3月までの期間をいう。以下同じ。）については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。ただし、福祉避難所（高齢者、障害者等（以下「高齢者等」という。）であつて避難所での生活において特別な配慮を必要とするものを収容する避難所をいう。）を設置した場合は、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ニ 収容する期間が長期にわたる場合又は長期にわたるおそれがある場合には、長期避難住宅を設置し、これに収容することができることとし、1戸当たりの規模及び避難住民等の収容のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 1戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費の一切の経費として、571万4,000円以内とすること。

(2) 長期避難住宅の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、並びに光熱水費は、1人1日当たり330円（冬季については、別に定める額を加算した額）の範囲内とすること。

- ホ 長期避難住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できることとし、1施設あたりの規模及びその設置のため支出できる費用は、別に定めるところによること。
- ヘ 老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要する複数のものを収容する施設を長期避難住宅として設置できること。
- ト 長期避難住宅の設置に代えて、賃貸住宅、宿泊施設等の居室の借上げを実施し、これらに収容することができること。
- チ 法第89条第3項の規定により準用される建築基準法（昭和25年法律第201号）第85条第1項本文、第3項及び第4項並びに景観法（平成16年法律第110号）第77条第1項、第3項及び第4項並びに法第131条の規定により準用される特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条及び第7条の規定は、長期避難住宅について適用があるものとする。

## 二 応急仮設住宅

- イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができないものを収容するものであること。
- ロ 1戸当たりの規模は、救援の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、571万4,000円以内とすること。
- ハ 前号からチまでの規定は、応急仮設住宅について準用する。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第3条 法第75条第1項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

### 一 炊き出しその他による食品の給与

- イ 避難所に収容された者、武力攻撃災害により住家に被害を受けて炊事のできない者及び避難の指示（法第54条第2項に規定する避難の指示をいう。以下同じ。）に基づき又は武力攻撃災害により住家に被害を受け避難する必要がある者に対して行うものであること。
- ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。
- ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として1人1日当たり1,160円以内とすること。

### 二 飲料水の供給

- イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。
- ロ 飲料水の供給を実施するため支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第4条 法第75条第1項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 被服、寝具及び身の回り品
- ロ 日用品
- ハ 炊事用具及び食器
- ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により1世帯当たり次に掲げる額の範囲内とすること。この場合においては、季別は、夏季（4月から9月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季とし、生活必需品の給与等を行う日をもって決定すること。

季別	1人世帯の額	2人世帯の額	3人世帯の額
夏季	1万8,800円	2万4,200円	3万5,800円
冬季	3万1,200円	4万400円	5万6,200円

季別	4人世帯の額	5人世帯の額	世帯員数が6人以上1人増すごとに加算する額
夏季	4万2,800円	5万4,200円	7,900円
冬季	6万5,700円	8万2,700円	1万1,400円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（医療の提供及び助産）

第5条 法第75条第1項第四号の医療の提供及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療の提供

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により医療の途を失った者に対して、応急的に処理するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院若しくは診療所又は施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律（昭和22年法律第217号）又は柔道整復師法（昭和45年法律第19号）に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）がその業務を行う場所をいう。以下同じ。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び施術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護

ニ 医療の提供のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術所による場合は協定料金の額以内とすること。

二 助産

イ 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により助産の途を失った者に対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- (1) 分べんの介助
- (2) 分べん前及び分べん後の処置
- (3) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の100分の80以内の額とすること。

(被災者の捜索及び救出)

第6条 法第75条第1項第五号の被災者の捜索及び救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により、現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。
- 二 被災者の捜索及び救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

(埋葬及び火葬)

第7条 法第75条第1項第六号の埋葬及び火葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行うものであること。
- 二 原則として、棺又は棺材の現物をもって、次の範囲内において行うこと。
  - イ 棺（附属品を含む。）
  - ロ 埋葬又は火葬（賃金職員等雇上費を含む。）
  - ハ 骨つぼ及び骨箱
- 三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人21万5,200円以内、小人17万2,000円以内とすること。

(電話その他の通信設備の提供)

第8条 法第75条第1項第七号の電話その他の通信設備の提供は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、通信手段を失った者に対して行うものであること。
- 二 電話、インターネットの利用を可能とする通信端末機器その他必要な通信設備を第2条第一号に規定する避難所に設置し、これらの設備を避難住民等に利用させることにより行うものであること。
- 三 電話その他の通信設備の提供のため支出できる費用は、消耗器材費、器物の使用謝金、借上費又は購入費、必要な通信設備の設置費及び通信費として当該地域における通常の実費とすること。

(武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理)

第9条 法第75条第1項第八号の規定に基づく令第9条第一号の武力攻撃災害を受けた住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

- 一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、武力攻撃災害により住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難と認められる程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。
- 二 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修

理のために支出できる費用は、1世帯当たり59万5,000円以内とすること。

（学用品の給与）

第10条 法第75条第1項第八号の規定に基づく令第9条第二号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示に基づく避難又は武力攻撃災害により、学用品を喪失又は損傷し、就学上支障のある小学校児童（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。）、中学校生徒（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。）及び高等学校等生徒（高等学校（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、中等教育学校の後期課程（定時制の課程及び通信制の課程を含む。）、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。）に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- イ 教科書
- ロ 文房具
- ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額の範囲内とすること。

イ 教科書代

（1）小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法（昭和23年法律第132号）第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

（2）高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

- （1）小学校児童 1人当たり 4,500円
- （2）中学校生徒 1人当たり 4,800円
- （3）高等学校等生徒 1人当たり 5,200円

四 避難の指示が長期にわたって解除されない場合又は武力攻撃災害が長期にわたって継続している場合は、必要に応じ前号に掲げる額の範囲内で再び実施することができること。

（死体の捜索及び処理）

第11条 法第75条第1項第八号の規定に基づく令第9条第三号の死体の捜索及び処理は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の捜索

イ 避難の指示が解除された後又は武力攻撃により新たに被害を受けるおそれがない場合、武力攻撃災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものであること。

ロ 死体の捜索のため支出できる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

二 死体の処理

イ 武力攻撃災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

- （1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- （2）死体の一時保存

（3）検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

（1）死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、1体当たり3,500円以内とすること。

（2）死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は1体当たり5,400円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

（3）救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

（武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第12条 法第75条第1項第八号の規定に基づく令第9条第四号の武力攻撃災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に掲げる救援ごとに、当該各号の定めるところにより行うこととする。

一 避難の指示が解除された後又は武力攻撃災害により新たに被害を受けるおそれなくなった後、居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり13万7,900円以内とすること。

（救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第13条 法第75条第1項各号に掲げる救援を実施するに当たり必要な場合は、救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救援のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 飲料水の供給

ロ 医療の提供及び助産

ハ 被災者の捜索及び救出

ニ 死体の捜索及び処理

ホ 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

## 3-2 災害拠点病院等一覧表

## 基幹災害拠点病院

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	490	防府市大字大崎10077	0835 (22) 4411

## 災害拠点病院

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
国立病院機構 岩国医療センター	530	岩国市愛宕町1-1-1	0827 (34) 1000
岩国市医療センター医師会病院	181	岩国市室の木町3-6-12	0827 (21) 3211
山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	360	柳井市古開作1000-1	0820 (22) 3456
地域医療機能推進機構 徳山中央病院	507	周南市孝田町1-1	0834 (28) 4411
医療法人神徳会 三田尻病院	144	防府市お茶屋町3-27	0835 (22) 1110
綜合病院 山口赤十字病院	427	山口市八幡馬場53-1	083 (923) 0111
労働者健康安全機構 山口労災病院	313	山陽小野田市大字小野田1315-4	0836 (83) 2881
下関市立市民病院	430	下関市向洋町1-13-1	083 (231) 4111
国立病院機構 関門医療センター	400	下関市長府外浦町1-1	083 (241) 1199
山口県済生会下関総合病院	373	下関市安岡町8-5-1	083 (262) 2300
山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	204	長門市東深川85	0837 (22) 2220
医療法人医誠会 都志見病院	175	萩市大字江向413-1	0838 (22) 2811

## 県が指定した災害拠点病院及び基幹災害拠点病院の基本的な役割

- ① 災害時には24時間救急対応体制を敷き、重篤救急患者（多発外傷、挫滅症候群等）の受け入れ及び広域搬送の拠点として機能する。
- ② 医療救護班の派遣体制を整備しておき、災害発生時には直ちに出勤し、初期の医療救護に迅速に対応する。
- ③ 地域の医療機関へ応急用資機材を貸出す。
- ④ 災害時における迅速・的確な医療救護活動を実施するため、防災機能の充実・整備を図る。
- ⑤ 基幹災害拠点病院は上記に加え、災害時医療救護活動に必要な研修・訓練を行う。

## 高度救命救急センター

医療機関名	一般病床数	所在地	電話番号
国立大学法人 山口大学医学部附属病院	713	宇部市南小串1-1-1	0836 (22) 2111

## 高度救命救急センターの役割

被災地及び（基幹）災害拠点病院から搬送される重篤救急患者や高度・専門医療を要する傷病者を24時間体制で受け入れる。

## 3-3 災害派遣医療チーム（DMAT）指定病院一覧表

医療機関名	保有DMAT数	所在地	電話番号
国立病院機構 岩国医療センター	1	岩国市愛宕町1-1-1	0827 (34) 1000
岩国市医療センター医師会病院	1	岩国市室の木町3-6-12	0827 (21) 3211
山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	1	柳井市古開作1000-1	0820 (22) 3456
光市立光総合病院	1	光市光ヶ丘6-1	0833 (72) 1000
地域医療機能推進機構 徳山中央病院	4	周南市孝田町1-1	0834 (28) 4411
医療法人神徳会 三田尻病院	2	防府市お茶屋町3-27	0835 (22) 1110
綜合病 山口赤十字病院	2	山口市八幡馬場53-1	083 (923) 0111
山口県済生会山口総合病院	1	山口市緑町2-11	083 (901) 6111
山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	2	防府市大字大崎10077	0835 (22) 4411
医療法人社団 宇部興産中央病院	1	宇部市大字西岐波750	0836 (51) 9221
国立大学法人 山口大学医学部附属病院	3	宇部市南小串1-1-1	0836 (22) 2111
労働者健康安全機構 山口労災病院	1	山陽小野田市大字小野田1315-4	0836 (83) 2881
山陽小野田市民病院	2	山陽小野田市大字東高泊1863-1	0836 (83) 2355
下関市立市民病院	1	下関市向洋町1-13-1	083 (231) 4111
国立病院機構 関門医療センター	2	下関市長府外浦町1-1	083 (241) 1199
山口県済生会下関総合病院	1	下関市安岡町8-5-1	083 (262) 2300
山口県厚農業協同組合連合会 長門総合病院	1	長門市東深川85	0837 (22) 2220
医療法人医誠会 都志見病院	1	萩市大字江向413-1	0838 (22) 2811

DMAT（Disaster Medical Assistance Teamの略）とは、大地震及び航空機・列車事故といった災害の急性期（概ね48時間以内）に被災地に迅速に駆けつけ、救急医療を行うための専門的な訓練を受けた医療チームである。

## (1) 活動内容

## ①現場活動

災害急性期の被災地において、市町、消防機関及び警察等公共機関と連携した情報収集伝達、トリアージ、救急医療等を行う。

## ②病院支援

被災地内の災害拠点病院等の指揮下に入り、病院でのトリアージ、診療の支援等を行う。

## ③患者搬送

患者搬送時のトリアージ及び搬送中の医療活動を行う。

(2) 出動基準

- ①県内において、災害等により20名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込まれる場合。
- ②県内における災害等の被災者の救出に時間を要する等、山口県DMA Tが出動し対応することが効果的であると認められる場合。
- ③国又は他都道府県から山口県DMA Tの出動要請があった場合。

## 3-4 救急病院及び救急診療所

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
岩国	国立病院機構 岩国医療センター	岩国市愛宕町1-1-1	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	530	30
	岩国市医療センター 医師会病院	岩国市室の木町3-6-12	公益法人	外・内・整・小・その他	181	15
	岩国市立錦中央病院	岩国市錦町広瀬1072-1	市	外・内・整・その他	53	10
	岩国市立美和病院	岩国市美和町渋前1776	市	外・内・整・小	60	5
	医療法人岩国病院	岩国市岩国3-2-7	医療法人	内・整・小・産・その他	60	2
柳井	山口県厚生農業協同組合連合会 周東総合病院	柳井市古開作1000-1	厚生連	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	360	27
	周防大島町立大島病院	周防大島町大字小松1415-1	町	外・内・整・脳外・産	99	8
	周防大島町立橘病院	周防大島町大字西安下庄3920-17	町	内・その他	36	2
	周防大島町立東和病院	周防大島町大字西方571-1	町	外・内・整・その他	114	2
周南	光市立大和総合病院	光市大字岩田974	市	外・内・整・小・産・そ の他	243	4
	光市立光総合病院	光市虹ヶ浜2-10-1	市	外・内・整・小・その他	210	10
	医療法人陽光会 光中央病院	光市島田2-22-16	医療法人	外・内・整・その他	98	1
	地域医療機能推進機構 徳山中央病院	周南市孝田町1-1	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	519	30
	オープンシステム 徳山医師会病院	周南市東山町6-28	公益法人	外・内・整・脳外・そ の他	330	8
	周南市立新南陽市民病院	周南市宮の前2-3-15	市	外・内・整・脳外・そ の他	150	5
	医療法人緑山会 鹿野博愛病院	周南市大字鹿野下1161-1	医療法人	外・内・小・その他	74	8
	医療法人同友会 徳山病院	周南市新宿通1-16	医療法人	内・その他	78	2
	社会医療法人同仁会 周南記念病院	下松市生野屋南1-10-1	医療法人	外・内・整・脳外・小・ その他	250	6
	医療法人緑山会 下松中央病院	下松市古川町3-1-1	医療法人	外・内	99	3

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
防府・山口	山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	防府市大字大崎10077	地方独立 行政法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	504	30
	医療法人神徳会 三田尻病院	防府市お茶屋町3-27	医療法人	外・内・整・脳外・小・ その他	144	3
	医療法人社団松友会 松本外科病院	防府市天神2-1-44	医療法人	外・内・整・その他	80	8
	医療法人康淳会 緑町三祐病院	防府市緑町1-5-29	医療法人	外・内・整・脳外	86	2
	医療法人米沢記念 桑陽病院	防府市車塚町3-20	医療法人	内・整・その他	108	14
	一般財団法人防府消化器病 センター防府胃腸病院	防府市駅南町14-33	公益法人	外・内・その他	120	9
	医療法人博愛会 山口博愛病院	防府市お茶屋町2-12	医療法人	外・内・その他	98	1
	山口県済生会山口総合病院	山口市緑町2-11	済生会	外・内・整・脳外・その 他	310	5
	総合病院山口赤十字病院	山口市八幡馬場53-1	日赤	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	427	8
	山口県厚生農業協同組合連合会 小郡第一総合病院	山口市小郡下郷862-3	厚生連	外・内・整・脳外・小・ その他	182	17
	医療法人社団曙会 佐々木外科病院	山口市泉都町9-13	医療法人	外・内・整・その他	54	7
	医療法人社団水生会 柴田病院	山口市大内矢田北5-11-21	医療法人	外・内・その他	60	4
	医療法人林病院	山口市小郡下郷751-4	医療法人	外・内・整・その他	50	1
	医療法人協愛会 阿知須共立病院	山口市阿知須4841-1	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	135	6
	医療法人社団向陽会 阿知須同仁病院	山口市阿知須4241-4	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	78	2
美祢市立美東病院	美祢市美東町大田3800	市	外・内・その他	100	4	
宇部・小野田	国立大学法人 山口大学医学部附属病院	宇部市南小串1-1-1	国立大学 法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	756	20
	国立病院機構 山口宇部医療センター	宇部市東岐波685	独立行政 法人	外・内・その他	365	4
	社会医療法人 尾中病院	宇部市常盤町2-4-5	医療法人	外・内・整・その他	180	4
	医療法人博愛会 宇部記念病院	宇部市上町1-4-11	医療法人	外・内・整・その他	190	1
	医療法人社団 宇部興産中央病院	宇部市大字西岐波750	医療法人	外・内・整・脳外・小・ その他	396	4
	医療法人聖比留会 セントヒル病院	宇部市今村北3-7-18	医療法人	外・内・整・脳外・その 他	184	2
	医療生活協同組合健文会 宇部協立病院	宇部市五十目山町16-23	医療生活 協同組合	外・内・整	159	3

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
宇部・小野田	医療法人和同会 宇部西リハビリテーション病院	宇部市大字沖ノ旦797	医療法人	内・脳外・その他	250	5
	医療法人聖比留会 厚南セントヒル病院	宇部市大字妻崎開作108	医療法人	内・脳外・その他	80	4
	労働者健康安全機構 山口労災病院	山陽小野田市小野田1315-4	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	313	6
	山陽小野田市立 山陽小野田市民病院	山陽小野田市東高泊1863-1	市	外・内・整・産・その他	215	4
	小野田赤十字病院	山陽小野田市小野田3700	日赤	外・内・その他	132	2
	美祢市立病院	美祢市大嶺町東分1313-1	市	外・内・脳外・その他	138	4
	医療法人E M S 植田救急クリニック	美祢市大嶺町東分1210-1	医療法人	外・内・整・脳外・その他	10	10
下関	国立病院機構 関門医療センター	下関市長府外浦町1-1	独立行政 法人	外・内・整・脳外・小・ その他	400	30
	下関市立市民病院	下関市向洋町1-13-1	地方独立 行政法人	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	436	14
	山口県済生会下関総合病院	下関市安岡町8-5-1	済生会	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	373	7
	地域医療機能推進機構 下関医療センター	下関市上新地町3-3-8	独立行政 法人	外・内・整・脳外・その他	315	25
	山口県済生会豊浦病院	下関市豊浦町大字小串7-3	済生会	外・内・整・脳外・小・ 産・その他	275	5
	下関市立豊田中央病院	下関市豊田町大字矢田365-1	市	外・内・小・その他	71	4
	医療法人星の里会 岡病	下関市小月本町2-15-20	医療法人	外・内・その他	92	4
	医療法人愛の会 光風園病	下関市長府才川2-21-2	医療法人	内・その他	285	2
	医療法人長府病院	下関市長府中之町2-4	医療法人	外・内・整・その他	60	2
	医療法人社団松涛会 安岡病	下関市横野町3-16-35	医療法人	内・整・その他	278	3
佐島医院	下関市田中町14-18	個人	外・整・脳外	17	2	
長門	山口県厚生農業協同組合連合会 長門総合病院	長門市東深川85	厚生連	外・内・整・小・産・そ の他	305	12
	医療法人生山会 斎木病	長門市東深川西新開134	医療法人	外・内・整・脳外	90	6
	医療法人社団成蹊会 岡田病	長門市東深川888	医療法人	外・内・整・脳外・その他	148	5

保健医療圏	病院名又は診療所名	所在地	経営主体	診療科目（救急関係）	総病床数	救急専用病床又は優先病床
萩	医療法人医誠会都志見病院	萩市江向413-1	医療法人	外・内・整・脳外・産・その他	234	6
	玉木病院	萩市瓦町1	個人	外・内・整・脳外・小・その他	151	10
	萩市民病院	萩市大字椿3460-3	市	外・内・整・小・その他	100	5
	萩むらた病院	萩市大字今古萩町30-1	個人	外・内・整・その他	76	4

3-5 健康福祉センター（環境保健所）の管轄区域及び国・  
公立医療機関の状況

健康福祉センター（環境保健所）名	管轄区域	市町立病院	国 県 立 病 院	その他 病院数
下 関 市	下関市	下関市立市民病院 下関市立豊田中央病院	国立病院機構 関門医療センター 地域医療機能推進機構 下関医療センター	22
岩 国	岩国市、和木町	岩国市立錦中央病院 岩国市立美和病院	国立病院機構 岩国医療センター	14
柳 井	柳井市、 周防大島町、 上関町、田布施町、 平生町	周防大島町立橘病院 周防大島町立東和病院 周防大島町立大島病院	国立病院機構 柳井医療センター	5
周 南	下松市、光市、 周南市	光市立光総合病院 光市立大和総合病院 周南市立新南陽市民病院	地域医療機能推進機構 徳山中央病院	20
山 口	山口市、防府市		山口県立病院機構 山口県立総合医療センター	26
宇 部	宇部市、 山陽小野田市、 美祢市	山陽小野田市立 山陽小野田市民病院 美祢市立病院 美祢市立美東病院	国立病院機構 山口宇部医療センター 山口大学医学部附属病院 山口県立病院機構 山口県立こころの医療センター 労働者健康福祉機構 山口労災病院	22
長 門	長門市			6
萩	萩市、阿武町	萩市立萩市民病院		6

## 3-6 医薬品、防疫薬剤主要調達先

（令和元年10月1日現在）

保健所名	店舗の名称	電話番号	所在地
岩 国	(株)アステム 岩国支店	0827(41)3066	岩国市関戸一丁目101-5
	(株)エバルス 岩国支店	0827(38)2111	岩国市通津2832番地の1
	(株)サンキ 岩国支店	0827(39)1233	岩国市青木町三丁目34番16号
	(株)セイエル 岩国営業所	0827(63)6800	岩国市由宇町南沖2-2-15
	ティーエスアルフレッサ(株)岩国支店	0827(32)2100	岩国市平田二丁目1番5号
周 南	(株)アステム 徳山支店	0833(41)4000	下松市清瀬町三丁目16-5
	(株)石丸一正商店	0834(28)5656	周南市孝田町10番3号
	(株)エバルス 周南支店	0834(26)1009	周南市大字久米2941-1
	(株)サンキ 周南支店	0834(21)5090	周南市五月町7番10号
	(株)セイエル 周南営業所	0833(33)8686	周南市松保町4番23号
	ティーエスアルフレッサ(株)周南支店	0834(34)0100	周南市鼓海一丁目324番20
山 口	(株)アステム 山口支店	083(973)1234	山口市小郡上郷5429番地
	(株)エバルス 山口FLC	083(989)5550	山口市大字江崎2919-1
	(株)サンキ 山口支店	083(974)4100	山口市小郡上郷字仁保津5224番地
	(株)セイエル 山口営業部	083(921)2300	山口市小郡上郷字流通センター西901-7
	ティーエスアルフレッサ(株)山口機器試薬支店	083(988)1011	山口市大字江崎字徳神二2213-6
	ティーエスアルフレッサ(株)山口支店	083(927)4700	山口市大内長野608番地1
	マルイ薬品(株)	083(972)3121	山口市小郡上郷字仁保津5245番地
	山口県薬業(株)	083(922)1990	山口市朝田1050番地の1
宇 部	(株)アステム 宇部支店	0836(31)5211	宇部市西平原3丁目3番22号
	(株)セイエル 宇部営業所	0836(39)7511	宇部市西梶返一丁目11番2号
	ティーエスアルフレッサ(株)宇部物流センター	0836(41)6313	宇部市大字妻崎開作950番地の1
長 門	ティーエスアルフレッサ(株)長門支店	0837(22)3327	長門市仙崎336-4
萩	(株)アステム 萩営業所	0838(22)2341	萩市大字椿2760番地7
	(株)エバルス 萩支店	0838(25)0566	萩市大字椿2745番地の1
下 関	(株)アステム 下関支店	083(253)0001	下関市幡生宮の下町5番31号
	(株)エバルス 下関支店	083(256)2666	下関市大字石原147-1
	(株)サンキ 下関支店	083(256)5551	下関市大字石原88
	(株)セイエル 下関営業所	083(231)3322	下関市卸新町13番の1
	ティーエスアルフレッサ(株)下関支店	083(256)5023	下関市大字石原84-4
	山口県薬業(株) 下関支店	083(250)9520	下関市大坪本町44番1号

### 3-7 安否情報省令及び関係様式

武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令（平成27年9月16日号外総務省令第76号改正）

（安否情報の収集方法）

第1条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「法」という。）第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）の規定による安否情報の収集は、避難住民又は武力攻撃災害により負傷した住民については様式第1号を、武力攻撃災害により死亡した住民については様式第2号を用いて行うものとする。ただし、やむを得ない場合は、地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

（安否情報の報告方法）

第2条 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律施行令（平成16年政令第275号。以下「令」という。）第25条第2項（令第52条において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、法第94条第1項及び第2項（法第183条において準用する場合を含む。）に規定する安否情報を様式第3号により記載した書面（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録を含む。以下同じ。）の送付とする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の照会方法）

第3条 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による安否情報の照会は、令第26条第1項（令第52条において準用する場合を含む。）に規定する事項を様式第4号により記載した書面を総務大臣又は地方公共団体の長に提出することにより行うものとする。ただし、安否情報の照会を緊急に行う必要がある場合、安否情報について照会をしようとする者が遠隔の地に居住している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

2 法第95条第1項（法第183条において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定により安否情報の照会をする者は、前項により提出した書面に記載されている氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険証、外国人登録証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するに足りるものを提示し、又は提出しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、当該書類を提示し、若しくは提出することができない場合又は前項ただし書きの場合にあつては、当該安否情報を照会する者が本人であることを確認するために総務大臣又は地方公共団体の長が適当と認める方法によることができる。

3 前項ただし書の場合において、総務大臣及び地方公共団体の長が安否情報を照会する者が本人であることを確認するために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対し、必要な

資料の提出を求めることができる。

（安否情報の回答方法）

第4条 法第95条第1項の規定による安否情報の回答は、安否情報の照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別その他必要な事項を様式第5号により記載した書面を交付することにより行うものとする。ただし、事態が急迫している場合その他この方法によることができない場合には、口頭、電話その他の方法によることができる。

（安否情報の提供）

第5条 総務大臣は、全ての都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長が法第95条第1項の規定に基づく安否情報の回答を行うことができるようにするため、法第94条第2項の規定により報告を受けた安否情報のうち当該回答に必要な情報を、都道府県知事及び市町村の長に対し、書面により提供することとする。

附 則 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成17年4月1日から施行する。

第2条 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成15年総務省令第48号）の一部を次のように改正する。

【次のよう略】

附 則 （平成18年3月31日総務省令第50号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、平成18年4月1日から施行する。ただし、本則に1条を加える改正規定及び附則第2条の別表の改正規定のうち第5条に係る部分については、平成19年4月1日から施行する。

附 則 （平成27年9月16日総務省令第76号） 抄

（施行期日）

第1条 この省令は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下この条及び次条第1項において「番号利用法」という。）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日（平成28年1月1日）から施行する。

（経過措置）

第2条

2 次に掲げる省令の規定の適用については、住民基本台帳カード（第5条の規定による改正前の住民基本台帳法施行規則別記様式第2の様式によるものに限る。）は、番号利用法整備法第20条第1項の規定によりなお従前の例によることとされた旧住民基本台帳法第30条の4第9項の規定によりその効力を失う時までの間は、個人番号カードとみなす。

一及び二 略

三 第11条の規定による改正後の武力攻撃事態等における安否情報の収集及び報告の方法並びに安否情報の照会及び回答の手続その他の必要な事項を定める省令第3条第2項

## 様式第1号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（避難住民・負傷住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏 名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住 所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国 籍	日 本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 負傷（疾病）の該当	負傷 非該当
⑨ 負傷又は疾病の状況	
⑩ 現在の居所	
⑪ 連絡先その他必要情報	
⑫ 親族・同居者からの照会があれば、①～⑪を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は、○で囲んで下さい。	回答を希望しない
⑬ 知人からの照会があれば①⑦⑧を回答する予定ですが、回答を希望しない場合は○を囲んで下さい。	回答を希望しない
⑭ ①～⑪を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答又は公表することについて、同意するかどうか○で囲んで下さい。	同意する 同意しない
※ 備 考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、個人情報の保護に十分留意しつつ、上記⑫～⑭の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

## 様式第2号（第1条関係）

## 安否情報収集様式（死亡住民）

記入日時（ 年 月 日 時 分）

① 氏名	
② フリガナ	
③ 出生の年月日	年 月 日
④ 男女の別	男 女
⑤ 住所（郵便番号を含む。）	
⑥ 国籍	日本 その他（ ）
⑦ その他個人を識別するための情報	
⑧ 死亡の日時、場所及び状況	
⑨ 遺体が安置されている場所	
⑩ 連絡先その他必要情報	
⑪ ①～⑩を親族・同居者・知人以外の者からの照会に対する回答することへの同意	同意する 同意しない
※ 備考	

（注1）本収集は、国民保護法第94条第1項の規定に基づき実施するものであり、親族・知人については、個人情報の保護に十分留意しつつ、原則として親族・同居者・知人からの照会があれば回答するとともに、上記⑪の意向に沿って同法第95条第1項の規定に基づく安否情報の照会に対する回答に利用します。また、国民保護法上の救援（物資、医療の提供等）や避難残留者の確認事務のため、行政内部で利用することがあります。さらに、記入情報の収集、パソコンの入力、回答等の際に企業や個人に業務委託する場合があります。

（注2）親族・同居者・知人であるかの確認は、申請書面により形式的審査を行います。また、知人とは、友人、職場関係者、近所の者及びこれらに類する者を指します。

（注3）「③出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。

（注4）回答情報の限定を希望する場合は備考欄にご記入願います。

⑪の同意回答者名		連絡先	
同意回答者住所		続柄	

（注5）⑪の回答者は、配偶者又は直近の直系親族を原則とします。



## 様式第4号（第3条関係）

## 安 否 情 報 照 会 書

総務大臣 (都道府県知事) 殿 (市町村長)		年 月 日
申 請 者 住所(居所) _____ 氏 名 _____		
下記の者について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第95条第1項の規定に基づき、安否情報を照会します。		
照会をする理由 (○を付けて下さい。③の場合、理由を記入願います。)	① 被照会者の親族又は同居者であるため。 ② 被照会者の知人(友人、職場関係者及び近隣住民)であるため。 ③ その他 ( )	
備 考		
被照会者を特定するために必要な事項	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本                      その他 ( )
その他個人を識別するための情報		
※ 申請者の確認		
※ 備 考		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とします。
- 2 法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記入願います。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入願います。
- 4 ※印の欄には記入しないで下さい。

## 様式第5号（第4条関係）

## 安 否 情 報 回 答 書

年 月 日		
殿		
総務大臣 (都道府県知事) (市町村長)		
年 月 日付けで照会があった安否情報について、下記のとおり回答します。		
避難住民に該当するか否かの別		
武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別		
被 照 会 者	氏 名	
	フリガナ	
	出生の年月日	
	男 女 の 別	
	住 所	
	国 籍 (日本国籍を有しない者に限る。)	日 本                      その他 (                      )
	その他個人を識別するための情報	
	現在の居所	
	負傷又は疾病の状況	
	連絡先その他必要情報	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 「避難住民に該当するか否かの別」欄には「該当」又は「非該当」と記入し、「武力攻撃災害により死亡し又は負傷した住民に該当するか否かの別」欄には「死亡」、「負傷」又は「非該当」と記入すること。
- 3 「出生の年月日」欄は元号表記により記入すること。
- 4 武力攻撃災害により死亡した住民にあっては、「負傷又は疾病の状況」欄に「死亡」と記入した上で、加えて「死亡の日時、場所及び状況」を記入し、「居所」欄に「遺体が安置されている場所」を記入すること。
- 5 安否情報の収集時刻を「連絡先その他必要情報」に記入すること。

### 3－8 防府市の特殊標章及び身分証明書に関する交付要綱

#### 目次

- 第1章 総則
- 第2章 特殊標章の交付等
- 第3章 身分証明書の交付等
- 第4章 保管及び返納
- 第5章 濫用の禁止等
- 第6章 雑則

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この要綱は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）及び「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」（平成17年8月2日閣副安危第321号内閣官房副長官補（安全保障・危機管理担当）付内閣参事官（事態法制企画担当）通知）に基づき、防府市の武力攻撃事態等における特殊標章等（国民保護法第158条第1項の特殊標章及び身分証明書をいう。以下同じ）の交付又は使用の許可（以下「交付等」という。）に関する基準、手続等必要な事項を定めることを目的とする。

##### （定義及び様式）

第2条 この要綱において「特殊標章」とは、別紙に定めるところにより、腕章、帽章、旗及び車両章とする。

2 この要綱において「身分証明書」の様式は、別図のとおりとする。

##### （交付等の対象者）

第3条 市長は、武力攻撃事態等において国民保護法第16条の規定に基づき、市長が実施する国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）に係る職務等を行う者として、次に定める区分の者に対し、特殊標章等の交付等を行うものとする。

- (1) 市の職員で国民保護措置に係る職務を行うもの
- (2) 市長の委託により国民保護措置に係る業務を行う者

(3) 市長が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力をする者

(交付等の手続)

第4条 市長は、前条第1号に掲げる者を、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録するとともに、当該対象者に対し、特殊標章等を作成して交付する。

2 市長は、前条第2号及び第3号に掲げる者を、原則として当該対象者からの特殊標章等に係る交付申請書（別記様式1）による申請に基づき、その内容を適正と認めるときは、特殊標章等の交付をした者に関する台帳（別記様式2）に登録するとともに、当該対象者に対し特殊標章等を作成して交付する。

## 第2章 特殊標章の交付等

(腕章及び帽章の交付等)

第5条 市長は、第3条第1号に掲げる者のうち、武力攻撃事態等において行うこととされる国民保護措置に係る職務の内容等を勘案し、市長が必要と認めるものに対し、平時において、第2条第1項に規定する腕章及び帽章（以下「腕章等」という）を交付するものとする。

2 市長は、第3条第1号に掲げる者（前項に掲げる者を除く）並びに第3条第2号及び第3号に掲げる者に対し、武力攻撃事態等において、腕章等を交付するものとする。

(旗及び車両章の交付等)

第6条 市長は、前条の規定に基づき、腕章等を交付等する場合において、必要に応じ、国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用される場所若しくは車両、船舶、航空機等（以下「場所等」という）を識別させるため、場所等ごとに第2条第1項に規定する旗又は車両章（以下「旗等」という）をあわせて交付等するものとする。

(訓練における使用)

第7条 市長は、平時において、国民保護措置についての訓練を実施する場合に、第3条第1号から第3号までに掲げる者に対し、腕章等を貸与すること

ができるものとする。

- 2 市長は、前項の規定に基づき、腕章等を貸与する場合、必要に応じ、場所等ごとに旗等をあわせて貸与することができるものとする。

（特殊標章の特例交付）

第8条 市長は、人命救助等のために特に緊急を要し、対象者からの申請を待ついとまがないと認めるときは、当該申請を待たずに特殊標章のみを交付することができるものとする。

- 2 前項の場合において、市長は必要と認めるときに、特殊標章を交付した者に対して返納を求めるものとする。

（特殊標章の再交付）

第9条 市長から特殊標章の交付を受けた者は、特殊標章を紛失したとき、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、特殊標章再交付申請書（別記様式3）により速やかに市長に申請し、特殊標章の再交付を受けるものとする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く）は、汚損又は破損した特殊標章を返納しなければならない。

### 第3章 身分証明書の交付等

（身分証明書の交付等）

第10条 市長は、第5条第1項の規定により、腕章等を交付した者に対し、第2条第2項に規定する身分証明書（以下「身分証明書」という。）を交付するものとする。

- 2 市長は、第5条第2項の規定により、腕章等を交付等した者に対し、身分証明書を交付等するものとする。

（身分証明書の携帯）

第11条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、特殊標章を使用する必要があるときは、身分証明書を携帯するものとする。

（身分証明書の再交付）

第12条 市長から身分証明書の交付を受けた者は、身分証明書を紛失し、又は使用に堪えない程度に汚損若しくは破損した場合には、身分証明書再交付申

請書（別記様式4）により速やかに市長に申請し、身分証明書の再交付を受けるものとする。身分証明書の記載事項に異動があった場合も、同様とする。

- 2 前項の規定により、再交付を受ける場合（紛失した場合を除く）は、交付を受けた身分証明書を返納しなければならない。

（有効期間及び更新）

第13条 第10条第1項の規定により市長が交付する身分証明書の有効期間は、交付された者がその身分を失ったときまでとする。

- 2 第10条第2項の規定により市長が武力攻撃事態等において交付する身分証明書の有効期間は武力攻撃事態等の状況及び国民保護措置の内容に鑑み市長が必要と認める期間とする。

- 3 身分証明書の更新手続は、第4条の規定に準じて行うものとする。

#### 第4章 保管及び返納

（保管）

第14条 市長は、申請書及び特殊標章等に番号を付し、厳重に保管するものとする。

- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を厳重に保管するものとする。

（返納）

第15条 市長から特殊標章等の交付を受けた者は、身分を失ったときその他の事由があったときは、特殊標章等を返納しなければならない。

#### 第5章 濫用の禁止等

（濫用の禁止）

第16条 特殊標章等の交付等を受けた者は、特殊標章等を他人に譲り渡し、又は貸与してはならない。

- 2 特殊標章等の交付等を受けた者は、国民保護措置に係る職務、業務又は協力を行っている場合及び訓練又は啓発のために用いる場合を除き、特殊標章等を使用してはならない。

3 特殊標章等により識別させることができる場所等については、当該場所等が専ら国民保護措置に係る職務、業務又は協力のために使用されていなければならぬ。

（周知）

第17条 市長は、特殊標章等を交付等する者に対し、当該交付等する際その他必要な機会を捉え、特殊標章等の意義、その使用及び管理等について説明を行い、あらかじめ周知を図るものとする。

## 第6章 雑則

（雑則）

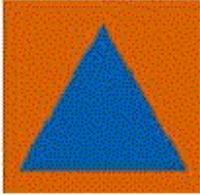
第18条 この要綱に定めるもののほか、特殊標章等の様式等については、「赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドライン」に定めるところによる。

第19条 防府市における特殊標章等の交付等及び管理に関する事務は、総務課が行うものとする。

附 則

この要綱は、平成19年12月27日から施行する。

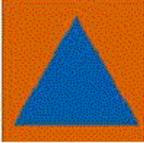
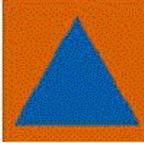
## 別紙（第2条関係）

区 分	表 示		制 式
	位 置	形 状	
腕 章	左腕に表示		<p>①オレンジ色地に青色の正三角形とする。</p> <p>②三角形の一の角が垂直に上を向いている。</p> <p>③三角形のいずれの角もオレンジ色地の縁に接していない。</p> <p>※一連の登録番号を表面右下すみに付する。（例：防府市1）</p>
帽 章	帽子（ヘルメットを含む。）の前部中央に表示		
旗	施設の平面に展張又は掲揚又は表示、船舶に掲揚又は表示		
車両等	車両の両側面及び後面に表示		
	航空機の両側面に表示		

別図（第2条関係）

表面

裏面

	<p>（この証明書を 交付等する許可 権者の名を記載 するための余白）</p>	
<p>身 分 証 明 書 IDENTITY CARD</p> <p>国民保護措置に係る職務等を行う者用 for civil defence personnel</p>		
氏名 / Name .....		
生年月日 / Date of birth .....		
<p>この証明書の所持者は、次の資格において、1949年8月12日のジュネーブ諸条約及び1949年8月12日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書（議定書I）によって保護される。 The holder of this card is protected by the Geneva Conventions of 12 August 1949 and by the Protocol Additional to the Geneva Conventions of 12 August 1949, and relating to the Protection of Victims of International Armed Conflicts (Protocol I) in his capacity as</p>		
.....		
交付等の年月日 / Date of issue ..... 証明書番号 / No. of card .....		
許可権者の署名 / Signature of issuing authority		
有効期間の満了日 / Date of expiry .....		

身長 / Height .....	眼の色 / Eyes .....	頭髪の色 / Hair .....
その他の特徴又は情報 / Other distinguishing marks or information:		
血液型 / Blood type .....		
.....		
<p>所持者の写真 PHOTO OF HOLDER</p>		
印章 / Stamp	所持者の署名 / Signature of holder	

別記様式1（第4条関係）

特殊標章等に係る

交 付  
使用許可

申請書

平成 年 月 日

（あて先）防府市長

私は、国民保護法第158条の規定に基づき、特殊標章等の交付又は使用許可を以下のとおり申請します。

氏名：(漢 字) (ローマ字)	生年月日(西暦) 年 月 日
申請者の連絡先 住 所：〒  電話番号：  E-mail：	写 真  縦4×横3cm (身分証明書の交付又は 使用許可の場合のみ)
識別のための情報(身分証明書の交付又は使用許可の場合のみ記載) 身 長：_____cm 眼の色：_____  頭髪の色：_____ 血液型：_____ (Rh因子_____)	

標章を使用する衣服、場所、車両、船舶、航空機等の概要及び使用する標章の数等  
(標章又は特殊信号の交付又は使用許可の場合のみ記載)

(許可権者使用欄) 資 格：_____ 証明書番号：_____ 交付等の年月日 _____ 有効期間の満了日：_____ 返納日：_____
--

別記様式2 (第4条関係)

特殊標章等の交付/使用許可をした者に関する台帳

証明書 番号	氏名(漢字)	氏名(ローマ字)	生年月日	資格	交付等 の年月日	有効期間 の満了日	身長	眼の色	頭髪 の色	血液型	その他の 特徴	標章の使用	返却日	備考
1	国民 保護	Hogo Kokumin	1975/6/18	〇〇市の職員	2007/6/18	2009/6/18	173	茶	黒	O(Rh+)		帽子、衣服用×1	2008/6/18	所属:国民保護課
2														
3														

## 別記様式3（第9条関係）

## 特殊標章再交付申請書

<p style="text-align: right; margin-right: 20px;">年 月 日</p> <p>(あて先) 防府市長</p> <p style="text-align: center; margin-left: 200px;">申請者</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">住 所 _____ (電話 _____ )</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">氏 名 _____ 印 _____</p>	
<p>1 紛失（破損等）した特殊標章の種別及び登録番号</p> <p>2 紛失（破損等）年月日</p> <p>3 紛失の状況（破損等の理由）</p> <p>4 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 ※印の欄は、記入しないこと。

## 別記様式4（第12条関係）

## 身分証明書再交付申請書

<p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>(あて先) 防府市長</p> <p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住 所 _____ (電話 _____)</p> <p style="text-align: center;">氏 名 _____ 印 _____</p>	
<p>1 旧身分証明書番号</p> <p>2 理 由</p> <p>3 その他必要な事項</p>	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

備 考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。

2 理由には、紛失、汚損、破損及び記載事項の変更等を記入する。

3 紛失の場合は、紛失の日時、場所及び紛失の状況を追記する。

4 記載事項の変更の場合は、旧記載事項を追記する。

5 ※印の欄は、記入しないこと。

## 4 武力攻撃災害の最小化

## 4-1 火災・災害等即報要領

## 火災・災害等即報要領

## 第1 総則

## 1 趣旨

この要領は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

## （参考）

## 消防組織法第40条

消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

## 2 火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成6年4月21日付消防災第100号）」、「災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付け消防防第246号）」、「救急事故等報告要領（平成6年10月17日付消防救第158号）」の定めるところによる。

## 3 報告手続

- (1) 「第2 即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第1から第3までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。  
ただし、2以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。
- (2) 「第2 即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告するものとする。
- (3) 「第2 即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。
- (4) 「第3 直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第一報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第一報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。
- (5) 市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲でその第一報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告するものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村か

らの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

#### 4 報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として（１）の区分に応じた様式に記載し、ファクシミリ等により報告をするものとする。

ただし、消防機関等への通報が殺到した場合又はファクシミリ等が使用不能な場合で当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は（２）により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

##### （１）様式

###### ア 火災等即報・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については、第１号様式、特定の事故については、第２号様式により報告をすること。

###### イ 救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。

なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

###### ウ 災害即報・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア火災等即報、イ救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

##### （２）画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

###### ア 「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等

###### イ 被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

###### ウ 報道機関に取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

###### エ 上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

#### 5 報告に際しての留意事項

（１）都道府県又は市町村は、「第２ 即報基準」又は「第３ 直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

（２）都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配慮し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあつては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めることとする。

（３）都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と密接な

連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

- (4) 市町村は、都道府県に報告をするなどができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告するものとする。
- (5) 上記（１）から（４）にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告するものとする。

## 第２ 即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

### 1 火災等即報

#### (1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

- ア 死者が３人以上生じたもの
- イ 死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの
- ウ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記（１）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 火災

##### (ア) 建物火災

- a 特定防火対象物で死者の発生した火災
- b 高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
- c 大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災
- d 特定違反對象物の火災
- e 建物焼損延べ面積３、０００平方メートル以上と推定される火災
- f 他の建物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災
- g 損害額１億円以上と推定される火災

##### (イ) 林野火災

- a 焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの
- b 空中消火を要請又は実施したもの
- c 住宅等へ延焼するおそれがあるもの

##### (ウ) 交通機関の火災

- a 航空機火災
- b タンカー火災
- c 船舶火災であって社会的影響度が高いもの
- d トンネル内車両火災
- e 列車火災

##### (エ) その他

以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

（例示）

・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア） 危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故

（例示）

・危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災  
又は爆発事故

（イ） 危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ） 特定事業所内の火災（ア）以外のもの。）

ウ 危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア） 死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ） 負傷者が５名以上発生したもの

（ウ） 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ） 500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ） 海上、河川への危険物等流出事故

（カ） 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故

工 原子力災害等

（ア） 原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ） 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ） 原子力災害対策特別措置法（平成 11 年法律第 156 号）第 10 条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ） 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ その他特定の事故

可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ 消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

2 救急・救助事故即報

救急・救助事故即報については、次の基準に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告すること。

(1) 死者 5 人以上の救急事故

(2) 死者及び負傷者の合計が 15 人以上の救急事故

(3) 要救助者が 5 人以上の救助事故

(4) 覚知から救助完了までの所要時間が 5 時間以上の救助事故

(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故

(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故

(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの

(8) 上記 (1) から (7) に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げ

られる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）

- ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
- ・バスの転落による救急・救助事故
- ・ハイジャックによる救急・救助事故
- ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
- ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故

### 3 武力攻撃災害即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

- (1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害
- (2) 国民保護法第172条第1項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 4 災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

#### (1) 一般基準

- ア 災害救助法の適用基準に合致するもの
- イ 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの
- ウ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな損害を生じているもの
- エ 気象業務法第13条の2に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの
- オ 自衛隊に災害派遣を要請したもの

#### (2) 個別基準

次の災害については（1）の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

##### ア 地震

- (ア) 当該都道府県又は市町村の区域内で震度5弱以上を記録したもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### イ 津波

- (ア) 津波警報又は津波注意報が発表されたもの
- (イ) 人的被害又は住家被害を生じたもの

##### ウ 風水害

- (ア) 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (ウ) 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

## エ 雪害

- (ア) 積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの
- (イ) 積雪道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

## オ 火山災害

- (ア) 噴火警報（火口周辺）が発表されたもの
- (イ) 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

## (3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

## 第3 直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

## 1 火災等即報

## (1) 交通機関の火災

第2の1の(2)のアの(ウ)に同じ。

## (2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第2の1の(2)のイ(ア)、(イ)に同じ。

## (3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア 第2の1の(2)のウ(ア)、(イ)に同じ。

イ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ 危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

(ア) 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

(イ) 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

## (4) 原子力災害等

第2の1の(2)のエに同じ。

## (5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

## (6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）

## 2 救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

## (1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

## (2) バスの転落等による救急・救助事故

## (3) ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故

## (4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

## (5) その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの

## 3 武力攻撃災害即報

第2の3の(1)、(2)に同じ。

## 4 災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの（被害の有無を問わ

ない。)

(2) 第2の4の(2)のイ、ウ、及びオのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

#### 第4 記入要領

第1号、第2号、第3号及び第4号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

##### <火災等即報>

#### 1 第1号様式（火災）

##### (1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

##### (2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

##### (3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

##### (4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

##### (5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

#### ア 死者3人以上生じた火災

(ア) 死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a 建物等の用途、構造及び周囲の状況

b 建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

(イ) 火災の状況

a 発見及び通報の状況

b 避難の状況

イ 建物火災で個別基準のe、f又はgに該当する火災

(ア) 発見及び通報の状況

(イ) 延焼拡大の理由

a 消防事情

b 都市構成

c 気象条件

d その他

(ウ) 焼損地域名及び主な焼損建物の名称

(エ) り災者の避難保護の状況

(オ) 都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

#### ウ 林野火災

(ア) 火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※必要に応じて図面を添付する。

(イ) 林野の植生

(ウ) 自衛隊の派遣要請、出動状況

(エ) 空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

#### エ 交通機関の火災

(ア) 車両、船舶、航空機等の概要

## （イ）焼損状況、焼損程度

## 2 第2号様式（特定の事故）

## (1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

## (2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

## (3) 特別防災区域

防災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第2条第2号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第2条第4号に規定する第一種事業所にあつては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第5号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

## (4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

## (5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

## (6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

## (7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて\*\*製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

## (8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

## (9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

## (10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

## (11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・自衛隊の派遣要請、出動状況

## (12) 原子力災害等の場合

ア 原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ 原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

## ＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

## 3 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

- (1) 事故災害種別  
「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。
- (2) 事故等の概要  
「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。
- (3) 死傷者等  
ア 「死傷者等」には、急病人等を含む。  
イ 「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。
- (4) 救助活動の要否  
救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。
- (5) 要救護者数（見込）  
救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。  
また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。
- (6) 消防・救急・救助活動状況  
出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。
- (7) 災害対策本部等の設置状況  
当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。
- (8) その他参考事項  
以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。  
(例)
  - ・都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
  - ・避難指示等の発令状況
  - ・避難所の設置状況
  - ・自衛隊の派遣要請、出動状況
  - ・NBC検知結果（剤の種類、濃度等）
  - ・被害の要因（人為的なもの）
    - 不審者（爆発物）の有無
    - 立てこもりの状況（爆発、銃器、人物等）

## ＜災害即報＞

## 4 第4号様式

## (1) 第4号様式（その1）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第一報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

## ア 災害の概況

## (ア) 発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

## (イ) 災害種別概況

- a 風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
- b 地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
- c 雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

- d 火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
- e その他これらに類する災害の概況

#### イ 被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際特に人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

119 番通報の件数を記入する欄については、第3直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、119 番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

#### ウ 応急対策の状況

(ア) 当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下、「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

(イ) 消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

(ウ) 自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

(エ) その他都道府県又は市長村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難勧告等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難勧告等の発令状況については、第4号様式（その1）別紙を用いて報告すること。

#### (2) 第4号様式（その2）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

##### ア 各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

##### イ 災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

##### ウ 災害救助法適用市町村名

市町村毎に、適用日時を記入すること。

##### エ 災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

(ア) 災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

(イ) 災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

(ウ) 災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ 応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

## 第1号様式（火災）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時		( 月 日 時 分) 月 日 時 分	
火元の業態・ 用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者 重症 人					
	中等症 人					
	軽症 人					
建物の概要	構造		建築面積		m <sup>2</sup>	
	階層		延べ面積		m <sup>2</sup>	
焼損程度	全焼 棟		計 棟		建物焼損床面積	
	半焼 棟				建物焼損表面積	
	部分焼 棟				林野焼損面積	
	ぼや 棟				ha	
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署) 台		人			
	消防団 台		人			
	その他(消防防災ヘリコプター等) 台・機		人			
救急・救助 活動状況						
災害対策本部 等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
  - 2 危険物等に係る事故
  - 3 原子力施設等に係る事故
  - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他( )				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	〔レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他〕			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	( 月 日 時 分)	鎮火日時 (処理完了)	( 月 日 時 分)		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他( )	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他( )				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人( 人)		
			重症 人( 人)		
			中等症 人( 人)		
			軽症 人( 人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	出 場 機 関		出場人員	出場資機材	
	事 業 所	自衛防災組織		人	
		共同防災組織		人	
		そ の 他		人	
	消 防 本 部 ( 署 )		台		
	消 防 団		台		
	消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ		機		
	海 上 保 安 庁		人		
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人		
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人		
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第3号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 ( 月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等 人 ( 人 )		
	計 人	{ 重症 人 ( 人 ) 中等症 人 ( 人 ) 軽 症 人 ( 人 )		
不明	人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の ( ) 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

(災害概況即報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所					発生日時	年 月 日 時 分				
被害の状況	人的被害	死者	人	重傷	人	住家被害	全壊	棟	床上浸水	棟	
		不明	人	軽傷	人		半壊	棟	床下浸水	棟	
119番通報の件数											
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)					
	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)									
	自衛隊派遣要請の状況										
その他都道府県又は市町村が講じた応急対策											

(注) 第一報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

## 第4号様式（その2）

（被害状況即報）

都道府県		区		分		被		害		区		分		被		害		都道府県	市町村
災害名 ・ 報告番号	災害名 第 報  ( 月 日 時現在)	そ	田	流失・埋没	ha	公	立	文教施設	千円	災	等	の	対	設	置	状	況		
				冠水	ha			農林水産業施設	千円									小	計
報告者名		の	畑	流失・埋没	ha	そ	の	公共土木施設	千円	災	害	の	救	助	法	適	用	市	町
				冠水	ha			その他の公共施設	千円										
区		分		被		害				の		他		の		の		の	
人的被害	死者	人	河	橋りょう		の	の	農業被害	千円	災	害	の	救	助	法	適	用	市	町
	行方不明者	人		河川				畜産被害	千円										
負傷者	重傷	人	港	砂防		の	の	水産被害	千円	災	害	の	救	助	法	適	用	市	町
	軽傷	人		清掃施設				商工被害	千円										
住	全壊	棟	の	崖くずれ		の	の	その他	千円	災	害	の	救	助	法	適	用	市	町
	半壊	棟		鉄道不通				被害総額	千円										
家	一部破損	棟	の	被害船舶	隻	の	の	水道	戸	災	害	の	概	況	消	防	機	関	等
	床上浸水	棟		水道	戸			電話	回線										
害	床上浸水	棟	の	被災世帯数	世帯	の	の	被災者数	人	災	害	の	概	況	消	防	機	関	等
	床下浸水	棟		被災世帯数	世帯			被災者数	人										
非住家	公共建物	棟	の	火災発生	件	の	の	危険物	件	災	害	の	概	況	消	防	機	関	等
その他	棟	その他		件	その他			件	その他										

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

## 4-2 生物化学テロ対応資機材の保有状況

令和元年4月1日現在

消防機関等名称	防護服(着)			呼吸保護具(式)						測定機器(台)								被除染者用簡易衣服	除染剤散布器	化学剤検知紙(冊)	有毒ガス検知管	有毒ガス測定器	可燃性ガス測定器	酸素濃度測定器	複合型ガス測定器	化学剤検知器(台)	生物剤検知器(台)	除染シャワー						
	放射線防護消防服	レベルA防護服(耐熱型含む)	レベルB防護服	レベルC防護服	酸素呼吸器	空気呼吸器	全面マスク	半面マスク	呼吸缶等			放射線測定器(サーベイメータ)																						
									C災害対応用	放射性ヨウ素対応	防じんフィルタ	空間線量計				表面汚染検査計																		
												電離箱式	GM計数管式	シンチレーション式	中性子線用	GM計数管式	シンチレーション式												その他					
下関市消防局	6	35	20	600	15	81	20	10	30	25	5	51	2	10		1	6													22	1	2	3	
宇部・山陽小野田消防局	9		6		6	93	40	17	44	15		55		16			4					1							23					
山口市消防本部	4	10	9	36	7	81	57	58	67	15	68	34	2	7			3					1	1					11				2		
萩市消防本部		2	10	21	4	33	23	25	23	5	12	11	1	3			1					1						6				1		
防府市消防本部	2	8	17	10	2	47	5	12	27	15		15	1	4			2					3	20					3						
下松市消防本部	2	4	4	7	3	49	16		43			8		3			1					1						4						
岩国地区消防組合消防本部	6	10	17	30	2	16	39		49	15		32		9			2					60	3	9	4		1	20	2	2	3			
光地区消防組合消防本部	3	24	16	5	8	38	25	45	32	15	65	20		5	1		3					1		4				7						
長門市消防本部		2				23	5	9	15	15	9	10		2			1							1				4					1	
柳井地区広域消防本部		2				76	34		44	15	29	16	1	4			2					1		5				18						
美祿市消防本部			4		2	17	18		9	9	6	8		2			1								3			1						
周南市消防本部		10	2	23		110	50	15	62	15	61	29		7		1	4					10	2		2			14					1	
県保有分				570				10			100	10	4		4	4	4	4																
山口県消防防災航空センター				70			7		21	21		7		2			1																	
合計	32	107	105	1,372	49	664	339	201	466	180	355	306	11	74	5	6	35	4	0		79	19	44	20	7	2	1	133	3	4	11			

## 5 避難実施要領

## 5-1 避難実施要領

**避難実施要領（例）**

（法61条関係）

避難実施要領に定めるべき項目や策定の際の留意事項を防府市国民保護計画の基準として定める。

(1) 避難実施要領の策定（本編 第3編 第4章 第2 **2 避難実施要領の策定**の再掲）

市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに、あらかじめ策定した避難実施要領のパターンを参考にしつつ、避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定する。

その際、避難実施要領の通知・伝達が避難の指示の通知後速やかに行えるようその迅速な作成に留意する。

避難の指示の内容が修正された場合又は事態の状況が変化した場合には、直ちに、避難実施要領の内容を修正する。

## ※【避難実施要領に定める事項（法定事項）】

- ・避難の経路、避難の手段その他避難の方法に関する事項
- ・避難住民の誘導の実施方法、避難住民の誘導に係る関係職員の配置その他避難住民の誘導に関する事項
- ・その他避難の実施に関し必要な事項

## ※【避難実施要領の策定の留意点について】

避難実施要領は、避難誘導に際して、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものであり、県計画に記載される市の計画作成の基準の内容に沿った記載を行うことが基本である。ただし、緊急の場合には、時間的な余裕がないことから、事態の状況等を踏まえて、法定事項を簡条書きにするなど、避難実施要領を簡潔な内容のものとすることも考えられる。

## (2) 避難実施要領作成の際の主な留意事項

## ① 要避難地域及び避難住民の誘導の実施単位

避難が必要な地域の住所を可能な限り明示するとともに、自治会、町内会、事務所等、地域の実情に応じた適切な避難の実施単位を記載する。

（例：A市A1地区1-2、1-3の住民は「A1町内会」、A市A2地区1-1の住民は各ビル事業所及び「A2町内会」を避難の単位とする）

## ② 避難先

避難先の住所及び施設名を可能な限り具体的に記載する。

（例：避難先：B市B1地区2-3にあるB市立B1高校体育館）

## ③ 一時集合場所及び集合方法

避難住民の誘導や運送の拠点となるような、一時集合場所等の住所及び場所名を可能な限り具体的に明示するとともに、集合場所への交通手段を記載する。

（例：集合場所：A市A1地区2-1のA市立A1小学校グラウンドに集合する。集合に当たっては、原則として徒歩により行う。必要に応じて、自転車等を使用するものとし、要援護者については自動車等の使用を可とする。）

## ④ 集合時間

避難誘導の際の交通手段の出発時刻や避難誘導を開始する時間を可能な限り具体的に記載する。

（例：バスの発車時刻：〇月〇日15:20、15:40、16:00）

## ⑤ 集合に当たっての留意事項

集合後の町内会や近隣住民間での安否確認、要配慮者への配慮事項等、集合に当たっての避難住民の留意すべき事項を記載する。

（例：集合に当たっては、高齢者、障害者等要配慮者の所在を確認して避難を促すとともに、集合後は、避難の単位ごとに不在確認を行い、残留者等の有無を確認する。）

## ⑥ 避難の手段及び避難の経路

集合後に実施する避難誘導の交通手段を明示するとともに、避難誘導の開始時間及び避難経路等、避難誘導の詳細を可能な限り具体的に記載する。

（例：集合後は、〇〇鉄道〇〇線AA駅より、〇月〇日の15:30より10分間隔で運行するB市B1駅行きの電車で避難を行う。B市B1駅に到着後は、B市及びA市職員の誘導に従って、徒歩でB市立B1高校体育館に避難する。）

## ⑦ 市職員、消防職団員の配置等

避難住民の避難誘導が迅速かつ円滑に行えるよう、関係市職員、消防職団員の配置及び担当業務を明示するとともに、その連絡先等を記載する。

## ⑧ 高齢者、障害者その他特に配慮を要する者への対応

高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者の避難誘導を円滑に実施するために、これらの者への対応方法を記載する。

（例：誘導に際しては、高齢者、障害者、乳幼児等、自ら避難することが困難な者を優先的に避難させるものとする。また、民生委員、自主防災組織及び自治会等に、避難誘導の実施に協力してもらうよう呼びかける。）

## ⑨ 要避難地域における残留者の確認

要避難地域に残留者が出ないように、残留者の確認方法を記載する。

（例：避難の実施時間の後、すみやかに、残留者の有無を確認する。避難が遅れている者に対しては、早急な避難を行うよう説得する。避難誘導中に避難者リストを作成する。）

## ⑩ 避難誘導中の食料等の支援

避難誘導中に避難住民へ、食料・水・医療・情報等を的確かつ迅速に提供できるよう、それら支援内容を記載する。

（例：避難誘導要員は、〇月〇日18:00に避難住民に対して、食料・水を供給する。集合場所及び避難先施設においては、救護所を設置し、適切な医療を提供する。）

## ⑪ 避難住民の携行品、服装

避難住民の誘導を円滑に実施できるような必要最低限の携行品、服装について記載する。

（例：携行品は、数日分の飲料水や食料品、生活用品、救急医薬品、ラジオ、懐中電灯等、必要なものを入れた非常持出品だけとし、身軽に動けるようにする。服装は、身軽で動きやすいものとし、帽子や頭巾で頭を保護し、靴は底のしっかりした運動靴を履くようにする。

なお、NBC 災害の場合には、マスク、手袋及びハンカチを持参し、皮膚の露出を避ける服装とする。）

## ⑫ 避難誘導から離脱してしまった際の緊急連絡先等

問題が発生した際の緊急連絡先を記述する。

（例：緊急連絡先：防府市対策本部 TEL0835-23-2111 担当 防災危機管理課〇〇）

## (3) 避難実施要領のパターン作成について

市において、平素から避難実施要領のパターンを作成しておくよう努めることとされているのは、避難実施要領の記載内容や作成の手順について、一定の記載内容の相場観やノウハウを培っておくことに意味があるからである。

現実の攻撃の態様は、攻撃の規模や方法、発生場所、発生時間等により千差万別であり、平素から作成している避難実施要領のパターンがそのまま使えるものではない。平素からかかる作業を行っておくことにより、事態発生時に少しでも迅速に避難実施要領を作成できるようになる点に主眼がある。

このため、平素から、避難の指示を行う県と、また、避難実施要領を策定した場合に意見を聴取することとなる関係機関と意見交換を行いつつ、市対策本部を中心として、関係部署の協力を得て、自らの発意と発想に基づき作成することが重要である。

かかる点を前提として、以下において、各種の攻撃の態様等を踏まえた避難実施要領の一例を示すものである。

## (4) 避難実施要領のパターンについて

県国民保護計画においては、弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃、着上陸侵攻、航空攻撃の4類型を想定される武力攻撃事態としている。また、緊急対処事態として、以下に掲げる事態例を対象としており、この事態例は武力攻撃事態等の対処に準じて行うと整理されている。

## ○ 緊急対処事態例

## ① 攻撃対象施設等による分類

## ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 石油コンビナート、可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
- ・ 危険物積載船への攻撃
- ・ ダムの破壊

## イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態

- ・ 大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破
- ・ 列車等の爆破

② 攻撃手段による分類

ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態

- ・ ダーティボム等の爆発による放射能の拡散
- ・ 炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布
- ・ 市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
- ・ 水源地に対する毒素等の混入

イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態

- ・ 航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ
- ・ 弾道ミサイル等の飛来

## 5-2 避難実施要領のパターン

**本市における避難実施要領パターンの概要**

武力攻撃事態等について、県国民保護計画資料編【避難実施要領パターンの作成に当たって（避難マニュアル）】を基本とした避難実施要領の各パターンを作成する。

## 1 避難実施要領共通モデル

パターン0	避難実施要領（共通）
-------	------------

## 2 各種事態に応ずる避難実施要領モデル

## (1) 弾道ミサイル攻撃の事態

パターン1	弾道ミサイル攻撃に対する避難	屋内避難
-------	----------------	------

## (2) ゲリラ・特殊部隊による攻撃の事態

パターン2	比較的時間の余裕がある場合の避難	市内避難
パターン3	突発的な攻撃からの避難	市内避難・屋内避難
パターン4	化学剤を用いた攻撃からの避難	市内避難・屋内避難
パターン5	ダムへの攻撃に対する避難	市内避難・県内避難
パターン6	大規模集客施設への攻撃に対する避難	市内避難

## (3) 着上陸侵攻・航空攻撃の事態

具体的パターン策定せず		
-------------	--	--

## (4) 市の地域特性に応じた事態

パターン7	離島からの避難	市内避難
パターン8	自衛隊施設の周辺地域における避難	市内避難
パターン9	南部臨海部の工場の周辺地域における避難	市内避難・屋内避難

## 1 避難実施要領共通モデル

**（パターン0：避難実施要領共通モデル）**

※避難実施要領に記載すべき項目を網羅した共通モデルを設定

避難実施要領（一例）	
防府市長 ○月○日○時現在	
<b>1 事態の状況、避難の必要性</b>	
ア 避難を必要とする事態の状況 武力攻撃事態の内容、発生日時、被害の状況等 イ 国の避難に関する措置 国の事態の認定、対策本部長による避難措置の指示、その他の措置 ウ 県の避難に関する措置 知事の避難の指示、その他の措置 エ 自衛隊、海上保安庁等の避難に関する措置 自衛隊の国民保護等派遣、海上保安庁の避難に関する措置等	※事態の状況、避難誘導の大きな方針、関係機関の措置等を記載する。  ※実際の事案において、これらは「避難の指示」の中で示されることが想定される  ※事態等の特徴を記載する。
<b>2 避難誘導の方法</b>	
<b>(1) 避難誘導の全般的方針</b>	
ア 避難の対象住民（地区）、避難の開始（終了）時期、避難先、避難のための運送手段及び避難誘導に当たり特に留意する事項その他の避難誘導の基本となる事項	※県からの指示の内容を基本として、指示が具体的でない部分等については、市で決定して記載する。例えば、避難開始日時等について、市においての準備時間、周知時間等を考慮し決定するなど。
<b>(2) 市の体制、職員派遣・配置</b>	
ア 市対策本部の設置 市対策本部の設置の時期、場所等 イ 市職員の現地派遣 住民の避難誘導等にあたる職員及び消防職員の派遣の時期、場所等 ウ 避難経路における職員の配置 避難経路の要所における連絡所の設置、職員の配置と連絡調整等 エ 現地調整所の設置等 現地調整所を設置する場合の設置時期・場所、連絡調整等	※少しでも時間的余裕がある場合の避難は、一時避難場所に徒歩で集まり、バス等で二次避難場所に避難することが基本。  ※円滑な避難誘導のために、視覚的に地図上に避難の概要を示したものを添付すること分かりやすい。
<b>(3) 輸送手段</b>	
ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分等 イ 輸送開始時期・場所等 ウ 避難経路等	※天候や時期により、伝達事項や避難経路が異なるので注意すること。  ※大規模な避難の場合等、避難施設等が多い場合は、別紙として用意する。
<b>(4) 避難実施要領の住民への伝達</b>	
ア 伝達方法 イ 伝達内容	※バスや電車等の輸送手段の確保については、基本的には県が行う。
<b>(5) 一時避難場所への移動</b>	
ア 避難住民の一時避難場所への移動要領及び移動にあたっての留意事項 イ 災害時要援護者等の自力避難困難者の一時避難場所への移動に対する支援等	※避難場所については避難の指示で県から示されている避難施設の情報を記載する。  ※市内避難のときは、市が避難施設を判断する場合がある。  ※「職員の配置」については、避難地の他、避難経路、一時避難場所に応じて分かりづ

<p>(6) 避難誘導の終了</p> <p>ア 戸別訪問による残留者の有無の確認と残留者への説得 イ 避難誘導の終了時間の設定等</p>	<p>らいと考えられる場所に、消防団員等も考慮して実際に対応可能と考えられる人員数を決定し記載する。</p>
<p>(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得</p> <p>市職員や消防職員・団員に関する誘導にあたっての留意事項</p>	<p>※「正常化の偏見」を考慮すると自然災害時以上に残留者の対応が必要になる可能性が高く、必要な人員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により残留者の説得を行わなければならない。</p>
<p>(8) 住民等に周知する留意事項</p> <p>携行品、情報収集等</p>	<p>※「残留者の確認」については、確認者、時期、完了予定日時等も含めて決定し記載する。</p>
<p>(9) 死傷者への対応</p> <p>ア 死亡・負傷者が発生した場合に誘導する救護施設、搬送方法等 イ NBC攻撃等による死傷の場合に誘導する救護施設、搬送方法等 ウ DMAT（災害派遣医療チーム）等との連携体制等</p>	<p>※事態、地域、時期の特性を踏まえて、住民への伝達事項を記載する。</p>
<p>(10) 安全の確保</p> <p>事態内容に応じた安全確保内容</p>	<p>※事態、地域、時期の特性を踏まえて、誘導にあたる職員が留意すべき点等について記載する。</p>
<p>3 関係機関の措置等</p> <p>消防、警察、自衛隊、海上保安庁、バス事業者、鉄道事業者、その他関係機関</p>	<p>※特殊標章及び身分証明書は、武力攻撃事態等における使用に限られるが、国際法上、国民保護措置に係る職務等を行う者が保護されるために重要である。</p>
<p>4 各部の役割</p> <p>ア 市国民保護計画等による。 イ 上記以外の特別の役割を付与する場合は、その役割を明記</p>	<p>※県、警察、消防等の活動状況について、相互に情報共有を行い、連携した対応を行うことが重要。</p>
<p>5 避難住民の受入、救援活動の支援</p> <p>ア 避難所の設置場所 イ 避難所開設の伝達 ウ 避難住民の登録と安否確認、食料、飲料水等の支給 エ 被災者の把握及び医療救護活動の調整等 オ 重度患者等を搬送するための輸送手段の調整及び医療機関の確保等</p>	
<p>6 連絡・調整先</p> <p>ア 対策本部設置場所 イ 現地調整所設置場所 ウ 国、県、指定公共機関等との連絡要領 エ 状況が変化した場合の緊急連絡網</p>	

## 2 各種事態に応ずる避難実施要領パターン

### （1）弾道ミサイル攻撃の事態

#### （パターン1：〔屋内避難〕弾道ミサイル攻撃に対する避難）

#### 避難実施要領(一例)

防府市長

〇〇月〇〇日〇時〇〇分現在

### 1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令し、〇〇：〇〇に武力攻撃事態の警報を発令し、日本全土に「避難措置の指示」を行った。

県知事は、住民の被害発生を未然に防止するため、弾道ミサイルが発射された場合に備えて「避難の指示」を行った（別添）。

このため、市は実際に弾道ミサイルが発射されたときに住民が迅速に避難対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

### 2 避難誘導の方法

#### (1) 避難誘導の全般的方針

##### ア 弾道ミサイルの発射が差し迫っている事態

(ア) 市は、実際に弾道ミサイルが発射された場合等に住民が迅速に対応できるよう、同報系防災行政無線により警報サイレンを最大音量で吹鳴させて事態の状況を周知するとともに、県警察と連携して広報車、消防車両及びメールサービス等の広報手段を最大限活用し、住民に警報の発令と弾道ミサイルの発射が差し迫っている事態を周知する。

(イ) 実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報の発令に注意するよう周知させるとともに住民が直ちに屋内又は近傍の頑丈な建物へ避難できるようにあらかじめ個々人のとるべき対応行動を周知徹底する。

##### イ 弾道ミサイルが発射され、防府市が着弾予測地域に含まれた事態

(ア) 市は、同報系防災行政無線により警報サイレンを最大音量で吹鳴させて事態の状況を周知するとともに、県警察と連携して広報車、消防車両及びメールサービス等の広報手段を最大限活用し、住民に警報の発令を周知する。

(イ) 直ちに近傍の頑丈な建物への避難又は家屋建物の中央部に避難するとともにエアコンや換気扇を停止して、必要によりテープで目張りを行い、外気をできるだけ遮断するような状態にするよう周知する。

(ウ) 車両内に在る者に対しては、緊急車両の通行の妨げにならない場所に止めるよう周知する。

(エ) 外出中の住民においては、可能な限り大規模集客施設や地階等の屋内に避難するが、

余裕がない場合は、何らかの遮蔽物の物陰に留まるよう周知する。

## (2) その他の留意点

- ア 市は、住民以外の滞在者についても屋内への避難ができるよう、大規模集客施設や店舗ビル等の所有者に対して協力を要請する。
- イ 住民が近所で弾道ミサイルの着弾音と考えられる不審な音を聞いた場合には、できるだけ市、消防署、県警察又は海上保安部等に連絡するよう周知する。
- ウ 一般住民は、弾道ミサイルの着弾点の周辺に興味本位で近づかないよう周知する。

## (3) 市の体制、職員派遣

### ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、○月○日○時○分、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置した。

### イ 現地調整所の設置及び職員の派遣

防府市に弾道ミサイルが着弾し、通常兵器と確認できた場合は、職員2名を着弾現場周辺に派遣し、現地調整所を設置して現場で救助活動する消防機関、県警察、自衛隊、海上保安部等との情報共有及び対策本部との連絡調整に当たる。

## (4) 死傷者への対応

住民に死亡、負傷者が発生した場合には、直ちに近くの外科病院に誘導又は搬送する。また、県や医療機関によるDMATが編成され、被災現場に投入された場合は、連携して活動する。

NBC攻撃と判明した死傷の場合には、汚染地域への立ち入り禁止措置を講じるとともに政府機関による防護用の資機材を有する専門的な職員に汚染地域からの搬送を要請し、NBC防護服を装備する消防職員は政府機関と連携して活動する。

## (5) 被災地区の避難の方法

- ア 被災地区及びその付近住民については、火災発生を除き、事態が沈静化し、兵器の種別が判明するまで、当分の間、屋内避難を継続させる。
- イ 現地調整所において、現場で活動する医療機関、県警察、自衛隊、海上保安部等の情報を集約して、最新の事態に応じた安全な避難方法を決定し、市対策本部に報告する。
- ウ 住民の避難が発生した場合は、県との調整後、新たな避難実施要領を策定して伝達する。

## (6) 安全の確保

- ア 避難誘導等を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国や県からの情報及び市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。
- イ 国民保護措置に係る職務を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず着用、携帯させる。

### 3 関係機関の避難措置行動

- (1) 市消防本部：〇〇
- (2) 県警察（〇〇警察署）：市長の実施する避難の指示等の伝達及び避難誘導の協力  
避難に関わる安全確保及び交通規制の実施
- (3) 〇〇自衛隊：国民保護等派遣要請に基づき、要避難地域の警備
- (4) 海上保安庁：海上避難路及び生活関連等施設の安全確保

### 4 各対策部の役割

市国民保護計画に基づき、担当所掌の対策を講ずる。

### 5 避難住民の受入れ・救護活動の支援

避難所を設営した場合は、避難所担当職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認の収集を行うとともに食料、飲料水等の支援及び必要に応じ、救護活動の支援を行う。

### 6 連絡・調整先

- (1) 市対策本部：市本庁舎 1 号館 3 階南北会議室（0835-23-2111）
- (2) 現地調整所（着弾後）：
- (3) 国現地対策本部（着弾後）：
- (4) 県現地対策本部（着弾後）：

【以下補足】実際の策定時には、この部分は削除するか本文内に盛り込む

#### 1 弾道ミサイル攻撃において発令される警報の一例

（同報系防災行政無線から放送される J-ALERT による警報放送例）

- ① 《有事サイレン 1 4 秒吹鳴》
- ② 「ミサイル発射情報。ミサイル発射情報。  
当地域に着弾する可能性があります。  
屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
- ③ ①②を 2 回繰り返し
- ④ 下り 4 音チャイム

#### 2 弾道ミサイル攻撃の特性等

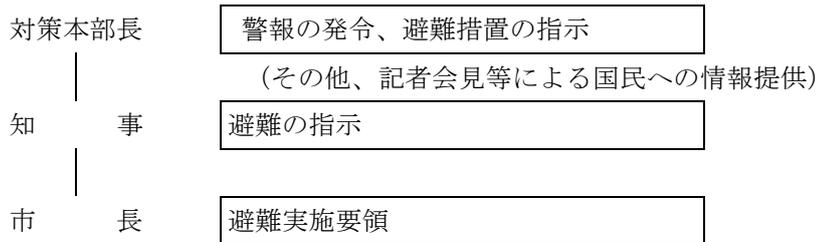
- ① 弾道ミサイル攻撃において、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本である。

（実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階、地下街、地下駅舎等の地下施設に避難することとなる。）

- ② 以下の措置の流れを前提として、避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、弾道ミサイルが発射された段階で迅速に個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知することが主な内容となる。

（弾道ミサイル攻撃の場合の措置の流れ）

ア 対策本部長は、弾道ミサイルの発射が差し迫っているとの警報を発令、避難措置を指示



イ 実際に弾道ミサイルが発射されたときは、国対策本部長がその都度警報を発令

- ③ 弾道ミサイル攻撃については、発射の兆候を事前に察知した場合でも、発射された段階で攻撃目標を特定することは極めて困難である。

このため、弾道ミサイル攻撃の主体（国又は国に準ずる者）の意図等により攻撃目標は変化するとともに、その保有する弾道ミサイルの精度により、実際の着弾地点は変わってくる。その意味では、すべての市町村に着弾の可能性があり得るものとして、対応を考える必要がある。

- ④ 弾道ミサイル攻撃への対応は、政府における記者会見等による情報提供と並行して、住民に対して、より入念な説明を行うことが必要である（過去に経験のない事案では、「正常化の偏見」が存在する）。

津波警報発令時には、住民が高台に避難することと同じように、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、屋内に避難するというイメージが住民に定着していることが重要である。

（参考）正常化の偏見

「正常化の偏見」（ノーマルシー・バイアス：希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないこと。逆に、小さな事象に対して過剰に反応することをカタストロフィー・バイアスという）。

- ⑤ 着弾後の状況を踏まえた避難の指示が行われるまで、着弾があった現場からは一般の住民は離れるよう周知する。
- ⑥ 津波警報及び高潮等海上気象予警報が発令されている場合には、海岸に面していない近隣の避難施設に誘導し、また船舶以外の輸送手段による避難とすることが重要である。
- ⑦ 自力での歩行が困難な者においては、迅速な屋内避難が行えるよう、外出先における対応について、各人で問題意識を持ってもらえるよう、あらかじめ説明を行う。

- ⑧ 住民以外の滞在者についても、屋内へ避難することができるよう、所管部署から、大規模集客施設や店舗等に対して、協力を依頼する。例えば、デパートでは、地下に誘導するよう、事前に協力を求める。
- ⑨ 屋内避難のための備蓄に当たっては、イスラエルでは、子供の不安解消のため玩具類を携行するよう推奨している。

## （2）ゲリラ・特殊部隊による攻撃の事態

**（パターン2：〔市内避難〕 比較的時間的な余裕がある場合）****避難実施要領(一例)**

防府市長

〇〇月〇〇日〇時〇〇分現在

**1 事態の状況、避難の必要性**

国対策本部長は、本日〇〇:〇〇頃、〇〇において武装した潜水艦が座礁し、逃走した武装工員がA・B・C地区周辺に潜んでいる事案により、住民への攻撃の可能性があることを踏まえ、〇〇:〇〇に、緊急対処事態の警報を発令し、防府市〇〇地区を要避難地域とする「避難措置の指示」を行った。

県知事は、これを受けて「避難の指示」を行った（別添）。

このため、市は住民が迅速に避難対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともに、住民がとるべき行動について周知する。

**2 避難誘導の方法****(1) 避難誘導の全般的方針**

ア A・B・C地区住民約〇名を本日〇〇:〇〇を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日〇〇:〇〇以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇小学校へ避難させる。

イ この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

ウ 〇〇病院の入院患者〇名については、市消防の救急車を使用し△病院へ避難させる。

エ 出漁中の住民については、徳山海上保安部に依頼し、入港先を〇〇港とする。

オ 〇〇株式会社社員〇〇名については、県警察の警備のもとに施設の災害対処に備え、同施設内に留まる。

カ 一時集合場所までの避難誘導の方法については、現場における自衛隊、県警察及び海上保安部等からの情報や助言により、安全を最優先として適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

**(2) 市の体制、職員派遣****ア 市対策本部の設置**

国からの指定を受けて、〇月〇日〇時〇分、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置した。

## イ 市職員の現地派遣

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員2名を派遣する。

## ウ 現地調整所の設置及び職員の派遣

市は、職員2名を〇〇に派遣し、現地調整所を設置して現地における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう関係機関と情報を共有するとともに市対策本部との連絡調整に当たる。

## エ 誘導経路における職員の配置

誘導経路の要所である〇〇に連絡所を設置し、それぞれ消防職員2名、消防団員〇名を配置して避難者リストにより住民の確認を行うとともに避難住民の行動状況を市対策本部へ連絡する。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

## (3) 輸送手段・方法

## ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分、避難先

	避難住民数	一時 避難施設	輸送力の配分	避難先
A地区	約〇名	A公民館	市保有車両×4 〇〇バス2台	〇〇小学校 (〇市〇町〇番〇号)
B地区	約〇名	B公民館	〇〇バス×大型バス4台	
C地区	約〇名	C公民館	〇〇バス×大型バス2台	
〇〇病院	〇名		救急車	△病院 (〇市〇町〇番〇号)

## イ 輸送開始時期・場所

〇〇日〇〇:〇〇、A・B・C公民館

## ウ 避難経路

国道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

## (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に事態の状況を周知するとともに、県警察と連携して広報車、消防車両及びメールサービス等の広報手段を最大限活用し、避難実施要領の内容を伝達する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 避難誘導する消防職員20名を派遣するとともに戸別訪問して避難実施要領の内容を伝達する。

エ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

- オ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。
- カ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。
- キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

#### (5) 一時集合場所への移動

- ア 消防職員は、県警察と連携して、自治会等の協力を得て、住民の避難誘導を行う。
- イ 一時集合場所への住民の移動は、健常者については、徒歩により行うこととする。
- ウ 自力避難困難者及び付添人は、県警察の警備及び消防職員の誘導のもと、〇〇ヘリポートへ移動する。

#### (6) 避難誘導の終了

- ア 消防職員は、県警察と連携して、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得する。
- イ 一時集合場所への避難誘導は、〇〇:〇〇までに終了するよう活動する。

#### (7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

- ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や特殊標章の腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

#### (8) 住民等に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って集団で避難を行うよう促す。
- イ 住民の携行品は、貴重品や最低限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ウ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するように住民に促す。

#### (9) 安全の確保

避難誘導等を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国や県からの情報及び市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

### 3 関係機関の避難措置行動

- (1) 市消防本部：〇〇
- (2) 県警察（〇〇警察署）：市長の実施する避難の指示等の伝達及び避難誘導の協力  
避難に関わる安全確保及び交通規制の実施
- (3) 〇〇自衛隊：国民保護等派遣要請に基づき、要避難地域の警備
- (4) 海上保安庁：海上避難路及び生活関連等施設の安全確保

### 4 各対策部の役割

市国民保護計画に基づき、担当所掌の対策を講ずる。

### 5 避難住民の受入れ・救護活動の支援

避難所に、避難所担当職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認の収集を行うとともに食料、飲料水等の支援及び必要に応じ、救護活動支援を行う。

### 6 連絡・調整先

- (1) 市対策本部：市本庁舎 1 号館 3 階南北会議室（0835-23-2111）
- (2) 現地調整所：〇〇
- (3) 国現地対策本部：未設置
- (4) 県現地対策本部：山口県防府総合庁舎〇階（電話番号）

【以下補足】実際の策定時には、この部分は削除するか本文内に盛り込む

#### 1 ゲリラ攻撃において発令される警報の一例

（同報系防災行政無線から放送される J-ALERT による警報放送例）

- ① 《有事サイレン 1 4 秒吹鳴》
- ② 「ゲリラ攻撃情報。ゲリラ攻撃情報。  
当地域にゲリラ攻撃の可能性があります。  
屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
- ③ ①②を 2 回繰り返し
- ④ 下り 4 音チャイム

#### 2 伝達放送文の一例

☆ 避難準備の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区で〇〇の可能性がります。

〇〇地区全員の避難を予定しておりますので、外出を控え、避難準備をして自宅で待機して下さい。」

## ★ 警報、避難指示の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区に緊急処理事態の警報が発令され、避難指示が出されました。

〇〇に避難しますので、直ちに家の戸締りを行ったのち、必要携帯品をもって、消防隊員及び警察官の避難誘導に従い、徒歩で〇〇へ集合して下さい。」

## 3 事態の特性等

- ① ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、相手の攻撃の意図や目的により、攻撃の態様も様々であるが、少人数のグループにより行われるため、使用可能な武器も限定され、被害の範囲も一般的には、狭い範囲に限定される。

特に、最小限の攻撃で、最大の心理的又は物理的効果を生じさせることが考えられることから、都市部の政治経済の中核、原子力関連施設、危険物質等の取扱所などは、攻撃の可能性が一般に高く、注意が必要である。

- ② 具体的な被害が発生しているとの報告がない段階での避難を行うこともある。

- ③ ゲリラ・特殊部隊による攻撃においても、対策本部長による避難措置の指示、知事による避難の指示を踏まえて、避難実施要領を策定し、迅速に避難を実施することが基本である。

なお、急襲的な攻撃に際しては、避難措置の指示を待たずに、退避の指示、警戒区域の設定等を行う必要が生じるが、その際にも、事後的に避難措置の指示が出されることが基本である。

- ④ その際、ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃への排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊、海上保安部等及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、事態の状況が沈静化するまで、一時的に屋内に避難させ、局地的な事態の沈静化の状況を踏まえて、順次避難させる。

## ●屋内避難は、以下の場合に行う。

- ・NBC攻撃と判断されるような場合において、住民が何ら防護手段なく移動するよりも、屋内の外気から接触が少ない場所に留まる方がより危険性が少ないと考えられるとき
- ・ゲリラや特殊部隊が隠密に行動し、その行動の実態等についての情報がない場合において、屋外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと考えられるとき

- ⑤ 以上から、避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴き、それらの機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を策定することが必要であり、また、事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言に基づく、的確な措置を実施できるよう、現地調整所に派遣している市職員（消防職員含む）から必要な情報を入手し、避難実施要領の弾力的な運用を行うこととする。

（避難に比較的余裕がある場合の対応）

「一時避難場所までの移動」～「一時避難場所からのバス等の運送手段を用いた移動」、といった手順が一般には考えられる。

（突発的に事案が発生した場合の対応）

- ・ 避難実施要領の伝達は、事案が発生後 1 時間半～3 時間が経過しているものと思われる。  
[事案発生 ⇒ 事案認定（1～2 時間後）⇒ 避難実施要領の伝達（30 分～1 時間後）]
- ・ その時点では、消防警戒区域を定め、ゾーンの設定、トリアージ、除染、収容などの救助・救急活動を実施するなど、現場での緊急的な対応が行われており、事態の沈静化（濃度が下がり安全な状態になる）の目途は、事態の規模等によるものと思われる。
- ・ 当初の段階では、個々人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を決定することとなる。
- ・ 特にこの場合、初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ないことから、平素から、住民が緊急時にいかに対応すべきかについて問題意識を持ってもらうことが必要である。

**（パターン3：〔市内避難・屋内避難〕突発的な攻撃の場合の避難）****避難実施要領(一例)**

防府市長

〇〇月〇〇日〇時〇〇分現在

**1 事態の状況、避難の必要性**

国対策本部長は、本日〇〇：〇〇頃、〇〇地区で発生した攻撃が、武装工作員の抵抗等により、引き続き戦闘が継続している状況を踏まえ、〇〇：〇〇に、緊急処理事態の警報を発令し、防府市〇〇地区を要避難地域とする「避難措置の指示」を行った。

県知事は、これを受けて「避難の指示」を行った（別添）。

このため、市は住民が迅速に避難対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともに、住民がとるべき行動について周知する。

**2 避難誘導の方法****(1) 避難誘導の全般的方針**

ア 〇〇地区に所在する者に対しては、最終的に、当該地区から早急に避難できるよう、警報の内容や事態の状況等について、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に事態の状況を周知するとともに、県警察と連携して広報車、消防車両及びメールサービス等の広報手段を最大限活用し、避難実施要領の内容を伝達する。

イ この際、自力での避難が困難な者又は避難時の安全が確保できない場合は、安全な屋内に一時的に退避させ、県警察及び自衛隊等により安全な避難経路が確保された後、地区外に避難させる。

ウ 武装工作員の行動に関する情報について正確な情報が入手できない場合で、外で移動するよりも屋内に留まる方が不要の攻撃に巻き込まれるおそれが少ないと判断されるときは、屋内に一時的に避難させる。

エ 新たな爆発等の具体的な攻撃に関する情報が国から出された場合には、別途、その内容を伝達する。

**(2) 避難の方法**

ア 〇〇時現在〇〇地区については、〇〇道路を避難経路として、徒歩により避難する。自力歩行困難者は、車による避難も可とし、公用車による搬送も併せて行う。

イ 〇〇地区については、事態が沈静化するまで、当面の間、屋内避難を継続する。

**(3) 市の体制、職員派遣****ア 市対策本部の設置**

国からの指定を受けて、〇月〇日〇時〇分、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置した。

**イ 現地調整所の設置及び職員の派遣**

市は、職員2名を〇〇に派遣し、現地調整所を設置して現地における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう関係機関と情報を共有するとともに市対策本部との連絡調整に当たる。

**ウ 誘導経路における職員の配置**

誘導経路の要所である〇〇に連絡所を設置し、それぞれ県警察署員2名、消防職員〇名を配置して避難者リストにより住民の確認を行うとともに避難住民の行動状況を市対策本部へ連絡する。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

**(3) 避難実施要領の住民への伝達**

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に事態の状況を周知するとともに、県警察と連携して広報車、消防車両及びメールサービス等の広報手段を最大限活用し、避難実施要領の内容を伝達する。

イ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

**(4) 誘導に際しての留意点や職員の心得**

ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。

イ 防災活動服や特殊標章の腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

**(5) 住民等に周知する留意事項**

ア 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って集団で避難を行うよう促す。

イ 住民の携行品は、貴重品や最低限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。

**(6) 死傷者への対応**

ア 住民に死亡・負傷者が発生した場合には、〇〇地点の救護所、〇〇病院に誘導し、又は搬送する。

イ NBC攻撃による死傷の場合には、〇〇地点の救護所及び〇〇病院に誘導し、又は搬送する。この場合は、防護用の資機材を有する専門的な職員に、汚染地域からの誘導又は搬送を要請する。

ウ 県や医療機関によるDMATが編成される場合は、その連携を確保する。

**(7) 安全の確保**

- ア 避難誘導等を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国や県からの情報及び市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。
- イ 事態が沈静化していない地域やNBC攻撃等により汚染された地域は専門的な装備を有する機関に避難誘導を要請する。
- ウ 誘導を行う市の職員に対して、特殊標章及び身分証明書を交付し、必ず携帯させる。

**3 関係機関の避難措置行動**

- (1) 市消防本部：避難の指示等の伝達及び避難誘導
- (2) 県警察（〇〇警察署）：市長の実施する避難の指示等の伝達及び避難誘導の協力  
避難に関わる安全確保及び交通規制の実施
- (3) 〇〇自衛隊：国民保護等派遣要請に基づき、要避難地域の警備・警戒

**4 各対策部の役割**

市国民保護計画に基づき、担当所掌の対策を講ずる。

**5 連絡・調整先**

- (1) 市対策本部：市本庁舎 1 号館 3 階南北会議室（0835-23-2111）
- (2) 現地調整所：〇〇
- (3) 国現地対策本部：市本庁舎 1 号館 3 階第 1 会議室（0835-\*\*\*\*-\*\*\*\*）
- (4) 県現地対策本部：山口県防府総合庁舎〇階（0835-\*\*\*\*-\*\*\*\*）

【以下補足】実際の策定時には、この部分は削除するか本文内に盛り込む

**1 伝達放送文の一例**

## ☆ 避難準備の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区で〇〇の可能性があります。

〇〇地区全員の避難を予定しておりますので、外出を控え、避難準備をして自宅で待機して下さい。」

## ★ 警報、避難指示の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区に緊急対処事態の警報が発令され、避難指示が出されました。

〇〇道路を使用し、〇〇に避難しますので、直ちに家の戸締りを行ったのち、必要携帯品をもって、消防隊員及び警察官の避難誘導に従い、避難を開始してください。

なお、〇〇地域の方は、戦闘が継続しているため、当分の間、屋内で待機してください。」

**2 事態の特性等**

（パターン 2 参照）

**（パターン4：〔市内避難・屋内避難〕化学剤を用いた場合の攻撃）****避難実施要領(一例)**

防府市長

〇〇月〇〇日〇時〇〇分現在

**1 事態の状況、避難の必要性**

国対策本部長は、本日〇〇:〇〇頃、〇〇地域における爆発について、化学剤（〇〇剤と推定される。）を用いた可能性が高いとして、〇〇:〇〇に、緊急処理事態の警報を発令し、化学剤飛散周辺区域及び拡散が予想される風下区域を要避難地域とする「避難措置の指示」を行った。

県知事は、これを受けて「避難の指示」を行った（別添）。

このため、市は住民が迅速に避難対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともに、住民がとるべき行動について周知する。

**2 避難誘導の方法****(1) 避難誘導の全般的方針**

ア 風向：〇・風速〇m/sの現況から風下側約〇Km範囲の地域に在住する住民は、下記の要領で早急に避難する。

(ア) 屋内に避難する。(屋内にいる者は、引き続き屋内にとどまる。)

(イ) 屋内（自宅、職場、近傍の建物等）に避難できない者は、近接の避難所（別掲）に避難させる。

イ 発生地点の近くにいた場合や、気分がすぐれない場合などについては、汚染のおそれもあるため、職員等にその旨伝えること。

ウ 屋内では、窓を閉めて、目張りにより室内を密閉するとともに、できるだけ窓のない中央の部屋に移動するよう併せて周知する。

エ 消防警戒区域内にいる者については、化学防護服を着用した消防職員等が対応するので、その指示に従うこと。

オ 避難場所までの避難誘導の方法については、現場における自衛隊、県警察及び医療機関等からの情報や助言により、安全を最優先として適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

**(2) 市の体制、職員派遣****ア 市対策本部の設置**

国からの指定を受けて、〇月〇日〇時〇分、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置した。

**イ 市職員の現地派遣**

各避難所へ市職員各2名を派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、

連絡のため職員2名を派遣する。

#### ウ 誘導経路における職員の配置

消防警戒区域外の主要道路に、市職員各2名を配置する。

消防警戒区域内においては、化学防護服を着用した消防隊員等が避難誘導を行う。

#### (3) 屋内に避難できない者の避難先

施設名	所在地
〇〇小学校	〇〇町〇番〇号
〇〇中学校	〇〇町〇番〇号

#### (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に事態の状況を周知するとともに、県警察と連携して広報車、消防車両及びメールサービス等の広報手段を最大限活用し、避難実施要領の内容を伝達する。

イ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

ウ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

#### (5) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 市職員は基本的には、消防警戒区域内で活動すること。

イ 汚染のおそれがある者に対しては、近づいたり、接触したりせず、化学防護服を着用した消防隊員等に誘導を依頼すること。

ウ 屋内（自宅、勤務先等）に避難できない者（通行人等）を、要避難地域に近接する小学校等に一時的に入所させる際に、本人の申告等から、汚染のおそれが考えられる場合は、化学防護服を着用した消防隊員等に、除染所への誘導を依頼する。（避難所には入所させない。）

エ 消防警戒区域外の汚染されていないエリアにおいて、市職員が避難誘導を行う場合は、安全管理を徹底するため、消防職員の指示に従うこと。

オ 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。

カ 防災活動服や特殊標章の腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。

キ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

ク 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

#### (6) 住民等に周知する留意事項

##### ア 屋内における留意事項

(ア) 建物内では、中央部に避難する。上階を有する建物では、できるだけ上階に避難する。

(イ) ドア、窓、雨戸をすべて閉めること。必要によりテープで目張りすること。

- (ウ) 換気口を閉め、エアコン、換気扇を停止すること。
- (エ) 火気の使用を停止すること。

#### イ 屋外から屋内（自宅等）に避難した場合の留意事項

屋外から屋内（自宅等）に避難した場合は、汚染のおそれも考えられるので、自宅等において脱衣、洗浄を行うこと。

- 脱衣（衣服が汚染されている可能性があるため。）
  - ・ 衣服の表面が皮膚に触れないよう脱衣し、脱衣した衣服はビニール袋に入れ密封する。
- 洗浄（必ず脱衣してから洗浄する。絶対に衣服の上から洗浄しないこと。）
  - ・ 大量の水またはぬるま湯で、5分間程度、頭から足のつま先まで洗い流す。
  - ・ 石鹼（アルカリ性）が用意できる場合は、水またはぬるま湯で洗い流した後、石鹼で洗い、最後に水またはぬるま湯で洗い流す。
  - ・ 洗浄の際、水またはぬるま湯が、目や口等に入らないように気をつける。

#### (7) 安全の確保

避難誘導等を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国や県からの情報及び市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

### 3 関係機関の避難措置行動

- (1) 市消防本部：避難の指示等の伝達及び避難誘導
- (2) 県警察（〇〇警察署）：市長の実施する避難の指示等の伝達及び避難誘導の協力  
避難に関わる安全確保及び交通規制の実施
- (3) 〇〇自衛隊：国民保護等派遣要請に基づき、市長の実施する避難の指示等の伝達及び避難誘導の協力

### 4 各対策部の役割

市国民保護計画に基づき、担当所掌の対策を講ずる。

### 5 避難住民の受入れ・救護活動の支援

各避難所に、避難所担当職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認の収集を行うとともに食料、飲料水等の支援及び必要に応じ、救護活動支援を行う。

### 6 連絡・調整先

- (1) 市対策本部：市本庁舎 1 号館 3 階南北会議室（0835-23-2111）
- (2) 現地調整所：〇〇
- (3) 国現地対策本部：未設置
- (4) 県現地対策本部：山口県防府総合庁舎〇階（電話番号）

【以下補足】実際の策定時には、この部分は削除するか本文内に盛り込む

## 1 伝達放送文の一例

### ★ 警報、避難指示の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区に緊急対処事態の警報が発令され、避難指示が出されました。

〇〇地区の住民は、屋内に避難し、窓を閉めて、室内を密閉してください。

屋内に避難できない場合は、〇〇小学校又は〇〇中学校へ大至急避難してください。

マスクやタオルで口を覆い、消防隊員、警察官の避難誘導に従ってください。」

## 2 事態の特性等（パターン2の補足も参照のこと）

- ① 多数の人を殺傷する特性を有する化学・生物剤の散布には、以下のものが想定される。
  - ・放射性物質を混入させた爆弾（ダーティボム）等の爆発による放射能の拡散
  - ・炭そ菌等生物剤の航空機等による大量散布
  - ・市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布
  - ・水源地に対する毒素等の混入
- ② 化学剤の散布においては、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる性質がある。このため、外気からの密閉性の高い部屋や風上の高台に避難させることとなる。
- ③ 化学剤等は、風下の空気がよどむ所（わずかな谷地地形、吹き溜まりがしやすいところなど）にも集積する可能性がある。この場合、堅牢な建物の高所や高台に誘導させることとなる。
- ④ 住民等を避難させるに当たっては、関係機関と連携し、防護服等の防護設備を確保する必要がある。
- ⑤ テロが目的の場合、突発的に起き、散布後の対応となるケースが多いと思われ、化学剤の影響があり安全性が確保されない状況では、屋外に出て避難所に向かうことはできないことから、屋内避難が基本となる。

ただし、実際に化学剤を浴びた場合や、散布地点に極めて近い場合（目視できる距離）などについては、一刻も早くその場を離れ、処置を受ける必要があり、また、屋内に避難できない者については、避難所等への収容を行う。
- ⑥ NBC攻撃の場合には、内閣総理大臣が関係大臣を指揮して、措置の実施に当たることから、政府の各機関と連絡を取り合って活動することが必要である。現地対策本部との緊密な連絡体制を確保することは職員の活動上の安全に寄与することとなる。

- ⑦ 防護衣を着用せずに移動して伝達することは危険を伴うことから、伝達は電話等に限られる。
- ⑧ 避難所においては、消毒用品や防護服などを備えるよう、関係機関の協力を得る。
- ⑨ NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、速やかな情報提供を常に考える必要がある。

**（パターン5：[市内避難・県内避難] ダムへの攻撃に対する避難）****避難実施要領(一例)**

防府市長

〇〇月〇〇日〇時〇〇分現在

**1 事態の状況、避難の必要性**

国対策本部長は、本日〇〇:〇〇頃、武装工作員が侵入したとの情報がある〇〇ダムについて、当該施設から大量の水が佐波川下流域に押し寄せるおそれがあるため、〇〇:〇〇に、緊急対処事態の警報を発令し、爆発の発生が予想される△△市〇〇地区及びその下流域となる防府市〇〇地域（A地区～C地区）を要避難地域とする「避難措置の指示」を行った。

県知事は、これを受けて「避難の指示」を行った（別添）。

このため、市は住民が迅速に避難対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともに、住民がとるべき行動について周知する。

**2 避難誘導の方法****(1) 避難誘導の全般的方針**

- ア A地区の住民約〇名は、本日〇〇:〇〇を目途に、一時集合場所であるA公民館に集合させた後、本日〇〇:〇〇以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇中学校へ避難させる。
- イ B地区及びC地区の住民約〇名は、本日〇〇:〇〇を目途に、一時集合場所であるB公園に集合させた後、本日〇〇:〇〇以降、市車両及び民間大型バスにより、△市〇〇センターへ避難させる。
- ウ 各地区に民間大型バス5台ずつ配車するとともに消防職員等の戸別訪問により、残留住民の有無を確認し、自力避難困難な残留住民については、バスに乗車させて、一時避難所へ輸送する。
- エ 集合場所までの避難誘導の方法については、現場における県警察及び医療機関等からの情報や助言により、安全を最優先として適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

**(2) 市の体制、職員派遣****ア 市対策本部の設置**

国からの指定を受けて、〇月〇日〇時〇分、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置した。

**イ 市職員の現地派遣**

市職員4名を、避難先の〇〇中学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員2名を派遣する。

### ウ 誘導経路における職員の配置

誘導経路の要所である〇〇に連絡所を設置し、それぞれ消防職員2名を配置して避難者リストにより住民の確認を行うとともに避難住民の行動状況を市対策本部へ連絡する。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

## (3) 輸送手段・方法

### ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分、避難先

地区名	避難住民数	集合場所	輸送力の配分	避難先
A地区	約〇名	A公民館	市保有バス2台 〇〇交通バス5	〇〇中学校 (〇市〇町〇番〇号)
B C地区	約〇名	B公園	〇〇交通バス15台	△市〇〇センター (△市〇町〇番〇号)

### イ 輸送開始時期・場所

A公民館・B公園 … 〇〇日〇〇:〇〇（以降15分毎に出発）

### ウ 避難経路

県道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

## (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に事態の状況を周知するとともに、県警察と連携して広報車、消防車両及びメールサービス等の広報手段を最大限活用し、避難実施要領の内容を伝達する。

イ 上記と並行し、消防職員、県警察各〇名を各地区に派遣するとともに、戸別訪問して避難実施要領の内容を伝達する。別訪問して避難実施要領の内容を伝達する。

ウ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

## (5) 集合場所への移動

ア 消防職員は、県警察と連携して、自治会等の協力を得て、住民の避難誘導を行う。

イ 集合場所への住民の移動は、健常者については、徒歩により行うこととする。

ウ 自力避難困難者及び付添人は、自家用車等で直接、指定避難所に移動し避難する。

## (6) 避難誘導の終了

ア 消防職員は、県警察と連携して、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得する。

イ 集合場所への避難誘導は、〇〇:〇〇までに終了するよう活動する。

## (7) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、沈着冷静に毅然た

る態度を保つこと。

- イ 防災活動服や特殊標章の腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

#### (8) 住民等に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って集団で避難を行うよう促す。
- イ 住民の携行品は、貴重品や最低限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ウ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するように住民に促す。
- エ 防災行政無線、テレビ・ラジオなどによる情報の入手に努めるよう促す。

#### (9) 安全の確保

避難誘導等を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国や県からの情報及び市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

### 3 関係機関の避難措置行動

- (1) 市消防本部：避難の指示等の伝達及び避難誘導
- (2) 県警察（〇〇警察署）：市長の実施する避難の指示等の伝達及び避難誘導の協力  
避難に関わる安全確保及び交通規制の実施

### 4 各対策部の役割

市国民保護計画に基づき、担当所掌の対策を講ずる。

### 5 避難住民の受入れ・救護活動の支援

避難所に、避難所担当職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認の収集を行うとともに食料、飲料水等の支援及び必要に応じ、救護活動支援を行う。

### 6 連絡・調整先

- (1) 市対策本部：市本庁舎 1 号館 3 階南北会議室（0835-23-2111）
- (2) 現地調整所：〇〇
- (3) 国現地対策本部：未設置
- (4) 県現地対策本部：山口県防府総合庁舎〇階（電話番号）

---

【以下補足】実際の策定時には、この部分は削除するか本文内に盛り込む

## 1 伝達放送文の一例

☆ 避難準備の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区で〇〇の可能性があります。

〇〇地区全員の避難を予定しておりますので、外出を控え、避難準備をして自宅で待機して下さい。」

★ 警報、避難指示の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区に緊急処理事態の警報が発令され、避難指示が出されました。

〇〇に避難しますので、直ちに家の戸締りを行ったのち、必要携帯品をもって、消防隊員及び警察官の避難誘導に従い、徒歩で〇〇へ集合して下さい。」

## 2 事態の特性等（パターン2の補足も参照のこと）

- ① 住民の避難については、対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は事業者等と協議して、予防的にでも退避を指示し、高台に避難させることとなる。

**（パターン6：[市内避難] 大規模集客施設への攻撃に対する避難）****避難実施要領(一例)**

防府市長

〇〇月〇〇日〇時〇〇分現在

**1 事態の状況、避難の必要性**

国対策本部長は、本日〇〇:〇〇頃、大規模集客施設〇〇において武装工作員が侵入したとの事案により、当該施設に対する攻撃が行われた場合には、攻撃に伴う爆発等のおそれがあるため、〇〇:〇〇に、緊急処理事態の警報を発令し、爆発の予想される地域周辺のA地区及びB地区を要避難地域とする「避難措置の指示」を行った。

県知事は、これを受けて「避難の指示」を行った（別添）。

このため、現時点では、予防的な措置であるが、市は住民が迅速に避難対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともに、住民がとるべき行動について周知する。

**2 避難誘導の方法****(1) 避難誘導の全般的方針**

- ア 施設の来場者及びA・B地区住民約〇名を本日〇〇:〇〇を目途に、徒歩により〇〇小学校へ避難させる。
- イ 自力避難困難者については自家用車等での避難とする
- ウ 〇〇病院の入院患者〇名については、市消防の救急車を使用し△病院へ避難させる。
- エ 一時集合場所までの避難誘導の方法については、現場における県警察等からの情報や助言により、安全を最優先として適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

**(2) 市の体制、職員派遣****ア 市対策本部の設置**

国からの指定を受けて、〇月〇日〇時〇分、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置した。

**イ 市職員の現地派遣**

市職員各2名を、避難先の〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員2名を派遣する。

**ウ 現地調整所の設置及び職員の派遣**

市は、職員2名を〇〇に派遣し、現地調整所を設置して現地における事態の状況の変化に迅速に対応できるよう関係機関と情報を共有するとともに市対策本部との連絡調整に当たる。

## エ 誘導経路における職員の配置

誘導経路の要所である〇〇に連絡所を設置し、それぞれ消防職員2名、消防団員〇名を配置して避難者リストにより住民の確認を行うとともに避難住民の行動状況を市対策本部へ連絡する。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

## (3) 輸送手段・方法

### ア 避難住民数、手段、避難先

	避難住民数	手段	避難先
A地区	約〇名	徒歩	〇〇小学校（〇市〇町〇番〇号）
B地区	約〇名		
〇〇病院	〇名	救急車	△病院（〇市〇町〇番〇号）

### イ 避難経路

市道〇〇号（予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用）

## (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に事態の状況を周知するとともに、県警察と連携して広報車、消防車両及びメールサービス等の広報手段を最大限活用し、避難実施要領の内容を伝達する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 避難誘導する消防職員20名を派遣するとともに戸別訪問して避難実施要領の内容を伝達する。

エ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

オ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

カ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

## (5) 避難誘導の終了

ア 消防職員は、県警察と連携して、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得する。

イ 避難誘導は、〇〇:〇〇までに終了するよう活動する。

## (6) 誘導に際しての留意点や職員の心得

ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。

- イ 防災活動服や特殊標章の腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

#### (7) 住民等に周知する留意事項

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って集団で避難を行うよう促す。
- イ 住民の携行品は、貴重品や最低限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ウ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するように住民に促す。

#### (8) 安全の確保

避難誘導等を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国や県からの情報及び市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

### 3 関係機関の避難措置行動

- (1) 市消防本部：〇〇
- (2) 県警察（〇〇警察署）：市長の実施する避難の指示等の伝達及び避難誘導の協力  
避難に関わる安全確保及び交通規制の実施

### 4 各対策部の役割

市国民保護計画に基づき、担当所掌の対策を講ずる。

### 5 避難住民の受入れ・救護活動の支援

避難所に、避難所担当職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認の収集を行うとともに食料、飲料水等の支援及び必要に応じ、救護活動支援を行う。

### 6 連絡・調整先

- (1) 市対策本部：市本庁舎 1 号館 3 階南北会議室（0835-23-2111）
- (2) 現地調整所：〇〇
- (3) 国現地対策本部：未設置
- (4) 県現地対策本部：山口県防府総合庁舎〇階（電話番号）

---

【以下補足】実際の策定時には、この部分は削除するか本文内に盛り込む

## 1 伝達放送文の一例

☆ 避難準備の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区で〇〇の可能性あります。

〇〇地区全員の避難を予定しておりますので、外出を控え、避難準備をして自宅で待機して下さい。」

★ 警報、避難指示の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区に緊急対処事態の警報が発令され、避難指示が出されました。

〇〇に避難しますので、直ちに家の戸締りを行ったのち、必要携帯品をもって、消防隊員及び警察官の避難誘導に従い、徒歩で〇〇へ集合して下さい。」

## 2 事態の特性等（パターン2の補足も参照のこと）

- ① 住民の避難については、対策本部長の避難措置の指示の内容に沿って行うことを基本とするが、緊急の場合には、市長は事業者等と協議して、予防的にでも退避を指示し、又は屋内への退避を指示することとなる。

### （3）着上陸侵攻・航空攻撃の事態

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空機攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待った対応をすることが必要となる。

このため、県国民保護計画における整理と同様、着上陸侵攻に伴う避難は、事態発生時における国の総合的な方針に基づき避難を行うことを基本として、平素からかかる避難を想定した具体的な対応については、定めることはしない。

#### 1 航空攻撃において発令される警報の一例

（同報系防災行政無線から放送される J-ALERT による警報放送例）

- ① 《有事サイレン 1 4 秒吹鳴》
- ② 「航空攻撃情報。航空攻撃情報。  
当地域に航空攻撃の可能性があります。  
屋内に避難し、テレビ・ラジオをつけてください。」
- ③ ①②を 2 回繰り返し
- ④ 下り 4 音チャイム

#### （４）市の地域特性に応じた避難実施要領

地域特性として下記の避難について、避難実施要領に対応を示す。

- ① 離島住民の避難
- ② 自衛隊施設の周辺地域における避難
- ③ 南部臨海部工場周辺地域における避難

### （パターン7：[市内避難] 離島からの避難の場合）

#### 避難実施要領(一例)

防府市長

〇〇月〇〇日〇時〇〇分現在

#### 1 事態の状況、避難の必要性

国対策本部長は、中国地方瀬戸内沿岸の各種事象から〇〇各諸島に対する武装工作員の侵攻の可能性を考慮し、〇〇：〇〇に、緊急処理事態の警報を発令し、防府市野島の全島を要避難地域とする「避難措置の指示」を行った。

県知事は、これを受けて「避難の指示」を行った（別添）。

このため、市は住民が迅速に避難対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

#### 2 避難誘導の方法

##### (1) 避難誘導の全般的方針

- ア 野島全域の住民約90名について、〇〇日〇〇：〇〇を目途に島外への避難を開始する。
- イ 島外への避難住民の運送は、野島港栈橋から、離島航路定期船「レインボーあかね」（定員95人）に乗船しピストン運送して行うこととする。
- ウ 野島地域住民を第1便とし、避難誘導員は第1便で乗船できなかった場合のみ第2便に乗船することとする。
- エ 緊急時には、これ以外にも海上保安部等の船艇・航空機及び海上自衛隊の輸送艦艇が避難住民の運送に当たるよう要請する。
- オ 出航便の一時間前に港湾に到着できるよう、住民は班ごとの単位により徒歩で行動し、市職員、消防団員及び地域自主防災組織を中心とした避難誘導により野島港栈橋に集合する。
- カ 三田尻港栈橋で下船し、民間大型バスにより、〇〇に避難する。
- キ 出漁中の住民については、徳山海上保安部に依頼し、入港先を三田尻港とする。
- ク 避難誘導の方法については、現場における海上保安部等からの情報や助言により、安全を最優先として適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

## (2) 市の体制、職員派遣

## ア 市対策本部の設置

国からの指定を受けて、〇月〇日〇時〇分、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置した。

## イ 市職員の現地派遣

市職員2名を、避難先の〇〇に派遣する。また政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員2名を派遣する。

## ウ 誘導経路における職員の配置

避難誘導員として、市職員10名、消防職員2名を野島に派遣する。野島へ派遣された職員は、誘導経路の要所である野島港栈橋に連絡所を設置し、それぞれ消防職員2名、消防団員2名を配置して避難者リストにより点呼を行い住民の確認を行うとともに避難住民の行動状況を市対策本部へ連絡する。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

## (3) 輸送手段・方法

## ア 野島港栈橋から三田尻港栈橋

	避難住民数	集合場所	輸送手段	集合時間	出発時間
野島東自治会	約35名	野島港 栈橋	離島航路定期船 「レインボーあかね」(定員95人)	〇:〇	〇:〇
野島中自治会	約25名				
野島西自治会	約30名				

## イ 三田尻港栈橋から〇〇避難所

	避難 住民数	輸送手段	出発 時間	避難経路	避難先
野島東自治会	約35名	市保有マイクロバス(20人)×1台 〇〇交通大型バス(40人)×1台 〇〇交通大型バス(40人)×1台	〇:〇	県道〇〇号 (予備として県道〇〇号及び〇〇号を使用)	〇〇 (〇市〇町〇番〇号)
野島中自治会	約25名				
野島西自治会	約30名				

## (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に事態の状況を周知し、避難実施要領の内容を伝達する。

なお、メールサービス等の広報手段も最大限活用する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、野島地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ また、避難誘導する市職員等により戸別訪問して避難実施要領の内容を伝達する。

エ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

**(5) 一時集合場所への移動**

- ア 市職員は消防団員等と連携して、自治会等の協力を得て、住民の避難誘導を行う。
- イ 一時集合場所への住民の移動は、健常者については、徒歩により行うこととする。
- ウ 自力避難困難者については、車イス等を使用し避難させる。車イスについては、野島漁村センターの2台を使用し、不足分については市職員が〇台持参する。

**(6) 避難誘導の終了**

- ア 市職員は、消防団員等と連携して、自治会の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得する。
- イ 一時集合場所への避難誘導は、〇〇:〇〇までに終了するよう活動する。

**(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得**

- ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や特殊標章の腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。

**(8) 住民等に周知する留意事項**

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って集団で避難を行うよう促す。
- イ 住民の携行品は、貴重品や最低限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ウ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するように住民に促す。

**(9) 安全の確保**

避難誘導等を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国や県からの情報及び市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

**3 関係機関の避難措置行動**

- (1) 市消防本部：連絡所への配備
- (2) 県警察（〇〇警察署）：避難に関わる安全確保及び交通規制の実施
- (3) 〇〇自衛隊：国民保護等派遣要請に基づき、要避難地域の警備及び避難住民の輸送補助
- (4) 海上保安庁：海上避難路の安全確保、野島周辺の警戒及び避難住民の輸送補助

**4 各対策部の役割**

市国民保護計画に基づき、担当所掌の対策を講ずる。

**5 避難住民の受入れ・救護活動の支援**

避難所「〇〇」に、避難所担当職員を派遣して、避難住民の登録や安否確認の収集を行うとともに食料、飲料水等の支援及び必要に応じ、救護活動支援を行う。

## 6 連絡・調整先

- (1) 市対策本部：市本庁舎 1 号館 3 階南北会議室（0835-23-2111）
- (2) 現地調整所：〇〇
- (3) 国現地対策本部：未設置
- (4) 県現地対策本部：山口県防府総合庁舎〇階（電話番号）

---

【以下補足】実際の策定時には、この部分は削除するか本文内に盛り込む

### 1 伝達放送文の一例

☆ 避難準備の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区で〇〇の可能性がります。

〇〇地区全員の避難を予定しておりますので、外出を控え、避難準備をして自宅で待機して下さい。」

★ 警報、避難指示の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区に緊急処理事態の警報が発令され、避難指示が出されました。

〇〇に避難しますので、直ちに家の戸締りを行ったのち、必要携帯品をもって、市職員、消防団等の避難誘導に従い、徒歩で〇〇へ集合して下さい。」

### 2 事態の特性等（パターン 2 の補足も参照のこと）

- ① 島における避難では、島外への避難を前提として考えた場合に、全住民の避難が可能な運送手段を確保することが必要となるが、県が、国及び指定公共機関並びに指定地方公共機関である運送事業者と調整して確保することが基本である。
- ② 市では、当該運送手段の確保の状況を踏まえ、島内の住民を、運送の拠点となる港湾へ運送するバスや公用車（野島においては原則徒歩、車イス等）などを確保し、各地区の住民に周知を行うことが措置の中心となる。

**（パターン8：〔市内避難〕自衛隊施設の周辺地域における避難）****避難実施要領(一例)**

防府市長

〇〇月〇〇日〇時〇〇分現在

**1 事態の状況、避難の必要性**

国対策本部長は、武装工作員等による自衛隊施設に対する攻撃が行われた場合には、攻撃に伴う爆発等のおそれがあるため、〇〇：〇〇に緊急対処事態の警報を発令し、爆発の発生が予想される航空自衛隊防府北基地周辺を要避難地域とする「避難措置の指示」を行った。

県知事は、これを受けて「避難の指示」を行った（別添）。

このため、現時点では、予防的な措置であるが、市は住民が迅速に避難対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともに、住民がとるべき行動について周知する。

**2 避難誘導の方法****(1) 避難誘導の全般的方針**

ア A・B・C地区住民約〇名を本日〇〇：〇〇を目途に各地区の一時避難施設であるA・B・C公民館に集合させた後、本日〇〇：〇〇以降、市車両及び民間大型バスにより、〇〇小学校・〇〇中学校・〇〇センターへ避難させる。

イ この際、公民館までの避難は徒歩によるものとし、自家用車の使用は、避難に介護を必要とする者とその介護者に限定するものとする。

ウ 〇〇病院の入院患者〇名については、市消防の救急車を使用し、〇〇〇病院へ避難させる。

エ 一時集合場所までの避難誘導の方法については、現場における自衛隊、県警察等からの情報や助言により、安全を最優先として適宜修正を行うものとする。このほか、事態の状況が大幅に変更し、避難措置の指示及び避難の指示の内容が変更された場合には、当該避難実施要領についても併せて修正する。

**(2) 市の体制、職員派遣****ア 市対策本部の設置**

国からの指定を受けて、〇月〇日〇時〇分、市長を本部長とする市国民保護対策本部を設置した。

**イ 市職員の現地派遣**

市職員各2名を、A・B・C公民館、避難先の〇〇小学校に派遣する。また、政府の現地対策本部が設置された場合には、連絡のため職員〇名を派遣する。

**ウ 誘導経路における職員の配置**

誘導経路の要所である〇〇に連絡所を設置し、それぞれ消防職員〇名、消防団員〇名を配置して避難者リストにより住民の確認を行うとともに避難住民の行動状況を市対策本部へ連絡する。また、各種の問い合わせへの対応、連絡調整を行う。

## (3) 輸送手段・方法

## ア 避難住民数、一時避難施設、輸送力の配分、避難先

	避難 住民数	一時 避難施設	輸送力の配分	避難先
A地区	約〇名	A公民館	市保有車両4台 〇〇バス2台	〇〇小学校 (〇市〇町〇番〇号)
B地区	約〇名	B公民館	〇〇バス5台	〇〇中学校 (〇市〇町〇番〇号)
C地区	約〇名	C公民館	〇〇バス5台	〇〇センター (〇市〇町〇番〇号)
〇〇病院	〇名		救急車	〇〇〇病院 (〇市〇町〇番〇号)

## イ 輸送開始時期・場所

〇〇日〇〇:〇〇、A・B・C公民館

## ウ 避難経路

県道〇〇号（予備として県道〇〇号及び市道〇〇号を使用）

## (4) 避難実施要領の住民への伝達

ア 担当職員は、防災行政無線を用いて、対象地域の住民全般に事態の状況を周知するとともに、県警察と連携して広報車、消防車両及びメールサービス等の広報手段を最大限活用し、避難実施要領の内容を伝達する。

イ 上記と並行し、担当職員は、避難実施要領について、A・B・C地区の自治会長、自主防災組織の長、当該区域を管轄する消防団長、警察署長等にFAX等により、住民への伝達を依頼する。

ウ 避難誘導する消防職員〇名を派遣するとともに戸別訪問して避難実施要領の内容を伝達する。

エ 担当職員は、災害時要援護者等の事前登録者、避難支援者、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等へ避難実施要領の内容の伝達を行う。

オ 担当職員は、近隣住人が相互に声を掛け合うように呼びかける。

カ 担当職員は、報道関係者に対し、避難実施要領の内容を提供する。

キ 外国人に対しては、国際交流協会等の能力を活用し、語学に堪能な誘導員を窓口として配置する。

## (5) 一時集合場所への移動

ア 消防職員は、県警察と連携して、自治会等の協力を得て、住民の避難誘導を行う。

イ 一時集合場所への住民の移動は、健常者については、徒歩により行うこととする。

**(6) 避難誘導の終了**

- ア 消防職員は、県警察と連携して、住民の協力を得て、戸別訪問により残留者の有無を確認する。残留者については、特別な理由がない限り、避難を行うよう説得する。
- イ 一時集合場所への避難誘導は、〇〇:〇〇までに終了するよう活動する。

**(7) 誘導に際しての留意点や職員の心得**

- ア 住民は、恐怖心や不安感の中で避難を行うこととなるため、誘導員は、沈着冷静に毅然たる態度を保つこと。
- イ 防災活動服や特殊標章の腕章により、誘導員であることの立場や役割を明確にし、その活動に理解を求めること。
- ウ 誘導員は、混乱が予測される場合には、それに先立ち迅速な情報提供とパニックによる危険性を警告し、冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- エ 学校や事業所においては、原則として、避難先まで集団でまとまって行動するように呼びかけること。

**(8) 住民等に周知する留意事項**

- ア 住民に対しては、近隣の住民に声を掛け合うなど、相互に助け合って集団で避難を行うよう促す。
- イ 住民の携行品は、貴重品や最低限の着替えや日用品とし、円滑な行動に支障をきたさないように住民に促す。
- ウ 留守宅の戸締り、金銭・貴重品、運転免許証等の身分証明書、非常持ち出し品を携行するように住民に促す。

**(9) 安全の確保**

避難誘導等を行う市の職員に対しては、二次被害が生じないように、国や県からの情報及び市対策本部において集約した全ての最新の情報を提供する。

**3 関係機関の避難措置行動**

- (1) 市消防本部：〇〇
- (2) 県警察（〇〇警察署）：市長の実施する避難の指示等の伝達及び避難誘導の協力  
避難に関わる安全確保及び交通規制の実施
- (3) 〇〇自衛隊：国民保護等派遣要請に基づき、要避難地域の警備

**4 各対策部の役割**

市国民保護計画に基づき、担当所掌の対策を講ずる。

**5 避難住民の受入れ・救護活動の支援**

各避難所に、避難所担当職員 3 名を派遣して、避難住民の登録や安否確認の収集を行うとともに食料、飲料水等の支援及び必要に応じ、救護活動支援を行う。

## 6 連絡・調整先

- (1) 市対策本部：市本庁舎 1 号館 3 階南北会議室（0835-23-2111）
- (2) 現地調整所：〇〇
- (3) 国現地対策本部：未設置
- (4) 県現地対策本部：山口県防府総合庁舎〇階（電話番号）

---

【以下補足】実際の策定時には、この部分は削除するか本文内に盛り込む

### 1 伝達放送文の一例

☆ 避難準備の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区で〇〇の可能性があります。

〇〇地区全員の避難を予定しておりますので、外出を控え、避難準備をして自宅で待機して下さい。」

★ 警報、避難指示の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区に緊急対処事態の警報が発令され、避難指示が出されました。

〇〇に避難しますので、直ちに家の戸締りを行ったのち、必要携帯品をもって、消防隊員及び警察官の避難誘導に従い、徒歩で〇〇へ集合して下さい。」

### 2 事態の特性等

- ① 自衛隊施設周辺地域における避難については、施設が防衛活動の拠点となる等の特性があることから、侵害排除活動との輻輳を避けるため、市は県、国と連携を密にし、避難施設、避難経路及び輸送手段の確保に努める。

**（パターン9：[市内避難・屋内避難] 南部臨海部の工場に対する破壊攻撃の場合）****避難実施要領(一例)**

防府市長

〇〇月〇〇日〇時〇〇分現在

**1 事態の状況、避難の必要性**

国対策本部長は、本日〇〇:〇〇頃、武装工作員が侵入したとの情報がある南部臨海部の工場については、当該施設に対する攻撃が行われた場合には、当該施設から有毒ガスの漏洩拡散や爆発のおそれがあるため、緊急処理事態の警報を発令し、化学剤飛散周辺区域及び拡散が予想される風下区域を要避難地域とする「避難措置の指示」を行った。

県知事は、これを受けて「避難の指示」を行った（別添）。

このため、市は住民が迅速に避難対応できるよう、警報の発令に関する情報に注意するとともにその場合に住民がとるべき行動について周知する。

**2 避難誘導の方法**

以下（パターン4：化学剤を用いた場合の攻撃）を準用する

---

【以下補足】実際の策定時には、この部分は削除するか本文内に盛り込む

**1 伝達放送文の一例**

## ★ 警報、避難指示の伝達放送文

「こちらは、防府市です。〇〇地区に緊急処理事態の警報が発令され、避難指示が出されました。

〇〇地区の住民は〇〇に避難しますので、直ちに家の戸締りを行ったのち、マスクやタオルで口を覆いながら必要携帯品をもって、消防隊員及び警察官の避難誘導に従い、徒歩で〇〇へ集合して下さい。

〇〇地区の住民は、屋内に避難し、窓を閉めて、室内を密閉してください。」

**2 事態の特性等（パターン2の補足も参照のこと）**

- ① 南部臨海部の工場による災害においては、液化天然ガスや液化石油ガスなどの可燃性物質の爆発などの他、一酸化炭素、アンモニアといった有毒ガスの漏洩拡散なども考えられる。特に、有毒ガスの漏えいの危険性がある場合においては、その時点の気象状況、風向、地形等により拡散の範囲が決ることから、周辺住民の居住状況（高圧ガス保安法により、高圧ガス施設は一定の民家等との保安距離

が確保されている）等を考慮しつつ、風上や風横に住民を避難誘導し、又は屋内への避難を行わせる必要がある。

- ② 大規模な爆発が発生した場合（ファイヤーボールの発生等）については、その影響（爆風、放射熱、破片の飛しょう等）が広範囲に及ぶ可能性があることから、その影響を勘案した広範囲な避難を考える必要がある。このため、事態の状況を見極めながら、可能な限り予防的に影響が予想される地域の範囲外に住民を避難させるとともに、時間や場所により、屋内に避難させることも考慮する必要がある。
- ③ 汚染の状況が目に見えないような事象においては、一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、速やかな情報提供を常に考える必要がある。

### 5-3 避難誘導における留意点

#### 1 各種の事態に即した対応

- 弾道ミサイル攻撃やゲリラ・特殊部隊による攻撃など攻撃類型により、また避難に時間的余裕があるか否か、市街地等における避難であるか否か等により、実際の避難誘導の在り方は異なり、常にその事態に即した避難誘導の実現を図る姿勢が求められる。避難実施要領についても、事態の変化を踏まえ、逐次修正することが求められる場合もある。
- 弾道ミサイル攻撃においては、当初は迅速に屋内に避難することとなる。避難実施要領の内容は、あらかじめ出される避難措置の指示及び避難の指示に基づき、実際に弾道ミサイルが発射されたときに個人が対応できるよう、その取るべき行動を周知しておくことが主な内容となる。
- ゲリラ・特殊部隊による攻撃については、比較的時間的な余裕がある場合には、一時避難場所までの移動、一時避難場所からのバス等による移動といった手順が一般には考えられるが、市街地等において突発的に事案が発生した場合には、当初の段階では個人がその判断により危険回避のための行動を取るとともに、県警察、消防機関、海上保安部等、自衛隊等からの情報や助言に基づき、各地域における屋内避難や移動による避難を行うこととなる。
- 離島については、県による船舶等の運送手段の確保と並行しながら、島内における残留者の有無の確認等を行うこととなる。
- 市街地等での突発的なテロなど時間的な余裕がないケースにおいては、特に初動時には、住民や滞在者の自主的な避難に頼らざるを得ない。このため、平素から、住民が緊急時に如何に対応すべきかについて問題意識を持ってもらう努力が必要である。
- 行政当局の限られた資源を活用し、効率的に避難を行うためには、必要となる措置に優先順位をつけていかなければならないが、その際、住民への情報提供及び避難行動要支援者の避難誘導について、特に重視しなければならない。

#### 2 避難誘導に係る情報の共有化、一元化

- 避難住民の誘導に当たっては、対策本部長による避難措置の指示の内容、警報の内容（特に法第44条第2項第2号に掲げる「武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域」の設定の状況）、またそれを受けた知事による避難の指示を踏まえた対応が基本である。
- 他方、ゲリラや特殊部隊による攻撃などのように、現場において事態が刻々と変化するような状況においては、現地で活動する関係機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を考える必要がある。

- 避難実施要領の策定に当たっては、各執行機関、消防機関、県、県警察、海上保安部等、自衛隊等の関係機関の意見を聴くこととしており、その際に、各機関からの情報や助言を踏まえて、避難の方法を決めていくことが求められる。
- 市の対策本部は、市の区域における国民保護措置を総合的に推進する役割を担うが事態の変化等に機敏に対応するため、現場における関係機関の情報を共有し、関係機関からの助言等に基づいた確かな措置を実施できるよう、「現地調整所」を設けて、活動調整に当たることが必要である。
- 避難誘導の開始や終了時、問題が生じた時などは、「現地調整所」に必ず連絡し、「現地調整所」において現場の情報を一元化し、全体の状況を常に把握しておくことが期待される。また「現地調整所」の職員は、市対策本部と常に連絡を取り合い連携の取れた対応を行う。
- 政府の現地対策本部が設置された場合には、当該本部に市の職員を（連絡員）として派遣して、最新の情報を入手するとともに、避難実施要領の作成や修正作業に反映させることが必要となる。

### 3 住民に対する情報提供の在り方

- 国民保護法上、国民への適時適切な情報提供が定められているところであるが、避難誘導に当たっても、住民に可能な限り情報提供をしていく必要がある。
- 武力攻撃やテロについては、我が国においてはあまり意識されてこなかったため、自然災害以上に、希望的観測を抱き、災害の発生を軽視もしくは無視し、適切な行動を取らないということ（ノーマルシー・バイアス＝「正常化の偏見」）が起きやすく、また、逆に、小さな事象に対し過剰に反応したり（カタストロフィー・バイアス）、流言や誤情報に基づいて思いこみで行動する可能性もある。そうした住民の心理状態も念頭に置き、住民に対して、必要な情報をタイムリーに提供することが必要である。
- その際、事態の状況や住民の避難にかかわる情報のみならず、行政側の対応の状況についても、可能な限り提供すべきである。それは、住民にとっての安心材料にもなるものである（状況に変化がない場合においても、現状に関し情報提供を続けることは必要である。）。
- また、「正常化の偏見」を考慮すると、自然災害時以上に残留者への対応が必要になる可能性が高く、必要な要員を確保するとともに、把握している情報をもとに丁寧な状況説明を行うこと等により、残留者の説得を行わなければならない。
- 放送事業者の有する情報伝達の即時機能にかんがみ、重要な情報は、速やかに放送事業者に提供することが必要となる。

- 避難行動要支援者や外国人など、情報が届きにくい住民については、民生委員、ボランティア団体等を通じた情報提供も行うことが必要となるが、そのためには、平素より、十分な連携を図っておくことが求められる。
- NBC攻撃のように、NBCによる汚染の状況が目に見えないような事象においては一般の国民には危険が迫っていることが目に見えないことから、特に行政による速やかな情報提供に心がけなければならない。

#### 4 高齢者、障害者等への配慮

- 避難誘導にあたっては、自然災害時と同様、高齢者、障害者等の避難行動要支援者への配慮が重要であり、避難誘導に当たり常にこのことを意識する必要がある。また、時間的余裕がなく、屋内に留まる方が安全と考えられる場合は、屋内への避難を現実的な避難方法として考えることが必要である。
- 具体的には、以下の避難行動要支援者支援措置を講じていくことが適当と考える。
  - ① 防災・福祉関係部局を中心とした横断的な組織としての「避難行動要支援者支援班」の設置
  - ② 消防団や自主防災組織等による情報が伝達されているか否かの確認
  - ③ 社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と連携した情報提供と支援の実施
- 老人福祉施設等の施設の管理者において車いすや担架による移動補助、車両による搬送等の措置が適切に講じられるよう、収容者数を踏まえた運送手段の確保の方策について検討しておくことが必要である。

#### 5 安全かつ一定程度規律を保った避難誘導の実現

- 避難は、現時点において安全でも、事態の変化の可能性があることから、変化した場合においても住民の安全を確保するために行うものであり、避難過程の安全確保は、避難にあたっての前提である。
- 避難誘導の開始時において、県警察等との活動調整を行い、避難経路の要所において、職員を配置して各種の連絡調整に当たらせるとともに、行政機関の車両や案内板などを配置して、誘導の円滑化を図るべきである。また、一時避難所からバス等で移動する場合においては、当該一時避難所において職員を住民の搭乗等の調整に当たらせることが必要である。
- 避難誘導の実施に当たり、避難住民が興味本位で、危険な地域に向かったり、避難から脱落することがないように、注意する必要がある。
- 避難誘導の実施に当たり、少しでも連帯感を持って避難誘導を行うことが必要となるが、地

域社会における連帯感が希薄な場合においても、現場における個々の誘導員がリーダーシップを発揮することで、一定程度規律を保った避難を行うことが可能となる。

- このため、避難誘導の先導に立つ要員については、次の点に留意して活動させる必要がある。

- ・ 住民は、恐怖心や不安感の中で誘導を行うことになるから、誘導に当たる者は、より一層、冷静沈着に、毅然たる態度を保つこと。
- ・ 誘導員は、防災活動服や腕章等により、誘導員であることの立場や役割を明確にして、その活動に理解を求めること（自主防災組織等には特殊標章の交付も）
- ・ 誘導員は、パニックの予兆を察知したら、それに先立ち迅速な情報提供と冷静かつ秩序正しい行動を呼びかけること。
- ・ 近隣の住民に声を掛け合い、相互に助け合って避難を行うよう促すこと。

## 6 学校や事業所における対応

- 学校や大規模な事業所においては、時間的な余裕がある場合を除き、集団でまとまって行動することを前提として、誘導の方法を考えるべきである。
- 例えば、学校については、時間的に余裕がある場合には、保護者に連絡して、児童生徒等と保護者が一緒に行動するが、保護者が職場にいる場合や時間的余裕がない場合には、学校の管理の下で、担任が児童生徒等と行動を共にして避難を行うことを基本とする（登下校中や課外活動中に、学校に戻ったり、所在する児童生徒等についても同様である。）
- こうした取組みを円滑に進めるためにも、平素より、学校や大規模な事業所と連携を図るとともに、訓練等により浸透を図る必要がある。

## 7 民間企業による協力の確保

- 災害時の民間企業の役割として、「企業内の防災」のみならず、「地域の防災力」を確保する上での役割が重要になっている。企業の持つ物理的スペースが、住民避難に役立つのみならず近隣地域への情報提供等についても、重要な役割を果たしうる。
- 例えば、武力攻撃やテロが発生した場合においても、企業単位で地域の避難誘導を主体的に実施したり、電光掲示板等によるタイムリーな情報の提供（例えば、平時は企業情報を提供し、事態発生時には、警報等の安全情報を提供）は、大きな効果を生む。  
（参考例：大手町、丸の内、有楽町地区では、地区全体の課題に対処するため、企業同士で「隣組」を構築し、その防災力を共同で開発する取組みが高く評価されている。  
2005年4月に起きたJR西日本福知山線列車事故では、周辺の事業所が被災者の救出・救助・搬送に重要な役割を果たした。）
- このため、各地域において、こうした取組みを行う民間企業をPRすることなどにより、地

域において、民間企業が住民避難等を支援する体制づくりを進めるべきである。

## 8 住民の「自助」努力による取組みの促進

- 災害時では、「自助7割、共助2割、公助1割」であると、一般に指摘されており、特に初動の対応は、阪神・淡路大地震の際の教訓に照らしても、個々人の自助能力が鍵であるとされている。つまり、テロ生起現場は、多数の住民が生活している場でもあり、住民自らが身を守る必要があるということである。
- 事案の発生直後は、危険を回避し被害を軽減するため非常に重要な時間であるが、その時点での行政側の対応には一定の限界があり、国民一人一人が危険回避のために問題意識を持って対応できるよう、平素からの啓発を強化する必要がある。
- 市においても、武力攻撃事態あるいは大規模なテロに際し、住民自ら行うべきことについて、研修会や訓練を通じて、平素から周知するよう努力することが期待されている。そうした取組みは、緊急時に一定の方向に人々の行動を収斂させるという効果も有しており、安全かつ円滑な避難実施の点からも有効である。

※ 攻撃発生当初の段階では、個々人の判断により、現場における次の行動を考える。

- ・ 爆発音を聞いた直後は、とっさに低い姿勢になり、身の安全を守るとともに、周囲の状況を確認する。
- ・ 速やかに爆発が起こった建物などからできる限り離れる。
- ・ 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。また、移動に際しては、現場に消防職員、警察官又は海上保安官がいる場合には、その指示に従って、落ち着いて行動する。
- ・ 異変の起こった地域には、むやみに近寄らない。

※「武力攻撃やテロなどから身を守るために」（内閣官房）参考

## 9 季節の別に応じた避難の対応

- 冬季では、積雪時における人の運動能力低下や、運送手段等の実情を踏まえた対応が必要となる。このため、避難時における住民の衣類への注意を促すことや避難時の健康対策及び積雪時の移動時間を考慮した避難計画の時間配分に留意する。
- 冬季における留意事項
  - ① 個々の住民における防寒対策への呼びかけ（上着や毛布等）
  - ② 積雪による車両通行困難が想定される場合では徒歩移動の呼びかけ、または適切なルート選定
  - ③ 自家用車内への避難等、密閉空間内での燃料不完全燃焼による一酸化炭素中毒、車中で睡眠等の場合の血栓症への留意
  - ④ 日照時間が短いことから、避難誘導時刻に留意（時間的余裕がある場合）

- 夏季における留意事項
  - ①熱中症の予防（帽子や飲料水の携行）呼びかけ
  - ②仮設テント等による日陰の確保
  - ③昼夜の気温差による健康対策呼びかけ
  - ④車中で睡眠等の場合の血栓症等への留意
  - ⑤蚊、ハエ等不快害虫対策への呼びかけ

## 5-4 住民の行動要領

### 1 警報が発令された場合にとるべき行動等

市は、住民の安全を守るため、武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域には、特別なサイレン音（※）を使用した防災行政無線、緊急告知防災ラジオ、広報車、ホームページ・メールサービス・エリアメール・緊急速報メール、ケーブルテレビ、消防団、警察、自治会又は自主防災組織等による伝達等及び各報道機関による放送等により、住民に注意を呼びかけるとともに、どのようなことが、どこで発生し、あるいは発生するおそれがあるのか、住民にどのような行動をとってほしいのかといった警報の内容を伝えることとしている。

また、住民の避難が必要な地域には、同様な方法で避難の呼びかけを行う。

※ 特別なサイレン音については、国民保護ポータルサイト（<http://www.kokuminhogo.go.jp>）にてサンプル音を聴くことができる。

#### ○ 武力攻撃やテロなどが迫り又は発生した地域において警報が発令された場合に直ちにとるべき行動

##### ① 屋内にいる場合

- ア ドアや窓を全部閉める。
- イ ガス、水道、換気扇を止める。
- ウ ドア、壁、窓ガラスから離れて座る。

##### ② 屋外にいる場合

- ア 近隣の堅牢な建物や地下街など屋内に避難する。
- イ 自家用車などを運転している場合は、できる限り道路外の場所に車両を止める。やむを得ず道路に置いて避難するときは、道路の左側端に沿ってキーを付けたまま駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害とならないようにする。

#### ○ 落ち着いた情報収集

警報をはじめ、テレビやラジオなどを通じて伝えられる各種情報に耳を傾け、情報収集に努める。

#### ○ 避難の指示

行政機関からの避難の指示に基づき、自宅から避難所へ避難する場合には、以下のことに留意する。

- ア 行政機関からの避難の指示としては、屋内への避難、近隣の避難所への避難、市や県の区域を越えた遠方への避難などが考えられ、状況に応じて適切な指示が出されることとなる。
- イ 行政機関から避難の指示が出された場合は、指示に従って落ち着いて行動する。
- ウ ガスの元栓を締め、家電品のプラグをコンセントから抜いておく。ただし、冷蔵庫のコンセントは挿したままにしておく。
- エ 頑丈な靴、長ズボン、長袖シャツ、帽子などを着用し、非常持ち出し品を持参する。（非常持ち出し品については「5-5 日頃からの備え」を参照。）

- オ パスポートや運転免許証など、身分を証明できるものを携行する。
- カ 家の戸締りを確実に行う。
- キ 近所の人に声をかける。
- ク 避難の経路や手段などについて、行政機関からの指示に従い適切に避難する。

## 2 身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等

身の回りで急な爆発が起こった場合などは、警報が発令されている、いないに関わらず、以下のことに留意する。

### ○ 爆発が起こった場合

- ア とっさに姿勢を低くし、身の安全を守る。
- イ 周囲で物が落下している場合には、落下が止まるまで、頑丈なテーブルなどの下に身を隠す。
- ウ その後、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。
- エ 警察や消防の指示に従って、落ち着いて行動する。
- オ テレビやラジオなどを通じて、行政機関からの情報収集に努める。

### ○ 火災が発生した場合

- ア できる限り低い姿勢をとり、急いで建物から出る。
- イ 口と鼻をハンカチなどで覆う。

### ○ 瓦礫に閉じこめられた場合

- ア 明るくするためにライターなどにより火をつけないようにする。
- イ 動き回って粉じんをかき立てないようにし、口と鼻をハンカチなどで覆う。
- ウ 自分の居場所をまわりに知らせるために、配管などを叩く。
- エ 粉じんなどを吸い込む可能性があるため、大声を上げるのは最後の手段とする。

## 3 武力攻撃の類型などに応じた避難などの留意点

武力攻撃事態の想定は、武力攻撃の手段、その規模の大小、攻撃パターンなどにより異なることから、どのようなものとなるかについて一概には言えないが、国民の保護に関する基本指針においては、下記の4つの類型を想定し、国民の保護のための措置の実施にあたって留意すべき事項を明らかにしている。

### ○ ゲリラや特殊部隊による攻撃の場合

突発的に被害が発生することも考えられるため、攻撃当初は一旦屋内に避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。

### ○ 弾道ミサイルによる攻撃の場合

攻撃当初は屋内へ避難し、その後状況に応じ行政機関からの指示に従い適切に避難する。屋内への避難に当たっては、近隣の堅牢な建物や地下街などに避難する。

## ○ 武力攻撃やテロなどの手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合

人体の機能障害を発生させるため、被害に対する特別な対応が必要となることから、テレビやラジオなどを通じて、情報収集に努めるとともに、行政機関からの指示に従って行動することが重要となる。

### ① 化学剤が用いられた場合

ア ロと鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い室内の部屋または風上の高台など、汚染のおそれのない安全な地域に避難する。

イ 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

ウ 2階建て以上の建物であれば、なるべく上の階へ避難する。

エ 汚染された服、時計、コンタクトレンズなどは速やかに処分する必要があるが、汚染された衣服などをうかつに脱ぐと、露出している皮膚に衣服の汚染された部分が触れるおそれがある。特に頭からかぶる服を着ている場合には、はさみを使用して切り裂いてから、ビニール袋に密閉し、その後、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

オ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

カ 化学剤傷病者への治療は一刻を争う。あやしいと感じたらすぐに周囲に知らせ、速やかに警察や消防に通報するといった迅速な対応をとることが、その後の対処も早くなり、救命率の向上につながる。

### ② 生物剤が用いられた場合

ア ロと鼻をハンカチで覆いながら、その場から直ちに離れ、外気から密閉性の高い室内の部屋または感染のおそれのない安全な地域に避難する。

イ 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。

ウ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。

エ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避け、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

オ 身近に感染した可能性のある人がいる場合は、その人が使用した家庭用品などに触れないようにし、頻繁に石けんで手を洗う。感染した可能性のある人も自らマスクをする。

カ 米国で発生した炭そ菌事件のように不審な郵便物が送られてきた場合には、郵便物を振ったり、匂いをかいだり、中身を開けたりせず可能であればビニール袋で包み、すぐに警察などに通報する。もし開けてしまって不審物質がこぼれ出たような場合には、掃除をするべきではない。不審物質を直ちに何かで覆い、その部屋を離れて汚染された衣服をできるだけ早く脱ぎ、手を水と石けんで洗い流してすぐに警察などに通報すること。

### ③ 核物質が用いられた場合

ア 閃光や火球が発生した場合には、失明するおそれがあるので見ないこと。

- イ とっさに遮蔽物の陰に身を隠す。近隣に建物があればその中へ避難する。地下施設やコンクリート建物であればより安全である。
- ウ 上着を頭から被り、口と鼻をハンカチで覆うなどにより、皮膚の露出をなるべく少なくしながら、爆発地点からなるべく遠く離れる。その際、風下を避けて風向きとなるべく垂直方向に避難する。
- エ 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- オ 屋内に地下施設があれば地下へ移動する。
- カ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- キ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。
- ク 被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

#### ④ 放射性物質を散布することにより放射能汚染を引き起こすことを意図した爆弾（ダーティボム）の爆発の場合

- ア 「身の回りで急な爆発が起こった場合の行動等」と同様、爆発が起こった建物などからできる限り速やかに離れる。
- イ 爆発において特有の特徴がなく、放射性物質の存在が判明するまでに時間がかかることなどから、たとえ外傷がない場合でも、行政機関の指示などに従い医師の診断を受ける。
- ウ 屋内では、窓閉め、目張りにより室内を密閉し、できるだけ窓のない中央の部屋に移動する。
- エ 屋内に地下施設があれば地下へ移動する。
- オ 屋外から屋内に戻ってきた場合は、汚染物を身体から取り除くため、衣類を脱いでビニール袋や容器に密閉し、水と石けんで手、顔、体をよく洗う。
- カ 安全が確認できるまでは、汚染された疑いのある水や食物の摂取は避ける。
- キ 被ばくや汚染のおそれがあるため、行政機関の指示などに従い、医師の診断を受ける。

#### 4 怪我などに対する応急措置

武力攻撃やテロなどが発生すると、普段のように救急車がかけつけられないことも考えられる。怪我をしてしまった場合あるいは自分は無事でも家族やまわりの人が怪我をしている場合や応急措置が必要な場合などに備えて、知識を身につけておくよう心がける。

##### ○ 切り傷などにより出血している場合

- ア 傷口が土砂などで汚れているときは、なるべく早くきれいな水で十分に洗い流す。
- イ 出血しているところを清潔なガーゼや布でやや強く押さえ、止血する。
- ウ 骨折がないことを確認した上で、傷口は心臓よりも高くする。
- エ 包帯を巻くときは患部を清潔に保つ。
- オ じかに血液に触れないよう、ビニール・ゴム手袋やスーパーの袋などを利用する。

##### ○ 火傷をしている場合

- ア 流水で患部を冷やす。
- イ 水ぶくれは破らないよう注意する。
- ウ 消毒ガーゼかきれいな布を当て包帯をする。
- エ やたらと医薬品を使用するのはやめる。

### ○ 骨折している場合

- ア 出血している場合はその手当てをする。
- イ 負傷した箇所はあまり動かさない。
- ウ 氷あるいは冷湿布などを利用してハレや痛みをやわらげる。
- エ 可能であれば、添え木※を当て、骨折部分の上下を関節を含め固定する。
- オ さらに腕の場合は三角巾などで固定する。
- ※ 添え木は、棒や板、傘やダンボールなどで代用できる。

### ○ ねんざしている場合

- ア 氷あるいは冷湿布などを利用してハレや痛みをやわらげる。
- イ 靴は添え木の替わりになるので脱がずに、その上から三角巾や布で固定する。
- ウ 三角巾を帯状にし、中央を足の裏にあて、かかとを挟み足首の裏側に引き上げて交差させる。
- エ 三角巾の両端を足の甲に回して交差させ、両端をかかとの三角巾の内側に通す。
- オ 三角巾の両端を足の甲に回して結ぶ。

### ○ かゆみや発疹など皮膚に異常が見られる場合

- ア 汚染された衣類は汚染物質が目や鼻と接触しないよう切り取り、ビニール袋に密閉する。
- イ 水と石けんで手、顔、体を洗う。

### ○ 体に火がついた場合

- 水や消火器により体についた火を消す。これらが無い場合は、決して走ったりせず、手をついて地面に転がる。

### ○ 精神的ショックを受けている場合

- ア 子供やお年寄りの近くには、付き添うようにする。
- イ 無理をせず、休憩や睡眠、家族と過ごす時間をきちんととる。

### ○ 人が倒れている場合

- ①周囲の安全を確認し、安全でないと判断した場合は、安全な場所に移動する。

※ 複数人が呼吸困難や体の不調を訴えている場合や意識不明者がある場合には、化学剤や生物剤による汚染が疑われるため、むやみに近づかず、意識が有る者がいれば、風上の遠めから状況を聴取し、直ちに消防機関へ通報し支持を仰ぐ。また、化学剤や生物剤により汚染した疑いのある者の移動については、汚染範囲の拡大につながる可能性があり、直近の風通しのよい安全な場所まで自力で移動し消防機関の到着を待つよう施す。

- ② 反応（意識等）があるかどうかを確認する。  
 倒れている人の耳もとで「大丈夫ですか」または「もしもし」と大声で呼びかけながら、肩を軽くたたき、反応があるかないかをみる。  
 ア 呼びかけなどに対して目を開けるか  
 イ 呼びかけなどに対してなんらかの返答または目的のある仕草があるか  
 ※ 反応（意識等）があれば訴えを聞き、必要な応急手当を施す。
- ③ 反応（意識等）がなければ、大きな声で周囲に助けを求める。  
 ア 協力者が来たら、「119番通報」と「AED（自動体外式除細動器）を持ってくること」を依頼する。  
 イ 救助者が一人の場合や、協力者が誰もいない場合には、まず自分で119番通報することを優先する。
- ④ 正常な呼吸（普段どおりの息）をしているかどうかを確認する。  
 ア 片手を額に当て、もう一方の手の人差し指と中指の二本をあご先（骨のある硬い部分）に当てて、頭を後ろにのけぞらせ（頭部後屈）、あご先を上げ（あご先挙上）気道を確保する。  
 イ 気道を確保した状態で、自分の顔を倒れている人の胸に向けながら、頬を口・鼻に近づけ10秒以内で、「胸や腹部の上がり下がり」を見て、「息の音」を聞いて、頬で息を感じて呼吸を確認する。  
 ※ 胸や腹部の動きがなく、呼吸音も聞こえず、吐く息も感じられない場合や約10秒間確認しても呼吸の状態がよくわからない場合やしゃくりあげるような、途切れ途切れに起きる呼吸がみられる場合は「正常な呼吸なし」と判断する。
- ⑤ 正常な呼吸（普段どおりの息）がなければ、人工呼吸（口対口）と胸骨圧迫（心臓マッサージ）を行う。  
 ア 気道を確保したまま、額に当てた手の親指と人差し指で鼻をつまみ、自分の口を大きくあけて倒れている人の口を覆い、空気が漏れないようにして、息を約1秒かけて吹き込む。  
 イ いったん口を離し、同じ要領でもう1回吹き込む。1回目の吹き込みで胸が上がらなかった場合には、もう一度気道確保をやり直し吹き込みを試みるが、うまく胸が上がらない場合でも、吹き込みは2回までとする。出血がある場合や感染防護具を持っていないなどにより口対口人工呼吸がためられる場合には人工呼吸を省略し、胸部圧迫のみを続ける。  
 ウ 2回目の人工呼吸が終わったら、あるいは省略することにしたなら、ただちに胸骨圧迫を開始する。  
 エ 胸の真ん中（乳頭と乳頭を結ぶ線の真ん中）に、片方の手の付け根を置き他方の手をその手の上に重ね、肘をまっすぐに伸ばして手の付け根の部分に体重をかけ倒れている人の胸が4～5cm沈むほど強く圧迫する。  
 オ 1分間に100回の速いテンポで30回連続して絶え間なく圧迫するが、圧迫と圧迫の間（圧迫を緩めるとき）は、胸がしっかり戻るまで十分に圧迫を解除するよう注意して行

う。

カ 胸骨圧迫を30回連続して行った後に、人工呼吸を2回行うが、この胸骨圧迫と人工呼吸の組み合わせ（30：2のサイクル）を、救急隊に引き継ぐまで絶え間なく続ける。

※ 救助者が二人以上いる場合は、2分間（5サイクル）程度を目安に交代して、絶え間なく続けることが大切で、電極パッドを貼り付ける際にも、できるだけ胸骨圧迫を継続する。うめき声を出したり、普段どおりの息をし始めた場合は中止する。

⑥ AED（自動体外式除細動器）が届いたらすぐにAEDを使う準備をする。

ア AEDを倒れている人の頭の横に置き、ケースから本体を取り出す。

イ AEDのふたを開け、電源ボタンを押して電源を入れたら、以降は音声メッセージとランプに従って操作する。

※ ふたを開けると自動的に電源が入る機種もある。

ウ 電極パッドの袋を開封して電極パッドをシールからはがし、粘着面を電極パッドに絵で表示されている胸の位置に肌との間にすき間を作らないよう、しっかりと貼り付ける。

※ 成人用と小児用の2種類の電極パッドが入っている場合があるが、成人（約8歳以上）に小児用の電極パッドを使用してはならない。また、胸が濡れている場合はタオル等でふき取り、胸に貼り薬がある場合ははがして薬剤をふき取り、胸毛が濃く「きちんと貼ってください」などのエラーメッセージがでる場合は体毛を除去してから電極パッドを貼り付ける。さらに電極パッドを貼る位置に心臓ペースメーカー等が埋め込まれている場合は、そこから3cm程度離れたところに電極パッドを貼り付ける。

エ 電極パッドを貼り付けると「体に触れないでください」などと音声メッセージが流れ自動的に心電図の解析が始まるので、「みなさん、離れて」と注意を促し、誰も倒れている人に触れていないことを確認する。

※ 心電図の解析を始めるために、音声メッセージに従って解析ボタンを押すことが必要な機種もある。

オ AEDが電気ショックを加える必要があると判断すると「ショックが必要です」などの音声メッセージが流れ、自動的に充電が始まり充電が完了すると「ショックボタンを押してください」などの音声メッセージが出て、ショックボタンが点灯し、充電完了の連続音が鳴るので、必ず自分が倒れている人から離れ「ショックします。みんな離れて」と注意を促し、誰も触れていないことを確認してからショックボタンを押す。

カ 電気ショックが完了すると、「ただちに胸骨圧迫を開始してください」などの音声メッセージが流れるので、これに従ってただちに胸骨圧迫を再開する。

※ 胸骨圧迫30回、人工呼吸2回（心肺蘇生法）の組み合わせを続けて、2分経ったらAEDは自動的に心電図の解析を再び行う。以後は、＜①心電図の解析、②電気ショック、③心肺蘇生法の再開＞の手順を約2分間おきに繰り返す。

キ 電気ショックの適応がない場合は、心電図解析の後「ショックは不要です。ただちに胸骨圧迫を開始してください」などの音声メッセージが出たら心臓のリズムは除細動では治せないものなので、メッセージに従ってただちに胸骨圧迫30回、人工呼吸2回組み合わせを続ける。

## 5 日頃からの備え

地震などの災害に対する日頃からの備えとして、避難しなければならないときに持ち出す非常持ち出し品や、数日間を自足できるようにするための備蓄品が各行政機関により紹介されているが、これらの備えは、武力攻撃やテロなどが発生し避難しなければならないなどの場合においても、大いに役立つものと考えられるため、家族全員で備えるよう心がける。

### ○ 備蓄

#### ① 非常持ち出し品

- ア 携帯用飲料水、食品（カップめん、缶詰、ビスケット、チョコレートなど）
  - イ 貴重品（預金通帳、印鑑、現金など）、パスポート、運転免許証等
  - ウ 緊急用品：三角巾、包帯（4号・6号が便利）、はさみ、ピンセット、キズロ用消毒液、常備薬（かぜ薬、胃腸薬、痛みどめなど）、安全ピン、消毒ガーゼ、きれいなタオル、ばんそうこう（大・小）、体温計
  - エ ヘルメット、防災ずきん、軍手（厚手の手袋）
  - オ 懐中電灯、携帯ラジオ・予備電池
  - カ 衣類（セーター、ジャンパー類）、下着、毛布
  - キ マッチ、ろうそく（水にぬれないようにビニールでくるむ）
  - ク 使い捨てカイロ、ウエットティッシュ、筆記用具（ノート、えんぴつ）
- ※ 新聞紙や大きなゴミ袋は、防寒や防水に役立つ。小さな子どもがいる家庭は、ミルク、ほ乳びん、紙おむつなども必要。

#### ② 数日間を自足できるようにするための備蓄品（3日分が目安）

- ア 普段使っている物と同じ物を用意しておくとう便利
  - ア 飲料水9リットル（3リットル×3日分）
  - イ ご飯（アルファ米：一度炊いた米を乾燥させたもので、お湯や水を注ぐだけで食べられ、非常食としても活用できる）4～5食分
  - ウ ビスケット1～2箱、板チョコ2～3枚、缶詰2～3缶
  - エ 下着2～3組、衣類：スウェット上下、セーター、フリースなど
- ※ さらに、攻撃の手段として化学剤、生物剤、核物質が用いられた場合には、皮膚の露出を極力抑えるために、手袋、帽子、ゴーグル、雨ガッパ等を着用するとともに、マスクや折りたたんだハンカチ・タオル等を口及び鼻にあてて避難することが必要となる場合があるので、これらについても備えておくことが大切である。

### ○ 訓練への参加など

国民保護法に基づき、国や地方公共団体などは避難や救援などの国民保護に関する訓練を実施することになるため、住民が、この行動要領を十分に活用するとともに、訓練に参加することにより、武力攻撃やテロなどにおける避難などについて、より理解を深めることができることになる。

## 6 その他（関係条例、要綱等）

## 6-1 防府市国民保護協議会条例

平成十八年三月九日

条例第四号

（目的）

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第四十条第八項の規定に基づき、防府市国民保護協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員及び専門委員）

第二条 協議会の委員の定数は、三十人以内とする。

2 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（会長の職務代理）

第三条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹事）

第五条 協議会に、幹事二十人以内を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

（部会）

第六条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

（庶務）

第七条 協議会の庶務は、総務部において処理する。

（その他）

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則 抄

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第二項の規定は、平成十八年四月一日から施行する。

## 6-2 防府市国民保護協議会運営要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、防府市国民保護協議会条例（平成18年防府市条例第4号）第8条の規定に基づき、防府市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

### （会議）

第2条 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して協議会の招集を求めることができる。

### （委任）

第3条 委員が会議に出席できないときは、あらかじめ書面により委員が指名する者にその権限を委任することができる。

### （会長の専決処分）

第4条 会長において特に緊急を要するため協議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、その他やむを得ない理由により協議会を招集することができないときは、会長は、協議会が処理すべき事項について専決することができる。

2 会長は、前項の規定により専決したときは、次の協議会に報告し、その承認を求めなければならない。

3 第1項に定める場合のほか、会長は、協議会が処理すべき事項のうち軽易な事項について専決することができる。

4 会長は、前項の規定により専決したときは、次の協議会に報告しなければならない。

### （幹事会）

第5条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、あらかじめ会長が指名する者が招集し、その議長となる。

3 幹事会は、議事の内容に応じ、必要な幹事のみ招集することができる。

### （部会）

第6条 部会の設置及び運営について必要な事項は、その都度会長が協議会に諮って定める。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、その都度会長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成18年7月31日から施行する。

### 6-3 防府市災害派遣手当に関する条例

昭和六十二年三月十一日

条例第四号

防府市災害派遣手当に関する条例(昭和三十八年防府市条例第十四号)の全部を改正する。

(趣旨)

第一条 この条例は、災害対策基本法(昭和三十六年法律第二百二十三号)第三十二条第一項に規定する職員(以下「災害応急対策等派遣職員」という。)又は大規模災害からの復興に関する法律(平成二十五年法律第五十五号)第五十六条第一項に規定する職員(以下「復興計画作成等派遣職員」という。)に支給する災害派遣手当、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律(平成十六年法律第百十二号)第一百五十四条に規定する職員(以下「国民保護等派遣職員」という。)に支給する武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第四十四条に規定する職員(以下「新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員」という。)に支給する新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当に関し必要な事項を定めるものとする。

(平二五条例三・平二五条例三七・一部改正)

(災害派遣手当等)

第二条 災害応急対策等派遣職員若しくは復興計画作成等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員が、住所又は居所を離れて本市の区域に滞在することを要するときは、当該派遣職員に対し、それぞれ災害派遣手当、武力攻撃災害等派遣手当又は新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当(以下「災害派遣手当等」という。)を支給する。

2 災害派遣手当等の額は、滞在した期間及び利用施設の区分に応じ、別表に定める額とする。

(平一二条例四〇・平二五条例三・平二五条例三七・一部改正)

(その他)

第三条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一二年一二月一八日条例第四〇号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成二五年三月八日条例第三号)

この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条の規定は新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。

附 則(平成二五年一二月九日条例第三七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成三〇年三月三〇日条例第二三号)

この条例は、平成三十年六月十五日から施行する。

別表(第二条関係)

(平二五条例三・追加・一部改正、平二五条例三七・平三〇条例二三・一部改正)

施設の利用区 滞在した期間	公用の施設又はこれに準 ずる施設(一日につき)	その他の施設(一日につ き)
三十日以内の期間	三、九七〇円	六、六二〇円
三十日を超え六十日以内の期間	三、九七〇円	五、八七〇円
六十日を超える期間	三、九七〇円	五、一四〇円

備考

- 1 滞在した期間とは、災害応急対策等派遣職員、復興計画作成等派遣職員、国民保護等派遣職員又は新型インフルエンザ等緊急事態措置派遣職員が本市の区域に到着した日から同地を出発した日の前日までの期間をいう。
- 2 公用の施設又はこれに準ずる施設とは、旅館業法(昭和二十三年法律第百三十八号)第二条第二項に規定する旅館・ホテル営業の施設以外の施設をいう。

## 6-4 防府市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例

平成十八年三月九日

条例第五号

（目的）

第一条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号。以下「法」という。）第三十一条及び法第百八十三条において準用する法第三十一条の規定に基づき、防府市国民保護対策本部（以下「国民保護対策本部」という。）及び防府市緊急対処事態対策本部（以下「緊急対処事態対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第二条 国民保護対策本部長（以下「本部長」という。）は、国民保護対策本部の事務を総括する。

2 国民保護対策副本部長（以下「副本部長」という。）は、本部長を助け、国民保護対策本部の事務を整理する。

3 国民保護対策本部員（以下「本部員」という。）は、本部長の命を受け、国民保護対策本部の事務に従事する。

4 国民保護対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、市の職員のうちから、市長が任命する。

（会議）

第三条 本部長は、国民保護対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、国民保護対策本部の会議（以下、この条において「会議」という。）を招集する。

2 本部長は、法第二十八条第六項の規定に基づき、国の職員その他市の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

（部）

第四条 本部長は、必要と認めるときは、国民保護対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

（現地対策本部）

第五条 国民保護現地対策本部に国民保護現地対策本部長、国民保護現地対策本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

2 国民保護現地対策本部長は、国民保護現地対策本部の事務を掌理する。

（その他）

第六条 この条例に定めるもののほか、国民保護対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

（準用）

第七条 第二条から前条までの規定は、緊急対処事態対策本部について準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。